

西宮市地域防災計画

（地震災害対策計画）

西宮市防災会議

第1編 総則

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される西宮市地域防災計画のうち、地震災害対策計画を記載したものである。

目 次

第1節 計画の趣旨.....	1-1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱.....	1-7
第3節 西宮市の地形と地質	1-12
第4節 地震災害の危険性と被害の特徴.....	1-14

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活へ重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に対処するため、本市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関と協力し、その有する機能を最大限に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興における実施すべきことを定め、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画策定機関

西宮市防災会議

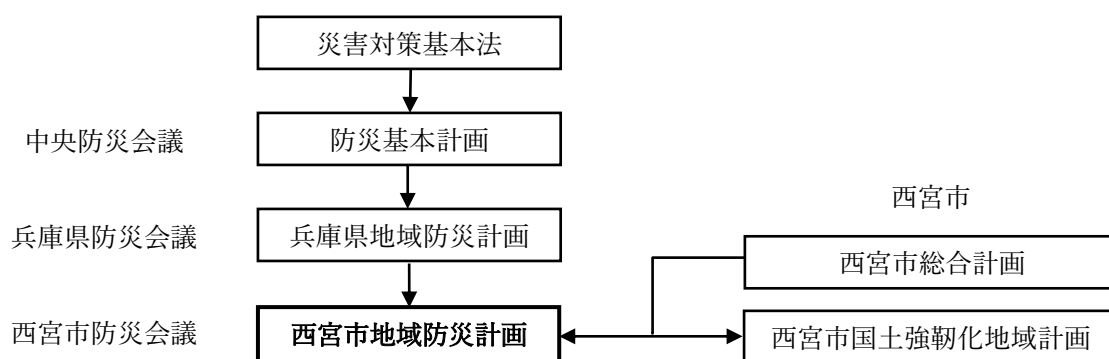
資料1-1「西宮市防災会議条例」参照
資料2-1「西宮市防災会議運営要綱」参照

3 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律223号）に基づき、災害対策全般に関し、西宮市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関との協力業務を含めた総合的な対策を定めるとともに、西宮市総合計画で掲げる防災分野でのまちづくりの基本目標を実現するため、計画的な防災行政の推進によって、災害による市民の生命、身体及び財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、西宮市国土強靱化地域計画と密接に連携して策定する。

また、この計画は、指定地方行政機関の長、又は、指定公共機関等が作成する防災業務計画や兵庫県地域防災計画等の他の計画との整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務等との整合を図りながら定める。

【地域防災計画の位置付け】



4 計画の基本的な考え方

兵庫県の防災減災の基本条例であるひょうご防災減災推進条例（平成29年条例第1号）の趣旨に基づき、以下の4項目の考え方を踏まえ、計画を策定する。

（1）減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図る。

（2）自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

（3）新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図る。

（4）多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施に当たっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進する。併せて、市民一人一人が自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、県、公共機関、事業者、市民等が一体となって対策をとらなければならない。

また、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進する。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や子育て世帯、特性及び性差によるニーズの違い等多様な性の視点に十分配慮する。

5 計画の構成

この計画は、西宮市において想定される災害に対して、次の構成で必要な事項を定める。

(1) 総則

本計画の目的、西宮市の防災目標、防災機関の業務の大綱、及び想定される災害等を定める。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に抑えるための事前措置について定める。

なお、災害予防計画の実施期間は、第5次西宮市総合計画の期間（令和元年～令和10年度）とし、各項目の実施計画については、別途各所管にて施策検討及び年次的調整を行った上で実効性ある計画を作成する。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するための応急的な措置について定める。

(4) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針について定める。

(5) 災害復興計画

災害復興の実施にあたっての基本的な方針について定める。

(6) 津波対策計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づく推進計画の内、津波災害対策について定める。

6 計画の運用

(1) 計画の修正

ア 所要の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、兵庫県地域防災計画や関係法令等の改正との整合を図り、市の組織改正による修正等を行うほか、本市総合計画の策定又は見直しの時期とあわせて、おおむね10年程度を目安に、社会情勢等の変化を考慮した修正を行う。

イ その他の修正の考え方

この計画は、上記アに加え、総合防災訓練及び図上訓練などでの検証を踏まえ、多様な災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検して必要な修正を行う。

(ア) 防災体制充実のための修正

災害による被害を最小限に抑えるため、初動体制を早期に確立し、災害対策本部の機能をハード・ソフト両面にわたって強化するために必要な事項について修正を行う。

(イ) 防災関係機関の協力体制強化のための修正

大規模災害に備えるため、広域的な相互応援体制の確立など防災協力体制の拡充を図り、防災関係機関との連携を一層強化するために必要な事項について修正を行う。

(ウ) 地域防災力向上のための修正

「自らの安全は自らが守る」という防災本来の考え方を踏まえ、防災知識や危険箇所の情報提供、地域による要配慮者への支援など、市民や地域の防災力向上を図るために必要な事項について修正を行う。

(2) 実施要領及びマニュアル等の策定

この計画に基づく活動を実施するにあたっての必要な細目、手順については、本市各局部及び防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、本計画の修正等に応じ見直しを行う。

(3) 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から、実動及び図上訓練や研究等によって、この計画の習熟に努める。

また、この計画内容の要旨について、広く市民への周知に努め、災害対策への理解と防災意識の啓発を推進する。

7 西宮市の防災目標

本計画では、市民と協働のもと、災害予防から災害応急、災害復旧までの対策全てを計画的かつ総合的に実施していくことを目指し、総合計画において「防災・減災」分野の目的の内「災害から市民の生命と財産を守る。」を防災目標として掲げ、この目的を実現する取組である「地域防災力の向上」、「防災体制の充実」、「都市防災力の強化」を踏まえた防災対策を推進する。さらに、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

(1) 災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないという教訓を踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢のもと、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、国、県、他市、防災関係機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築すること。

(2) 迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるという教訓を念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、これまでの被災経験を踏まえて、必要とされる物資及び要員についての緊急支援に対して円滑に対応できる仕組みを整備すること。

(3) 市民の円滑かつ安全な避難

市民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて市民との情報共有を図ること。また、災害時の的確な避難情報の発令に資する取り組みや確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、要配慮者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

(4) 被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。

(5) 事業者や市民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、市民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

(6) 円滑かつ迅速な復興

市民の参画なくして地域の復興はなし得ないという教訓を踏まえ、市民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画のもと、創造的復興を目指す復興計画等を策定する仕組みを整備すること。

(7) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組みを進めることにより、17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、特に以下に挙げる目標達成に寄与することが期待される。

【「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画との関係】



出典：国際連合広報センター

【参考】「持続可能な開発目標 (SDGs)」について

平成 27 年 (2015 年) の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択された。SDGs (Sustainable Development Goals) では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。



第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

1 市民及び各機関等の役割

市民、自主防災組織等の地縁団体、事業所、そして市及び防災関係機関等は、日頃から災害に備え、自助・共助・公助の考え方を基本として、それぞれの役割に応じた防災活動を実施又は参加協力する。また、大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関等はその総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界があるため、市民、地縁団体、そして事業所は「自らの命は自ら守る、自分の地域は自分たちで守る」という防災の原点に立って、自発的に必要となる行動を起こし相互に協力する。

(1) 市民の果たすべき役割

市民は、自らの責任において自身及び保護すべき者の安全を確保するとともに、地域における安全確保のため相互に助け合い、被害の事前防止及び拡大防止に努める。また、日頃から災害に関する情報に関心を持ち、食料等の備蓄や家屋の耐震化、安全対策等の「災害への備え」に努める。

(2) 自主防災組織及び地縁団体の果たすべき役割

地域の防災力を向上するには、阪神・淡路大震災時の経験から、自主防災組織等の地縁団体を中心に地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実状に即した自主防災組織を積極的に結成し、地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る。

(3) 事業所の果たすべき役割

事業所は、消防法に基づく防火管理体制を強化し、災害に即応できる防災体制の充実に努める。また、事業所内の従業員及び利用者等の安全確保はもとより、市及び関係機関が実施する防災活動に協力するとともに、その社会的責務を自覚し、地域の防災活動への積極的な協力に努める。

(4) 市が果たすべき役割

市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民、地縁団体、事業所の協力を得るとともに、その総力を結集して防災活動を実施する。

(5) 指定地方行政機関が果たすべき役割

大規模災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関並びに他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関が果たすべき役割

業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

2 指定地方行政機関、指定公共機関等の事務又は業務

市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関並びに指定地方公共機関等は、災害対策に関し、次の事務又は業務を処理する。

(1) 市及び県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西宮市	西宮市の地域にかかる災害予防の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害復旧の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害復興の総合的推進
兵庫県	兵庫県の地域にかかる災害予防の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害復旧の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害復興の総合的推進
警察本部		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

(2) 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局	1. 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2. 応急機材の整備及び備蓄 3. 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4. 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1. 公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2. 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3. 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4. 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5. 海上緊急輸送路の確保 6. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1. 公共土木施設（直轄）の復旧 2. 被災港湾施設(直轄)の復旧	
第五管区海上保安本部	1. 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2. 災害応急資機材の整備・保管及び排出油等防除協議会の指導・育成 3. 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導	1. 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3. 事故情報の提供 4. 海上における人命救助 5. 海上における消火活動 6. 避難者、救援物資等	1. 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2. 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1. 海洋環境への汚染防止 2. 海上交通安全の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
	4. 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	の緊急輸送 7. 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8. 海上における流出油等事故に関する防除措置 9. 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10. 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11. 海上治安の維持 12. 海上における特異事象の調査		

(3) 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 第3師団 (第36普通科連隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の支援		

(4) 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1. 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2. 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧	
日本通運株式会社 (神戸支店)		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力送配電株式会社 (神戸本部)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧	

(5) 指定地方公共機関等

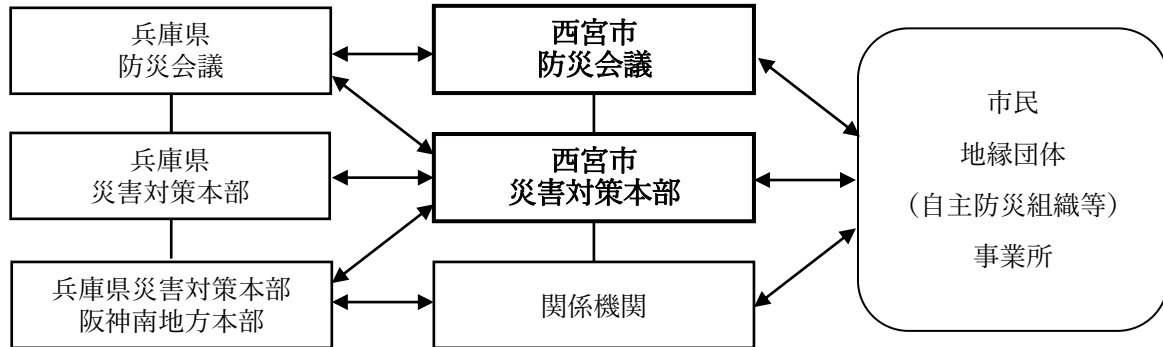
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社	1. 道路状況の把握 2. 災害時における対応 の指導	災害時における緊急陸上 輸送		
医師会 一般社団法人 西宮市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的身体的 支援	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的身体的 支援

3 西宮市の地域防災組織

(1) 西宮市の地域防災組織

本市の地域における防災組織は次のとおりである。

【西宮市の地域防災組織図】



(2) 西宮市防災会議

西宮市防災会議は、災害対策基本法第16条（市町村防災会議）及び西宮市防災会議条例に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、西宮市及びその他の防災機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。

資料1-1「西宮市防災会議条例」参照
資料2-1「西宮市防災会議運営要綱」参照

ア 組織

西宮市防災会議は、市長を会長とし、西宮市防災会議条例（昭和38年7月西宮市条例第9号）第3条第5項に規定する委員、及び西宮市防災会議運営要綱第7条に規定する幹事をもって組織する。防災会議の運営は、西宮市防災会議条例及び西宮市防災会議運営要綱の定めるところによる。

資料7-1「西宮市防災会議委員・幹事名簿」参照

イ 所掌事務

- ① 地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- ② 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ③ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ④ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 庶務担当

西宮市総務局危機管理室が担当する。

(3) 西宮市災害対策本部

西宮市災害対策本部は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の2及び西宮市災害対策本部条例に基づき設置され、本市の災害に対する総合的な対策を実施することを目的とする機関である。災害対策本部の運営は、西宮市災害対策本部条例、西宮市災害対策本部要綱、及び本計画の定めるところによる。

資料1-2「西宮市災害対策本部条例」参照
資料2-2「西宮市災害対策本部設置要綱」参照

第3節 西宮市の地形と地質

1 西宮市の自然条件

(1) 西宮市の位置及び面積

本市は、兵庫県の南東部、六甲山系の東端にあり、大阪～神戸間のいわゆる阪神地域の中央に位置している。市域は、東は武庫川下流を境として尼崎市に、北は仁川と武庫川中流で宝塚市に、北部では神戸市に、西は堀切川を境として芦屋市に接し、南は大阪湾に面している。

市域面積は100.18km²で、このうち、六甲山系以南の本庁・鳴尾・瓦木・甲東地域が51.75km²、以北の塩瀬・山口地域が48.43km²を占めており、六甲山系によって南部地域と北部地域にほぼ二等分されている。

(2) 西宮市の地勢

西宮市は南北19.2km、東西14.2kmにわたるひょうたん状の形をなしており、中央部を東西に六甲山系が横断し、これを境にして南部地域では東西につながる市街地が広がり、北部地域では山林や農地が広がっている。西宮市の河川は東六甲山地を中心として放射状に流れ、夙川、東川、新川等の小河川を除けば、すべて武庫川水系に属している。

地形はT.P.-0.6m（鳴尾東保育所附近）から標高898.6m（関西電力送配電無線局附近）に及ぶ高低差を持ち、起伏、変化に富んでいる。臨海部は、相対的に地盤が低く、T.P.0～+1mの区域が武庫川河口付近に広がっており、その背後は、比較的緩やかな傾斜地が続くが、六甲山地山麓から急激に地盤が高くなる。また、埋立地区（鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜）は、概ねT.P.+3m以上の地盤高であるが、鳴尾浜地区では一部T.P.+3m以下の区域もある。

(3) 西宮市の地質

地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の2つに大きくわけることができる。

太多田川から北部一帯は主として石英粗面岩類からなり、山口町と塩瀬町の一部では泥岩、砂岩、れき岩からなる神戸層群で覆われており、この層群において集落の形成がみられる。

東六甲山系に属する山地においては、表層は凝固度の弱いれき、砂、粘土からなる洪積層（大阪層群、段丘れき層）に覆われており、南部の市街地は、花崗岩の風化作用と河川の侵食作用によって、六甲山地の土砂が多量に下流に運ばれ、堆積してできた沖積層のデルタの上に形成されている。

また、兵庫県南部地震発生時には、野島断層が活動したことが判明しているが、市域内には、甲陽断層や西宮断層、六甲断層など、いくつかの活断層の存在が明らかになっている。

2 西宮市の都市的条件

(1) 人口

市制施行当時 34,427 人にすぎなかった本市の人口は、戦後、特にわが国経済の高度成長の始まった昭和 30 年代の都市化時代において、阪神都市圏への人口集中と都市人口の郊外化現象等をうけて急増した。

震災直前の平成 7 年 1 月 1 日時点の人口は 424,101 人に達していたが、震災後の同年 10 月 1 日に実施した国勢調査の結果では、約 3 万 3 千人もの人口が減少し、390,389 人となった。その後も人口の減少は続き、平成 8 年 4 月には 386,802 人と震災後の最少人口を記録したが、この翌月から増加に転じ、平成 12 年の国勢調査では 438,105 人と震災前の人口を上回ることとなった。その後も 20 代後半から 30 代の子育て世代の転入を背景として転入人口が転出人口を上回り、令和 2 年の国勢調査では 485,587 人に達することとなった。

(2) 建物

本市の建物棟数は、211,240 棟（平成 30 年 住宅・土地統計調査）で、このうち木造家屋は、全体の約 30%にあたる 62,840 棟となっている。特に、南部地域では、六甲山地から武庫川・沿岸部に広く分布しており、土砂災害や津波、洪水、高潮、内水氾濫による浸水などの危険性を有している。

(3) 交通

本市の道路交通は、自動車専用道路として東西方向に名神高速道路、中国縦貫自動車道、阪神高速道路神戸線及び湾岸線が整備されており、広域幹線道路として国道 2 号、同 43 号、同 171 号、同 176 号が整備されている。

本市の鉄道網については、南部地域に JR 東海道本線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線が東西方向に連絡し、南北方向には、阪急電鉄今津線、同甲陽線、阪神電鉄武庫川線が通じ、通勤・通学等市民の日常生活に利用されている。また、北部地域には、JR 福知山線によって大阪方面に連絡しており、ベッドタウンとしての利便性が確保されている。

第4節 地震災害の危険性と被害の特徴

1 地震発生の危険性

(1) 過去の地震災害履歴

本市は、内陸部に震源を持つ直下型地震、太平洋岸のプレート間で発生する地震によって被害を受け、比較的詳細な資料や被害状況が得られる20世紀中の主な地震では、北但馬地震（大正14年、死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,402人、負傷者40,092人）があげられる。

資料 11-1 「地震災害の履歴」参照

(2) 想定される地震

過去の地震災害の履歴などから勘案し、今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、次のようなものがあげられている。

なお、平成28年4月の熊本地震では、最大震度7の地震が連続発生している。このことから、大規模地震が数時間から数日間の時間をおいて連続して発生する可能性があることも想定される。

ア 南海トラフ地震（M8～9）

紀伊水道沖ではM8.0を超える南海地震が繰り返し発生している。古文書等によれば、古くは684年の白鳳地震から1946年の昭和南海地震に至るまで、少なくとも計8回発生したことが確認できる。ここまで発生サイクルが判明している地震は世界的にも少なく、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価では、今後30年以内の発生確率を70%～80%と予想するなど、今世紀前半にも次の南海地震が起こることがほぼ確実視されている。

南海地震は、海域で発生するため津波を伴い、近畿地方、特に沿岸部において大きな被害を与える可能性がある。また、過去の発生パターンから、南海地震の震源域より東の海域を震源域とする東南海地震が直前、又は同時に発生する可能性が高く、関東から九州に及ぶ広範囲の被害が予想される。

東日本大震災以降に、内閣府は発生しうる最大クラスの地震・津波として「南海トラフの巨大地震」（平成24年8月29日）を発表した。これによると、発生頻度は極めて低いものの、M9.0（強震断層モデル）、N9.1（津波断層モデル）の規模となり全国的に被害が及ぶこととなる。

イ 有馬一高槻構造線～六甲・淡路島断層帯（M7.9）

想定される震源地は有馬一高槻構造線～六甲・淡路島断層帯交点付近で、神戸・阪神地域に最大の被害をもたらす可能性が高い。

六甲・淡路島断層帯については、過去に大きな地震を起こしたという文献上の記録がなかったが、野島断層をはじめ、少なくとも一部の断層は、1995年の「兵庫県南部地震」の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーは解放されたと考えられる。なお、最近のトレンチ調査で、1596年の慶長伏見地震の際、有馬一高槻構造線が震源断層であった可能性が指摘されており、六甲・淡路島断層帯の東浦断層も、この際に活動した可能性が指摘されている。

ウ 山崎断層地震 (M8.0)

想定される震源地は山崎断層中央部で、播磨地域に最大の被害をもたらす可能性が高い。

山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。県が実施した調査結果では、山崎断層帯の最新の活動時期は、播磨国地震(868年)に相当すること、活動周期は千数百年から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。

エ 中央構造線地震 (M7.7)

想定される震源地は淡路南縁断層帯で、淡路地域に最大の被害をもたらす可能性が高い。

中央構造線断層帯は、日本で最も長い活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が見当たらない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、この付近の地盤のずれの速度から考えてM8クラスの地震が発生して不思議ではない。

オ 上町断層帯地震 (M7.5)

想定される震源地は上町断層帯で、大阪平野に最大の被害をもたらす可能性が高い。

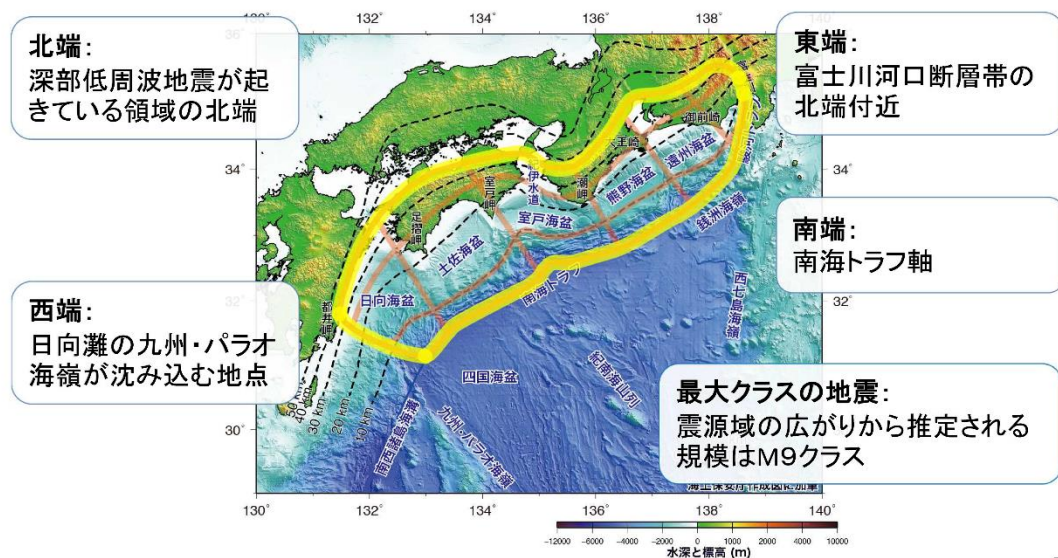
上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層であり、断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定され、その時、断層近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に3m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。また、今後30年の間に地震が発生する可能性は、2%～3%と我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

力 その他の断層帯等

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。西宮市周辺域では、中央防災会議あるいは兵庫県により、兵庫県内南西部の御所谷断層帯や大阪湾内の大阪湾断層帯などが想定されている。

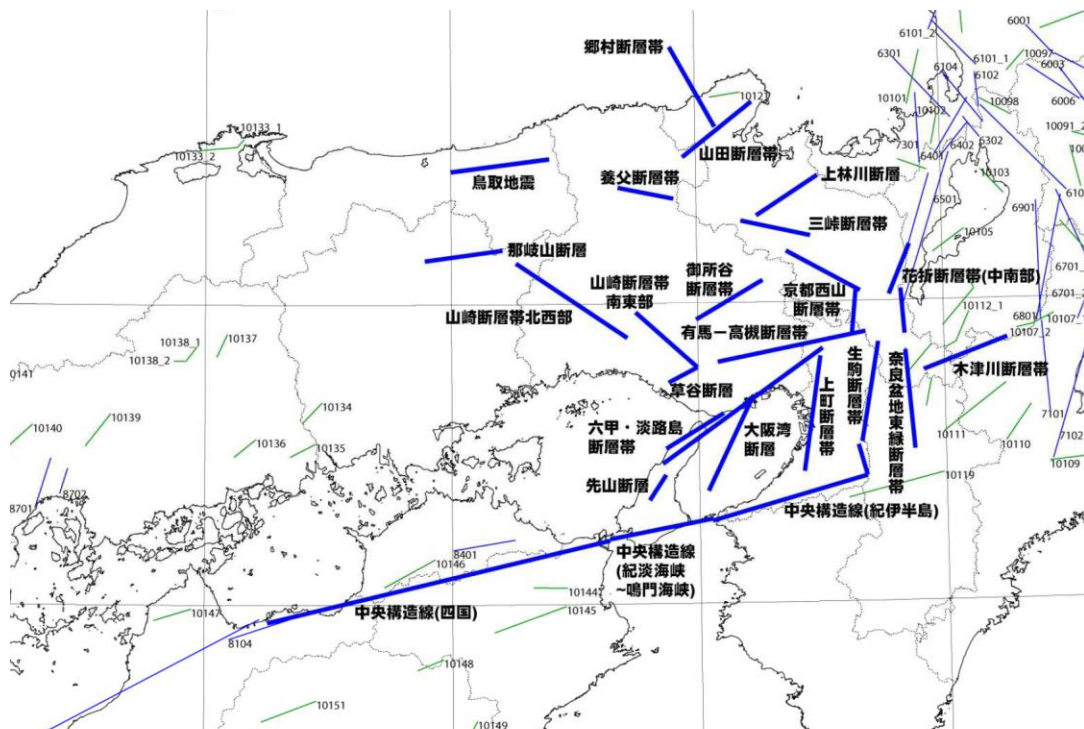
また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

【海溝型地震の想定位置図】



※ 地震調査研究推進本部 地震調査委員会「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要版」（平成 25 年 5 月）より引用

【直下型地震の想定位置図】



※ 「兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画 第1編 総則」より引用

※「西宮市地質・活断層図」について

現在発行されている主な活断層図は以下のものがある。

- ①新編日本の活断層図：全国を対象として1990年に発刊。
- ②都市圏活断層図：西宮を含む地域は1996年に発刊。
- ③近畿の活断層：近畿地方を対象として2000年に発刊。

これらの活断層図は、以下のように解釈されている。

- ・図に示された活断層は、主に専門家による地形判読により抽出されたものであり、断層位置（断層線）の大部分は、実際に確認され確定したものではなく「推定根拠の確からしさ」により専門家が判断したもの。
- ・これらの活断層図は、学術資料（①と③）あるいは国土地理院技術資料（②）であり、元々、法的規制や、不動産価値を評価する目的で作成されたものではない。

一方、西宮市地質・活断層図では、これら既刊の活断層図（地形情報）に加え、これまでに調査された地質情報を盛り込んで作成しており、既刊の活断層図に比べ情報量は増えているが、それでも断層位置の確認地点は多くはない。

したがって、西宮市が作成している地質・活断層図や既刊の活断層図は、断層の通っている可能性があるエリアの開発行為に対し、活断層の有無あるいは位置の確認を行った上で、専門家の指導を受けるための参考資料として用いられている。

●開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成12年3月30日）（西宮市条例第74号）
（防災対策）

第9条 開発事業を行う事業主は、地形、地質その他の地盤条件の調査を十分に行い、地震、火災、浸水その他災害に対する対策を講じるよう努めなければならない。

●開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則（平成12年3月31日）（西宮市規則第115号）
（中高層建築物の建築の届出）

第18条 条例第14条第1項（条例第18条において準用する場合を含む。）の規定による建築計画の届出は、第15条第3項の開発事業計画書又は前条の小規模開発事業計画書の提出の際に、中高層建築物建築計画書に次に掲げる書面及び図書を添えて、正本1部を市長に提出して行わなければならない。

～略～

- 2 前項の届出は、敷地面積が500平方メートル以上であり、かつ、換算戸数が10以上である建築計画（西宮撓曲における建築計画を除く。）である場合で、市が作成した地質活断層図又は国土地理院が作成した都市圏活断層図に記載されている活断層線による影響を受けるおそれがあると市長が認めるときは、前項各号の書面及び図書のほか、地質調査報告書を添えて行わなければならない。

2 津波発生の危険性

過去の津波災害履歴や想定される津波については、「第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画1章」のとおりである。

3 被害想定

(1) 地震災害による被害の想定

本市へ最も大きな被害をもたらすと予想される、以下の2つの地震を被害想定とする。

① 直下型地震

上町断層帯地震：(M7.5、震源は大阪府豊中市～岸和田市付近)

② 海溝型地震

南海トラフ地震：(M9.1、震源域は駿河湾～日向灘を中心として陸域下も含む11万km²)

【地震による想定被害】

		上町断層帯地震 (M7.5)	南海トラフ地震 (M9.1)
現象	地震動	震度 5強～7	震度 5弱～6弱 (長い横揺れが1分以上継続)
	液状化	南部地域の砂質地盤(海岸付近や埋立地盤)で発生する可能性が高い	
	土砂災害	山地・傾斜地・造成地等で発生する可能性が高い	発生する可能性がある
	津波	発生しない	概ね鳴尾御影線以南で浸水の可能性あり
被害	建物		
	全壊棟数	12,817 棟	738 棟
	被害		
	半壊棟数	17,050 棟	14,824 棟
	火災		
	焼失棟数	113 棟	16 棟
	人的被害		
	死亡者	716 人	7,664 人
	負傷者	6,293 人	4,947 人
	避難所生活者	53,007 人	31,479 人
	被害想定値 出典	兵庫県の地震被害想定(内陸型活断層)(平成 22～23 年度調査)、及び市算定(*1)	平成 26 年 6 月兵庫県公表「南海トラフ巨大地震津波被害想定」

※上町断層帯地震の火災・人的被害及び南海トラフ地震の被害は冬早朝5時発災のケース

*1 上町断層帯地震の人的被害は南海トラフ地震の内閣府及び兵庫県の被害想定手法に基づいて市が算定したもの。

【地震被害想定の課題】

前掲の被害想定については、阪神・淡路大震災の実態、さらに、東日本大震災からの教訓を踏まえた国及び兵庫県における南海トラフ地震の被害想定等を基に条件を設定している。しかし、震災発生 の時間帯等によって、その被害規模、形態等が異なる。このため、今後次のような項目を主な研究課題として、より合理的な被害想定に努める。

① 通勤の時間帯

通勤時間帯は、一般道路においても道路障害物や交通渋滞による影響が大きく、被害が拡大する可能性がある。また、交通途絶により、帰宅困難者が多く発生する可能性がある。

② 昼間の時間帯

昼間の時間帯は、大型店舗等集客施設において、多くの人々が集まっているため、パニック事故の可能性が高くなる。また、業務時間内で作動中のコンピューターや通信網等情報施設が突然中断するため、データの消滅等経済的被害が増大する可能性が高くなる。

その他、業務用車両の交通量が多いため、交通渋滞により緊急車両の運行に支障が生じ、円滑な消防・救急活動に影響する可能性が高くなる。

③ 夏季の時間帯

夏季に地震が発生した場合、暑さの影響による高齢者や病人等の体力消耗が激しく、感染症の発生も考えられるため、被害が大きくなる可能性が高くなる。

④ 兵庫県における主要4地震（直下型地震）

兵庫県は、平成21～22年度において、内陸活断層地震及び、どこでも起こりうるM7未満の断層（伏在断層）地震による被害想定を実施し、注意すべき主要地震として、山崎断層帯地震、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震、養父断層帯地震の4つを挙げ、被害想定を行っている。西宮市では、この主要4地震の内、市域に最も被害を及ぼす上町断層帯地震を直下型地震の被害想定の基本としている。

しかし、各地震において被害の発生場所や規模の特性が異なることから、今後も主要4地震、あるいは有馬－高槻断層帯地震等その他の地震に関する情報に注目していく必要がある。

⑤ その他

建物密度の高い地域で火災が発生した場合、強風あるいは風向き等の条件によって、延焼による被害が大きくなることが予想される。

液状化現象が発生した場合、道路、ライフラインや建造物に被害が増大する可能性が高くなる。

大規模な山崩れ、地すべり等が発生した場合、人的被害はもとより宅地造成地の崩壊等の被害が発生することが予測される。

（2）津波による被害の想定

西宮市の津波による被害想定等については、「第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則」のとおりである。

第2編 災害予防計画

目 次

第1章 基本方針.....	2-1
第2章 災害応急対策への備えの充実	2-2
第1節 組織体制の整備	2-2
第2節 研修・訓練の実施.....	2-6
第3節 広域防災体制の確立	2-8
第4節 情報通信機器・施設の整備・運用	2-14
第5節 防災拠点の整備	2-21
第6節 火災予防対策の推進	2-23
第7節 防災資機材の整備.....	2-26
第8節 災害救急医療システムの整備	2-28
第9節 緊急輸送体制の整備	2-32
第10節 避難対策の充実.....	2-34
第11節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	2-42
第12節 備蓄体制等の整備	2-45
第13節 家屋被害認定士制度等の整備	2-50
第14節 廃棄物対策の充実	2-51
第15節 要配慮者支援対策の充実	2-56
第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	2-64
第17節 津波災害対策の推進	2-67
第18節 重要施設の防災対策	2-68
第3章 市民参加による地域防災力の向上	2-69
第1節 防災に関する学習等の充実	2-69
第2節 自主防災体制の整備	2-79
第3節 消防団の充実強化.....	2-83
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進.....	2-84
第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備.....	2-86
第1節 防災基盤・施設等の整備	2-86
第2節 都市の防災構造の強化	2-87
第3節 建築物等の耐震性の確保	2-91
第4節 地盤災害の防止施設等の整備	2-94

第5節 河川、海岸、ため池施設の整備	2 -96
第6節 交通関係施設の整備	2 -98
第7節 ライフライン関係施設の整備	2 -99
第8節 危険物施設等の予防対策の実施	2 -101
第9節 文化財を災害から守る	2 -104

第1章 基本方針

想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、西宮市国土強靱化地域計画を踏まえ、次の考え方のもとに作成する。

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実
- ・ 要配慮者支援対策の充実
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 津波対策の充実

第2 市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- ・ 防災基盤・施設等の整備
- ・ 都市の防災構造の強化
- ・ 建築物等の耐震性の確保
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備 等

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

【基本計画】

災害が発生した際に迅速かつ適切な対策を実施するためには、市及び関係機関の組織体制を見直し、必要に応じて再整備することが必要である。特に、突発的で広域的な被害が想定される地震等の災害時には、職員の参集・配備や初動時の危機管理が非常に重要となるため、都市環境の変化や組織体制の変更に応じて、適宜防災体制の見直しを図る必要がある。

本市では、阪神・淡路大震災において、職員の参集、指揮系統、役割分担など、地域防災計画と実際の災害対応には大きな隔たりがあったことを経験した。その後、この経験を生かして、防災体制の見直しを行ってきたが、今後も、各組織の役割や特性を踏まえるとともに、全国各地の災害対応なども参考にしながら、迅速な初動体制がとれる組織づくりを目指す。

1 初動体制を確立させる

(1) 緊急連絡網及び動員計画の作成

【担当局】全局

各局長は、防災指令の発令に備え、職員を動員配備するための計画と緊急連絡網を人事異動ごとに作成し、総務局長及び危機管理監に通知する。動員の系統及び時系列順の連絡方法等については、可能な限り具体的な計画を作成する。職員は、あらかじめ定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

なお、動員計画には、原則として、会計年度任用職員及び臨時的任用職員、並びに公益的法人等への専任派遣職員、他地方自治体及び外部機関への派遣職員は含まないが、緊急連絡網には職員の安否確認のため、所属する会計年度任用職員等の連絡先を記入する。

(2) 非常参集体制の整備

【担当局】総務局、全局

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員動員体制の整備を図る。また、緊急連絡の実施方法については、電話連絡だけでなく、メールを活用するなどの多重化を図る。

勤務時間外における地震や大規模事故などの突発的な災害発生時に迅速な初動体制を確立することを目的として、所定の職員を対象として、緊急情報伝達訓練、職員緊急招集訓練、あるいは災害対策本部設置訓練を定期的実施する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合を想定した参集訓練等の実施を検討する。

2 組織の運営体制を整備する

(1) 災対局総括部担当者会議の開催

【担当局】総務局、全局

平時から、全庁的な災害予防対策の推進と災害応急活動における連携強化を図るため、災対局総括部担当者（総括室長及び総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて総務局が招集する。

(2) 災害対策本部室の整備

【担当局】総務局

次の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

- ① 本部室の本部統制局による運営体制
- ② 災害時に備えた非常用電源・自家発電機及び予備回線の確保
- ③ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- ④ 非常用電話回線の増強
- ⑤ 業務従事者用の仮眠室及び食料等の整備

(3) 西宮市業務継続計画（BCP）の整備

【担当局】全局

災害により何らかの被害が発生すれば、全ての行政事務を通常どおり行うことは困難となるが、本計画に基づいた災害応急対策や災害復旧・復興を行う一方で、行政自身が被災し行政能力が低下した状況下でも継続しなければならない通常業務がある。これらの応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を円滑かつ継続的に実施するため、西宮市業務継続計画（BCP）の整備を行い、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりを行う。

3 災害救助法運用体制を整備する

(1) 災害救助法等の運用への習熟

【担当局】総務局、財務局

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟するため、その運用訓練の実施を図る。また、災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

【担当局】総務局、財務局

県や他の適用事例等を参考に、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを作成する。

4 マニュアルを整備する

(1) 各部局におけるマニュアルの作成

【担当局】全局

災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる初動時のマニュアルなど、個々の職員が災害時の状況や時系列に応じて的確に対応するための行動マニュアルを各部局において作成する。また、組織変更等にあわせて整備するとともに、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。

～震災復興の記録より～

まず事業団職員の状況確認、引き続き訪問入浴車等利用者の安否確認等を出勤できた職員で手分けして行った。それ以降は本来の事業団業務を行いながら、3月末まで、主に第一次義援金の支払い、被害家屋調査、被災者証明書の発行、被災者の相談等の業務に従事してきた。それらの業務を通じて感じたことを二、三記してみたいと思う。

その一つは、全体の被害状況等が全く福祉局職員全体に伝わってこない、情報が上から下へも、下から上へも流れなかったことである。情報の集約をどれだけ早くするか、また情報源をいかに多く持つか、それと強い指導力の必要性であった。多少の抵抗があるにしても方針を貫く勇気が必要ではないかと感じた。

二点目は、判定基準の設定と運用の難しさである。家屋調査や義援金の世帯認定での基準の設定は大変難しいものであった。市民からの苦情のほとんどがこの問題から発生したものであった。その対応のため大変な労力を費やす結果になり、市民の方々からの了解を得るのに骨が折れた。こうしたことを通じて、基準の設定の難しさ、また運用面での集中的管理の強化を痛感させられることとなった。

三点目は、避難所における弱い立場の人々の問題である。震災後の一日を高齢福祉課に詰めた時に、電話がひっきりなしにかかってくる。その内容は集団生活が困難な高齢者・障害者の方々からの相談であった。こうしたことを通して、弱い立場の人へのすばやい対応が先ず必要ではないかと感じた。それぞれに対応できる施設の一日も早い開設は、是非考えなければならないことである。それらの施設には専門の職員もおり安心して避難生活を送ることができる。そのためには、もっと施設入所への法の弾力的な扱いが必要だと痛感した。

～震災復興の記録より～

あの日に始まった戦場のような環境で職員や各方面から応援をしていただいた方々と苦労を共にしてきた日々が生々しく胸に焼き付いている。

震災直後の混乱状態の中で、取り敢えず何をすべきか。当日、9時過ぎに、何とか出勤することができた局内の部課長等が集まって当面の対応について緊急協議するとともに、被害が甚大であることから全庁一丸となった対応の必要性和その長期化が予想されることを確認することに始まった。

従事者のエネルギーは、支給・貸付対象者にとというよりも、非対象者との対応にその大部分が向けられた。国・県等の施策の基準や運用指針が実態との間にズレがあるためトラブルも少なくなかった。遅くとも7時までの早朝出勤に加え、昼食もロクに取れないほどの多忙と被災者の怒号の中で夕方までを耐えた上、夜は、その日の事務の整理に疲れた体にムチ打ち、その後には、深夜に及ぶ当日の反省と明日への対応に向けての協議が待っていた。数時間の仮眠もそこそこに空が白み始めると、電話のベルがけたたましくなり始めるのが同時という毎日であった。

このような状態が延々と続いたことや本来所管業務のニーズが急速に高まったこともあって、職員の肉体的・精神的疲労は、限界に達し、倒れる者も相次いだ。内部から、不満が続出、一丸とはいえない状態が生まれつつあり、日頃は、人一倍職務に熱心な職員からも露骨に不満が出始めた。

しかし、管理職職員中心に体勢や業務を改善しようと努力・工夫を重ね、又、その様な状況下であっても、前向きに取り組む少なからぬ職員にも支えられて、一つひとつ、課題を克服していった。

プロジェクトチームの結成も、一定のカンフル剤の役割を果たし、災害業務に特有の危機感が逆にチームの結束力を強める効果をもたらしたように思う。

今回の一連の経過の中で、考えさせられることや問題点は無数にあるが、最も大きい課題は、「責

「任ある体制の確保」にあると思う。このたびのような超大規模災害では、いかなるマニュアルも通用しない。仮に通用するものがあるとしても、いつ起こるか分からない災害のために実践で活用できるようなソフトを維持することは、不可能のように思える。肝心なことは、いかなる状態にも対応できる体制の確立にある。

それにしても、このたびの震災によって、被災者、職員、応援自治体職員、そして、ボランティアの皆さんそれぞれの生きざまに接して、感動と感謝そして残念ながら失望も入り交じって思いは複雑である。

第2節 研修・訓練の実施

【基本計画】

あらかじめ計画された防災体制が、災害時に機能するかどうかは、組織を構成する職員の災害対応能力に大きく左右されることとなる。このため、本市でも、職員の危機管理意識及び能力を絶えず向上させるための教育及び訓練を継続して実施しているが、震災を経験していない職員の増加に伴い、震災経験の風化、ひいては災害対応力の低下を懸念する声もあげられている。

しかし、そもそも災害対応は「慣れない人」が「慣れない場所」で「知らない人」と行う業務であるため、出来るだけ「定形化」「標準化」「各職員の仕事の見える化」したマニュアル等を準備し、それを基にした各種実動及び図上訓練等の実施を通じて、「学び」「習い」「ためす」を繰り返すことが大切である。さらに、震災を経験した職員の経験を学ぶ機会等も設けて、災害によって混乱が生じる初期段階でも迅速かつ的確な対応ができる人づくりの促進を図る。

1 防災研修及び防災訓練等を実施する

（1）職員の防災研修等の実施

【担当局】総務局

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、人命救助をはじめ防災に関する研修、講習等を実施する。また、関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させるとともに、職員への各種資格の習得奨励、制度的促進手段の検討を図る。

また、各部においても、図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

さらに、放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害の対策業務に携わるものに対しては、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用して、対策に関する必要な研修を実施する。

【職員に対する防災教育の方法及び主な内容(例示)】

方法	① 講習会、研修会の実施 ② 各種防災訓練への積極的参加の促進 ③ 災害時業務計画や啓発資料の作成・配布 ④ 災害現場の現地視察・調査の実施
内容	① 地震、津波、風水害等、事故災害についての一般的知識 ② 気象情報の収集とデータ分析の方法 ③ 防災対策の現況と課題 ④ 地域防災計画、災害時業務計画の内容 ⑤ 関係機関の防災体制と各自の役割分担 ⑥ 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） ⑦ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等） ⑧ 県フェニックス防災システム及び市防災情報システムの操作方法 ⑨ 防災・災害対策への男女共同参画視点の導入

(2) 防災訓練の実施

【担当局】総務局、消防局、全局

【関係機関】関係機関

各防災関係機関と連携協力して、以下の各種訓練を実施する。そして、訓練実施後は、すみやかに反省・検証を行い、その結果を関係者と共有したうえ、業務改善等に活用する。

ア 総合防災訓練の実施

関係機関との緊密な連携協力のもと総合的な防災訓練を実施する。総合防災訓練には、市民及び自主防災組織等、幅広い関係組織の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織の協力を含めた防災体制の強化を図る。

また、訓練を実施するに当たり、必要に応じ県の協力、助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫に努める。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の性差によるニーズの違い等、多様な性の視点、感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施する。

イ 個別防災訓練の実施

甚大な被害を及ぼす大規模災害に対処するため、初動体制確立及び情報伝達に関する訓練や市民参加による災害避難訓練等を実施する。

【防災訓練種別】

●図上訓練	●水難訓練
●通信訓練	●救護訓練
●水防訓練	●災害応急復旧訓練
●消防訓練	●山地災害避難訓練
●災害救助訓練	●津波災害避難訓練
●その他防災訓練	

(3) 防災訓練の事後評価

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】関係機関

防災訓練の実施後、関係機関等訓練参加者の意見収集等により、訓練の成果及び問題点を点検・評価し、組織体制や災害対応マニュアル等の改善の必要性について検討を行う。

第3節 広域防災体制の確立

【基本計画】

大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対してすみやかに応援要請を行うことが必要となる。また、本市では、市内の流通業者及び関係団体との災害時応援協定の締結を推進しており、今後も民間事業者への理解と協力を呼びかけていくことが必要である。

このため、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から応援要請及び受入のための体制確立を図るとともに、今後は、より広範囲の市町村との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制確立に努める。

1 地方自治体の応援体制を充実させる

【担 当 局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

県内市町、阪神広域行政圏の7市1町、中核市をはじめ、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する覚書等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各相互応援協定内容の充実を図るとともに、県と協議のうえ、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

資料3-2「災害時における相互応援協定」参照

資料3-3「災害時における相互応援協定に関する実施細目」参照

資料3-4「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照

資料3-5「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-8「中核市災害相互応援協定」参照

資料3-9「中核市災害相互応援協定実施細目」参照

2 国・県・公的機関との連携を強化する

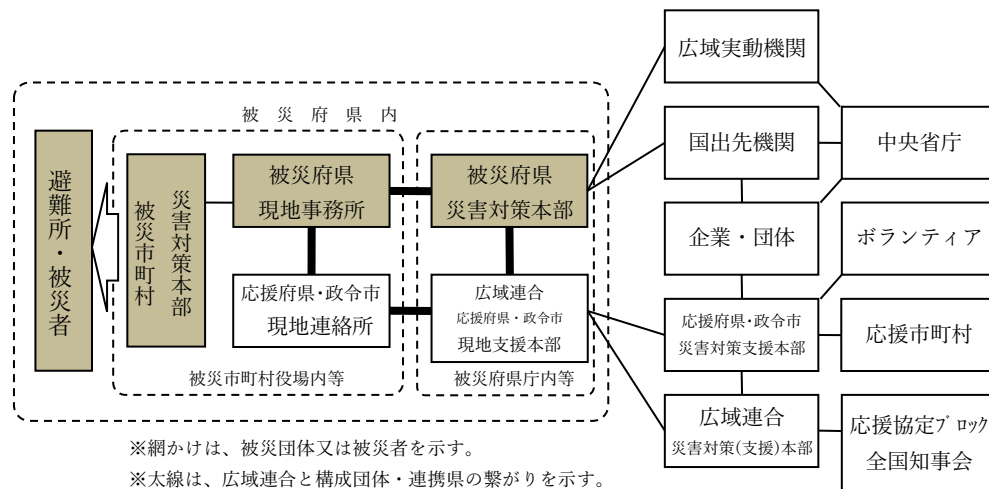
(1) 国・県・公的機関との連携

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】国、兵庫県、関係機関

国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、関西広域連合、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。

なお、関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との連絡調整は、原則として県が行うが、法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。



(2) 自衛隊との連携

【担当局】総務局

【関係機関】自衛隊

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、平時における協議や防災訓練の実施等を通じて連携強化に努めるとともに、自衛隊及び県との間において、情報連絡体制、及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

3 専門家・専門機関等との連携を強化する

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、関係機関

避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害が発生した場合、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ定めておく。また、県と協議し、現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてもあらかじめ定めておく。

4 市内の連携を強化する

(1) 地縁団体・NPO 等との連携

【担 当 局】総務局、市民局、消防局

【関係機関】関係機関

震災直後に見られた助け合い、支え合いの意識を風化させることなく、さらに発展させるためには、従来からの自主防災組織及び自治会をはじめとする地縁団体に加え、NPO などとの組織的連携も強化することが必要である。そこで、防災のみならず地域の課題解決に向けて、イベント等を活用したコミュニティづくりを通じて、地域住民、ボランティア団体、行政、事業者等のパートナーシップを強化し、「参画と協働のまちづくり」の推進を図る。

(2) 学校（教職員）との連携

【実施主体】学校園

【担 当 局】教育委員会、総務局

平時における協議や防災訓練の実施等を通じて学校との連携強化を図るとともに、災害時連絡体制の構築に努める。

学校等は、災害が発生したときに、児童・生徒の安全を確保し、迅速かつ適切な行動がとれるようマニュアルを定め、教職員、児童・生徒、保護者等に対して周知徹底を行う。

(3) 民生委員・児童委員との連携

【担 当 局】健康福祉局、保健所、総務局

【関係機関】西宮市民生委員・児童委員会

民生委員・児童委員は、日頃から見守りや安否確認を必要とする高齢者等の実態把握の中心的な存在である。今後も、民生委員・児童委員が、災害時だけでなく平時から地域での安心（見守り）ネットワークづくりや要配慮者支援を推進するとともに、個人情報保護に配慮した上で、自主防災組織・自治会等や各防災関係機関との連携を強化できるよう努める。

(4) 西宮市社会福祉協議会との連携

【担 当 局】総務局、健康福祉局、保健所

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

西宮市社会福祉協議会は、震災時の経験から、コミュニティの形成が救援・復興の速度に大きな影響を与えるものと認識し、気軽に集える交流の場の確保や見守り・訪問活動の強化、また概ね小学校区ごとでの地区ボランティアセンターの設置等、平時から様々な地域活動を通じて「福祉コミュニティづくり」に取り組んでいる。今後とも、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会等と協働して、要配慮者等の総合的な支援体制や災害ボランティアセンター設置体制の整備を推進する。

(5) 学生ボランティアとの連携

【担 当 局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

震災時には、全国各地から数多くの若者が駆けつけ、「ボランティア元年」といわれるほどの活動が展開され、本市内の学生も、各大学等を拠点として、あるいは個人として、本市の応急救助や復旧活動などに参加し、目覚ましい活躍を見せた。これをきっかけとして、ボランティア活動を基軸とした大学連携を進める機運が高まり、市内の大学・短期大学、西宮ロータリークラブ、西宮商工会議所、そして本市によって「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。そして、同センターが果たしてきた役割と積み重ねてきた実績は、現在、「西宮市大学交流センター」と「西宮市大学交流協議会」に発展的に引き継がれている。

こうした経験と経緯を踏まえ、今後も大学、行政、地域と協働した災害ボランティア支援の強化を推進する。

(6) 西宮商工会議所との連携

【担 当 局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮商工会議所

西宮商工会議所は、震災時には、商工業者に対する支援活動(総合相談窓口開設、会議所ニュースの発行)や地場産業に対する復興支援、あるいは本市の復興計画への協力等、様々な面から復旧・復興支援の中心的役割を果たしてきた。今後も、国、県、公的金融機関、市内商工業者等と西宮商工会議所の連携を強化し、事業所防災活動の推進を図る。

(7) 事業所等との連携

【担 当 局】総務局、産業文化局、関係所管局

【関係機関】西宮商工会議所

災害時において、各種応急・復旧対策活動に対する円滑な協力体制を構築するため、西宮商工会議所等を通じて、事業者、NPO 及び関係団体との災害時応援協定締結を推進する。なお、推進に当たっては、市ホームページ等で公募を行うなど積極的に周知を図り、広く協力者を募る。

災害時連絡体制の構築や各種防災訓練等の実施を通じ、既に応援協定を締結している事業所等との連携強化に努める。

資料5-1「災害時応援協定一覧(民間機関等)」参照

(8) 防災士との連携

【担 当 局】総務局

【関係機関】日本防災士会

防災士は、防災に関する基本的な知識と技能を有して、「災害の備え」を担い社会全体の継続的な「防災力向上」を支援することを目的とし、平時には地域や職場での防災活動ボランティアとして、また災害時には公的支援が到着するまでの間に被害の拡大を軽減する活動が期待されている。そこで、市内在住の防災士を中心に連携を強化し、地域防災力の向上及び活性化を図る。

（９）市議会との連携

【担 当 局】全局

【関係機関】市議会

国・県・市等の行政及び公的機関が実施する各種防災対策のチェック役として、また自主防災組織・自治会等との地域調整・パイプ役として、今後も各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から市議会との協働関係の強化を図る。

（１０）不動産業界との連携

【担 当 局】都市局

【関係機関】不動産業界

被災者用応急住宅として、公営住宅・公的住宅等が不足する場合に必要な応じて、民間賃貸住宅を借上げて提供できるよう、協定を締結している全国宅地建物取引業協会、全日本不動産協会とともに不動産業界との連携を強化する。

（１１）西宮市友会との連携

【担 当 局】総務局

【関係機関】西宮市友会

西宮市職員の退職者で構成される西宮市友会と、非常時だけでなく、平時から連携関係を強化し、その震災経験から得られた教訓や優れた業務ノウハウを積極的に活用する。

５ 災害時応援協定の締結を推進する

【担 当 局】総務局、関係所管局

突発的な大規模災害時には、専門能力と組織力に優れ、地元に着した企業・団体・事業所等の協力やボランティア活動が不可欠である。そのため、業種分野を問わず、企業・団体・事業所等に対して、災害時応援協定の締結を推進し、市内の災害時協力体制の充実を図る。

６ 「公の施設」に係る指定管理者への指導・監督を行う

【担 当 局】各局施設管理者

公の施設について、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、そのノウハウを有する民間事業者等にも管理運営を委ねることができる指定管理者制度を設けて、その推進を行っている。

公の施設は、既に避難所あるいは応急活動拠点等の重要施設と位置付けられているものもあるため、各局の施設管理者は、災害発生時にも適切な管理運営が行われるよう、指導・監督を行う。

7 広域応援派遣体制の整備及び受援計画を策定する

【担 当 局】総務局、関係所管局

【関係機関】兵庫県

他の市町村が被災した場合に応援派遣を行うため、相手方に負担をかけないことを考慮した派遣体制を整備する。広域災害時には、被災地の状況把握、情報入手が困難なことから、派遣隊を編成し、現地確認を行うなどの対策を講じる。

関西広域連合や近隣市にて応援チームを編成し、「カウンターパート方式」による特定の自治体へ支援するなど、関係機関と連携して、支援に当たる。また、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣する。

他の市町村等が被害を受け、救援物資による支援が必要と認められる場合、市民に対し救援活動に必要な救援物資の提供を呼びかけ、仕分けの上、被災地に送付する。

また、大規模災害発生により本市が被害を受けた時に、外部の地方自治体等からの応援要員・救援物資等を円滑に受け入れるため、県とともに受援計画の策定を進める。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

資料2-5「西宮市災害派遣要綱」参照

8 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

【担 当 局】総務局

【関係機関】兵庫県

大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 情報通信機器・施設の整備・運用

【基本計画】

大規模な災害が発生したときは、災害情報及び被害情報を迅速に把握し、分析することによって、的確かつ素早い応急対策を行うことが可能となる。なお、災害時には通信機器の障害や回線の途絶等により情報伝達できなくなる可能性が高いため、情報通信手段の多重化を図ることが重要である。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要となる。近年、様々な情報媒体が普及し、市の情報通信機器も計画的な充実が図られているため、今後は、これらを効果的かつ効率的に運用することによって、情報伝達の迅速性・正確性を更に向上させていくことが課題である。

このため、緊急地震速報や気象警報をはじめ、災害対策上重要な情報を観測・収集するための体制を強化するとともに、報道機関とも連携しながら、これら情報を迅速に伝達するための市内通信機器の整備充実を図ると共に、既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入も検討する。特に、多くの市民が携帯電話を保有する現在では、これを利用して防災情報を提供することが非常に効果的な方法であり、積極的な活用を図る。

1 市の通信基盤を整備強化する

(1) 防災行政無線(デジタル同報系)の整備

【担当局】総務局

防災行政無線(デジタル同報系)は、緊急災害時に、屋外にいる市民や広範囲の居住区に対して迅速・確実に一斉広報することが可能であり、停電時や公衆回線等の有線が途絶した時にも使用可能であることから、特に、地震・津波・洪水・土砂災害等の対応時に効果的と期待されている。

市内の災害が発生する危険がある箇所あるいは区域に対して屋外拡声器(防災スピーカー)を配置し、防災行政無線(デジタル同報系 60MHz 帯)により各種情報を周知するほか、にしのみや防災ネット、SNS(市公式 X(旧 Twitter)・Facebook・LINE)、職員参集システム及び電話応答システムとの連携により、様々な情報媒体における各種情報の一斉配信を行う。また、沿岸部の屋外拡声器には回転灯等を設置している。

さらに、防災行政無線と同じ内容の放送を聞くことができる緊急告知ラジオを、自主防災組織や社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設に配備を進めるとともに、公共利用施設の放送設備での同期放送の実装、及び点検を行う。

資料 10-3 「防災行政無線設置箇所一覧」参照

(2) 移動系無線の導入

【担当局】総務局、都市局、土木局、保健所、上下水道局

停電時や公衆回線等が途絶した場合、各機関・職員間の情報伝達・収集体制が非常に脆弱となる。

初動期の災害対応業務を滞りなく遂行するには、電気・電話等の基幹インフラが一時的に機能不全状態となっても最低限の情報伝達収集を行うことが必要であるため、各局に必要な移動系無線を導入する。

(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備

【担当局】総務局

津波情報や緊急地震速報等を市民まで瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム(Jアラート)を導入し、防災行政無線(同報系)との連携を行っている。

※全国瞬時警報システム(Jアラート):津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

資料 10-7 「各種機器動作表一覧」参照

2 観測・情報通信システムを整備・強化する

(1) 観測・情報通信システムの多重化、バックアップ機能の充実

【担当局】総務局、消防局

観測・情報通信システムについては、通信ネットワークのループ化や多重化等、バックアップ機能の充実を図る。

また、地震により各種観測・通信機器等の使用に支障が生じないように、耐震性の確保に努めるとともに、周辺の備品や機器類の転倒等により被害を受けないような対策を講じる。津波や洪水に対応する必要があるところでは耐水化を図る。

(2) 非常用電源の確保

【担当局】総務局、財務局、消防局

各種観測・通信機器や情報システムについて、無停電電源装置(UPS)の設置、及び非常用電源確保に努める。また、非常用電源設備については、風水害等のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図るとともに、定期的に点検整備を行い、その使用方法の習熟に努める。

(3) 機器等の障害発生時対応マニュアルの作成

【担当局】総務局、財務局、消防局

各種観測・通信機器に不具合が生じた場合、又は、情報システムがダウンした場合に備えて、事前に対応方法や情報提供者・保守管理業者等の問合せ先を整理したマニュアルを作成し、それを基に訓練を行う。

3 通信機器システムを整備強化する

(1) 災害時優先電話の拡充及び衛星携帯電話の導入

【担当局】総務局

災害時でも輻輳し難い災害時優先電話の拡充を検討する。また、一般加入電話の不感地域での災害対応活動も予想されるため、衛星携帯電話を導入している。

(2) 地域密着型メディア(コミュニティFM・ケーブルテレビ)の活用

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】さくらFM株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ

コミュニティFM「さくらFM」、ケーブルテレビ「ベイ・コミュニケーションズ」等の地域密着型メディアのさらなる活用について検討を行う。さくらFM株式会社については、「あんあん情報局」などの番組を通じた日頃の啓発に努めるほか、緊急時に自動起動し防災スピーカーと同様の内容が最大音量で流れる緊急告知ラジオの一般販売をさくらFM株式会社や市役所本庁舎1階売店、市内各所で行う。

(3) 電話応答システムの利用

【担当局】総務局

防災行政無線で放送した内容を電話応答サーバに登録することで、放送内容を確認したい市民が電話応答サーバに架電すると、放送内容を確認することができるシステムを導入している。

(4) モバイル端末の導入、整備

【担当局】総務局、市民局、産業文化局、都市局、土木局、教育委員会、上下水道局

本部と災害現場等との情報共有や、総括部と避難所・物資搬送の情報共有など、出動部隊との迅速な情報伝達・収集体制を充実させるため、モバイル端末の導入、整備を進める。

4 防災情報システムを整備強化する

【担当局】総務局

大規模災害時には、同時期にあらゆる災害情報を収集し、正確かつ迅速に処理したうえで、必要な情報に関係機関、各部署や市民へ配信しなければならない。

さらに、迅速かつ的確な災害対応を実施し、市民の安全を確保するためには、これらの情報収集、処理、配信などによる「情報共有」が最も重要な業務である。

導入した防災情報システムを活用し、情報共有の強化を図るとともに、システムの機能強化と習熟訓練に努める。

5 災害情報収集・伝達活動の検討体制を整備する

【担当局】総務局、政策局、消防局

【関係機関】近隣市町、ライフライン事業者等

災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達にかかる体制及び手段等を検討するため、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等の体制を整備する。

また、各種防災訓練等への参加促進や、関係各部署や関係機関が実施する研修・イベント等を通じて、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

6 情報収集・伝達体制を強化する

(1) 情報収集・市民への伝達体制の強化

【担当局】総務局、政策局、消防局

特に次の点に留意して、市民への情報伝達体制の強化を図る。

- ① 自主防災組織等の連絡体制の充実
- ② 通信設備障害時に備えて、自主防災組織や消防団員等を介した伝達、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等、伝達手段におけるバックアップ体制の確保
- ③ 要配慮者等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる広報体制の整備
- ④ ライフライン関係機関と協力し、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報と、その伝達体制の整備

(2) 報道機関との連携体制の強化

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】兵庫県、放送事業者等

放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者と協力し、市民に対してリアルタイムな防災情報等の提供を行う。また、県及び報道機関と協議し、地上デジタル放送や衛星デジタル音声放送等を活用した災害情報の伝達方法について研究、検討を行う。

その他、災害時協定に基づく放送要請の方法等について連絡体制を整備する。

また、フェニックス防災システムに連携したLアラートにより、各メディアへの円滑な情報提供を行う。

資料5-2「災害情報等に関する放送の実施に関する協定書」参照

資料5-3「災害時における放送要請に関する協定（参考）」参照

(3) 気象情報収集・伝達体制の強化

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、神戸地方気象台

市、県及び防災関係機関は、気象情報の観測・伝達体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を、円滑に相互提供できるような体制の整備に努める。

また、市民向けには、西宮市雨量情報システム(市ホームページ、携帯サイト)、にしのみや防災ネットによる気象情報等メール配信システム等を利用し、市民向けの各種気象情報の伝達体制を構築する。

資料10-1「水位計・量水標一覧」参照

資料10-2「雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧」参照

(4) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)運用体制の強化

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

フェニックス防災システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町及び関係機関へ迅速に伝達するシステムであり、災害情報の一元化、データベース化により、迅速な把握及び的確な災害情報の提供が可能である。そこで、災害時に円滑な運用ができるよう、本システムの研修を積極的に活用して操作の習熟に努める。

7 市民への情報提供方法を充実させる

(1) 既存情報提供媒体の活用充実

【担当局】総務局、政策局

市政ニュースや防災に関するページ、にしのみや防災ネット等の内容及び利用方法について、平時及び緊急時での活用方法を更に検討し、その充実を図る。

(2) 要配慮者への情報提供方法の検討

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

要配慮者に対しては、その障害の内容等に応じて、文字放送や手話等により、効果的な情報提供を検討する。

また、外国人への広報手段については、県、公益財団法人西宮市国際交流協会（以下、「西宮市国際交流協会」という。）、西宮市国際交流協会登録ボランティア等と連携して、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援、外国人市民のニーズの把握に努めるとともに、日常生活上の問題への相談体制の充実を図る。

(3) スマートフォン、SNS の活用強化

【担当局】総務局、政策局

にしのみや防災ネットの緊急情報メールや各キャリアの緊急速報メール（エリアメール）のほか、情報提供手段の多重化とメール登録者の増加を図るため、スマートフォンアプリ「ひょうご防災ネット」とも連携して情報を配信するとともに、その普及促進を図る。

また、市公式 X（旧 Twitter）、Facebook、LINE 等の SNS を用いて情報を発信するとともに、その他の民間事業者のスマートフォンアプリを活用した情報提供を検討する。

(4) 防災サインの設置

【担当局】総務局、各施設管理者

災害が発生した際に、市民や本市を訪れた人々が安全な場所まで円滑に避難できるよう、緊急避難場所や避難誘導に関する情報を看板等に表示し、市内各所に設置する。

また、日本工業規定に基づく災害種別一般記号（ピクトグラム等）を使用し、どの災害種別に対応した緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

(5) 防災指揮車の活用

【担当局】総務局、財務局

災害発生のおそれがある場合、あるいは災害発生時において、その発生現場における迅速な情報収集活動のため、関係者が随時活動を行えるよう、防災指揮車を活用する。

また、津波・洪水災害時のように広域避難誘導等を行う場合には、全公用車両の使用を検討する。

(6) 災害用伝言サービスの広報体制

【担当局】総務局

【関係機関】通信キャリア各社

災害時は公衆回線が輻輳しやすいことから、通信キャリア各社と連携して、広報紙や市民向け研修等、各々が保有する広報手段を活用し、「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板」等の災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。

また、大規模災害発生時に、各災害用伝言サービスの運用開始時の広報体制について、県及び通信キャリア各社との間で協議調整を行う。

8 情報収集・伝達業務を整理・強化する

(1) 情報収集・伝達業務のマニュアル化及び記録様式の統一の促進

【担当局】全局

災害発生時に、的確な情報収集・伝達に基づいた迅速かつ円滑な災害応急活動を実施するため、その業務のマニュアル化と記録様式を統一し、担当者が変わっても業務が円滑に行われるよう努める。

(2) 各情報システム運用訓練の実施と検討

【担当局】全局

ア 被災者支援システム

災害業務支援システムである被災者支援システムについて、災害時に円滑な運用ができるよう、操作研修を通じて操作の習熟に努める。

なお、被災者支援システムは、被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、罹災証明書の発行、各種義援金の交付等を管理・共有するシステムである。

イ 安否情報システム

武力攻撃事態等における安否情報を収集・提供するための安否情報システムの自然災害・事故時等における利用について、消防庁及び県と協議し、その運用体制も含めて検討を図る。

ウ 職員参集システム

職員の緊急参集を目的とした職員参集システムについては、災害時に円滑な運用ができるよう、マニュアル等により習熟に努める。また、そのシステム改善について検討を行い、より運用性、機能性、経済性に優れたシステムの導入を図る。

9 情報管理・運用業務を整理・強化する

(1) 情報セキュリティの強化

【担当局】総務局

庁内におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティ確保の徹底に努める。

また、平常業務及び災害復旧等に必要となる情報のバックアップを取得し、同じ災害で同時に被災しない場所で保存するよう努める。特に広範囲に業務を支える情報システム等については、セキュリティレベルの高い市役所第二庁舎やクラウドサービスで運用し、データ等はバックアップファイルを取得するとともに、同時被災を避けるため、その一部を遠隔地に保管する。

(2) 各種災害の GIS (Geographic Information System) データの活用

【担当局】総務局

各災害の避難計画の検討、ハザードマップの作成等において、県が提供する津波・洪水・土砂災害等の GIS データを活用する。

(3) 災害時の個人情報等の取り扱いの整理

【担当局】全局

災害時の個人情報の取り扱いにおいて、本人同意を得ない場合での、要配慮者情報等の第三者提供や庁内情報の目的外使用については、個人情報保護法及び西宮市個人情報保護条例に基づき西宮市個人情報保護審議会への諮問にて了承を得る等、市民の十分な理解のもとに進める。

～震災復興の記録より～

今回の災害は、未曾有の規模であったため、防災計画上の各部が市民などからの情報によってそれぞれ必要な対策に迫られており、特に初期の段階では各部の把握している情報を情報部に集約するという事は、非常に困難な状況であった。

対策本部を 252 会議室に設置したが、ここが市民や災害現場からの情報、あるいは自衛隊、市職員、消防など被災地現場への対応に迫られ、大変な混乱に陥り、とても「各情報を情報部へ」という機能を果たすような状況ではなかった。

初期の頃、市内の被害状況や市の応急対策などの市民への広報について、不十分であるという指摘をされたが、市政ニュースを「災害広報」として 1 月 19 日から準備にかかり、23 日に第 1 号を（被災地の中では最も早い発行であった）、以降 1 週間に 1 度発行することとしたのは大変効果があったと思っている。

本部会議は 442 会議室で開催し、情報はそれぞれ各部へ伝達し、また本部長ほかからの指示も色々あったが、各職員へ情報が周知されていないということをよく耳にした。

今回の災害に直面して、十分な対応ができたとは決して思っていないが、各職員は懸命に努力し、よくやってくれたと感謝している。

このような大災害のあらゆる情報を一つの部門に集約し、また必要な情報を効果的に発信すること、特に初期の情報の収集、集約、発信組織を、この際見直し確立することは、地域防災計画を充実させる大きなポイントである。

～震災復興の記録より～

当日見聞きした事は本部事務局に報告するようになっていたが、誰が従事してもわかる様に情報を張り出す必用ある。

各担当部の動きを職員に伝わる様にしなければいけない。

情報不足で案内に困った。

被災者証明は何処でしているのか、担当はどこなのか。苦情を一番沢山聞いた様に思う。1 日 5 ～ 6 千人の人達の対応に迫られ職員は次々に声を嗄らし風邪を引き倒れた。

災害時にすぐ対応できるように業務と従事場所（会議室等）、担当課は毎年防災計画見直し時に決めておけば、今回の震災の教訓が生かされた事になるだろう。

第5節 防災拠点の整備

【基本計画】

本市の災害対策本部は市役所第二庁舎（危機管理センター）に設置するが、今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を行うには、防災中枢機能を備えた危機管理センターや各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠である。

そこで、地域防災拠点の整備を充実させるとともに、概ね中学校区を単位とする「地区防災ブロック」ごとに、各防災拠点と避難所、緊急物資の備蓄庫、緊急用水源及び救護所の整備を図り、その運用ネットワークの形成を推進する。

1 防災拠点を整備する

（1）地域防災拠点の整備

【担当局】総務局、各施設管理者

地域防災拠点は、応援部隊の集結・活動拠点や臨時ヘリポート機能、食料、資機材、仮設組立式トイレの備蓄等、並びに飲料水や非常用物資の集配や救護拠点としての機能を有する。

南部地域において「西宮中央運動公園」、「津門中央公園」の2箇所、北部地域において「塩瀬中央公園」、「流通東公園」、「山口中央公園」の3箇所を地域防災拠点として、機能の充実を図る。

資料8-3「防災拠点」参照



（２）災害用臨時ヘリポートの確保

【担 当 局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、各施設管理者

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、必要に応じて次のヘリポート以外についても増設を検討する。また、大規模災害時に孤立が予想される地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定（離着陸が困難な場合はホイストによる救出地点）及び確保を重点的に推進する。

新たに臨時ヘリポートを選定した場合は、地域防災計画に定め、県に必要事項を報告し、報告事項に変更が生じた場合も同様とする。

臨時ヘリポートの管理に当たっては、平時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど、常に使用できるように現状把握に努める。

資料 8-20 「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」参照

資料 12-8 「土砂災害による孤立可能性集落一覧」参照

2 防災装備等を整備する

（１）各種防災装備等の整備・点検

【担 当 局】総務局、消防局

【関係機関】阪神南県民センター

県及び関係機関と協力し、防災用車両、及びその他防災用装備等の整備を推進する。また、保有防災装備等については、定期的に点検メンテナンスを行う。

（２）資機材等の調達

【担 当 局】総務局、消防局

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、あらかじめ調達先の確認等を行う。

資料 5-1 「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

資料 9-4 「備蓄資器材一覧」参照

（３）OA 機器等の転倒・落下防止対策

【担 当 局】全局

災害発生時、未固定の書棚、ロッカー、キャビネット、OA 機器等は転倒・落下の可能性がある、早期の業務実施を阻害するおそれがある。そのため、各執務室等において、執務場所の整理整頓や OA 機器等の転倒・落下防止対策に努める。あわせて、ガラス等の飛散防止対策に努める。

第6節 火災予防対策の推進

【基本計画】

兵庫県南部地震のような大規模地震発生時には、同時多発する被災地で救助・消火活動が必要となるため、消防隊、消防団の活動だけに頼るのではなく、地域や事業所が適切な初期消火活動を行うことが必要となる。また、通電再開に伴う電気火災が多発したことからも、災害発生後に電気ブレーカーを切るなど、市民一人ひとりが正しい防災知識を持って行動することの重要性が認識された。

本市では、震災における消火、救急・救助の経験を生かして、消防団用資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備、耐震性防火水槽の整備など、消防力の強化に努めてきた。今後も、地域の実情や想定される災害に応じて、消防・救急体制の強化を図るとともに、市民や事業所における火災未然防止の指導を行う。

1 消防体制を強化する

(1) 常備消防力の強化

【担当局】消防局

西宮市における常備消防力（1本部、4消防署、4消防分署）を災害発生時に最大限有効に活用するため、部隊行動の徹底、指揮命令系統を遵守した訓練を実施する。

また、近年発生が予想される大規模地震災害や特殊災害等の各種災害に対処するため、消防資機材の整備、拡充を図る。

資料7-2「消防力の現況」参照

(2) 西宮市消防協力隊の強化

【担当局】消防局

災害時に、事業所が保有する資機材等を活用して、災害活動を行うことにより、被害の軽減を図ることを目的として結成された西宮市消防協力隊については、保有資機材の取扱訓練をはじめ、各種合同訓練への参加依頼を積極的に行うことにより、消防協力隊の体制強化を図る。

資料7-5「西宮市消防協力隊結成状況」参照

(3) 機能別消防団員（西宮市消防団災害活動支援隊）の強化

【担当局】消防局

消防職・団員のOBで構成され、大規模災害時に出勤し、避難誘導や情報伝達等、災害活動の支援を目的とする機能別消防団員の強化を図る。

(4) 消防水利・資機材の整備

【担当局】消防局

消防水利は、消防水利の基準等に基づき整備するとともに、消火栓が機能しない場合に備え、防火水槽（耐震性貯水槽）の計画的な更新や補修を実施する。また、河川取水ピットの設置を進め、自然水利の活用を図る。

消防資機材についても、消防力の整備指針等に基づき、計画的な整備・更新を進める。

資料8-15「消防水利施設一覧」参照

2 出火防止対策を強化する

(1) 消防局の防火対策

【担当局】消防局

消防局は、講習会の実施等を通して、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理状況及び消防用設備の維持管理状況について適宜査察、指導を行う。

また、各家庭の防災診断等を通して、地震、火災、日常事故に対する対策の普及を図るとともに、防火教室の開催及び防火イベントの実施、啓発ポスター及びチラシの配布により市民の防火意識の高揚を図る。

(2) 防火管理者の防火対策

【実施主体】防火管理者

【担当局】消防局

消防局は、防火管理者が、当該防火対象物に関する消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的に実施するほか、消防用設備の機能維持、火気使用設備の安全管理を実施するよう啓発に努める。

(3) 自治会・自主防災組織等の防火対策

【実施主体】自治会・自主防災組織等

【担当局】消防局

消防局は、自治会、自主防災組織、少年消防クラブ、家庭防火クラブ等の各種団体に対し、消火器具の取扱い等の各種訓練を実施するよう啓発に努める。

3 救急・救助体制を強化する

(1) 救急・救助体制の強化

【担当局】消防局、総務局

救急隊員及び救助隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進する。また、消防団員、市職員を中心に救急・救助訓練を実施し、迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図るとともに、消防緊急情報システムの活用等により、救急及び救助隊の出動体制の強化に努める。

さらに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、AED（自動体外式除細動器）の研修などを含め、応急手当の普及啓発の推進を図る。

(2) 高度救助隊（愛称：センサー/SENSR）の育成強化

【担当局】消防局

高度救助用資機材を装備し、救助技術に優れた隊員で構成する高度救助隊（愛称：センサー/SENSR）の育成強化を図る。

【高度救助用資機材】

- ☆画像探索機：CCDカメラで瓦礫の隙間の生存者を探索する。
- ☆地中音響探知機：瓦礫に閉じ込められた生存者の音を探索する。
- ☆熱画像直視装置：人の放射熱を感知する。
- ☆夜間用暗視装置：暗がりを昼間のように見ることが可能。
- ☆地震警報器：地震後の救助活動の隊員に地震を知らせる。
- ☆電磁波探査装置：瓦礫に閉じ込められた生存者の呼吸や動きを探索する。

(3) 救急・救助用資機材等の整備

【担当局】消防局、総務局

救急・救助用資機材などの充実を図るとともに、災害時に建物やブロック塀が倒壊した時の救急・救助活動に備え、より高度な救急・救助用資機材の充実に努める。また、消防団車庫や自主防災組織の拠点等には、バール、ジャッキ、ノコギリ等の災害救助関係資機材を整備する。

資料9-4「備蓄資器材一覧」参照

～震災復興の記録より～

消防団にあっては、早い段階で消防局の指揮下に入るよう消防団長から命令が発せられたため、各消防分団は管轄の地域で作業が完了すれば、即消防局に参集して消防局の指揮下に入り、消防団車両に消防職員1人が同乗して現場に出動した。ポンプ車38台、731人の団員は被害の軽減に大きく寄与したものである。

震災直後多くの119番通報を受信したが、すべての災害現場に対応できないため「消防車は全車出動しています。近所の人と協力して救出してください。火を消してください。」と管制職員は応答せざるを得ませんでした。“消防車は待っていても来ない。自分たちで何とかしなければ。”と非常事態を理解され、多くの市民の方々が救助活動と消火活動を行っていただいた。市民の方の防災対応力が高かったものと感謝しています。

このたびの震災は救助する者自身が被災者であり、家族の死亡、負傷等の最悪の事態を乗り越え長期間消防活動に従事した消防職員・団員の崇高な消防魂を誇りに思っております。

第7節 防災資機材の整備

【基本計画】

各地域で迅速な救助活動等を展開するに当たっては、災害応急活動に必要な資機材をあらかじめ確保しておく。

1 災害用資機材を備蓄・調達する

（1）備蓄調達計画の策定と運用

【担当局】総務局、産業文化局

被害想定、避難所の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。また、応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議しておく。

（2）災害用資機材の備蓄及び調達

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】ライフライン事業者

想定避難所生活者数に対応できるよう、災害用資機材を地区防災ブロックの各備蓄庫及び地域防災拠点（中央運動公園、津門中央公園等）に分けて備蓄する。また、自主防災組織に対して、防災用資機材を支給し、各地域での備蓄を推進する。調達・輸送体制については、協定締結者、近隣市町、県と十分に協議し整備強化を図る。

なお、水防活動に用いる資機材は、水防倉庫(西福町、結善町、武庫川町、山口町、塩瀬町)に備蓄している。

【資機材品目(例示)】

資機材	ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽 バール、ジャッキ、のこぎり、発電器、投光器、小型水中ポンプ ハンドマイク、テント、防水シート、懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池、 移送用具（自転車、バイク、一輪車、ゴムボート、担架等） 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材

【避難運営事務用品等（例示）】

派遣職員用	腕章、携帯電話、ヘルメット、筆記用具、メモ用紙、懐中電灯、トランジスタラジオ、電池（予備）、日記、非常食、飲料水、ちり紙、歯磨きセット、タオル、マスク、ナップザック、避難所の鍵
事務用品	ボールペン、カッター、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画鋏、コピー用紙、模造紙等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石鹼、洗剤、ゴム手袋、軍手等
その他	自転車、トランシーバー、台車、テント、消火器、電卓、パソコン等

資料9-3「資器材倉庫（水防倉庫）一覧」参照
資料9-4「備蓄資器材一覧」参照

(3) 給水用資機材の備蓄調達

【担当局】上下水道局

迅速な応急給水に対応するために、必要な給水用資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等）の整備を図り、緊急時の調達先として当該資機材を有する関係機関又は応援協定を締結する民間事業者などと十分協議し、その協力体制の整備に努める。

(4) 防疫、衛生用資機材の備蓄

【担当局】総務局、環境局

所管局において仮設トイレの消毒用薬剤やその他感染症予防のための薬剤など、防疫、衛生用資機材を備蓄する。また、津門中央公園及び地区防災ブロックの備蓄庫において、組立式仮設トイレを配備する。仮設トイレは、丈夫で組み立てが容易なパネル構造等とし、マンホールトイレとして利用が可能な仕様とする。また、洋式で車椅子の使用が可能である等、利用者のプライバシーと要配慮者の利用に配慮する。

資料9-2「防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧」参照

(5) アスベスト用資機材の備蓄

【担当局】総務局、環境局

災害対応やアスベスト調査を実施する際、職員の安全確保の観点から、所管局において必要な資機材（電動ファン付き呼吸用保護具、防じんマスク、防護服、軍手、双眼鏡等）の備蓄又は応援協定の締結に努める。

【非常物資供給イメージ】

	非常用物資 種別	災害発生当日	2日目	3日目以降
自助	家庭内備蓄			
共助	市との協定業者の備蓄			
	個人・事業所 救援物資			
公助	市備蓄			
	近隣市町 救援物資			
	広域応援 救援物資			

2 備蓄品を管理する

【担当局】各局

各担当部は、備蓄品の点検を定期的 to 実施し、適宜補充・更新する。また、その結果を危機管理室へ報告する。

第8節 災害救急医療システムの整備

【基本計画】

災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品等や医療資機材の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想される。

医療機関及び医療関係団体との緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療活動が行われるよう、医療救護活動体制の整備、医療救護資機材の確保に努める。

1 初動医療体制を整備する

（1）大規模医療救護活動体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時における医療救護活動を迅速かつ確実に実施するため、平時から災害救急医療情報システムや保健医療活動を基礎とした災害医療救護活動体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努めるとともに、救護所等の開設場所の指定等を行う。

また、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者、県、医療機関との連絡体制の整備を図る。

資料7-7「市内医療関係組織」参照

（2）西宮市災害医療救護連絡協議会の設置

【担当局】保健所、消防局、総務局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、各医療関係機関

保健所と危機管理室は、災害発生時に関係機関で設置する災害医療救護活動本部の円滑な運営を確保するため、平時からの連絡調整機関である西宮市災害医療救護連絡協議会にて、必要な事項を定める。

なお、協議会は、次の事項を協議していく。

- ① 災害時における医療救護活動本部の運営に関すること。
- ② 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整に関すること。
- ③ 救護所の設置・運営に関すること。
- ④ 医療救護班の調整に関すること。
- ⑤ 医薬品の備蓄及び輸送に関すること。
- ⑥ 後方医療施設に関すること。
- ⑦ 傷病者等の搬送に関すること。
- ⑧ その他協議会が必要と認めること。

（３）災害救急医療情報システムの活用

【担 当 局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時において、防災機関、医療機関、及び市民が迅速かつ的確に医療情報の検索・照会ができるよう、災害救急医療情報システム等のシステムを有効に活用する。

【災害救急医療情報システム】

県内の各市消防本部、災害拠点病院、災害対応病院、地域保健医療情報センター（県保健所）、市保健所、郡市医師会、システム参加医療機関により、平常時は救急医療情報、広域災害時は患者搬送や救護班派遣要請及び支援情報を共有するシステム。

（４）災害医療コーディネーターとの連携

【担 当 局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】災害拠点病院、西宮市医師会、各医療関係機関

平時から災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医学的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

（５）医療救護チーム等の派遣要請・受入れ調整

【担 当 局】保健所

【関係機関】災害拠点病院、西宮市医師会、各医療関係機関

迅速な医療救護活動を実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療救護チームや医療ボランティアの派遣要請及び受入れ調整の体制を整備する。

【DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム】

- ・災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。
- ・DMAT は、DMAT 本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポート等を考慮する。

（６）トリアージ知識の普及

【担 当 局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時に多くの負傷者が出る場合を想定し、日頃から、トリアージ等の災害医療知識の普及を図る。また、トリアージタグ（重症度識別表）に関する知識の普及を図り、救急医療処置の迅速化を図る。

【トリアージ】

トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。負傷程度に応じて優先度をカラー表示したトリアージタグにより識別を行う。

2 後方医療体制を整備する

(1) 後方医療体制の整備

【担 当 局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、広域的医療活動を要請する体制を整備する。また、県と協議し、近隣の緊急時対応可能医療機関を事前に把握する。

資料4-3「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」参照

(2) 後方搬送体制の整備

【担 当 局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関、海上保安庁

広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプターや船舶等を利用した移送手段について県（災害対策課）、神戸市消防局、自衛隊、西宮海上保安署等と調整を行う。

資料4-1「消防相互応援に関する協定」参照

資料13-2「広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」参照

3 医薬品等を確保する

【担 当 局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、各医療関係機関

医薬品等に関しては、災害拠点病院（兵庫医科大学病院、兵庫県立西宮病院）及び市立中央病院における在庫の拡充を図る。

市は、西宮市薬剤師会の協力体制のもとに、災害時に必要な医薬品等の備蓄に関して整備する。あわせて、発災後の医療救護活動における医薬品の迅速かつ確実な確保及び輸送体制の整備に努める。また、医療機関等の関係機関とともに、医療資機材の備蓄等に努める。

～震災復興の記録より～

正常な検査値を求めて診療を行う筈の病院が、突然の激震によって、すべてが異常となったなかで、中央病院は医師3人、看護師14人など22人の当直職員と、急ぎ駆けつけた医師らによって、震動が終わると同時に、204人の入院患者への看護と、水浸しのロビーで血に染まった負傷者の応急措置を行った。

防災計画にある救護班は被災患者の処置や全市被災による医療の流れからみて、当院から派遣できる状況になかった。当院としては、震災後の救急医療の必要性から、院内相協力し、また、大阪市大・阪大・兵庫医大各病院の協力も得て、4診療科について、24時間態勢をとることを決め、3月末まで実施した。特に小児が風邪による高熱でぐったりとして訪れる人も多く、市民の病院として役割を果たしたと考えている。

この震災を通じて、既に言い尽くされたこととはいえ、如何にライフラインの確保が大切なものかを体験し、代替設備など自己防衛策の必要なことを痛感した。さらに重篤患者を転送するにも、相手病院探しが大変なことであった。病院の系列枠を超えた広域的な病院連携システムづくりや病院と医院とがチームを組み、地域医療に協力していく体制づくりが必要であると考えている。

～震災復興の記録より～

この震災を契機に今後の対応を考えると次の問題を考えるべきです。

- ① 医療機関の耐震性と補強
- ② 3日分の食料・水・医療品の備蓄
- ③ 通信手段と情報収集対策（災害時優先電話、携帯電話、携帯ラジオ等）
- ④ 代替ライフラインの確保（井戸、プロパンガス、自家発電等）
- ⑤ 緊急搬送のためのトリアージ
- ⑥ 重傷者は被災地外への緊急搬送（ヘリコプター、舟艇等）
- ⑦ 精神的ストレス、心の問題対策
- ⑧ 避難所の防疫対策

以上は医療機関としての震災対策及び地域防災対策として十分に心にとめなければならない条項であると考えます。

第9節 緊急輸送体制の整備

【基本計画】

災害時、食料、生活必需品、医薬品、各種資機材等の緊急輸送を円滑に行うには、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するとともに、輸送業者を含めた輸送体制を確立する必要がある。

そこで、災害時における迅速な輸送の確保に向け、緊急輸送道路の指定、及び緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送道路を確保する

（１）緊急輸送道路の確保

【担 当 局】総務局、土木局

【関係機関】兵庫県、各道路管理者、港湾管理者、警察署、西宮建設協会

災害応急活動を円滑に実施するため、県が指定する次の緊急輸送道路について、平時より防災関係機関及び市民等に広く周知を図る。

なお、市内の備蓄庫や緊急医療機関等を結ぶ輸送路については、警察署及び関係機関と協議のうえ確保する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

（２）効率的な緊急輸送のための措置

【担 当 局】総務局、産業文化局

【関係機関】各施設管理者、各道路管理者、警察署

市又は各関係機関は効率的な緊急輸送を実施するため、警察署と協議のうえ、緊急車両用の回転灯サイレンやステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備する。

また、災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、災害時の安全性確保に配慮した整備を行う。

県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努める。

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。大規模な災害が発生した場合には、被災地内への緊急通行車両などの通行や広域的な緊急輸送を円滑に進めるため、緊急自動車やあらかじめ登録された車両以外の通行を禁止又は制限する「緊急交通路」が指定されている。日ごろから広く周知し、災害時には重要路線として啓開等に当たる。

資料8-22「緊急交通路」参照

2 緊急輸送体制を整備する

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

【担当局】総務局、産業文化局

輸送の実施責任者は、平時から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとにいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携強化

【担当局】総務局、産業文化局

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられるため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

(3) 海上輸送体制の整備

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮海上保安署、兵庫県

災害時の緊急海上輸送に備え、西宮海上保安署や県等の関係機関と協議のうえ、公共埠頭の位置や運行方法等についてあらかじめ定める。

資料8-9「公共埠頭図」参照

(4) 航空輸送体制の整備

【担当局】総務局、消防局、産業文化局

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、今後、必要に応じて増設を図る。

資料8-20「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」参照

第10節 避難対策の充実

【基本計画】

災害時に迅速かつ安全に避難するためには、災害の状況や地域の実情に応じて適正な避難場所等（緊急避難場所・避難所）を確保しておくとともに、地域や事業所ごとに避難誘導體制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。また、近年の事例では、避難情報が伝わっていないケースや、避難情報を受け取っても避難をしないケースが報告されており、日頃から避難の基準及び方法に関して周知することが重要視されている。

本市では、概ね中学校区単位の地区防災ブロックで避難場所等を指定し、避難路の指定・整備を進めているが、今後、これら避難場所等の周知徹底を図るとともに、要配慮者の支援も含めた地域の避難体制の整備に努める。

1 緊急避難場所・避難所を指定し周知する

（1）緊急避難場所等の指定

【担 当 局】総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、環境局、土木局、消防局、上下水道局、教育委員会

災害が発生又は発生する恐れがある場合に、安全が確保されるまでの間、市民等が一時的に避難する緊急避難場所（一部、指定緊急避難場所）として、「洪水」「土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）」「高潮」「津波」「大規模な火事」の災害種別に対応した安全な場所であり、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設から指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、緊急避難場所を近隣市に設けることを検討する。

ア 指定緊急避難場所

（ア）洪水緊急避難場所

大雨や台風等により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、水防法に基づき指定される洪水浸水想定区域外の建物から選定する。

浸水想定区域内にある建物の場合は、想定浸水深より上階部から選定する。

（イ）土砂災害緊急避難場所

大雨や台風等により土砂災害の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害警戒区域外の建物から選定する。

土砂災害警戒区域内にある建物の場合は、利用上の注意を示した上で堅牢な建物（安全な構造）から選定する。

（ウ）高潮緊急避難場所

台風等により高潮の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、水防法に基づき指定される高潮浸水想定区域外の建物から選定する。

浸水想定区域内にある建物の場合は、想定浸水深より上階部から選定する。

(エ) 津波緊急避難場所（津波避難場所・津波避難ビル）

津波の発生により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、次から選定する。

- ・津波避難対象地域外の原則、1 ha 以上ある公園（一次避難地・広域避難地）、空地などの河川から離れた屋外施設
- ・原則、津波避難対象地域内の「新耐震基準に適合」「RC 造又は SRC 造」「3 階以上」を満たし、一定の避難スペースを確保できる建物

(オ) 大規模火災緊急避難場所（一次避難地・広域避難地他）

大規模な地震やその他の要因により大規模な火災が発生又は発生の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、1 ha 以上の公園、空地などの屋外施設から、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して選定する。

イ 指定緊急避難場所を補完する施設（緊急一時避難所他）

緊急避難場所への避難が困難な地域、状況において、市民等が一時的に避難する場所として、民間施設等の同意を得た建物から選定する。

資料 8-2 「緊急避難場所等」参照

資料 8-6 「地区防災ブロック図」参照

(2) 避難所の指定

【担当局】総務局、教育委員会、市民局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

被災者が一定の期間避難生活を送るための施設として、地区防災ブロック毎に避難所を指定する。避難所においては、避難者を受入れる場所、福祉避難室、救護室、物資保管・災害ボランティア詰所等に使用するスペースをあらかじめ定める。

災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図る。

また、一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する要配慮者を受入れる福祉避難所を指定する。なお、福祉避難所でも避難生活が困難な者については、介護保険施設や医療機関等への入所、入院により対応する。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切な対応ができるよう、平常時から危機管理室と保健所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症の患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

資料8-1「避難所等」参照

（3）緊急避難場所・避難所の追加・解除

【担当局】総務局、教育委員会、市民局、健康福祉局、こども支援局、土木局

避難場所等（緊急避難場所・避難所）については、毎年見直しを図り、地域の実情にあわせて指定の追加・解除を行う。

（4）緊急避難場所・避難所の周知

【担当局】総務局

避難場所等（緊急避難場所・避難所）については、市関係部局、防災関係機関及び自主防災組織等へ周知を行うとともに、市が作成するハザードマップ、市ホームページ等を活用して市民等への周知を行う。さらに、必要に応じて、避難場所等の目視可能な位置に防災サインを設置する。

【緊急避難場所の位置付け】

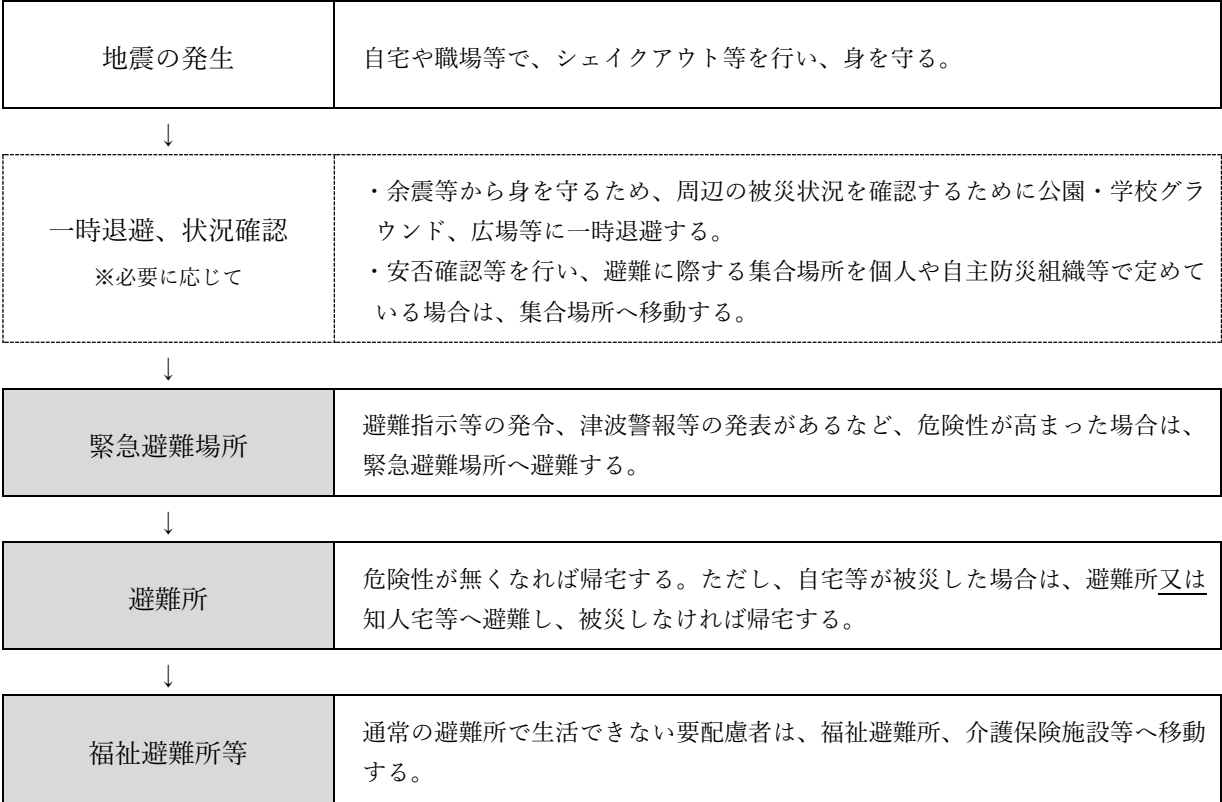
災害種別	屋外施設	屋内施設	指定方針
洪水		●	・洪水浸水想定区域外の建物 ・洪水浸水想定区域内の建物の想定浸水深より上階
土砂災害		●	・土砂災害警戒区域外の建物 ・土砂災害警戒区域内の利用に際しての注意を条件にした堅牢な建物（安全な構造）
高潮		●	・高潮浸水想定区域外の建物 ・高潮浸水想定区域内の建物の想定浸水深より上階
津波	●	●	・津波浸水想定区域外の1ha以上（原則）の公園、空地などの屋外施設（津波避難場所） ・津波避難対象地域内の「新耐震基準に適合」、「RC造又はSRC造」、「3階以上」及び「津波に対して安全な構造方法 ¹ 」を満たし、一定の避難スペースを確保できる建物
大規模な火事	●		・1ha以上の公園、空地などの屋外施設（火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮）

【避難所の位置付け】

避難所種別	屋外施設	屋内施設	指定方針
避難所		●	・避難者を受入れるスペース、福祉避難室、救護室、物資保管・ボランティア詰所等スペースを有する建物
福祉避難所		●	・特別な配慮を要する要配慮者を受け入れるための施設

¹ 国土交通省住宅局の通知文「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について」による

【避難行動イメージ】



（５）感染症に対応した適切な避難対策

【担当局】総務局、教育委員会

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温・換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ・タイムラインの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等といった多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

保健所は、感染症の患者の被災に備えて、平常時から、危機管理室との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、危機管理室との連携の下、対象者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月策定、令和5年5月改訂）の主な内容）

① フェーズ0 事前準備

- ・感染対策を考慮した収容人員の確認
- ・十分な避難所数の確保
- ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
- ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
- ・適切な避難所運営を行うための体制の構築
- ・住民への事前周知

② フェーズ1 避難

- ・適切な避難先の提示
- ・避難情報発令時の留意事項

③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営

- ・避難所の開設
- ・避難所の受入れ
- ・避難所運営

④ フェーズ3 避難所解消

等

2 避難路を確保する

（１）避難路の指定・整備

【担当局】総務局、都市局、土木局

【関係機関】各施設管理者

各地域と緊急避難場所、避難所を結ぶ避難路については、避難すべき区域内の市民等を迅速かつ安全に避難させる観点から指定し、避難路については、原則として次の道路等を指定する。

- ① 避難所に通じる概ね幅員4m以上の道路及び河川敷
- ② 緊急避難場所に通じる概ね幅員15m以上の都市計画道路

資料8-7「主な避難路位置図」参照

（２）避難路の安全性確保

【担 当 局】政策局、土木局

【関係機関】各道路管理者

避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用して、避難路沿道の建築物不燃化を促進するほか、付帯構造物の耐震性強化を進める。

3 避難支援体制を整備する

（１）避難方法等の周知

【担 当 局】総務局、消防局

避難指示等が発令された場合における避難場所等、避難すべき区域、避難の判断基準、及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、これら情報について市民への周知を図る。

また、「マイ・タイムライン」の作成の普及促進等により、「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ一人ひとりが自ら考えることを通じて、市民の避難意識の向上を図る。

（２）避難誘導体制の確立

【実施主体】自治会・自主防災組織等

【担 当 局】総務局、消防局

自主防災組織や自治会による自主防災活動の中で、避難指示等が発令された場合における一時避難地や安全な避難経路、あるいは要配慮者等に対する避難誘導の支援者を具体的に決めるなど、地域ごとの避難計画の作成推進を図る。

また、福祉施設、事業所においても、災害時に安全な避難ができるように、各施設管理者に対して避難計画の作成を指導する。

（３）広域避難体制の確立

【担 当 局】総務局

【関係機関】兵庫県、関西広域連合広域防災局、近隣市

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

～震災復興の記録より～

一つには、避難所業務に携わる職員の多くも又自ら被災者であり、交通機関の寸断もあって直ちに従事できなかったところに、今後の避難所の初動態勢に大きな課題を残すこととなったことである。風水害のような予知可能なケースと全く異なる今回のような事態を想定してとは言葉はいえても容易ではない。防災計画のなかでの役割も認識していたとはいっても、初動期において、残念ながら組織だった機能はできていない。

こういう緊急大惨事のなかで初動期においては、職員一人ひとりが判断し処理していく行動力が求められたのである。

自分自身、あの日適切に迅速に行動したかと思うとき情けないがはっきり記憶がない。今になっても忸怩たる思いである。

二つには、防災計画のなかで避難所として学校がその拠点となって大きな役割を果たしていく又、いかなければならないということから、学校教育と避難所という視点で今一度考えておく必要があるのではないか。

被災を受けた人々のなかに多くの子供たちがいる。肉親を失い、友を失い、家を失い、ズタズタになった子供たちの心のよりどころが又、学校生活にあることを忘れてはならない。

学校が避難所になったことで子供たちは、目のあたりに大きなものを得、すばらしい行動力を見せてくれた。先生や被災者からも聞き、大変うれしかったことをおぼえている。

このことは、又、何物にもかえがたいことであるが、それとは別に今一度議論を深め、学校現場と避難所についてのマニュアルも大切だと考えている。

日がたつにつれ避難所において被災者の方、それを支援する地域のみなさん、ボランティア、他市からの応援、担当職員など多くの人々の支援協力によって避難所のなかに被災者を中心とする自治組織が生まれ、つらい苦しいなかにも平静さをとりもどしていった。

この自治組織が、避難所を少しでもよくしよう、みんなで助けあうという大きな役割を果たしたことは言うまでもない。

～震災復興の記録より～

当時の本市防災計画にもとづく避難所開設・運営は原則的には全て行政の責任において行うこととなっていたが、実際の避難所運営は個々の避難所によって色々な形があった。多くの避難所でボランティアがその中心的役割を果たしたと思われる。しかし、ボランティアの活躍にもかかわらず運営が円滑にできなかった避難所もある。ボランティア組織が確立されていない場合、ボランティア間の意見の食い違いや、避難者との軋轢等で避難所運営が行き詰まった例も見受けられた。ボランティア同士がまた地域住民と普段からの顔見知りでないことも原因であったのだろうか。学校避難所では、制度的には認知されていなかったが、教職員が多く役割を果たし、色々な困難はありながらも比較的安定した避難所運営が行われた。

こういった教訓を踏まえて、教職員が避難所業務に就くことが限定的ではあるが制度化された。また各地域に自主防災組織が次々と結成されたことは、大変有意義なことと思う。今後は行政職員、学校職員、地域自主防災組織、ボランティア等の役割分担と連携を図る基本的なシステムのもと、実際の場面で有効に機能するような訓練と意識づけが必要と考える。

第11節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

【基本計画】

大地震により交通機能が停止した場合、市外通勤先等から市内に帰ることができない者、そして、市内から市外の自宅へと帰ることができない者が発生するおそれがある。特に、本市は、多くの事業所だけでなく、市内に多くの大学や短期大学の立地する「大学のまち」であり、市内に通勤・通学する人たちの安全確保は非常に重要な課題である。

通勤・通学・帰宅困難者対策については、行政の枠組みを超えた広範囲な問題であり、さらに、事業所や学校等による支援が重要な役割を果たすことから、日頃から関係機関、市民、事業所などへの意識啓発に努めるとともに、市としての具体的な支援方法について検討を行う。

1 通勤・通学・帰宅困難者に対しての方針を示す

【担当局】総務局

帰宅困難者は近距離徒歩帰宅者を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)として定義される。

市の避難所には限りがあることから、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対しては一斉移動の抑制、適切な情報提供、一時滞在施設の確保、通勤・通学及び帰宅支援が重要である。これらの項目に対して、平常時から関係機関と協議の上、対応・対策を検討する。

【想定される帰宅困難者】

(県地震想定結果による)

上町断層帯地震 65,210 人

南海トラフ地震 68,824 人

2 一斉移動の抑制に対する啓発を行う

(1) 市民に対する啓発

【担当局】総務局

災害時には落ち着いて行動し、安全な状態を確保した上で職場や外出先で一定待機を行う。市は日ごろより連絡手段の確認方法等についてポスター、チラシ等を作成し啓発する。また、災害伝言ダイヤル(電話番号;171)・Web171 の活用などについて、広報啓発を行い、安否確認のための移動軽減を図る。

【通勤・通学・帰宅困難者心得 10 か条】

- ① 慌てず騒がず状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- ⑥ 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備(携帯懐炉やタオルなど)
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

(2) 企業、学校等に対する啓発

【担当局】総務局

広域的な通勤者・通学者を抱えている事業所や学校等が、帰宅困難者のための食料等や仮眠等のための物資を備蓄するよう努めると共に、備蓄計画の策定に努めるよう啓発を行う。災害時は施設内の安全が確認され、津波等からも安全が保たれている場合は、通勤者・通学者を施設内に待機させるなど一斉移動の抑制に努めるよう啓発を行う。

また、通勤者・通学者一人ひとりが靴や地図などの帰宅用品を平時から配備しておくよう意識啓発を行う。

3 適切な情報提供を行う

【担当局】総務局

帰宅困難者等に対しての情報提供は、時系列で変化する。大きく「一斉移動の抑制に関する情報」、「災害に関する情報」、「安全な帰宅方法に関する情報」に分けられる。各々について情報発信内容を整理するとともに、市民や事業所等へは情報取得方法についてポスターやパンフレット等による啓発を行う。

事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。

駅舎や大規模商業施設は多数の帰宅困難者等が滞在している可能性があるため、施設管理者と情報連携方法を平常時から確認する。

[主な情報伝達手段]

- 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- にしのみや防災ネット、緊急速報メール（エリアメール）等
- SNS（市公式 X（旧 Twitter）・Facebook・LINE 等）
- 県・市ホームページ、防災ポータルサイト
- 地域メディア（株式会社ベイ・コミュニケーションズ、さくら FM 株式会社）
- 広報車
- 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Lアラートの活用、協定に基づく緊急放送の実施等）

4 一時滞在施設の確保を行う

【担当局】総務局

帰宅困難者等に対しては避難所への収容を図るが、収容人数に限りがあるため、一時滞在施設の提供等を検討し、施設の確保に努める。

また、滞り場所等の確保に当たっては、特性及び性差によるニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞り場所等の運営に努める。

5 帰宅支援対策を充実させる

(1) 事業者との連携

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

帰宅断念者(自宅が遠距離にあり徒歩帰宅が困難)に対して、代替輸送手段の確保を検討する。

駅に発生する帰宅断念者対策を電鉄事業者、県及び周辺事業者と連携して検討する。

また、徒歩帰宅可能者に対しては県や関西広域連合がコンビニエンスストアやガソリンスタンド等地域事業所による水、トイレの提供に関する協力体制を構築している。

【災害時帰宅支援ステーション】

兵庫県などが構成団体となっている関西広域連携協議会は、関西2府5県4政令市を代表し、関西2府5県に店舗が所在するコンビニエンスストア・外食事業者と、災害時に交通が途絶した場合に、通勤・通学者などの徒歩帰宅者に対する「水道水」「トイレ」「道路情報」の提供などの帰宅支援サービスの提供を内容とする「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

平成17年4月1日より約6千店舗でスタートし、支援可能な店舗には、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が掲示されている。

■対象地域(関西2府5県)：

兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県

■災害時帰宅支援ステーション・ステッカー



(2) 近隣市町との連携

【担当局】総務局

平常時より、通勤・通学・帰宅困難者対策について近隣市町と協議会等を開催し、近隣市町から西宮市への輸送検討を行っている場合の帰路利用等、効率的な運用と連携を図る。

第12節 備蓄体制等の整備

【基本計画】

災害時には、被災者や応急復旧作業従事者が必要とする食料や飲料水及び生活必需品の確保が困難になることが予想される。

そこで、最低でも3日以上を目標に各家庭、各地域における備蓄の充実を図るとともに、周辺都市や民間事業所からも食料・物資を円滑に調達できる体制確立に努める。

1 食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄・調達する

(1) 備蓄調達計画の策定と運用

【担当局】総務局、産業文化局

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等を定める備蓄計画を策定し、適切な食料、生活必需品及び資機材の備蓄を推進する。また、応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議しておく。

さらに、防災訓練等を実施する際、市民等と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用訓練を行う。

なお、各小学校等に備蓄している緊急用備蓄食料については、使用期限があるため、消費期限が満了になる前に有効活用するように、関係機関と調整を図る。

避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

(2) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

【担当局】総務局

想定避難所生活者数の災害発生から3日分の非常用食料を地区防災ブロックの各備蓄庫及び地域防災拠点(中央運動公園、津門中央公園等)に分けて備蓄する。

【非常食料の備蓄量の目安】

上町断層帯地震及び南海トラフ地震の被害想定結果に基づき、3日分の非常食料の備蓄を目安とし、個人備蓄と流通備蓄を含め、7日分の備蓄を目標とする。

資料9-1「備蓄倉庫及び備蓄一覧表」参照

(3) 事業所等への備蓄の要請

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、関係各局

事業所に対して、事業所在勤者を対象とした非常用物資の備蓄を要請する。

特に、福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする7日分程度の物資等の備蓄に努める。

（４）発生時期及び時間帯等への配慮

【担当局】総務局、関係各局

災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で、適宜必要に応じた備蓄品目の検討選定を図る（冬季用の防寒用品、夜間用の照明等）。

【備蓄品目(例示)】

食料	粥、アルファ化米、乳児食（粉ミルク、調製粉乳、液体ミルク）
生活備品	寝具、身回り品、炊事用具、食器、日用品、 光熱材料（ガスボンベ・乾電池） 簡易トイレ、要配慮者向け用品、 女性用衛生用品、紙おむつ

（５）要配慮者・食物アレルギー者等への配慮

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

要配慮者・食物アレルギー者のほか、年齢、性別、障害等に配慮した備蓄物資の品目選定、供給体制を整える。

（６）生活用水の確保

【担当局】総務局、環境局、各施設管理者

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を図る。

イ 井戸の活用

民間の井戸について、災害時に生活用水に利用できるよう、地域に開放してもらう「震災時協力井戸」として、所有者から標識設置等の協力を求める。

また、避難所である小学校等へ避難所井戸の設置を進め、災害時の生活用水として活用する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、ポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂の溜水、水道水の備蓄、雨水の貯留等により、各家庭にて生活用水の備蓄が行われるよう、市ホームページや広報紙、防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

（７）調達・輸送体制の整備

【担当局】総務局、各施設管理者

【関係機関】関係機関、兵庫県、近隣市町

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者、協定締結者、近隣市町、県と十分に協議し整備強化を図る。そのため、事前に調達・輸送に関する協定を締結する。

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状

況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(8) 職員用の非常用備蓄物資の整備

【担当局】総務局

職員用の食料、防寒具及び衛生用品等の非常用備蓄物資の整備を行う。

(9) 衛生物資

【担当局】総務局

ア 備蓄、調達

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(ア) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計* など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など
避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*を含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

* 県で備蓄する衛生物資

(イ) 方法

コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行う。

イ 搬送等

被災者へ衛生物資を適正に配分する。

～震災復興の記録より～

経済部長をはじめ出勤していた数人の職員に「食料調達」を命じた。市内業者は被害を受けており、宝塚、三田方面まで買い出しに出かけた職員とは連絡が取れない。携帯電話を持たしてやれば、助かるのに…。かろうじて西宮浜の米穀業者で米の調達ができた。広域的な食料供給システムの必要性を痛感する。

ひっきりなしに「避難所」開設の連絡があるが、被災者を所定の避難所へ誘導したのではない。教育施設が多いが、市民施設、民間の幼稚園、神社、公園など被災者が駆け込んだところが「避難所」となった。マンションなど施設の安全性を確認しなければならない所もあった。男・女別、老人・乳児の別、ましてや病人の存否など全く不明。食料供給人員も概数しか分からない。全く統制が取れない。氏名の確認など望むべきもない。「管理者」の設置は必要だ！の思いを強くした。

交替要員のないまま連日連夜の作業は職員を疲労の極限まで追い込んだ。長期化する中、本来業務をもって被災者支援をしないと悔いを残す。支援活動も内容が変化し、食料の安定供給のためには日々変動する救援物資だけを当てにできなくなった。

そのため、独自で安定供給する体制、つまり食料の外部発注、受領、保管、配送というシステムとつくりと企画調整部と調達課の応援を得て、新しい「食料供給システム」を確立し、大部分の業務を業者委託することができた。この頃には供給事務の処理もコンピュータを利用しスムーズに行えるようになっていた。これで職員も休養をとり、本来の職場で被災者の対応に取りかけられる。遅きに失したとはいえ有り難い。

新しく、地上に「食料配送センター」ができたとき、そこで NVN の代表と、またボランティアの一人ひとりと握手し涙を流したことは忘れられない。

「救護活動」についても防災計画と全く違う展開があった。避難所では被災者が心身の故障で助けを求めている。保健環境部長から「何とかしなければ！」との問題提起があり1月19日の本部会議に諮り、即活動することになった。この気持ちが西宮保健所、西宮市医師会、NGO などとの連携プレーの中で、計画・マニュアルがないにもかかわらず救護所開設、医療チームの編成、2次避難所の設置などを可能とした。

いずれも人間として、公務員として何とかしないと…という純粋な気持、これが自らが被災者であるにもかかわらず、家族・家庭を顧みる暇もなく、ボランティアの方々に励まされ、助けられながら、体力の限界まで自分を追い込んで「仕事」をさせたのであろう。

この気持ちを大事に持ち続けて欲しい。そして、これらの人々の気持ちを生かすようにあって欲しい。

～震災復興の記録より～

この度の震災に対し、全国の方々から心暖まる救援物資ゆうパック（郵便小包）を約20万個頂いた。

しかし、ゆうパックを解いてみると、すでに腐っていたり、こわれていたり、また、前述のように破れたものであったり、汚れたもの等様々なものが混入していたため、そのままを直接被災者に配布することができなかった。このため、多くの人手と時間をかけて、一度ゆうパックを解き、中身を点検し、整理する必要があった。

全国のどこかで、今回と同じ規模の地震が起こらないとも限らない。その時、我々が経験したことと同じ苦労をしないために、気のついたことを下記に記す。

(1)被災地にゆうパックを用いて個人的に救援物資を送る場合

(イ)腐るような食べ物、つぶれたり、割れたりする品物は送らない。

(ロ)いろいろの物品を混ぜこぜにせず、単品で送る。

(ハ)ゆうパックには、品物名、数量等中身が一目でわかるよう表記する。

(2)個人で送るより、近所、グループ、団体等で取りまとめて整理し、(1)の方法で送る。

(3)可能なら、もっと大きい組織（例えば市単位、地域単位等）でまとめ、送る。

被災者の支援のために現地に行くことも必要であるが、逆に、被災地で時間や人手を可能な限り省くことも、被災地の支援になる。

アメリカで「救援物資は第二の災害である」といわれていると聞いたことがある。この言葉は、救援物資を送っていただいた方々には大変失礼なことであるが、ある意味では言い当てているような気がする。救援物資を頂く方の身になって、送ることも必要ではないかと思う。

～震災復興の記録より～

災害対策本部では応援部隊として、全国から送られてくる支援物資を市役所前で受け付ける仕事に携わった。

防災計画は、これほど膨大な支援物資は想定しておらず、受入れ体制の細かい定めはなにもなかった。支援物資は飲料、食料、衣料、医薬品等々多種多様であり、それらの配分方法もすぐに決められるものでもなかった。運んでくる車も多様だったが、多くは10トン車のような大型であり、市役所前は駐車場がなく、駐車させる場所に苦労した。

こうした事態は、あらかじめ定められた組織や、権限によって対処することが難しい。担当がだれとか、権限がどうか言っておれない事態である。職員一人一人がその時の状況を判断し、役割を果たして行くしかない。まさに個人の力量が問われた事態であり、そういった意味で反省しきりである。

なお、早朝、夜中にわたり他市町の職員やボランティアの人たちには大変お世話になった。心からお礼申し上げる。

第13節 家屋被害認定士制度等の整備

【基本計画】

今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士等を育成する。

1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

大規模な地震により被災した建築物の連続地震や余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導のもと、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定実施体制の整備

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

大規模な地震により被災した宅地の連続地震や余震等による崩壊から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、県及び兵庫県宅地防災推進協議会と連携し、職員や市民、建築関係事業者等に対して、県等が行う危険度判定講習会への受講を推奨し、被災宅地応急危険度判定士の養成に努め、被災した宅地に対する危険度判定実施体制の整備を推進する。

また、危険度判定に必要な技術マニュアル、判定時に必要な資機材や備品の整備、近隣市町との広域相互応援協定の締結等、実施体制の整備に努める。

3 家屋被害調査体制の整備

【担当局】財務局

【関係機関】兵庫県

県が行う家屋被害認定士養成研修を通じて、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、円滑に家屋被害調査を実施できる体制の整備を推進する。

第14節 廃棄物対策の充実

【基本計画】

大規模な地震災害や水害などの災害に伴い発生する災害廃棄物や、避難所などから発生する一般ごみやし尿を迅速かつ適正に処理することは、市民の生活基盤の早期回復と生活環境のすみやかな復旧を図るために欠かすことはできない。しかし、災害時に発生する災害廃棄物はガレキや水分が多く含まれるなど、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量の面で大きく異なるものと想定される。さらに、阪神・淡路大震災の時のように、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平時の一般廃棄物を含めて、その収集運搬や処理を行なうことが困難となる事態も想定される。

そこで、本市では、震災や過去の水害を教訓とした「西宮市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物処理体制の充実を図る。

1 廃棄物処理相互応援体制を整備する

【担当局】環境局

災害廃棄物等の処理の応援を要請する県、他の市町、関係団体について、あらかじめ応援協定の締結を図ること等により連携を強化し、相互協力体制の充実を図る。

市のみでの対応が困難なときは、県と各市町及び一部事務組合が協力して災害廃棄物を円滑に処理するための「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求める。

また、被災状況により必要に応じて、知事に自衛隊の応援を要請する。さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域と指定された場合で、市による災害廃棄物の処理が困難な場合、市長からの要請により環境大臣が災害廃棄物の処理代行を行う。

災害用仮設トイレの整備については、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。あわせて、仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。

なお、災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

資料3-2「災害時における相互応援協定」参照

資料3-5「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-7「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」参照

2 災害廃棄物処理計画を更新する

【担当局】環境局

災害によるごみやし尿の処理を迅速に行うため、国の「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、一般廃棄物処理計画の特別計画として災害を想定し策定した「西宮市災害廃棄物処理計画」について、必要に応じて更新を行う。

【災害時に発生する廃棄物】

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

- ①生活ごみ：家庭から排出されるごみ
- ②避難所ごみ：避難所から排出される容器包装や段ボール、衣類等のごみ。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
- ③し尿：仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
- ④災害廃棄物：市民が自宅を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下のa～lで構成される。
 - a.可燃物/可燃系混合物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
 - b.木くず：柱・はり・壁材などの廃木材
 - c.畳・布団：被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
 - d.不燃物/不燃系混合物：分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
 - e.コンクリートがら等：コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
 - f.金属くず：鉄骨や鉄筋、アルミ材など
 - g.廃家電（4品目）：被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
 - h.小型家電/その他家電：被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
 - i.腐敗性廃棄物：被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
 - j.有害廃棄物/危険物：石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ポンベ類などの危険物等
 - k.廃自動車等：自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
 - l.その他、適正処理が困難な廃棄物：ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

(1) 震災によるガレキ発生量の推計

ア 算出方法

災害廃棄物量は、可燃物と不燃物に分けて、それぞれ集計する

[算出式]

$$Q1 = s \times q1 \times N1$$

Q1；がれき発生量

s；1棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)($\text{m}^2/\text{棟}$)

q1；単位延床面積当たりのがれき発生量(原単位)(t/m^2)

N1；解体建築物の棟数(解体棟数=全壊棟数)(棟)

※ 1棟当たりの平均延床面積は、木造 109.6m^2 、非木造 474.1m^2 とする。([「西宮市統計書(平成27年度版)」より])

※ 単位延床面積あたりのがれき発生量(原単位)(t/m^2) は、以下のとおりとする。

※ 全壊建物の解体棟数は、全壊棟数とする。

※ 焼失建物は木造とし、平均延床面積および原単位は、木造建物の値を採用する。

木造可燃物	木造不燃物	非木造可燃物	非木造不燃物
0.194	0.502	0.1	0.81

イ 災害廃棄物等予測量

(上町断層帯地震)

可燃物	317,012t
不燃物	1,489,220t
災害廃棄物量合計	1,806,232t

※県公表「内陸活断層による地震(上町断層帯地震)」被害想定における建物被害データを用いて、南海トラフ地震の計算手法により西宮市で再計算したもの

(南海トラフ地震)

可燃物	20,383t
不燃物	109,207t
災害廃棄物量合計	129,590t
津波堆積物重量	332,632~532,211t

※平成26年6月県公表「南海トラフ巨大地震津波被害想定」データより引用

(2) 一般ごみの推計

過去の災害時では、一般ごみ量は平時とほぼ同等となっており、平時と同量のごみが発生するものと想定している。

区分	H25 年実績	H30 年推計	R5 年推計
人口	486,145 人	492,951 人	491,850 人
一般ごみ	150,703t	146,742t	142,769t
粗大ごみ	5,160t	5,333t	5,383t
資源ごみ	9,619t	8,585t	7,557t
合計	165,482t	160,660t	155,709t

※出典：「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成 28 年度）

(3) 粗大ごみの推計

ア 算出方法

- ・全壊建物からの粗大ごみ量＝全壊建物総数×1.03t
- ・半壊建物からの粗大ごみ量＝半壊建物総数×1.03t×0.6

イ 粗大ごみ予測量

上町断層帯地震の被害想定から、災害時に増加するものと予想される粗大ごみ量を示す。

被害建物	粗大ごみ量
全壊棟数 12,817 棟	13,202t
半壊棟数 17,050 棟	10,537t
合計	23,739t

(4) 廃家電の推計

ア 算出方法

- ・対象棟数：全壊数＋半壊数×0.6

イ 廃家電排出量の推計

粗大ごみのうち、廃家電の量を示す。

家電製品	対象棟数	台/棟	台数	重量/台 (kg)	重量 (t)	容積/台 (m ³)	容積 (m ³)
エアコン	23,047	2.5	57,618	40	2,305	0.24	13,828
テレビ		2.4	55,313	30	1,659	0.21	11,616
冷蔵庫		1.3	29,961	80	2,397	0.65	19,475
洗濯機		1.2	27,656	40	1,106	0.32	8,850
合計					7,467		53,769

※各原単位は、いなべ市災害廃棄物処理計画による

(5) 適正処理が困難な廃棄物

ア 適正処理が困難な廃棄物の範囲

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、有害廃棄物等市の施設では適正な処理が困難なものをいい、市で収集しない物を次に示す。

【市が収集しない処理困難廃棄物】

区分	品目
有毒性物質を含む物	PCB、アスベスト含有物、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性薬品の容器、強酸性・強アルカリ性の物質
危険性のある物	揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー等）、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
容積・重量・長さが著しく大きい物	ピアノ、オートバイ、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機
電気機器類	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン（重量が1 kg 以下の物を除く）、衣類乾燥機
著しく悪臭を発生する物	
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

イ 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階から適切な処理方法を市民に広報する。また、相談窓口を設け、平時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。

家電リサイクル法による家電4品目は、平時同様に事業者を引き渡すよう指導するが、災害廃棄物処理事業の補助対象となった場合は市が収集・処理を行う。

不法投棄等で適正処理が困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

(6) し尿排出量の推計

し尿排出量＝53,007 人×1.4 ℓ／日＝74.2k ℓ／日

（1.4 ℓ／日：し尿処理施設構造指針解説による）

※被害想定災害「内陸活断層による地震（上町断層帯地震）」

(7) 津波堆積物の推計

津波堆積物＝332,632～532,211t

※被害想定災害「南海トラフ巨大地震」

～震災復興の記録より～

震災復興にあたって、倒壊家屋の迅速な処理は最も大切な第一歩である。そのため、今回、国の方針によって公費による家屋解体が実施され、西宮市において急速な市街地の整理が実現した。しかし、それが実行できたことについては、「甲子園浜」という巨大な仮置場の存在があったことを忘れてはならない。もし、甲子園浜仮置場が無かったら、西宮市の復興は今よりずっと遅れていたに違いないからである。

第15節 要配慮者支援対策の充実

【基本計画】

災害発生時に何らかの配慮が必要な者「要配慮者※」に対する支援の検討を進める。支援を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点への配慮が必要である。

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に沿って整理すると、

- ① 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

となる。このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。また、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための計画を「個別避難計画」という。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供する。

また、現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供する。

※要配慮者は高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児・児童・生徒、外国人等を指す。なお、病人、旅行者など、上記の者と同様になんらかのハンディキャップがあると考えられる者に対しても、災害時の状況に応じて柔軟に対応する。

1 要配慮者の避難支援指針を策定する

（1）要配慮者支援の検討体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局、政策局、教育委員会

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会、西宮市国際交流協会

災害発生時に、円滑な要配慮者対策を平時から検討及び実施するため、市及び関係機関による「西宮市要配慮者支援連絡協議会」を設置し、情報共有及び支援体制の検討を行う。

（2）要配慮者支援指針の策定

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局、政策局、教育委員会

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会、西宮市国際交流協会

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）、及び県の「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市要配慮者支援指針」を基に支援対策の推進を図る。

2 要配慮者支援の意識を啓発する

(1) 要配慮者自身の備えの充実

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

要配慮者自身の備えを促すため、次の事項について実施を検討する。なお、被災地で安定して電源を確保できるよう、医療機器の利用者に対して、市の保健師のほか訪問看護ステーション等に協力を得て予備バッテリーの用意を啓発する。

- ① 地域の防災訓練への参加
- ② 避難行動等に要する防災備品の常備
- ③ 避難経路、緊急避難場所の確認
- ④ 支援内容を記載した防災カードの作成
- ⑤ 災害情報を入手する情報機器等の設置

(2) 要配慮者支援意識の向上

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

要配慮者への支援については、パンフレットの作成・配布や防災講習会の開催等により、市民等に支援の必要性、支援方法等を啓発するとともに、自主防災組織等には、地域の自発的な取組の促進を働きかける。

(3) 防災訓練の実施

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

ア 在宅の要配慮者に対する防災訓練

要配慮者の参加を得て、地域ぐるみの避難訓練等を実施することにより、実効性のある支援体制の確立を図る。

イ 施設の要配慮者に対する防災訓練

要配慮者が利用している施設は、災害が発生したときの緊急避難場所、避難誘導方法等に関する計画を策定し、定期的に防災訓練を実施するよう努める。

なお、夜間訓練や夜間を想定した訓練、災害の規模等を考えた訓練など、内容を工夫することにより、画一的な防災訓練にならないよう留意する。

3 避難行動要支援者の情報を把握する

(1) 避難行動要支援者の把握

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市民生委員・児童委員会

関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報をもとに、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

「避難行動要支援者」とは、要配慮者にあつて自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者のことで、自宅で生活している者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で避難支援団体が支援の必要を認めた者

（2）避難行動要支援者データベースの構築

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

収集された避難行動要支援者の情報をデータベース化し、「西宮市要配慮者情報管理システム」により一元的に管理する。

なお、避難行動要支援者名簿は市民の転入・転出事務のほか、各所管課が職権により、随時登録実態の把握し、更新を行う。

【避難行動要支援者名簿に記載する情報】

- ① 固定情報
対象者氏名、住記番号、生年月日、性別
- ② 変動情報
対象者住所、年齢、電話番号、民協校区、避難支援を必要とする理由、
避難支援団体、同意の有無

（3）「地域避難支援制度」登録者名簿の作成・管理

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

避難支援団体が受け持つ地区範囲の避難行動要支援者に対し、「地域避難支援制度」への登録勧奨を行い、同意を得られた者について登録名簿を作成する。（同意・手上げ方式）

登録者名簿を新規に作成したとき及び更新を行ったときは、速やかに必要となる範囲の名簿を支援団体及び避難支援等関係者に提供する。

名簿の提供を受けた避難支援団体及び避難支援等関係者の代表者は、支援以外の目的での使用や紛失がないよう、それぞれの所管分を厳重に保管する。

関係者へ提供する情報については、次の情報を基本とする。

【「地域避難支援制度」登録者名簿に登録する情報】

- ① 固定情報
 - ・対象者氏名、生年月日、性別
- ② 変動情報
 - ・対象者住所・電話番号、同居の有無、年齢、緊急連絡先
 - ・自力で避難が困難な理由
 - ・配慮が必要な事柄
 - ・避難支援団体

(4) 個人情報の取扱い

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

避難支援団体に登録者名簿等の個人情報を提供する場合には、個人情報保護に関する確認書等の提出を条件とする。そして、名簿を作成する際には、複写防止用紙を使用する、目的に応じて必要最低限の情報を共有する、情報を提供する相手方を特定する等十分に配慮を行う。

また、避難支援団体及び避難支援等関係者は、登録者名簿等の提供を受けたときは、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- イ 第三者へ名簿情報を提供しないこと。
- ウ 名簿情報は原則として複製及び転写をしないこと。
- エ 名簿の紛失等がないように適正な管理下に置くこと。
- オ 避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- カ 原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- キ 避難支援団体において、団体の代表者以外の者が避難支援者となる場合は、当該避難支援者が受け持つ要配慮者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

なお、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告すること。

4 避難行動要支援者の避難を支援する体制を確保する

(1) 地域での避難支援団体の構築

【担当局】総務局、健康福祉局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

自力での避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、支援活動の範囲内における対象者等を提示し、民生委員・児童委員や自主防災組織、自治会をはじめとする地縁団体を中心に、地域での避難支援団体の構築を進める。

また、支援体制の構築等に当たっては、地域で活動するその他の各種組織、団体の参画を促す。

【避難支援団体等となる者の例】

- ①避難支援団体
自主防災組織、自治会、マンション管理組合、社会福祉協議会、地元企業
- ②避難支援等関係者
消防局、警察署、民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会、避難支援団体、福祉専門職の職種団体

資料7-6「避難支援団体登録状況」参照

(2) 避難支援者の選定に関する検討

【担当局】総務局、健康福祉局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

避難支援団体による避難支援が必要と判断された避難行動要支援者については、地域の避難支援団体において対象者1人につき、市民等の中から避難支援者をあらかじめ定め、災害情報の伝達や避難支援を行うよう努める。

【避難支援者の選定方法(例)】

- 避難行動要支援者本人が指定したときは、その者を避難支援者とする。
- 本人の指定がなかったときは、地域の避難支援団体が、避難行動要支援者本人の意向を踏まえた上で、避難行動要支援者と避難支援者を結びつける。
- 避難支援団体による広報ビラを各戸配布する等して協力の呼び掛けも行う。

5 避難行動要支援者の個別避難計画を作成する

(1) 個別避難計画作成を支援するための体制整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、福祉専門職の職種団体

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者ごとに市町村が作成主体となり「個別避難計画」を作成するように努める。

個別避難計画を実行性のある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業、NPO等、様々な関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、地域特性等に留意する。

ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

(2) 個別避難計画の作成

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、福祉専門職の職種団体、地域支援団体

地域におけるハザードの状況や当事者の心身の状況、独居等の居住実態などを総合的に勘案し、優先度の高い人から順に作成を進める。災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な計画となるように努める。

ア 市が主体となって作成する個別避難計画

庁内においては防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどに関連する部署、庁外においては、介護支援専門員・相談支援専門員などの福祉専門職や地域の医療・介護・福祉などに関する職種団体等と連携し、作成を進める。

イ 本人、家族、地域支援団体が主体となって作成する個別避難計画

家族等による支援が得られない等、自力避難が困難で避難支援者が必要な者について、本人やその家族、又は地域支援団体が連携し、作成を進める。

6 要配慮者に対する情報伝達体制を確立する

(1) 情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、政策局、消防局

災害情報及び避難情報等が正確に伝達されるよう、インターネット、ケーブルテレビの活用等、要配慮者の態様に応じた伝達に努める。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

【情報伝達手段（例）】

対象者	手段(例)
視覚障害者	広報車、防災スピーカー、緊急告知ラジオ、コミュニティ FM
聴覚障害者	にしのみや防災ネット、インターネット、テレビ、ケーブルテレビ、点滅灯、掲示板
肢体不自由者	広報車、防災スピーカー等による音声情報、掲示板等による文字情報

(2) 広報実施体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、政策局、消防局

災害に関する広報を迅速に行うために、広報車、広報紙、避難所への掲示、防災行政無線、コミュニティ FM、インターネット、テレビ、ケーブルテレビ等のあらゆる広報媒体の協力を得る体制づくりを推進する。また、自治会、自主防災組織等を通じて迅速かつ的確な広報活動を行う体制づくりも推進する。

さらに、緊急災害時放送への字幕の挿入などについて、報道機関の協力を得られる体制の整備を図る。

(3) 要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、教育委員会

災害時において緊急情報を発令する際に、要配慮者利用施設等に対して一斉電話配信システムなど電話を用いた直接伝達を行うなどの情報伝達体制の整備充実を図る。

7 要配慮者のための避難環境を整備する

(1) 福祉避難所での受入れ

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

職員又は保健師の巡回等により、一般の避難所での生活が困難であると認めた要配慮者は、福祉避難所で受入れる。福祉避難所への移送手段については、民間事業者との応援協定等を進める。

資料8-1「避難所等」参照

（２）社会福祉施設・介護保険事業所等との協力体制の検討

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市社会福祉事業団、民間福祉施設

社会福祉施設や介護保険事業所等は、入所者や利用者の保護はもとより、災害時の緊急避難場所としての役割が期待されるため、県とともに、市民等や自主防災組織等と社会福祉施設との間で、施設機能を低下させない範囲内で要配慮者等を優先的に受け入れてもらうための協力体制の構築や受入に関する災害時応援協定を進める。

また、災害時には、多くの要配慮者の受け入れや社会福祉施設が被害を受けることが見込まれるため、近隣市町・社会福祉施設との間で相互応援体制を構築することも検討する。

（３）避難所のバリアフリー化

【担当局】教育委員会、市民局、各施設管理者

学校等の避難所については、平時より段差解消のためのスロープを設けるなど、バリアフリー化の推進を図る。

【避難所におけるバリアフリー化対策(例)】

- 身障者用トイレの設置
- スロープ、手すりの設置
- エレベーターの設置 等

（４）社会福祉施設等の対応力の強化

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組を進めるよう、啓発に努める。

（５）難病患者等への支援体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

県及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、災害時に避難入院先の確認や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができる体制整備に努める。

（６）要配慮者の物資等の備蓄

【担当局】関係各局

要配慮者の生活に必要な食料品、生活用品等の確保を図る。

【備蓄物資等(例)】

種類	物資（例）
食料品	粥・流動食品、粉ミルク、離乳食、野菜ジュース、野菜スープ等
生活用品	車いす、杖、老眼鏡、補聴器、紙おむつ（乳幼児用、大人用）、簡易トイレ
その他	哺乳瓶、カセットコンロ、医薬品、衛生用品、ホワイトボード、パーティション等

8 外国人等への支援対策を強化する

(1) 外国人への普及啓発等

【担 当 局】総務局、政策局、市民局

【関係機関】西宮市国際交流協会

外国人の住民登録の機会等を活用して、居住地の災害危険性や防災体制等に関する情報の提供に努める。また、市内で生活する外国人に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の作成・配布のほか、市ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃から外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知を行う。

(2) 多言語化表示の推進

【担 当 局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進するほか、理解可能な方法により、事前に必要な情報を伝達しておく。

(3) 市対応体制の整備

【担 当 局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

平時から、県、西宮市国際交流協会、西宮市国際交流協会登録ボランティア等と連携して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

また、災害時における西宮市国際交流協会登録ボランティア等活用体制や多言語の印刷物による情報提供等広報体制の整備、災害時における相談窓口の設置マニュアル等の整備等も推進する。

(4) 観光客への対策

【担 当 局】総務局、産業文化局

観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。

また、災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

9 在宅医療患者への支援を整理する

(1) 在宅患者への対応の検討

【担 当 局】総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

在宅介護・看護事業者と協働し、在宅療養患者への災害時の安否確認や避難後生活の支援体制の構築を進める。

第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【基本方針】

阪神・淡路大震災では、全国から駆けつけた災害ボランティア、被災地域の災害ボランティア団体、行政機関（西宮市）が連携した「西宮ボランティアネットワーク」（NVN）※が設立され、「西宮方式」と呼ばれる民間と行政の一体化した救援活動が行われた。その後、全国各地で発生した災害でも、災害ボランティアが、生活の支援や復興に大きな役割を果たしているが、災害ボランティアと市民等との間の信頼関係や、災害ボランティアによる活動範囲について、日頃から活動環境や活動体制を整備しておくことの重要性が指摘されている。

このため、本市では、阪神・淡路大震災における教訓や現在の市内の災害ボランティアの活動状況等を踏まえながら、災害時のボランティア活動を円滑に行うことができる体制を整備する。

※現在は、「NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク」（NVNAD）として活動中。

1 災害ボランティア活動ネットワークを強化する

（1）災害ボランティア活動の検討体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

災害ボランティア支援の主体となる災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる西宮市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等だけでなく中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めて、日頃から相互にコミュニケーションを取り合うことで「顔の見える関係」を構築し、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。

また、各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、これまで関係各部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施していた研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

（2）災害ボランティア活動指針の策定

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

県の「災害ボランティア活動指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市災害ボランティア活動支援指針」を基に災害ボランティア活動の推進を図る。なお、この活動指針については、策定後も適宜更新を実施し、内容の充実を図る。

2 災害ボランティアの育成を支援する

（1）災害ボランティアに対する訓練・研修の実施

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市及びボランティア関係機関は、平時より協力して、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、各種研修、訓練等の実施により、市民の災害ボランティア意識の普及・啓発を図る。

【訓練・研修の内容】

① 研修・講習会

- 災害現場で実績のある災害ボランティアや防災専門家等を講師に招いた講演会等の開催
- 防災関係機関が実施する災害ボランティア関係研修・講習会等への関係職員の派遣
- 災害ボランティア支援マニュアル等を活用した勉強会の実施
- 西宮市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関への防災に関する研修の実施

② 訓練

- 市総合防災訓練等での、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施
- ボランティア関係機関との災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- 避難所運営に関する訓練

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会を開催し、災害ボランティアコーディネーターの育成支援に努める。また、講習会等の講師の依頼、市が開催するイベントでの登用などを通じて、平時から災害ボランティアコーディネーターに活動の場を提供するよう努める。

その他、ボランティア関係機関等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネートを体験させる。

(3) 地域防災サポーターの登録

【担当局】総務局

西宮市地域防災サポーター登録制度により、災害発生時における応急活動等を支援する団体・企業ボランティアの登録を行う。地域防災サポーターは、地域団体・企業等が、災害時には、地域における被害の軽減や被災者の生活支援、社会基盤の早期復旧のため、また、平常時には、地域の防災活動に協力するために、人的・物的資源を活かしたボランティア活動を行う。

【協力内容】

- 労務、技術、資機材等の提供
- 飲料水、日用品等物資の支援
- その他災害対策および地域防災活動に必要な支援協力

3 災害関連 NPO との連携強化を図る

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、災害関連 NPO

市は、大規模な災害発生時には、災害関連 NPO 等が持つ専門的なノウハウやネットワークの力が非常に有効となるため、平時から各団体と協議及び連携するとともに、協働事業の実施などを通じて、自主防災組織等との防災ネットワークの形成を図る。

～震災復興の記録より～

総務局は、地域防災計画においては「動員部」として職員の招集、配置等後方支援が担当業務であるが、この度の震災においては、この他にボランティアあるいは他の自治体からの応援職員の受入の窓口となった。

待ったなしの救助・救援業務は膨大な量で、ボランティアの方々の応援なくして対応できなかったことを思うとき、厚くお礼を申し上げる次第である。

その後、本市ではボランティアの協力により、2月1日には「西宮ボランティアネットワーク（N VN）」が組織化され、行政と連携しながら、ボランティアの受付、コーディネートなどをボランティア自体が自主的に行っていただけの体制ができあがった。

このことは、ボランティアと行政が比較的うまくいった例として「西宮方式」と呼ばれ評価されているが、これもボランティアの方々のおかげと感謝している。

また、他市からの職員の応援についても、3月末までの短期の応援として、兵庫県内はもとより全国の自治体から202団体、延べ12,659人の方々がかけつけていただき、食事・宿泊場所もお世話できない状況の中で、ごみの収集、避難者への給水、家屋危険度判定業務、被災証明の発行等救援業務を助けていただいた。

災害発生時の初動体制のあり方、とくに職員との関係においては、職員への情報伝達、指揮・命令等役割と責任体制、防災マニュアルの作成、仮眠場所の確保、職員の健康管理等、反省すべき点も多く、今後の貴重な教訓として生かしていかなければならないと考えている。

行政とボランティアとの連携、いわゆる“西宮方式”だった。これによりボランティアのネットワーク化がなされ、彼らのノウハウが発揮されることになった。行政側は情報提供と後方支援に徹した訳である。

震災でできあがったボランティアとの連携、これは市民に対する“更なる心の支援”をも手に入れたに等しいと思う。震災で、多くの人や物を失った我々だが、行政に携わる者であるからこそ、いざという時に頼れる、目には見えない大きな心の支援・ふれあいを得た事は、今後も忘れてはならない大きな財産として残してゆかなければならない。

第17節 津波災害対策の推進

【基本計画】

県が行った津波浸水被害シミュレーションにより得た津波水位等や県が策定した南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを踏まえ、津波災害対策を進める。

1 津波災害に係る危険性の周知

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

東日本大震災後、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフを震源とする地震について、東日本大震災で得られたデータも含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波が検討され、平成25年12月24日に県より公表された津波浸水想定区域図では本市において最大3.7m(T.P.)の津波の発生が予想されており、浸水想定区域は概ね鳴尾御影線までに達している。

これを受けて本市においてもハザードマップを作成し、市民等へ周知する。また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第18節 重要施設の防災対策

【基本計画】

重要施設における防災対策を進める。

1 重要施設の登録

【担当局】総務局、各施設管理者

【関係機関】兵庫県、ライフライン事業者

病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

2 重要施設の防災対策

【担当局】各施設管理者

市は「最大規模の災害に対する市管理施設対応方針」等に基づき、その重要度に応じて防災対策を講じる。

第3章 市民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

【基本方針】

阪神・淡路大震災のような災害発生時には、市及び各防災関係機関自らも被災するため、行政が直ちに対処することが困難となる。本市は、阪神・淡路大震災の際に「西宮方式」と呼ばれる行政とボランティアとの連携スタイルを育んだ都市であり、こうした震災の経験も経て、「市民と手を携えて進めるまちづくり」が防災のみならず市政運営の基本となっている。

しかし、震災以降20年以上が経過したことから、震災を経験していない転入者や子どもたちが増え、被災経験を持つ人の中にも「もう二度とあんな大きな災害は起きないだろう」という心の油断が生じてきている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、死者・行方不明者21,613人、全・半壊400,101棟（平成26年3月7日現在 消防庁災害対策本部）という甚大な被害を受けた。この震災を受け、国を始め各自治体でも防災対策の強化を早急に行う必要性が高まった。なかでも、日本に大きな被害をもたらすと考えられている南海トラフを震源とする巨大地震に対する対策が急務となっている。県より公表された兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定及び南海トラフ地震の津波浸水想定では、本市でも最大で震度6弱の地震と3.7m(T.P.)の津波が想定されている。また、防潮堤など大規模なハードの整備には多くの時間と資金を要することなどから、被害をできるだけ少なくするための減災の意識を持って防災対策に取り組む必要がある。そこで、避難訓練の実施、防災教育の普及・啓発、自主防災組織の活動強化など、市のみならず、市民一人ひとりが「自分の生命・財産は自分で守る」という防災意識の向上がこれまで以上に必要である。

このため、日頃から市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及するよう努める。

1 日頃から防災意識を高める

（1）防災知識の普及、災害教訓の伝承支援

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】関係機関

市民が、阪神・淡路大震災の教訓を風化させることなく、災害に対する意識を持続けるように努め、日頃から地域の災害リスク情報や災害時における心得等に関する防災知識を習得できるよう啓発に努める。

また、市民等に対して、パンフレットやハザードマップ等の配布、広報・インターネットによる情報提供を行うとともに、防災に関する様々な講座・イベント等を開催する。

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、市民が

災害教訓を伝承する取組を支援する。

防災知識の普及方法及び内容は、次に例示するとおりとする。

【普及の方法(例)】

啓発事業・各種関係団体を通じての普及・啓発	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 防災ゲーム、動画資料等の貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供 5 防災分野への男女共同参画の視点導入に関する学習
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット SNS（市公式 X（旧 Twitter）・Facebook・LINE 等） 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災啓発動画の配信 5 講演会、防災イベント等の開催 6 ハザードマップ

【災害リスクに関して周知する情報】

- ① 市の防災対策
- ② 災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ③ 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の意味合い

【災害に対する平時の心得】

- ① 周辺地域における災害危険性の把握
- ② 家庭内の連絡体制の確保
- ③ 家屋等の点検や家具類の転倒防止対策
- ④ 応急救護等の知識・技術の習得
- ⑤ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性
- ⑥ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
- ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（7日分程度）
- ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ⑨ 火災の予防
- ⑩ 要配慮者への配慮

【災害時の行動に関する心得】

- ゆれへの心得
- ① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
 - ② あわてて外に飛び出さない。
 - ③ ゆれが収まった後、火もとの始末を確認する。
 - ④ 戸やドアを開けて逃げ道を確保する。
 - ⑤ ブロック塀には近づかない。
 - ⑥ 靴を履いて外に出る。
 - ⑦ 自動車の使用を出来るだけ控え、自動車では避難しない。（震災時には、皆が車を使用したため、救助・救援に支障が出た。）

- ⑧ 大規模地震が連続して発生することも想定し行動する。
- 津波への心得
- ① 平常時から、ハザードマップ等を用いて危険箇所の把握をする。
- ② 平常時から、津波避難方法について考え津波避難計画を作成する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波警報、大津波警報が発表されたとき、又はゆっくりとした大きな揺れが1分以上続いたとき、又は避難指示が発令されたときに避難を始める。
- ⑤ “命を守る”ために、住まいの建物・地域、家族構成等や、避難種類ごとのリスクなどを考慮して、津波到達時間112分（想定）までに避難を終えるよう、次の3つの避難方法のうちからいずれかの行動をとる。
- ・ 鳴尾御影線より北側へ避難する〔水平避難〕
 - ・ 津波避難ビルなどの“3階以上”へ避難する〔垂直避難〕
 - ・ 鉄筋コンクリート造などの“3階以上”に居る場合はその場にとどまる〔自宅等退避〕
- ⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで、必ずその場にとどまり、自宅等に戻らない。
- ⑦ 津波見物は絶対にしない。
- ⑧ 地震発生時に海岸や河川敷にいる場合は、津波注意報であってもその場から離れ、できるだけ早く高い場所を目指し避難する。
- 土砂災害への心得
- ① 平常時から、ハザードマップ等を用いて危険箇所の把握をする。
- ② 雨量情報、土砂災害警戒情報を確認し、早めの避難を行う。前兆現象が見られたら即避難。
- ③ がけ崩れの場合はできるだけ速く、土石流の場合は流れに対して直角に避難する。
- ④ 土砂災害警戒区域等の外への立退き避難をする。
- ⑤ 逃げ遅れたときなど、立退き避難を行うことでかえって生命又は身体に危害が伴うおそれがある場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への避難や、山と反対側の上階の部屋等に避難する「屋内安全確保」を行う。

（2）参画・協働意識の高揚

【実施主体】市民

【担当局】市民局

【関係機関】西宮コミュニティ協会、防災関係機関

市民が、参画と協働によるまちづくりに自主的に関わるよう努めるとともに、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう啓発に努める。

西宮コミュニティ協会と連携し、地域情報誌「宮っ子」や市ホームページ、コミュニティ活動等の情報提供等を行い、地域のコミュニティ意識の高揚を図る。

また、市民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化への支援、各種団体の支援を推進する。

2 災害対応能力を高める

（1）要配慮者に対する意識の向上

【実施主体】市民

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市民が、市及び自主防災組織等と連携して、日頃から近隣の要配慮者の所在及び生活習慣等に関する把握に努め、災害情報の伝達や避難を支援する地縁団体や市民の選定に対しても積極的に協力するよう啓発に努める。また、災害発生時には、情報伝達や安否確認、避難誘導等に対して支援・協力を行うよう啓発に努める。

（2）災害ボランティア活動に対する意識の向上

【実施主体】市民

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市民が、阪神・淡路大震災の時に「西宮方式」と呼ばれて注目を集めた行政とボランティアとの連携の重要性をあらためて認識し、災害時に自分たちができるボランティア活動について考え、活動に関する知識や能力の習得ができるよう啓発に努める。

（3）防災訓練への参加

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】各防災関係機関

市民が、日頃から防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努められるよう、市及び各防災関係機関は、防災訓練の意義と必要性について、市民への啓発に努める。

(4) 地域防災計画の周知

【担当局】総務局

市民が主体となった防災まちづくりや様々な要望等に対応できるよう、地域防災計画の見直しにあわせて内容の充実に努める。また、市民に対して、地域防災計画の目的及び主な内容に関する周知を図る。

3 家庭の防災力を向上する

(1) 家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

市民が、定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持出品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認するよう啓発に努める。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤル 電話番号;171の利用など）や最終的な集合場所も決めておくよう啓発に努める。

(2) 愛玩動物（ペット）に対する避難対策

【実施主体】市民

【担当局】保健所、総務局

災害発生時には、愛玩動物（以下、「ペット」という。）との同行避難が想定される。そのため、ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないため、

飼い主に対しパンフレット等を用いて災害時の備えについて普及啓発を行う。

<同行避難への備え>

◎飼い主の明示・・・犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマイクロチップ等の装着。

◎しつけ・・・他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく。

◎健康管理・・・狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施。

◎備蓄品の用意・・・フード・水（最低5日分以上）、シーツ等ペット用品、飼育手帳等

【同行避難の定義(平成30年3月環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」を参照し作成)】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。つまり、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

(3) 家庭内備蓄の促進（食料・飲料水等）

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

市民が、大規模な災害直後にはライフラインが途絶することを想定して、次の内容に留意し各家庭での備蓄を行うよう啓発に努める。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておくよう啓発に努める。

【家庭内での備蓄】

- ① 食物アレルギー等に配慮した、家族の7日分程度の食料と飲料水等の備蓄
- ② カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ③ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- ④ 懐中電灯やLEDランタン等停電時でも使用可能な照明器具及び乾電池の備蓄
- ⑤ 災害用トイレ、ウェットティッシュなどの衛生用品の7日分程度の備蓄
- ⑥ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

※南海トラフ地震では発災時には物流が長期間途絶する可能性から7日間の備蓄を推奨

4 家庭内の安全対策を強化する

(1) 耐震診断及び耐震補強の実施

【実施主体】市民

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

市民が、住宅の耐震化が減災まちづくりにおいて必要かつ重要である旨を理解し、専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を実施するよう啓発に努める。

(2) 室内安全対策の実施

【実施主体】市民

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

市民が、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施するよう啓発に努める。

5 学校における防災活動体制を強化する

(1) 学校防災体制の整備推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

地域防災計画や学校園防災マニュアルに沿って、市内の学校、幼稚園、(以下、「学校園」という。)における防災体制構築を支援するとともに、学校間の連絡網を整備し、適宜更新を行う。

また、公立の学校は避難所となるため、地震に備えた耐震化の推進、備蓄庫の充実、ライフラインの強化等を実施し、災害に強い施設づくりを推進する。特に、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検については、日頃から定期的に行うよう努める。

(2) 学校園防災マニュアルの作成推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

教育委員会及び学校園は、県教育委員会の「学校防災マニュアル」を参考に、学校防災計画の整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする平時の安全対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図る。

(3) 学校園における避難確保計画の作成

【実施主体】学校園

【担当局】総務局、教育委員会、こども支援局

【関係機関】兵庫県

学校園における避難確保計画の作成については、「風水害等対策計画第2編第2章第16節 2 浸水対策を充実させる」、「風水害等対策計画第2編第2章第17節 4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置」による。

(4) 要配慮者に対する配慮

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

教育委員会及び学校園は、防災計画の作成や施設・設備の整備を行う際には、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

(5) 「震災・学校支援チーム(EARTH)」との連携推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

県内の教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員とカウンセラーで構成され、教育復興を支援する、防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「震災・学校支援チーム」との連携を、平時より図るよう努める。

【震災・学校支援チーム(EARTH) 活動内容】

○平時：各種研修活動等への指導助言	○災害：震災・学校の復興支援活動
1.各地域の地域防災体制への協力	1.学校教育応急対策と早期再開
2.各校の新たな防災教育の推進	2.児童・生徒のこころのケアの在り方
3.訓練・研修の実施	3.避難所運営

※避難所運営班、こころのケア班、学校教育班、学校給食班の4班編成

6 学校における防災教育・訓練を実施する

(1) 教職員への防災教育の推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会、総務局

【関係機関】兵庫県

学校園の防災担当教員やその他の教員に対し、防災教育の方向性を示すとともに、研修や資料の情報共有ができる仕組み作りを行う。

学校園は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育等に関する研修や図上訓練を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

特に、震災の体験や教訓を生かすため、「震災の項」を設けた郷土史の副読本や「ボランティア教育副読本」、あるいは震災の記録集等を総務局等と協議し収集の上、授業等で活用するよう努める。

また、災害時には多くの避難者が予想される中で、教職員が避難所運営に携わる機会が想定される。より分かりやすく避難所運営を理解してもらうために、HUG（避難所運営ゲーム）を導入する。HUGは、ゲームを通して避難所運営を考える訓練であり、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームである。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

校長は、各学校の立地条件等の実情を踏まえながら、各教科、各種防災行事（防災訓練、避難訓練、震災追悼行事を含む。）等、学校の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を実施する。

また、児童・生徒一人ひとりが「減災社会」の担い手として、「自助」「共助」の考え方を身に付け、災害への備えの大切さや、人と人とが支え合う地域社会が安全・安心を支える基本であることを理解できるよう、防災教育の推進を図る。

(3) 学校と地域との協働推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会、総務局

【関係機関】兵庫県

例年「ひょうご安全の日」を含む「減災月間」に、自主防災組織等の地縁団体、市民等、学校が連携して行う、「地域防災力強化訓練」を推進し、地域の防災ネットワークの充実に努める。

(4) 子供のこころのケア対策の推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

阪神・淡路大震災等では、心の健康が阻害されている子どもが多く見られたため、非常災害時のこころのケアに関する事例・対応を掲載した「学校精神保健ガイドブックⅡ」（平成12年3月）の教職員への周知や、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修等、様々なこころのケアの取組を継続的かつ長期的に進めるよう努める。

7 私立学校園等との連携を推進する

(1) 防災体制の整備推進にかかる協働強化

【実施主体】学校園

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

市内の私立及び県立の学校園に対して、県と協力し、平時から円滑な情報連絡体制の構築や、協定締結等を通じた災害時における協力・連携の強化に努めて、各学校園における防災体制の整備推進について、要請・支援を行う。

また、各学校園の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災及びボランティア教育に努めるよう要請する。

(2) 地域との連携推進にかかる協力要請

【実施主体】学校園

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

災害発生時には、私立学校園等も公立の学校園と同様に、幼児・児童・生徒の安全と学校教育の実施を確保するためには、地域との密接な協力関係が必要不可欠となる。

そのため、学校園における社会的責任からも、平時より周辺地域の地縁団体と円滑な協働関係を構築し、学校園を含めた周辺地域全体の防災力の向上に努めるよう要請する。

～震災復興の記録・職員の手記より～

その瞬間、西宮の歴史に大きな黒い刻印が押された。自然の脅威をまざまざと感じさせられた一瞬でもあった。校舎のほとんどが大きな被害を受けるなかで、学校は避難所となり、被災者で溢れかえった。職員の多くは被災者でもあり、我が家と家族を気遣いながらも、本来業務に併せて避難所・震災復旧関連業務に携わると共に、学校再開に向けて必死の努力を続けた。

高層ビル、高速道路など人間の叡智で創造し偉容を誇示していたものが空しく崩れ去ったが、人と人との絆、心の暖かさ、他人への思いやり等が顕著に現れた。夫婦愛、親子愛、兄弟愛、友情、隣人愛など、確かなものであった。自然の脅威に驚かされたと同様に人間としての喜びに満ちた驚きを、改めて思い知らされたのである。目には見えないものの強固な実存の確認、それは悲しみと苦しみの代償だったのだろうと。改めて、崇高な精神が人間にとって如何に大切であるかを思い知らされ、知育教育もさることながら、徳育教育の重要性を強く感じざるを得なかった。

校舎は崩れ、運動場に亀裂が走ろうとも、諸先輩方が営々として築いてこられ、私たちが受けつ

いである「西宮教育」は微動だにしなかった。そのことに誇りを持って、これからも前進し、歩んでいきたい。

第2節 自主防災体制の整備

【基本方針】

災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たすのが地域の自主的な防災活動であり、阪神・淡路大震災の際にも、近隣住民の力で多くの人々が捜索・救出された。

本市は、阪神・淡路大震災後より自主防災組織の育成・強化に努めている。今後も、自治会をはじめとする地縁団体や市民等に向けて、積極的に設立趣旨の周知や講習会・防災行事等を通じた啓発活動に努め、全市的に地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成推進を図る。

1 地区防災計画を作成する

（1）地区防災計画の定義

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、市民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画をいう。ただし、地域防災計画に抵触しない内容である。

（2）地域防災計画への規定

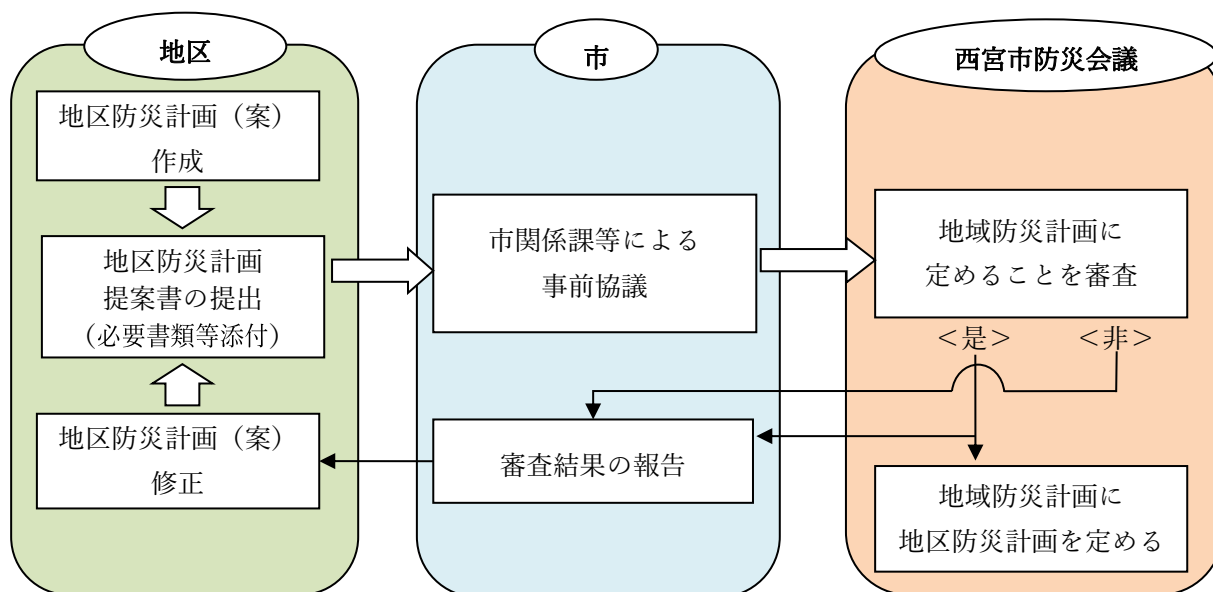
【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

本市では、災害対策基本法第42条の2に基づき、市民等が共同して提案した地区防災計画（案）を、市防災会議において審査を行い、審査結果に基づき地域防災計画に定める。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【地区防災計画の規定手続】



資料2-6「西宮市地区防災計画の運用に関する要綱」参照

（3）防災活動の実施

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

市民等が、各地区防災計画に基づく防災活動を実施するよう啓発に努める。

当該地区の防災活動の更なる推進のため、アドバイスや訓練指導、各種情報の提供等を継続的に実施するなど、市民等の防災活動を支援する。

（4）計画の見直し

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

地域防災計画の修正があったときや、訓練結果や日頃の防災活動を踏まえ、地区防災計画の見直しに努めるよう啓発に努める。

資料2-6「西宮市地区防災計画の運用に関する要綱」参照

2 自主防災組織の活性化を図る

（1）自主防災組織の育成・支援の推進

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

自主防災組織が結成されていない自治会等の地縁団体に対して、結成を促す事業を実施する。また、結成された自主防災組織に対しては、組織的活動に必要な資機材の整備支援や出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、防災訓練の実施に関する消耗品等の支援、その他組織的活動全般に対する支援を行う。

また、近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も支援する。

なお、自主防災組織の活動内容として代表的なものは次のとおりであるが、地区の実情にあわせて各自主防災組織で活動内容を決定する。

資料7-4「自主防災組織結成状況」参照

【自主防災組織の主な活動内容】

	平時の活動	災害発生時の活動
情報収集等	・防災意識の普及及び高揚 ・防災に関する知識の普及 ・情報収集、伝達体制の構築 ・関係機関との連絡体制の構築 ・地域版防災マップ、訓練計画、備蓄計画等の地区防災計画の作成 ・「マイ・タイムライン」作成の普及促進等による避難意識の向上	・情報の収集伝達及び広報 ・住民等の安否確認 ・地域の要配慮者の把握
防災訓練	・実働訓練等の実施・参加 ・災害図上訓練の実施・参加	—
消火	・出火防止及び初期消火の徹底 ・出火防止訓練の実施・参加	・出火防止及び初期消火
救出・救護	・防災資機材の備蓄・保守管理 ・救出及び救護訓練の実施・参加	・負傷者の救出・援護
避難誘導	・避難訓練の実施・参加	・住民等の避難誘導 ・地域の要配慮者の避難支援
避難所運営 (大規模災害時等)	・避難行動訓練や避難所運営訓練等の実施・参加	・避難所の開設(開錠、安全確認、受入スペースの区割り等) ・避難所の運営(食料救援物資等の配布、トイレ・ゴミ対策、生活支援情報の周知等) ・避難所内の要配慮者への配慮 ・市災害対策本部との適切な連携
避難所外避難者への支援	・日頃のあいさつやコミュニティ活動を通じた近隣住民の状況把握	・在宅及び車中避難者に対する健康状態の確認 ・生活支援情報の周知 ・食料、救援物資等の配布

(2) 自主防災組織の活動にかかる人材の発掘育成

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

自主防災組織の活動の核となるべき人材を育成するため、防災研修等を実施するとともに、県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」の周知と受講助成を行う。

また、出前講座や研修会等の学習機会を通じて、新たな人材の発掘育成に向けた事業を実施する。

（３）自主防災組織等による地区防災計画（地域版防災マップや避難計画等）の作成推進

【実施主体】市民

【担当局】総務局

自主防災組織等を中心とした市民等が、身近なリスク情報を再認識し、地域における防災意識の啓発及び地域における連携強化を図ることを目的として、地区防災計画（津波、洪水、土砂災害等に関する地域版防災マップや避難実施計画等）の作成推進に努められるよう、市はその側面的支援を行う。

（４）活動助成金制度の検討

【担当局】総務局

自主防災組織の円滑な運営と自主性の向上を図るため、県などの活動助成制度を紹介とその活用についてアドバイスを行うとともに市独自の活動助成金制度の導入について検討する。

第3節 消防団の充実強化

【基本計画】

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

1 消防団の強化

【担当局】消防局

本市の消防団は、市内を7地区に分け1本部33分団の組織体制をもって各種災害対応活動に従事しているが、近年では、団員のサラリーマン化や高齢化の進展による団員数の減少の影響で、消防力の低下が懸念されている。そこで、地域における消防団活動を充実させるため、地域の実情に応じて次の取組を実施するとともに、自主防災組織との連携強化を図る。

また、災害時に消防団が常備の消防隊と一体となって消防活動を実施し、初期消火、避難誘導等の防災活動を効果的に行うことができるよう、平常時からの連携強化と技能向上を図るための教育訓練を実施する。

【消防団活動充実に向けた取組】

- ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する教育訓練の実施
- ③ 消防団員の処遇の改善
- ④ 消防団の装備の改善
- ⑤ 消防団の活動拠点施設、設備の整備
- ⑥ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
- ⑦ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑧ 入団募集方法の検討や事業所への働きかけ、企業等へ向けた消防団のPR、大学等の協力による消防団員の確保

資料7-2「消防力の現況」参照

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

【基本計画】

多くの人が働く事業所においては、従業員や顧客の安全を確保する必要があり、そのためにも、日頃から事業所内の予防対策を講じるとともに、地域との連携を強化しておく必要がある。また、震災後、取引先や利用客の減少などから、市内の中小企業は大変厳しい状況におかれ、多くの会社が倒産することになった。こうしたことから、事業所の利益や従業員の雇用を確保し、対外的な信頼を得るためにも、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる準備をしておくことが必要である。

そこで、事業所の防災力向上を図るため、地域の防災組織との連携強化のための橋渡しを行うほか、事業継続計画や備蓄等の備えに対して意識啓発及び支援を行う。

1 事業所の防災活動体制を強化する

(1) 事業所における避難確保計画・浸水防止計画の作成

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院

事業所（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等）における避難確保計画・浸水防止計画の作成については、「風水害等対策計画第2編第2章第16節 2 浸水対策を充実させる」、「風水害等対策計画第2編第2章第17節 4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置」による。

(2) 事業所の自主的な防災組織設置の推進

【実施主体】事業所

【担当局】消防局

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、市民等の自主防災組織との連携強化を図る。また、それ以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(3) 西宮市消防協力隊への加入促進

【実施主体】事業所

【担当局】消防局

西宮市消防協力隊は、災害活動能力を有する事業所で構成され、自然災害や大規模事故災害の発生時に、事業所が属する小学校区を中心に災害活動を展開することを主たる目的としている。

なお、事業所周辺以外で発生した災害であっても協力できる事業所が数多く存在するため、今後は、これら事業所の加入も含めて協力隊組織の拡充を図る。

資料4-2「消防協力隊の災害応急活動に関する協定書」参照

資料7-5「西宮市消防協力隊結成状況」参照

(4) 事業所の防災訓練・研修会等の実施

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、消防局

事業所が、その事業所内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図るよう、啓発に努める。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する啓発

【実施主体】施設管理者

【担当局】消防局、総務局

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等の、防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員を対象とした、災害発生時のとるべき措置に係る講習会や防災訓練の実施を指導する。

また、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

2 事業所の防災への備えを強化する

(1) 事業所内の備蓄

【実施主体】事業所

【担当局】総務局

事業所が、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう、啓発に努める。

(2) 事業継続計画（BCP）策定の支援

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、産業文化局

事業所等の災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定について、平成24年3月に阪神南県民センターが作成した「BCPテキスト」等を利用し、啓発に努める。

【事業継続計画(Business Continuity Plan : BCP)】

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから事業所を守るための経営戦略。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

【基本方針】

緊急に防災機能の向上を図るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業や防災対策事業の推進について定める。

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【担当局】政策局、土木局、教育委員会、消防局

【関係機関】兵庫県

県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、平成8年度以降、第1次～第5次地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、様々な地震防災対策を推進してきたが、令和3年3月の同法改正により、適用期間が令和8年3月31日まで延長されたことを受け、「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」が策定された。本市でも第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定められた各事業を推進する。

2 防災基盤整備事業を活用する

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

「災害等に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、本事業を活用し、地域の防災機能の向上等を目的として、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

【対象事業（例示）】

① 消防防災施設整備事業

防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備

② 消防広域化対策事業

市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備

③ 緊急消防援助隊施設整備事業

緊急消防援助隊の編成に必要な車両、資機材等の整備、活動拠点等の確保

第2節 都市の防災構造の強化

【基本方針】

阪神・淡路大震災の経験から、人口と情報の多くが都市に集中している状況では、ひとたび災害が発生すると市民生活に甚大な被害が生じることを学んだ本市では、この教訓を踏まえ、被災市街地における土地区画整理などの面整備もあわせて都市基盤整備を計画的に推進してきた。

今後も、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進めるとともに、市民の理解や協力を得ながら、災害の危険性のある市街地の改善を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

1 災害に強い市街地を形成する

（1）面的な整備事業の推進

【担当局】都市局

都市機能の再生や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、市民の理解と協力を得ながら地域の環境改善や防災性の向上に努める。

（2）市民主体の防災まちづくりの支援

【実施主体】市民、事業所

【担当局】政策局

市民が主体となったまちづくりに対し、コンサルタントの派遣等による技術的支援や、まちづくり助成制度等による資金的支援等によって、積極的に支援する。

（3）建物の耐火・不燃化の促進

【実施主体】市民、事業所

【担当局】政策局

耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図るため、防火地域、準防火地域及び高度利用地区等の地域地区制度を活用する。特に、高度利用を図る地域、主要な避難路（延焼遮断帯）の沿道など、不燃化を促進する必要がある地域については、防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

（４）老朽化マンションの管理適正化の推進（マンションの管理の適正化の推進に関する法律）

【担 当 局】都市局

【関係機関】兵庫県

「西宮市マンション管理適正化推進計画」に基づき、老朽化マンションの管理適正化を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンションを減らし、都市環境の改善を図る。

（５）空家対策を推進する

【担 当 局】環境局、都市局

管理が不適切な空家には、倒壊や部材の飛散等により周辺に被害を生じさせるものや、避難の妨げとなるものがあるため、「第二次西宮市空家等対策計画」（令和４年４月）に基づく対策を推進する。

また、市民等からの相談で把握した管理が不適切な空家については、関係課と連携しながら、継続して所有者等に対して適正管理指導を行うとともに、管理が不適切な空家の発生を抑制するため、パンフレット等様々な媒体を通じ、空家の適正管理の重要性について、広く継続的に啓発を行う。

２ 防災空間を整備する

（１）公園等の整備

【担 当 局】土木局、政策局

延焼防止や緊急避難場所確保などのオープンスペースとしての役割をはたす公園等の配置・整備を計画的に推進する。

（２）道路の整備

【担 当 局】土木局、都市局

【関係機関】各道路管理者、各ライフライン事業者

災害時における円滑な交通を確保するため、市域内の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進する。特に、避難路や緊急輸送道路の機能がある幹線道路については、沿道の安全化や道路拡幅及びライフラインの耐震化等の整備を推進する。

生活道路は、市民が日常利用するとともに、災害時には避難路となる。そこで、段差の解消や幅の広い歩道を整備するなど要配慮者に配慮し、安全に利用できるような道路づくりを推進する。

また、道路と鉄道の平面交差部において、耐震性等に配慮した立体交差化を促進するとともに、災害時の避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路狭あい部において拡幅整備による改良を図る。

資料８-７「主な避難路位置図」参照

3 居住空間に係る安全対策を推進する

(1) 地震時に通行を確保すべき道路の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

本計画に定める緊急輸送道路（国道2号ほか22路線）に接する特定建築物の耐震化への支援を行う。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

(2) ブロック塀の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

ブロック塀の倒壊による危険性や構造基準等について、市ホームページへの掲載等により市民に周知する。

(3) 落下物の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

地震時の落下物による人身事故の防止、緊急輸送道路等の通行確保のため、窓ガラス、外壁材、天井については、国土交通省の定めにより、現地調査を行い、落下のおそれがあるものについては、改善を行うよう指導する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

(4) エレベーターの安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

エレベーターの所有者に対して、建築基準法に基づく定期検査等の機会を活用して、地震時の危険性や安全対策について周知する。

(5) 家具等の転倒防止対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】総務局、都市局

室内の安全対策を促進するため、家具の転倒防止対策について、市ホームページへの掲載等により市民へ周知を行う。

4 その他の安全対策を推進する

(1) 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

【担当局】都市局、総務局

【関係機関】県阪神南県民センター

阪神・淡路大震災の教訓から、全国に先駆けて創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、市民の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修のための相互扶助の取組を周知する。

(2) 長周期地震動への対応

【担当局】都市局、総務局

南海トラフ地震で想定される長周期地震動に対して超高層建築物の安全性を確保できるように、建築学会等の提言を踏まえた国・県の取組状況を把握しながら、必要な施策を検討する。

(3) 地籍調査事業の推進

【担当局】土木局

津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。

第3節 建築物等の耐震性の確保

【基本方針】

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震では、市内で34,136棟の家屋が全壊し、不幸にして1,146名の尊い命が犠牲となった。そのうち、地震直後に亡くなった死者の約9割は建築物や家具等の倒壊・転倒によって命を奪われたことが明らかになっており、今後いつ起きてもおかしくない南海トラフ地震等による死者数及び経済被害の軽減を図るには、建築物の耐震化を推し進めることが不可欠とされている。

本市では、旧耐震基準による建築物の耐震化促進を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月25日施行、以下「耐震改修促進法」と呼ぶ）第6条第1項に基づき、「西宮市耐震改修促進計画」（計画期間H29～R8）を改定したところであり、今後はこの計画に基づき、各種補助制度等を積極的に活用しながら、市内建築物の耐震化を推進する。

1 公共建築物の耐震化を推進する

【担当局】全局

【関係機関】関係機関

旧耐震基準により設計された市有公共建築物について、学校園、市営住宅及びその他の市施設に分類し、計画的かつ効率的な耐震化に取り組む。

なお、耐震改修促進計画では、令和8年度までに多数の者が利用する建築物のうち庁舎・消防署・避難所など地震災害時に災害対策の拠点となる施設などについては100%の耐震化を目標としており、また、対象公共建築物全体では97%の耐震化率を目指す。

社会基盤施設の老朽化対策についても、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などを行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

2 一般建築物の耐震化を推進する

（1）住宅耐震化の推進

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

一般住宅については、国の基本方針等を踏まえ、令和8年度までに耐震化率97%にすることを目標として耐震化を促進する。

（2）民間多数利用建築物の耐震化の促進

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

多数利用建築物については、国の基本方針等を踏まえ、令和8年度までに耐震化率97%にすることを目標として耐震化を促進する。

(3) 耐震化の啓発

【担当局】都市局

ア 耐震化の必要性の周知

個別相談や耐震セミナー、講習会等の機会を通じて、市民に耐震化の必要性に関する周知に努める。

イ 地域との協働による普及・啓発

事業者や自主防災組織、NPO等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

ウ リフォームに合わせた耐震改修の誘導

リフォーム時期に合わせて、適切な耐震改修への誘導を行い、住宅・建築物の耐震化を目指す。

(4) 耐震診断・耐震改修の支援

【担当局】都市局

次の各種補助制度や融資制度を活用・充実し、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を円滑に実施できるよう支援する。

【耐震診断・耐震改修に関する補助制度】

事業・制度の名称	概要
簡易耐震診断推進事業	住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を促進する。
西宮市住宅耐震改修促進事業	耐震診断の結果、耐震性能不足と判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費等の補助を行う。
西宮市大規模多数利用建築物等耐震化助成事業	多数利用建築物について、耐震診断及び耐震補強設計等に係る助成制度により、耐震化を促進する。
西宮市緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業	県地域防災計画に定める緊急輸送道路に面する建築物について、耐震診断及び耐震補強設計に係る助成制度により、耐震化を促進する。

(5) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

【担当局】都市局

建築物の耐震化及び耐震補助制度が適切かつ円滑に進められるよう、次の相談体制の整備や普及啓発、各種制度の創設などに取り組む。

【耐震診断・耐震改修に関する支援環境整備】

区分	概要
相談体制の整備	・木造住宅・マンションの耐震診断や耐震改修に関する相談 (建築指導課が実施) ・多数利用建築物の耐震診断や耐震改修に関する相談や耐震改修促進法の認定に関する相談 (建築指導課で実施)

(6) 耐震改修促進法による耐震診断結果の報告と公表の義務付け

【実施主体】 市民、事業所

【担当局】 都市局、各施設所管局

【関係機関】 兵庫県、各施設管理機関

ア 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なものについて、所有者は平成27年12月31日までに所管行政庁へ耐震診断結果の報告を行い、所管行政庁はその結果を公表することが義務付けられており、既に市ホームページで公表している。今後も、所有者に対し耐震化について啓発活動を行う。

イ 要安全確認計画記載建築物

県が指定する防災拠点建築物について、所有者は耐震改修促進計画に記載された期限までに所管行政庁へ耐震診断結果の報告を行い、所管行政庁はその結果を公表することが義務付けられた。今後、市内の建築物が指定された場合には、必要な施策を講じる。

ウ 全ての建築物の耐震化の促進

マンションを含む住宅や小規模建築物についても、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めなければならない。耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行うよう啓発活動を行い、それに必要な指導および助言を行う。

(7) その他構造物の災害予防対策

【担当局】 環境局、その他各施設所管局

ごみ処理施設、火葬場等の耐震化に努める。

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

【基本計画】

地盤災害による被害を防止するため、各整備事業の円滑な推進を図るとともに、災害のおそれのある宅地等のパトロールや指導を行う。

1 砂防及び治山事業等への協力

【担当局】総務局、土木局

【関係機関】国、兵庫県

土砂災害警戒区域等における災害防止のために、国土交通省、農林水産省林野庁、県に対して次の対策を要請し、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

（１）砂防事業

国・県が行う施設工事及び砂防区域の指定に協力し、土石流対策事業を推進する。

（２）地すべり対策事業

地すべり防止区域に対する県の事業に協力し、保全対象の安全確保を図る。

（３）急傾斜地崩壊対策事業

県が行う急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

（４）治山事業の推進、保安林の指定及び整備

山地災害危険地区において、国・県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

2 液状化危険区域における災害予防対策

【担当局】都市局、総務局

本市では、兵庫県南部地震の際、鳴尾浜等埋立地のほか内陸部の国道43号以南においても地盤の液状化による噴砂現象の発生が確認され、特に、臨港線以南では液状化が原因と思われる地盤沈下や建物の不等沈下のため被害が発生している。そのため、液状化の危険性が高い地域では、液状化危険度マップの結果を公表し住民の防災意識を高めると共に、建物建設時等における地盤調査の重要性を認識してもらうことを目的とする。

資料11-4「液状化危険度マップ」参照

3 災害のおそれのある宅地等における災害予防対策

【担 当 局】総務局、都市局

【関係機関】国、兵庫県

(1) 宅地等造成行為の指導

宅地造成等規制法に基づき市長の許可が必要となる一定の宅地造成工事に関しては、その工事の内容について審査及び検査を行い、必要に応じて指導する。

(2) 災害のおそれのある宅地等のパトロール及び指導

例年実施される「宅地防災月間」に、県、市、及び関係機関と合同で宅地防災パトロールを行い、擁壁崩壊等の災害のおそれのある宅地の土地所有者等に改善勧告を実施し、災害のおそれのある宅地の改善を促進する。

また、市長の勧告・命令を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度や「西宮市既成宅地等防災工事資金融資あっせん制度」を斡旋し、必要となる防災工事を促進する。

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に対し、助言や支援を求める。

(3) 危険住宅移転の促進等

関係機関及び県と連絡調整を図り、がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省住宅局の事業）、防災集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）等の各種制度の活用により、必要となる危険住宅の移転促進を図る。

資料 12-4 「法指定区域等」参照

(4) 大規模盛土造成地マップの公表

安心・安全なまちづくりを進めるために、大規模な盛土造成地の存在を公表し市民の防災意識を高めると共に、建物建設時等における地盤調査の重要性を認識してもらうことを目的とする。

第5節 河川、海岸、ため池施設の整備

【基本計画】

河川、海岸、ため池の被害を防止するため、河川・海岸施設等の整備を促進するとともに、管理点検体制を強化する。

1 河川・海岸施設等の整備推進

【担当局】土木局、上下水道局

【関係機関】兵庫県

（1）河川等の整備

洪水・高潮被害の防止・軽減を図るため、県及び関係機関と協力して、堤防や護岸等の河川構造物の保全及び改修を推進する。

なお、水路改修と合わせて、消火用の取水ピット（深さ 50cm 程度）の設置を進める。

その他、水路などの、局部的に排水不良箇所の改良に努める。

（2）下水道の整備

本市の下水道整備の基本計画は、市が単独で処理場を持つ単独公共下水道と、県が事業主体である武庫川流域下水道に接続する関連公共下水道からなっており、これを西宮・武庫川下流・武庫川上流の3処理区に分けて事業を進めている。浸水被害を軽減するため、下水道整備等に関する計画に基づき、管渠や貯留施設の整備を推進するとともに、既設管や既存雨水渠の改修及び既存施設の点検補修を実施する。

（3）高潮対策施設の整備

県及び市は、海岸地帯の市街地、工場地域等を高潮災害から防護するため、高潮に係る事業計画に基づき、防潮堤、河川護岸等における水密性、耐震性を確保するため、天端の嵩上や補強工事を実施する。また、防潮門扉等の電動化を進め、閉鎖の迅速化と操作責任者等の負担軽減に努める。

（4）津波対策工事等の推進

県及び市は、津波防災インフラ整備計画に基づき、南海トラフ地震による津波に備え、防潮堤の整備・補強等の津波対策を計画的・効率的に推進する。

2 河川・海岸保全施設の管理・点検体制の強化

【担当局】土木局、上下水道局、総務局、産業文化局

【関係機関】兵庫県

（1）河川及び水路の管理・点検

河川及び水路管理者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

資料 12- 1 「重要水防箇所」参照

(2) 防潮堤・海岸保全施設の管理・点検

緊急時の操作に支障のないよう、定期的に防潮堤、水門及び排水ポンプ場等の海岸保全施設の監視や協定に基づく門扉等施設の操作状況及び老朽化の確認を行い、県に報告して、その機能維持に努める。また、管理の実施に当たっては、以下の点にも留意する。

【管理実施の留意点】

●海岸保全施設閉鎖の励行

操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で海岸保全施設を開放する必要があるときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

●常時開放する必要がある施設への対応

海岸保全施設の設置目的から、通常閉鎖ができない施設に対して、あらかじめ閉鎖優先順位を定め、分担に応じて迅速に閉鎖活動を行う体制を構築する。

●海岸保全施設の操作訓練

防災関係者が海岸保全施設の操作方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

●海岸保全施設閉鎖器具及び閉鎖手順書の配備

必要に応じて協力を求める防災関係機関及び自主防災組織等に対して、海岸保全施設の閉鎖に必要な器具及び閉鎖手順書を供与するとともに、その操作方法等について必要な指導と助言を行う。

(3) 樋門の点検

樋門の開閉責任者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

(4) ため池の点検

ため池管理者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

市や各農会は、所有者又は管理者から、点検の結果報告を受けることにより、危険ため池の把握に努める。

資料6-1「海岸保全施設の管理に関する協定」参照

資料6-2「堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

資料6-3「東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

資料8-9「公共埠頭図」参照

資料8-10「海岸保全施設一覧」参照

資料8-11「ポンプ場配置一覧」参照

資料8-12「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

3 堤防等河川管理施設及び港湾施設の災害予防対策

【担当局】土木局、総務局

【関係機関】兵庫県、各港湾施設管理者

河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

また、災害時における海上からの救援物資輸送を確保するため、関係機関に要望し、耐震強化岸壁等、港湾施設の強化を促進する。

資料8-9「公共埠頭図」参照

資料8-10「海岸保全施設一覧」参照

資料8-11「ポンプ場配置一覧」参照

資料8-12「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

資料8-13「樋門の位置及び開閉責任者等」参照

第6節 交通関係施設の整備

【基本計画】

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を行う。

1 道路・橋梁の災害予防対策

【担当局】土木局、各施設管理者

降雨又は溢水による道路面の流失防止や、法面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等道路の排水施設の充実を図るとともに、平素から道路の点検補修や清掃等の維持管理に努める。また、落石等の道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のための防止柵や法面保護等を整備する。

道路・鉄道を跨いでいる橋梁や落橋すると孤立してしまう橋梁で耐震性が不足している場合は、更新、耐震補強等によって耐震性の向上を図る。

第7節 ライフライン関係施設の整備

【基本計画】

関係機関と連携を図りながら、ライフライン施設の耐震化を着実に進めるよう努める。

1 上水道施設の災害予防対策

【担当局】上下水道局

【関係機関】兵庫県、阪神水道企業団

「西宮市水道事業ビジョン 2016」や「西宮市水道施設整備計画」などに基づき、上水道施設に関して次の対策を実施する。

(1) 施設の耐震化

次の対策により、地震が発生しても、水道施設に被害が極力生じないようにする。

【施設の耐震化】

対策	概要
拠点施設の耐震化	構造物・設備・場内管路の耐震化
管路の耐震化	導・送水管の耐震化、配水管の耐震化
給水装置等の耐震化	給水装置の耐震化

(2) バックアップ機能の強化

次の対策により、施設被害が生じる場合でも、代替・補完機能を確保し、水補給を継続できるようにする。

【バックアップ機能の強化】

区分	対策	概要
拠点施設の機能強化	貯水容量の確保	配水池容量を12時間分確保
	電源系統の強化	自家発電設備の整備
水運用機能の強化	浄・受水場間のバックアップ	浄・受水場間の連絡管等整備、新規供給拠点の整備
	配水区域内のバックアップ	配水幹線の整備
	広域的なバックアップ	近隣他市水道事業者との連絡管整備・連携強化

(3) 応急給水対策

次の対策により、震災により水の供給が困難となる地域への応急給水を実施できるようにする。

【応急給水対策】

対策	概要
緊急時給水拠点の整備	避難所などに緊急貯水槽などを設置、配水槽に緊急遮断弁等を設置
緊急時運搬給水拠点の整備	配水池に非常用給水設備等を設置
緊急給水栓の整備	配水本管の消火栓の整備、緊急給水栓の確保

資料8-14「水道施設等一覧」参照

(4) 復旧対策

次の対策により、被災後の応急復旧をすみやかにかつ効率的に実施できるようにする。

【復旧対策】

対策	概要
配水ブロック化	配水ブロック構成に必要な管路の整備
施設情報管理システムの構築	マッピングシステムの導入

(5) 広域的対策

他市水道事業者及び用水供給事業者との連携を行う。

2 下水道施設の災害予防対策

【担当局】上下水道局、総務局、教育委員会

【関係機関】各施設管理者

緊急輸送道路下の下水道管路施設及び緊急避難場所（広域避難地）・各避難所等の防災拠点や要配慮者利用施設から処理場までの下水道管路施設の耐震化を順次図る。また、その他地盤が軟弱な地域等においては、地震等による管渠の折損並びに継ぎ手部からの漏水被害が想定されることから、管路管渠接合部に変位吸収部材を使用することにより耐震性の向上を図る。また、避難所等及び防災拠点へのマンホールトイレシステムの設置を推進し、避難所等及び防災拠点へ設置されたマンホールトイレシステムの各管理者は、組立トイレ、仮設トイレの設置及び使用方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

ポンプ場・処理場については、地震時にも機能低下を最小限に抑え、かつ早期に機能回復可能な下水道システムを構築するため、非常用電源設備等の整備推進や施設の耐震化を図るとともに、施設と流入・流出管の接合部の不等沈下による損傷を防止するための耐震化も推進する。また、ポンプ場・処理場が被害を受けた場合に備え、幹線管渠のループ化及び各処理場間のネットワーク化を図る。

3 自然エネルギー活用による災害予防対策

【担当局】各施設所管局

ライフライン施設対策として、次の身近な自然エネルギーを利用した施設整備に努める。

【自然エネルギー活用対策】

- ① 雨水を一時貯留して、防火用水及び生活用水に利用する
- ② 緊急用電源として太陽光発電の利用を推進する
- ③ 緊急用の生活用水として井戸、河川水の利用を図る

4 医療機関におけるライフライン確保対策

【担当局】保健所、中央病院

【関係機関】各ライフライン事業者

病院の給水タンクや非常用電源の耐震化を促進し、医療活動に不可欠な水、電源等を優先的に確保する対策を講ずる。特に、人工透析等の生命維持に必要な施設については、県と協議しながら強化を図る。

また、県と連携を図りながら、プロパンガス協会に対し、医療機関へのガスの優先的供給を要請するとともに、都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスの利用についても要請する。

第8節 危険物施設等の予防対策の実施

【基本計画】

危険物の流出事故等については、事前の予防対策や施設保全対策を万全に講じることによって、災害の発生を未然に防ぐことがある程度可能である。

そこで、本市では、こうした災害危険性の高い箇所、施設等については、日頃から被害防止に向けた施設整備を計画的に進めるとともに、市民、関係機関への危険性の周知によって事前に適切な安全対策が講じられるよう努める。

1 危険物流出事故予防対策を推進する

【担当局】消防局

消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

また、次の予防対策を実施する。

【市（消防局）における災害予防対策】

危険物等施設の把握と 警防計画の策定	危険物等施設、貯蔵・取扱いされる危険物等の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な警防計画を策定する。
監督指導の強化	危険物等を取扱う事業所等に対する立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。
消防体制の強化	消防局は、事業所ごとの警防計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

（1）危険物等を積載する車両事故等の予防

【担当局】消防局、総務局

【関係機関】兵庫県、各道路管理者等

県、道路管理者等とともに、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

なお、高速自動車道及び自動車専用道路における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両の事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針－兵庫県危険物運搬車両事故防止対策協議会（事務局 危機管理部消防保安課）」を適用し、迅速な現場処理を推進する。

参考：事業等における災害予防体制

【関係法令の遵守】

種別	法令	対象となる主な施設
危険物	消防法、危険物の規制に関する政令	危険物施設には、化学工場等の製造所、石油タンク、タンクローリー、ガソリンスタンド等が含まれる。
火薬類	火薬類取締法	火薬類取扱事業所には、火薬類製造会社、工事現場の火薬庫が含まれる。
高圧ガス	高圧ガス保安法	高圧ガス取扱事業所には、石油化学等コンビナート製造事業所、LPガス製造事業所、LPガススタンド、天然ガススタンド、LPガス充填所等が含まれる。
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法	農薬や塗料、その他危険な化学薬品の製造・輸入販売に関する事業所等が含まれる。

【危険物取扱事業所における防災体制の整備】

危険物保安監督者の選任	危険物の規制に関する政令（以下、「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
危険物保安統括管理者の選任	危政令で定める危険物施設は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
危険物施設保安員の選任	危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
事業所等の自主的保安体制の確立	各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
住民安全対策の実施	大規模な危険物施設を有する事業所等は、住民等に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

【高圧ガス取扱事業所等における防災体制の整備】

防災組織の確立	防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
通報体制の確立	事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
緊急動員体制の確立	大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
相互応援体制の確立	事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
防災資機材の整備	防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。 更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
保安教育の実施	従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
防災訓練の実施	取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

【火薬類取扱い事業所等における防災体制の整備】

警戒体制の整備	火薬類関係施設に災害等が発生する恐れのあるときは、警戒体制を確立する。
防災体制の整備	災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、すみやかに防災体制を確立する。
安全教育の実施	従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
防災訓練の実施	取扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

【毒物劇物製造業者及び輸入業者等における防災体制の整備】

毒物劇物取扱責任者の設置	毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。
管理体制の整備	毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
施設の保守点検	毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。
教育訓練の実施	毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

第9節 文化財を災害から守る

【基本方針】

阪神・淡路大震災の際、本市では多くの指定文化財が損傷したが、損傷し、損壊程度の著しい文化財は一部指定解除となった。その後、関係機関や研究者グループ等により救援救護の協力体制がいち早く組織され、指定文化財の修理、被災した家屋からの古文書・民俗資料等の救出、埋蔵文化財の発掘調査など、被災した文化財の復旧復興を着実に推進することができた。

本市では、こうした経験を踏まえ、文化財の日常管理に心がけるとともに、緊急時における対応体制を平時から確立しておく。

1 文化財の予防対策を充実させる

（1）指定文化財の保全措置の強化

【実施主体】文化財所有者・管理者

【担当局】産業文化局

建造物を中心とする文化財所有者が、修理・保存により指定文化財としての価値を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するよう啓発に努める。

美術工芸品、有形民俗文化財等の所有者が、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう、国・県及び市が指導・支援を行う。

史跡、名勝、天然記念物の所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じるよう啓発に努める。

（2）未指定文化財への対応

【実施主体】文化財所有者・管理者

【担当局】産業文化局

文化財の所在情報の収集を行うとともに、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

2 緊急時の対応体制を充実させる

（1）緊急時対応体制の整備

【担当局】産業文化局

【関係機関】関係機関

市内に所在する文化財の現状把握を迅速に行い、必要に応じて国・県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や地震時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

（2）施設管理者の対応能力向上

【担当局】産業文化局

【関係機関】関係機関

文化財展示施設及び設備等については定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。また、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認を行うとともに、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

第3編 災害応急対策計画

目 次

第1章 基本方針.....	3-1
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	3-2
第1節 組織の設置	3-2
第2節 動員の実施	3-22
第3節 情報の収集・伝達.....	3-24
第1款 予警報等の収集・伝達.....	3-24
第2款 災害情報の収集・報告.....	3-27
第3款 通信手段の確保.....	3-30
第4款 被災者支援のための情報の収集・活用	3-34
第4節 防災関係機関等との連携促進	3-37
第1款 自衛隊への派遣要請	3-37
第2款 被害への対応応援.....	3-42
第3款 市外の被災地に対する応援	3-46
第5節 災害救助法の適用.....	3-48
第3章 円滑な災害応急活動の展開.....	3-51
第1節 消火活動等の実施.....	3-51
第1款 地震火災の消火活動の実施	3-51
第2款 水防活動の実施.....	3-53
第2節 救助・救急、保健・医療対策の実施.....	3-55
第1款 人命救出活動の実施	3-55
第2款 救急医療の提供.....	3-57
第3款 医療・助産対策の実施.....	3-61
第3節 交通・輸送対策の実施	3-65
第1款 交通の確保対策の実施.....	3-65
第2款 緊急輸送対策の実施	3-70
第3款 緊急輸送の要請.....	3-72
第4節 避難対策の実施	3-74
第1款 避難の実施.....	3-74
第2款 避難所等の開設・運営等	3-85
第3款 広域避難・広域一時滞在	3-91

第5節 住宅の確保	3-93
第6節 食料・飲料水及び物資の供給	3-96
第1款 食料の供給.....	3-96
第2款 応急給水の実施.....	3-98
第3款 物資の供給.....	3-101
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	3-103
第1款 精神医療の実施.....	3-103
第2款 健康対策の実施.....	3-105
第3款 食品衛生対策の実施	3-106
第4款 防疫活動の実施.....	3-107
第5款 遺体の火葬等の実施	3-109
第8節 生活救援対策の実施	3-111
第9節 要配慮者支援対策の実施.....	3-115
第10節 愛玩動物の収容対策の実施	3-120
第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施	3-121
第1款 災害広報の実施.....	3-121
第2款 各種相談の実施.....	3-124
第3款 災害放送の要請.....	3-125
第4款 臨時放送局の開設.....	3-127
第12節 廃棄物対策の実施	3-128
第1款 ガレキ処理対策の実施.....	3-128
第2款 ごみ処理対策の実施	3-130
第3款 し尿処理対策の実施	3-131
第13節 環境対策の実施.....	3-132
第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ.....	3-133
第15節 海外からの支援の受入れ	3-135
第16節 ライフラインの応急対策の実施	3-136
第1款 電力の確保.....	3-136
第2款 ガスの確保.....	3-137
第3款 電気通信の確保.....	3-138
第4款 水道の確保.....	3-139
第5款 下水道の確保	3-141
第6款 工業用水道の確保.....	3-142
第17節 教育対策の実施.....	3-143
第18節 警備対策の実施.....	3-147
第19節 危険物施設等の応急対策の実施	3-148
第1款 危険物事故の応急対策の実施.....	3-148
第2款 高圧ガス事故の応急対策の実施	3-152
第3款 火薬類事故の応急対策の実施.....	3-153
第4款 毒物・劇物事故の応急対策の実施.....	3-154
第20節 農林水産関係対策の実施	3-155

第2 1 節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	3 -157
第2 2 節 南海トラフ地震臨時情報に対する対応	3 -161

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、県その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

【災害応急対策の主な流れ】

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策 (発災直後)	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施	継続実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過 に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施	
応急対策 (発災後1週間程度～)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施	

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

【担当局】 災対統制局、災対財務局、災対総務局

【実行局等】 全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊、総務省、関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社
一般社団法人兵庫県 LP ガス協会、西日本電信電話株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

【趣旨】

市の災害発生時等の防災組織について定める。

1 防災指令（水防指令）の発令

西宮市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要な災害対応体制を取るため、市長は、防災指令（水防指令）、災害警戒指令（水防警戒指令）又は連絡員待機指令を発令する。

なお、必要に応じて危機管理監が市長に代わり発令することができる。

資料2-4「西宮市防災指令要綱」参照

【防災指令（水防指令）発令の様式】

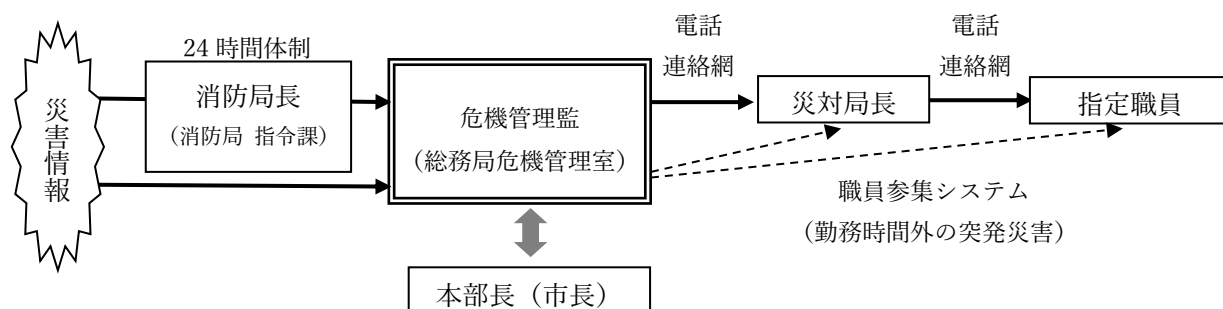
ア 全職員に適用する場合の例

- ・「全市防災指令第〇号」と発令する。
- ・「全市水防警戒指令」と発令する。

イ 都度、指定する局等の職員のみ適用する場合の例

- ・「〇〇局防災指令第1号、□□局災害警戒指令…」と発令する。
- ・「〇〇局水防指令第1号、その他全局水防警戒指令」と発令する。

【防災指令（水防指令）の指令伝達フロー】



2 警戒態勢の運用

災害が発生するおそれがある場合において、迅速かつ適切な初動体制を確立するために、気象警報・注意報や気象予報、気象情報に応じて総務局危機管理室及び関係部局は警戒態勢をとる。

資料2-4「西宮市防災指令要綱」参照

ア 情報の収集と共有

気象庁から大雨・洪水等の注意報が発表された場合、又は降雨や潮位等の気象情報に応じて、総務局危機管理室及び関係部局は警戒態勢に入り、以後の気象情報に注意する。

イ 初動警戒と連絡態勢の確保

気象庁から気象警報や気象予報が発表された場合、総務局危機管理室は関係部局に速やかにその内容を通知し、市長は連絡員の待機を命じる。（連絡員待機指令の発令）

連絡員は、以後の気象情報及び対応体制について総務局危機管理室と連絡調整を行う。

ウ 警戒体制の解除

市長は、災害が発生する恐れがなくなったと判断した場合、連絡員待機指令を解除する。

なお、必要に応じて危機管理監が市長に代わり解除することができる。

3 災害対策（警戒）本部の設置・廃止

（1）災害対策（警戒）本部の設置

ア 災害警戒本部

危機管理監は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、西宮市災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の検討を行い、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

イ 災害対策本部

市長は、西宮市域で災害が発生、又は発生する恐れがある場合など、強力で総合的な警戒態勢、又は応急対策が必要なときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、西宮市災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、市域に係る災害に関する情報を収集し、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を検討し、並びにその方針に沿って災害予防、又は災害応急対策を関係機関等と連携して実施する。

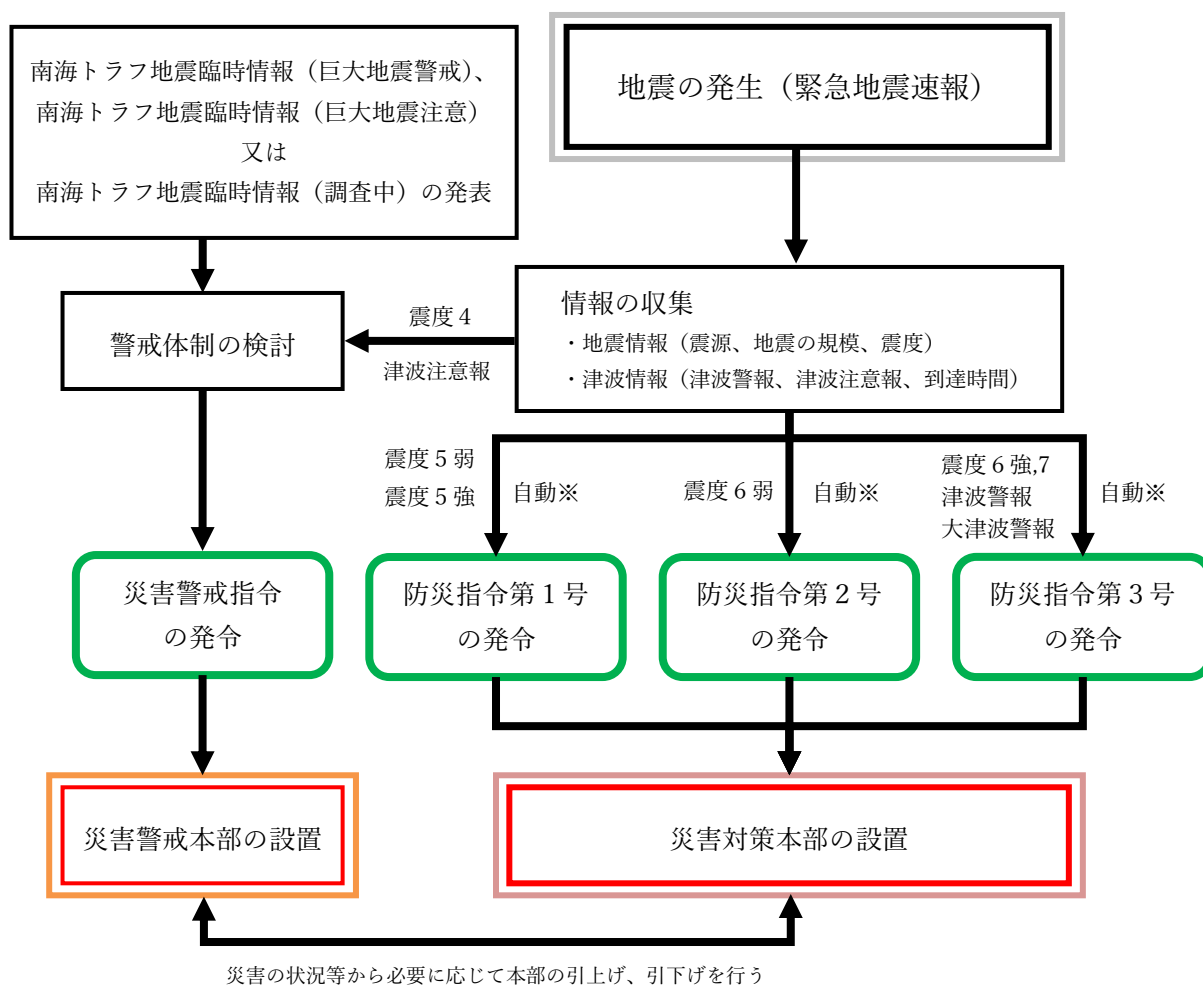
【災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準】

体制	風水害以外の場合	風水害の場合
災害警戒本部	・災害警戒指令が発令された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられた場合	・水防警戒指令が発令された場合
災害対策本部	・防災指令第1～3号が発令された場合 ・西宮市で震度5弱以上の地震が発生した場合 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表された場合	・水防指令第1～3号が発令された場合

資料1-2「西宮市災害対策本部条例」参照
資料2-2「西宮市災害対策本部設置要綱」参照
資料2-3「西宮市災害警戒本部設置要綱」参照

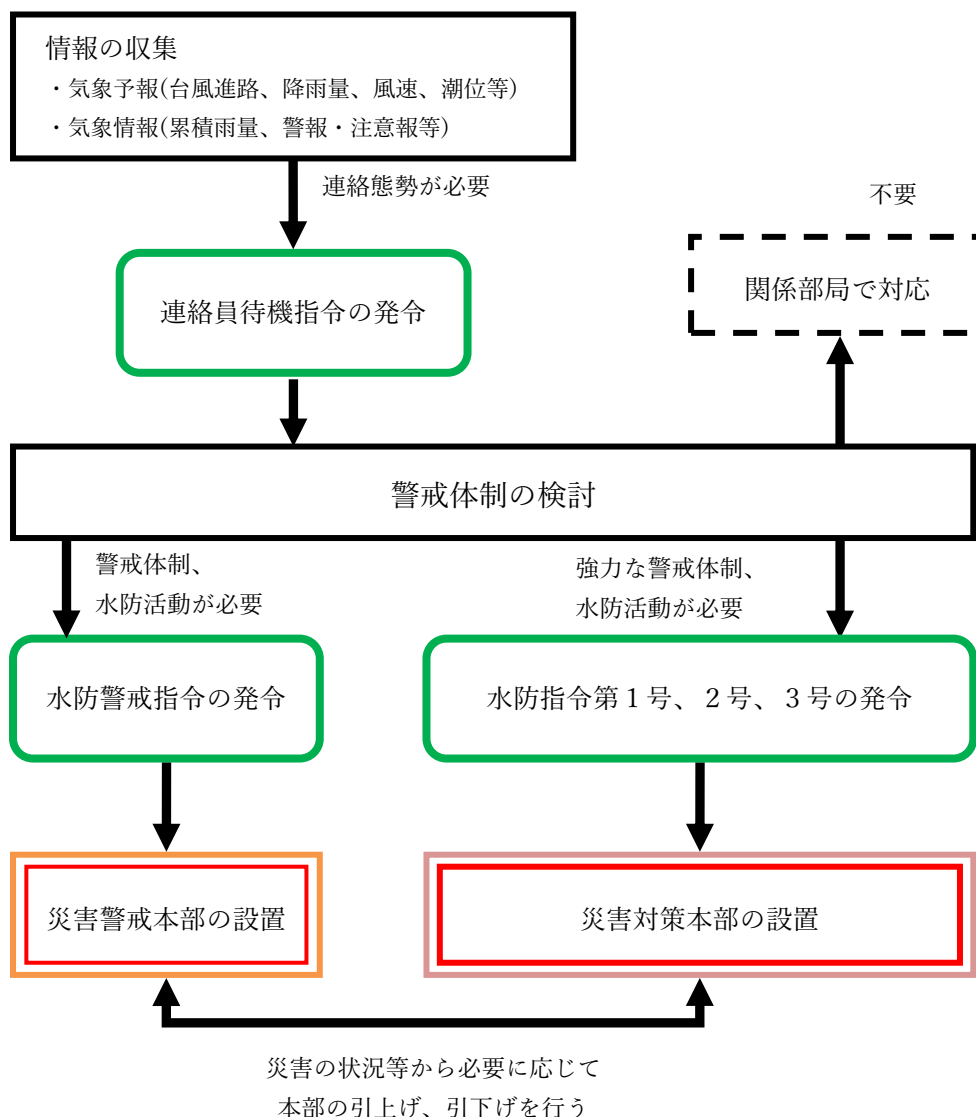
【設置までの流れ】

地震・津波災害の場合



- ※1 図中の「自動※」は、自動参集を表している。この場合、指定職員は防災指令発令の情報伝達を待たずに、自ら情報を取得、判断して速やかに参集する。
- ※2 震度4未満の場合でも、地震等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、状況に応じて防災指令を発令し、災害対策（警戒）本部を設置する。
- ※3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）とは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報のことをいう。
- ※4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）とは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報のことをいう。
- ※5 災害応急対策をとるべき期間等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

風水害災害の場合



(2) 災害対策（警戒）本部の廃止

ア 災害警戒本部

本部長は、西宮市域で災害が発生する恐れがなくなったと判断した場合、又は警戒態勢や応急対策が概ね完了したと判断した場合、西宮市災害警戒本部を廃止する。

併せて、市長は災害警戒指令（水防警戒指令）を解除する。ただし、必要に応じて危機管理監が市長に代わり解除することができる。

イ 災害対策本部

本部長は、西宮市域で災害が発生する恐れがなくなったと判断した場合、又は警戒態勢や応急対策が概ね完了したと判断した場合、西宮市災害対策本部を廃止する。

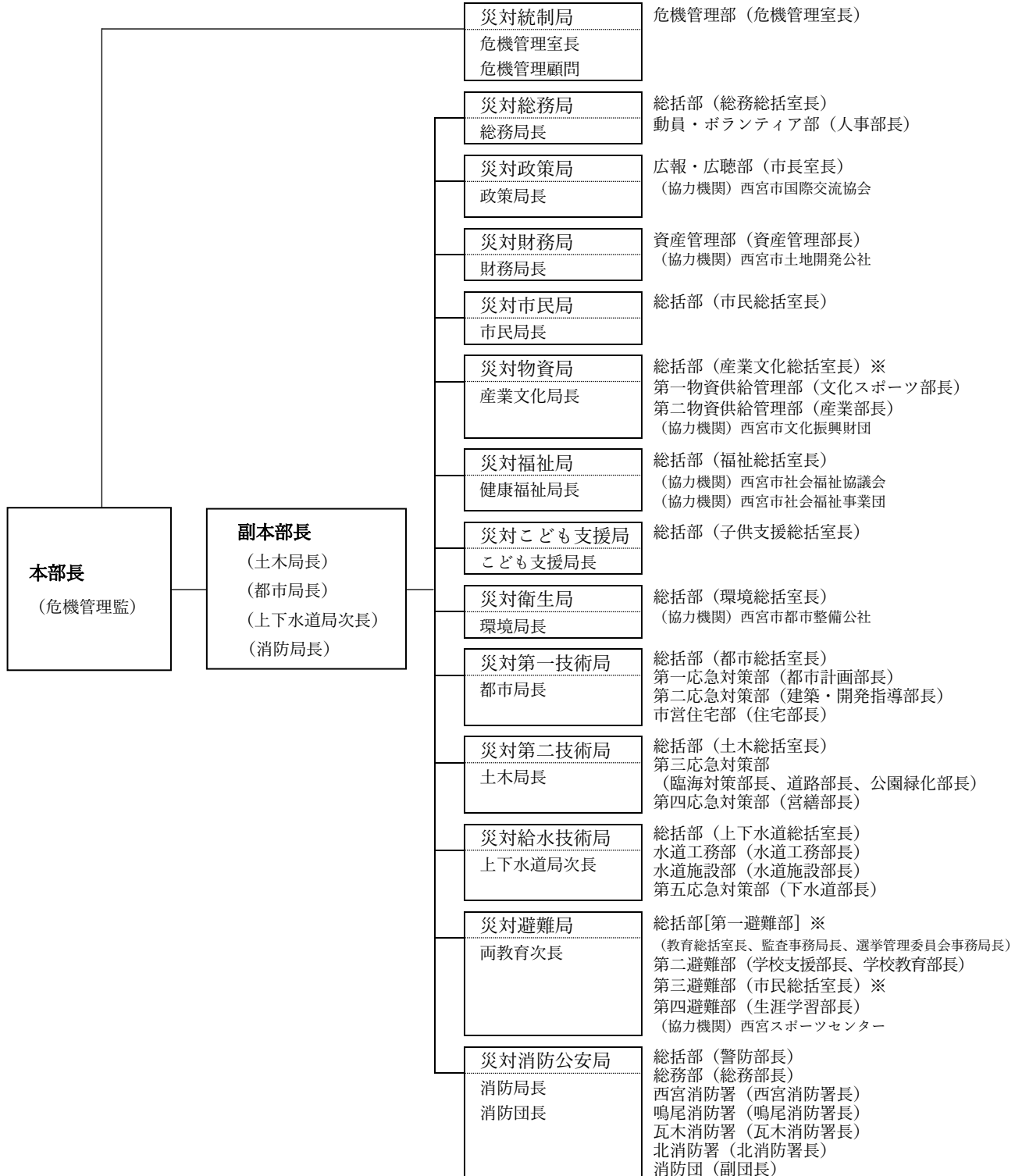
併せて、市長は防災指令（水防指令）を解除する。ただし、必要に応じて危機管理監が市長に代わり解除することができる。

4 災害警戒本部の運営

(1) 災害警戒本部の組織

ア 災害警戒本部の組織

【災害警戒本部組織図】



注） 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

イ 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部の構成員は、次のとおりとする。

【災害警戒本部の構成員】

役職	担当	所掌事務 概要
本部長	危機管理監	警戒本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	土木局長 都市局長 上下水道局次長 消防局長	災害警戒本部長を補佐する。
本部員	災害警戒本部に属する上記以外の各局長等	災害警戒本部会議を構成し、災害応急対策の方針等を決定するとともに、所管局の災害応急対策事務を総括調整する。
対策部長	災害警戒本部に属する各部長等	局長を補佐し、各部の災害対策事務を総括調整する。
対策職員	災害警戒本部に属する各職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部室の設置場所

災害警戒本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

イ 作戦室の設置

災対統制局は、災害警戒本部の作戦室を、市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームに設置する。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設に設置する。

通信受付室において、市民等からの被害情報等を収集し、その情報を基にオペレーションルームにおいて、応急対策の立案及び指示を行う。

ウ 災害警戒本部の設置（廃止）の通知

危機管理監は、災害警戒本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

エ 指揮権限の代行（危機管理監が不在、又は連絡不能な場合）

災害警戒本部の設置及び指揮は、危機管理監の権限により行われるが、危機管理監の判断を仰ぐことができない場合は、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに危機管理監にこれを報告し、その承認を得る。

【災害警戒本部指揮権 代行順位】

- 第1位 土木局長
- 第2位 都市局長
- 第3位 上下水道局次長
- 第4位 消防局長

オ 災害警戒本部の活動

災害警戒本部は、主に次の活動を行う。

【災害警戒本部の活動概要】

- 災害情報等の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- ライフライン、道路情報、交通情報の収集・伝達
- 河川、土砂災害警戒区域等の警戒、監視
- 小規模かつ局所的な災害への応急対策活動
- 自主避難等を含めた避難活動への対応
- 市民・報道機関等への情報伝達
- 各部局所管施設の状況把握
- 防災関係機関等との連絡調整

カ 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部長は、災害警戒本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、災害警戒本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

キ 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、後述する「災害対策本部の事務分掌」に準拠する。

ク 災対技術局担当区域

市内全域に及ぶ災害発生時には、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局が、あらかじめ定めた担当区域において、災害対応に当たる。

ただし、災害発生及び被災状況により、災害警戒本部長あるいは災害警戒本部会議の判断に基づき、区域を変更するなど臨機に運用する。

資料7-8「災対技術局及び災対給水技術局担当区域」参照

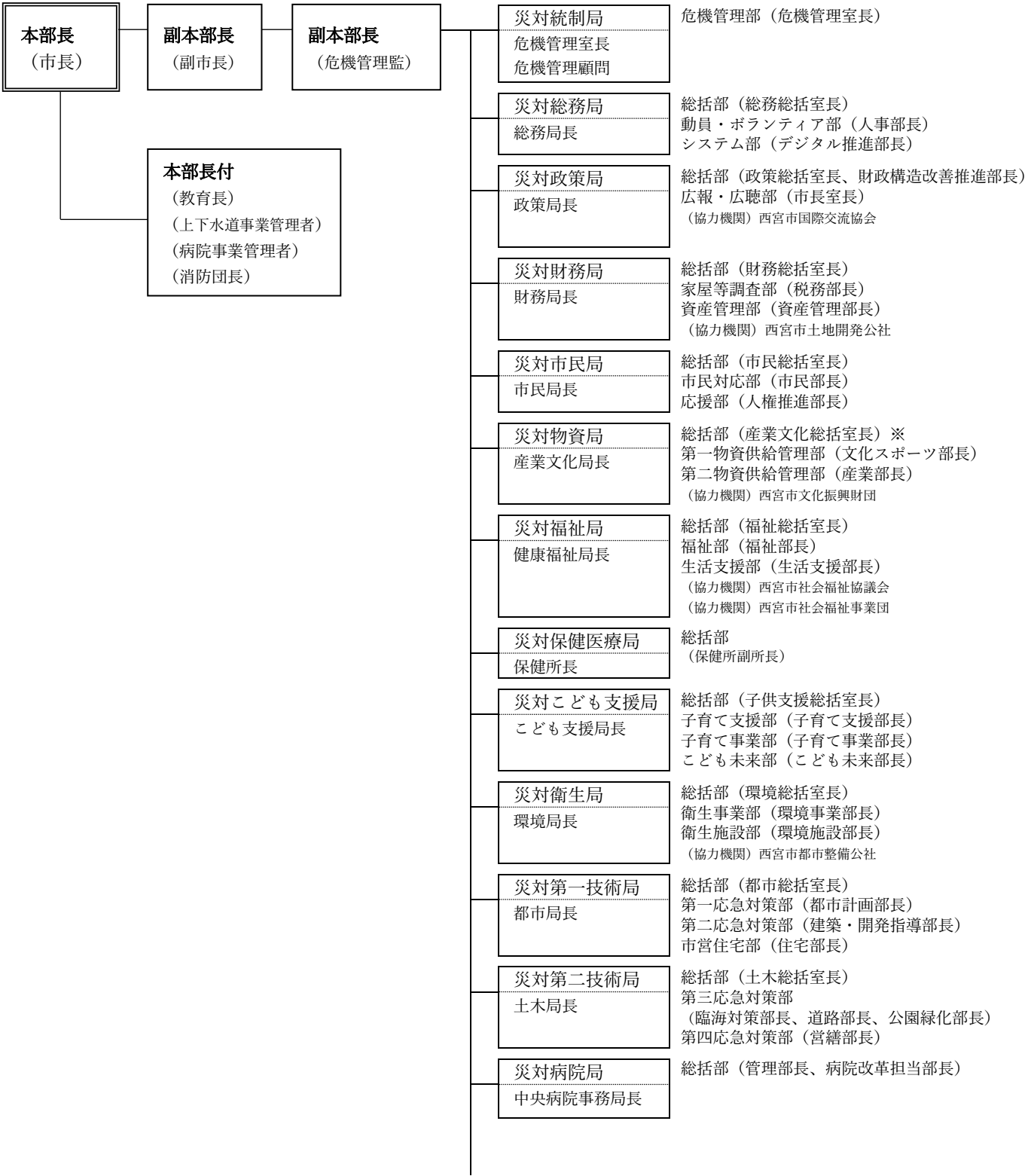
5 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の組織

各災対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。

【災害対策本部組織図】



災対給水技術局	
上下水道局次長	総括部（上下水道総括室長） 水道工務部（水道工務部長） 水道施設部（水道施設部長） 第五応急対策部（下水道部長）
災対避難局	総括部[第一避難部] ※ （教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長） 第二避難部（学校支援部長、学校教育部長） 第三避難部（市民総括室長）※ 第四避難部（生涯学習部長） （協力機関）西宮スポーツセンター
両教育次長	
災対消防公安局	総括部（警防部長） 総務部（総務部長） 西宮消防署（西宮消防署長） 鳴尾消防署（鳴尾消防署長） 瓦木消防署（瓦木消防署長） 北消防署（北消防署長） 消防団（副団長）
消防局長 消防団長	
災対議会担当局	総括部（議会議事務局次長）
議世事務局長	
災対会計局	総括部（会計室長）
会計室長	

注) 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

注) 保健師は、災害時に平常時の分散配置の枠を外し、統括的な役割を担う保健師（統括保健師）の指示のもとに災害対応を行う活動体制に切り替える。

イ 災害対策本部の構成員

災害対策本部の構成員は、次のとおりとする。

【災害対策本部の構成員】

役職	担当	所掌事務 概要
本部長	市長	本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、 危機管理監	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員 (本部長付)	教育長、上下水道事業 管理者、病院事業管理 者、消防団長	本部長を補佐する。
本部員 兼 災対局長	各局長等、 危機管理顧問	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所管局の災害対策事務に従事する。
本部連絡員	各局で指定された職員	本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。
災対総括部長	各局総括室長	本部員の命を受け、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対部長	各部長	本部員の命を受け、所管部の災害対策事務に従事する。
災対総括課長	各局総括課長	災対総括部長を補佐し、各局内の災害対策事務を総括調整する。
災対課長	各課長	上司の命を受け、所管課の災害対策事務に従事する。
災対職員	各課員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

大規模災害時等、国や県等の支援団体が西宮市に派遣されている場合は、各支援団体の責任者に対し、本部会議に出席してもらうよう依頼することを検討する。主に、兵庫県、気象庁、TEC-FORCE、自衛隊、内閣府（防災担当・男女共同参画局）、災害マネジメント総括支援員が想定される。

また、災害対策本部の事務局については、災害規模によっては、事務量が多大になる。そのため、発災3日後を目途に、動員・ボランティア部と調整の上、体制強化を図る必要がある。

（２）災害対策本部の運営

ア 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。

イ 作戦室の設置

災害対策本部の作戦室（市民窓口）の設置場所は、災害の規模に応じて市役所第二庁舎（危機管理センター）4階オペレーションルームとする。

オペレーションルームは災害のフェーズ（発災初期、応急期、復旧期）に応じて運用が異なるため、災対本部の指示に従い本部のレイアウトを変更する。

通信受付室において、市民等からの被害情報等を収集し、その情報を基にオペレーションルームにおいて、応急対策の立案及び指示を行う。

また、情報収集、救助、警備活動などにおける国、県及び関係機関などとの連絡調整を行う。

ウ 市議会との連携

市議会との情報共有・連携を図る。なお、災害等の発生時に市議会において議会BCP（業務継続計画）が発動された場合は、それにより設置される市議会災害対策支援本部との情報共有・連携を図る。

エ 災害対策本部等の設置場所の決定

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室とする。大規模地震等の発生により第二庁舎が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設一覧」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、災害対策本部等を設置する。

資料8-5「災害対策本部等の代替施設一覧」参照

オ 災害対策本部の設置（廃止）告示

市長は、西宮市災害対策本部条例第2条に基づき、災害対策本部を設置したときは、当該本部の名称、設置の場所および期間を、また当該本部を廃止したときは、その旨を、直ちに告示する。

カ 災害対策本部の設置（廃止）の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに県知事、関係機関等に通知する。

キ 現地対策本部の設置

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地対策本部を設置する。

【現地対策本部の構成】

●設置場所

被災地に近い支所等の市有施設、学校

●現地対策本部長及び本部員

本部長は、災害対策本部の副本部長、本部員の中から必要な者を、現地対策本部長及び本部員として指名する

●活動内容

- ・被災現場での指揮
- ・関係機関との連絡調整

ク 指揮権限の代行(市長が不在、又は連絡不能な場合)

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、下記の順位により行う。

なお、代行者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

【本部指揮権 代行順位】

第1位 副市長

第2位 危機管理監

第3位 消防局長

ケ 本部会議の開催

本部長は、本部会議を開催し、災害情報や各所管施設の被害状況の共有や、災害応急対策の基本方針を決定する。

また、本部会議の構成員は、会議の開催が必要と判断したときは、本部長に要請することができる。

コ 災対局総括部担当会議の開催

本部会議の補完、また各災対局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、災対局総括部担当者（災対総括部長及び災対総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて災対統制局が招集する。

また、各災対局総括部担当者は、会議の開催が必要と判断したときは、災対統制局に要請することができる。

サ 災対技術局担当区域

市内全域に及ぶ災害発生時には、災対第一及び災対第二技術局並びに災対給水技術局が、あらかじめ定めた担当区域において、災害対応に当たる。

ただし、災害発生及び被災状況により、災害対策本部長あるいは災害対策本部会議の判断に基づき、区域を変更するなど臨機に運用する。

資料7-8「災対技術局及び災対給水技術局担当区域」参照

シ 災害対策本部各局の事務分掌

災害対策本部各局の事務分掌は、次の「災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、災害対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各災対局内における事務分担は、各局

長の裁量により取り決められる。

なお、各事務分掌に割り当てられた担当局部は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、災害状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。

【災害対策本部の事務分掌】

局	主な事務
災対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 他局への業務応援に関する事 5 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 6 本部の設置及び廃止に関する事。 7 本部会議、災対総括担当者会議の開催に関する事。 8 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 9 被害状況の関係機関への報告に関する事。 10 気象及び地震等の情報収集に関する事。 11 自衛隊派遣要請に関する事。 12 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 13 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 14 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 15 自主防災組織に関する事。 16 避難情報発令に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。
災対総務局 (総務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 7 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 8 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 9 職員の給食及び衛生管理に関する事。 10 応援配備に関する事。 11 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 12 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 13 その他動員に関する事。 14 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。
災対政策局 (政策局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 局内及び他局業務の応援に関する事。 8 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 9 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 10 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 11 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 12 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 13 避難情報等の広報に関する事。 14 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 15 その他広報に関する事。 16 その他広聴に関する事。

局	主な事務
災対財務局 (財務局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事。 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 市有財産(文教施設、地域市民施設は除く)の被害調査に関する事。 - 車両等の整備・配分に関する事。 - 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。 - 家屋調査等に関する事。 - 罹災証明等に関する事。 - 罹災届出証明等に関する事。 - 民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関する事。 - 災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関する事。 - 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 - 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。
災対市民局 (市民局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関する事。 - 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関する事。 - 市民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関する事。 - 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 - その他市民との応対に関する事。
災対物資局 (産業文化局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 - 食料及び生活必需品の分荷、供給に関する事。 - 炊き出し用食材等の調達、供給に関する事。 - 他市町村等への救援物資の調達、提供に関する事。 - その他物資調達、供給に関する事。 - 樋門、スクリーンに係る農会との調整に関する事。(農政課)
災対福祉局 (健康福祉局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 要配慮者に関する事。 - 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 - 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 - 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 - 災害弔慰金に関する事。 - 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) - 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) - その他被災者の福祉に関する事。

局	主な事務
災対保健医療局 (保健所長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 7 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 8 被災者の保健医療及び相談に関する事。 9 防疫に関する事 10 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 11 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関する事。 12 その他保健医療に関する事。
災対子ども支援局 (子ども支援局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 要配慮者に関する事。 7 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 8 その他被災者の福祉に関する事。
災対衛生局 (環境局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 7 防疫作業に関する事。 8 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 9 じんかい収集等広域応援の受入れ、調整に関する事。 10 し尿収集及び終末処理に関する事。 11 仮設トイレの設置等に関する事。 12 じんかい収集及び処理に関する事。 13 水路の清掃に関する事。 14 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 15 災害応急対策にかかる環境に関する事。 16 その他衛生に関する事。 17 ガレキの処理に関する事 18 倒壊家屋に関する事
災対第一技術局 (都市局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 8 被害状況の収集に関する事。 9 所管工事現場の災害防止に関する事。 10 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 12 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 13 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 14 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関する事。 15 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 16 その他土木建築の技術面に関する事。 17 応急仮設住宅の建設に関する事。 18 応急仮設住宅の管理に関する事。 19 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。

局	主な事務
災対第二技術局 (土木局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 - 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 - 被害状況の収集に関する事。 - 所管工事現場の災害防止に関する事。 - 二次災害の予防に関する事。 - 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 - 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 - 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 - その他土木建築の技術面に関する事。 - 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 - 海岸保全施設に関する事。 - 水路清掃の指示に関する事。 - 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 - 災害応急対策にかかる緑化に関する事。 - 応急仮設住宅の建設に関する事。
災対病院局 (事務局長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 救急患者の収容及び診療に関する事。 - 医療材料の調達・供給に関する事。 - その他病院に関する事。
災対給水技術局 (上下水道局次長)	- 人命救助・救出・捜索等に関する事。 - 避難誘導等に関する事。 - 他局への業務応援に関する事 - 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 - 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) - 各団体、関係業者との連絡に関する事。 - 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 - 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。 - ダム関係施設の貯水放流に関する事。 - 送配水の応急措置に関する事。 - 被災地の応急給水に関する事。 - 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 - 緊急送配水工事に関する事。 - 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 - その他の給水に関する事。 - 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 - 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 - 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 - 被害状況の収集に関する事。 - 所管工事現場の災害防止に関する事。 - 二次災害防止に関する事。 - 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 - 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 - 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 - その他土木建築の技術面に関する事。 - ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事。 - 海岸保全施設の操作に関する事。

局	主な事務
災対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。
災対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 消火及び救出救助に関する事。 5 救急に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 8 災害情報の収集連絡に関する事。 9 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 10 気象観測に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 13 避難指示に関する事。 14 自主防災組織に関する事。 15 西宮市消防協力隊に関する事。 16 その他消防に関する事。
災対議会担当局 (議会事務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。
災対会計局 (会計室長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害応急関係経費の支払いに関する事。 7 義援金、見舞金等の受付・出納に関する事。 8 その他経費の支払に関する事。

ス 業務の引き継ぎの実施

災害対策本部の設置期間の長期化への対応や、円滑な業務継続、職員の交代等が可能となるよう、各災対局は、庁内に導入されている各種システム、グループウェア等を活用し、担当者間の業務の引き継ぎを速やかに支障なく行う。

セ 他の部局への応援職員の配備

本部長は、災害時の各部局の業務実態に応じて、他部局へ応援職員を配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他部局に配備された応援職員は、配備先の部局長の指示に従う。

ソ 本部連絡員(本部員の補助事務)

各本部員は、必要に応じて、所属職員の中から本部連絡員を指名し本部室に派遣する。

本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

タ 関係機関調整室

本部と各防災関係機関との間で、より密接な連携が必要と認められる場合には、災害対策本部に防災関係機関連絡室を設置し、当該防災関係機関へ連絡員の派遣を要請する。

チ 全庁的応急ロードマップの作成・更新

災害発生後1週間後を目途に、全庁的に災害時業務計画を基にした災害規模に応じたロードマップを作成し、目標・時期・連携事項を明確にする。

ツ 国・県等への要望

災害規模によっては、西宮市単体での被災者支援を行うことが困難であることが想定される。そのような災害が発生した場合は、滞りなく被災者支援を行うため、必要に応じて躊躇なく国・県等に対して、被災者支援に関する要望を行うことが望ましいことから、災害規模に応じた要望内容を災害対策本部で検討する。想定される内容としては、次に掲げるものである。

- (ア) 災害救助法の適用範囲の拡大
- (イ) 被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大
- (ウ) 特定非常災害特別措置法(被災者の利益確保)の適用
- (エ) 激甚災害法(災害復旧への国庫補助)の適用
- (オ) 大規模復興法(国県が復旧事業代行)の適用

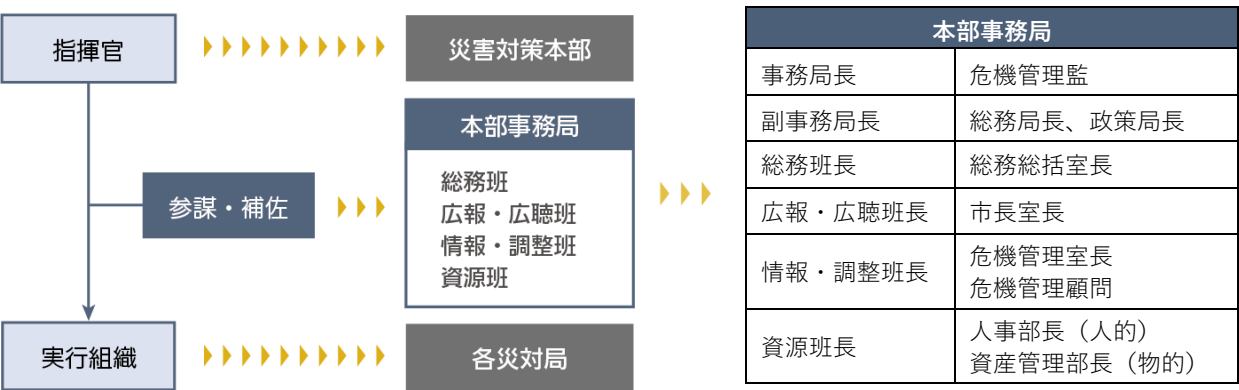
テ 災害救助法による求償

災害救助法が適用された場合、その範囲内において、求償を行うことができる。求償にかかる資料等を発災当初から収集・記録し、復旧の目途がついた段階で災対財務局主導によりその事務を執り行う必要があるため、必要に応じて全庁的に周知を図る。

(3) 災害対策本部事務局

市長を補佐する参謀機能を有した本部事務局となるよう危機管理室に關係する部署を加え、また、機能別に4つの班を置いた体制とする。

【事務局の機能区分と組織】



ア 総務班（災害対策本部会議の庶務担当）

担当：総務総括室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：災害対策本部会議の運用に係る事務を行う。（本部室・オペレーションルームの設営、資料、議事録の作成、共有等）

イ 広報・広聴班（広報、メディア対応）

担当：市長室（広報・広聴部）を主体に、政策局全体で業務にあたる。

機能：広報担当／災害対応時の広報、メディア対応（記者会見含む）の管理業務を行う。

広聴担当／市民等からの電話、メール及び来庁等による通報受付に関する管理業務を行う。

ウ 情報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

担当：危機管理室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能：総括指揮担当／本部長の意思決定を支援する参謀として、特に初動期の実質的な災害対応案（避難指示等）の決定、また、想定外の災害対応の分配協議などオペレーションルーム全体の総括指揮を行う。

情報分析担当／広報・広聴班が受付けた通報、調整班が入手した関係機関からの情報、情報・調整班自らが取得した情報を総合的に分析、評価を行い、2次情報として整理する。

情報伝達担当／2次情報を庁内に共有し、「防災情報システム」に係る情報伝達を行う。

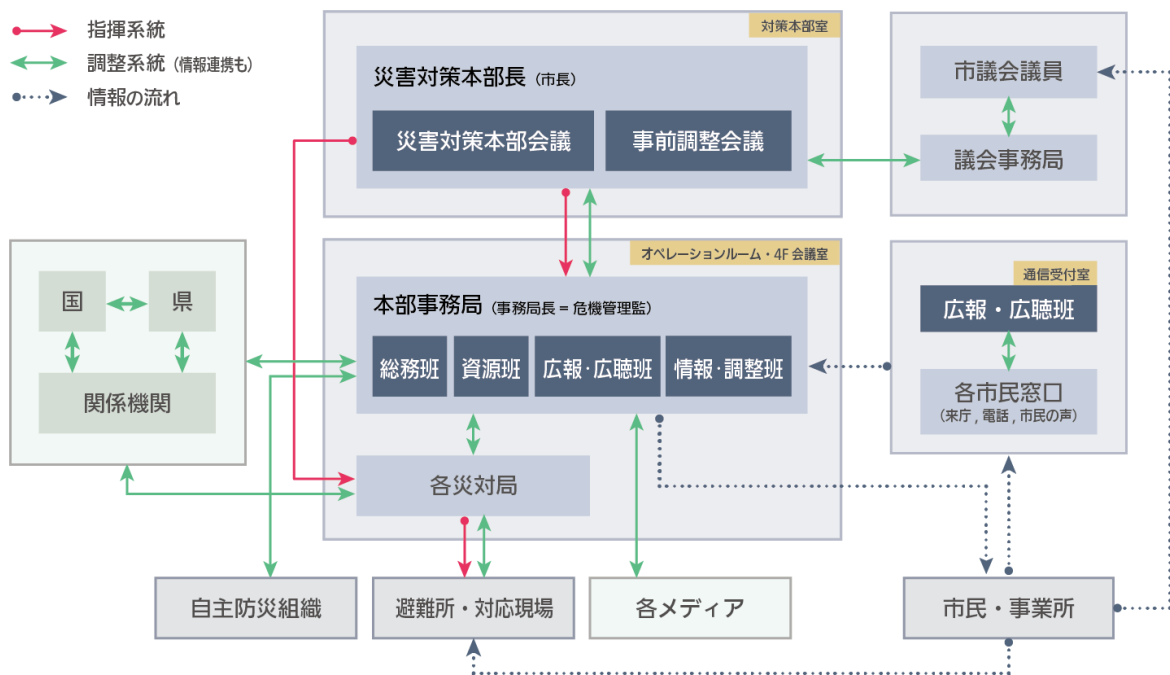
調整担当／本部長指示の伝達、関係機関、部局間の渉外、調整（総合調整）、自衛隊の災害派遣要請に関する業務を行う広報・広聴班（広報、メディア対応）

エ 資源班（人的資源、物的資源の調整）

災害対応時の人的資源と物的資源に関する、ロジスティクス業務を行う。

- ・避難所や物資搬入業務など人員が不足する業務の人員調整として、市職員、外部からの応援職員の調整、応援職員の宿泊地の確保等に関する業務（人的資源）
- ・不足する車両や資器材の確保、罹災証明書発行の受付といった災害対応業務に必要な作業スペースや応援職員の執務スペースの確保（物的資源）。情報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）

【災害対策本部の指揮・調整系統と情報の流れ】



〔災害時業務計画〕本部設置運営計画、庁舎等安全確認・運営計画

第2節 動員の実施

【担当局】災対総務局

【実行局等】全災対局

【趣旨】

市における災害発生時等の職員の動員(参集・配備)体制について定める。

1 職員を動員配備する

災対各局長は、発令される防災指令（水防指令）の種類に応じて、あらかじめ作成した災害動員計画に基づいて所定の職員を動員配備する。ただし、原則、動員計画には、国・県等他の自治体（及び行政関係の機関）で勤務する職員、保育所・学校園に勤務する職員（高校に勤務する一般行政職を除く）、会計年度任用職員（A・B）は含まない。会計年度任用職員Aは、主に通常業務の継続面から本部動員職員を支援する。

また、公益的法人への専任派遣の職員は、所属団体の指揮に従うため、原則、動員計画には含めないが、実情や業務内容、体制等を考慮し、各災対局と個別に調整する。

なお、災害の規模及び態様等によっては災害動員計画にかかわらず、職員数を増強又は縮小して動員・配備できる。

（1）職員が参集する場所

原則、所属の職場とする。ただし、交通機関の途絶や災害の状況により、所属先に直行が困難な場合や所属職場の施設が被災する可能性がある場合は、居住地に近い支所やあらかじめ各所属で定められた代替施設等に参集する。

なお、情報伝達の際に、出動場所を指定した場合は、その指定場所に出動する。

（2）勤務時間外の参集

ア 自動参集

- ・西宮市に震度が5弱以上の地震が発生した場合
- ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表された場合

上記のいずれかに該当する場合、指定職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等による情報から自ら判断し、自身や家族等の安全を確保した後、速やかに参集する。

なお、電話連絡網等による情報伝達も可能な限り行うが、伝達手段が使用不能である場合や情報伝達に時間を要するため、自分の参集基準に該当する情報を覚知した場合は、連絡を待たずに出動することを基本とする。

その際、可能な限り連絡網の上位・下位の職員にその旨を伝えて出動する。

ただし、不要な電話対応を避けるため、各職員は災対統制局及び災害対策本部に、参集の是非に関する電話問い合わせをしてはならない。

イ その他の場合

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、防災指令（水防指令）が発令された場合は、電話連絡網等により速やかに情報伝達を行い、指定職員は出動する。

2 その他の対策要員の指定

(1) 技術者の動員

災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図る。

(2) 赤十字奉仕団等の動員

災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第3節 情報の収集・伝達

第1款 予警報等の収集・伝達

【担当局】災対統制局、災対政策局

【実行局等】災対消防公安局、兵庫県、消防庁、気象庁、海上保安庁

【趣旨】

予警報等の収集・伝達に関する事項を定める。

1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

（1）津波警報等と津波予報の発表

ア 津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報・津波警報又は津波注意報の発表を行う。市は、気象庁が発表する情報を収集し、市民等に伝達する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

資料2-11「地震・津波の発生等に関する情報」参照

イ 津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

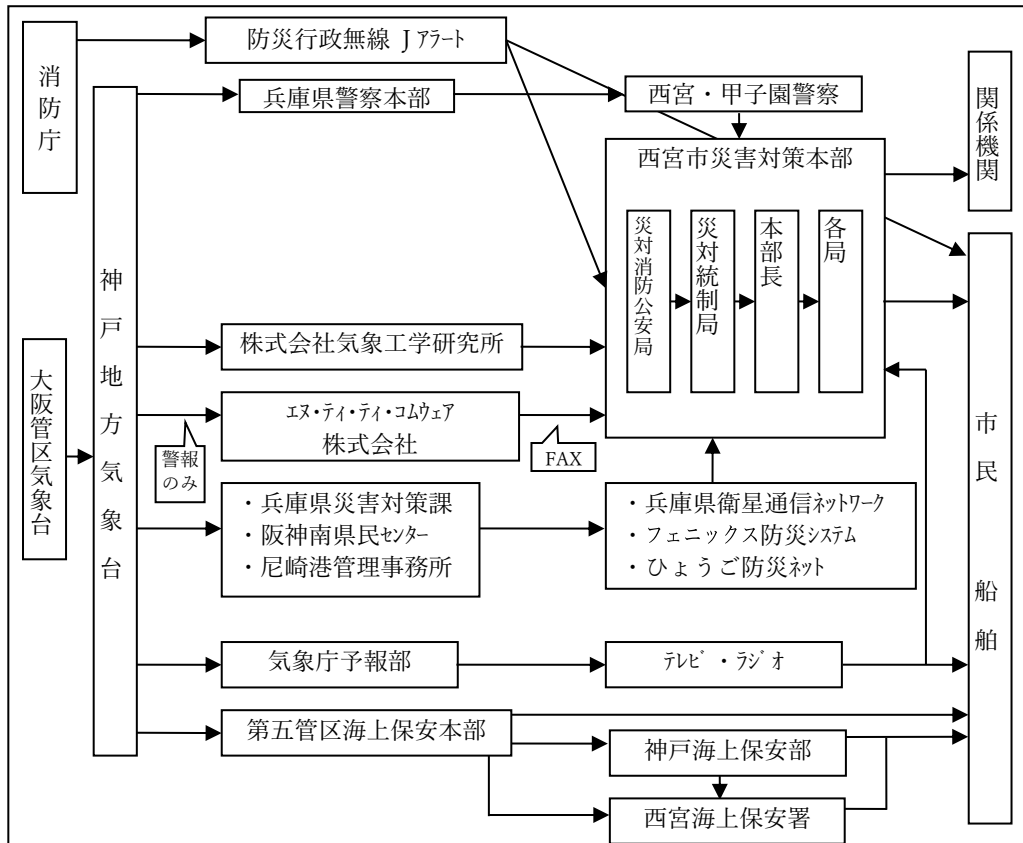
資料2-11「地震・津波の発生等に関する情報」参照

ウ 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている。

資料2-11「地震・津波の発生等に関する情報」参照

エ 津波警報・注意報の伝達系統



オ 津波の監視

気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、市担当職員は、津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難し、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行う。

そのため、市は、担当責任者を定めるとともに、市民に対する伝達手段の確保に万全を期する。

(2) 地震及び津波に関する情報の発表

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表する。

資料2-11「地震・津波の発生等に関する情報」参照

（３）緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等

気象庁は、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上または長周期地震動階級４を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。

資料２-11「地震・津波の発生等に関する情報」参照

〔災害時業務計画〕情報収集・対応計画

第2款 災害情報の収集・報告

【担当局】災対統制局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、気象庁、消防庁

【趣旨】

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報の収集・報告に関する事項を定める。

1 実施内容

県及び市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備・収集し、必要な情報を関係機関及び職員に伝達する。

その際、当該災害が、市のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、市は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、県に対し、迅速な当該情報の報告に努める。

資料 14-1 「災害通報受付票・処理票」参照

2 県への災害報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 西宮市域の被害は軽微でも、隣接市で大きな被害を生じている災害
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震を指す。）
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

3 報告内容

災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号（令和5年5月12日付消防応第55号にて一部改正））及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号（令和5年5月12日付消防応第55号にて一部改正））により行う。

資料 2-7 「災害報告取扱要領」参照

資料 2-8 「火災・災害等即報要領」参照

（1）緊急報告

市内に震度4以上の地震を観測した場合、又は被害が発生したおそれがある場合には、ただちに以下の方法で災害の規模を把握し、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

- ① 事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やFAX等最も迅速な方法で報告する。

また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の

機能を活用)により報告する。

〔 報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。〕

② 市内で震度5強以上を記録した場合、市は、第一報を県及び消防庁に対し、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

③ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

〔 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。〕

(2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県(災害対策本部、地方本部経由)に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告する。

特に、災害が市のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告する。

〔 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。〕

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により県(災害対策本部、地方本部経由)に報告する。

県は、市に対して、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したときは、市は県に随時報告する。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県(災害対策本部、地方本部経由)に文書で災害確定報告を行う。

(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う。

4 報告系統

県（阪神南県民センター）に災害情報を報告する。

また、市のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

5 災害情報の伝達手段

災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムに情報を入力する。

あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災システムに入力する。

必要に応じて有線もしくは無線電話又は FAX など活用する。

有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク等の無線通信施設等を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

6 支援要請

大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難になった場合の主な応援要請系統をあらかじめ定めておく。

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画

第3款 通信手段の確保

【担当局】災対統制局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警察、国土交通省、気象庁、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

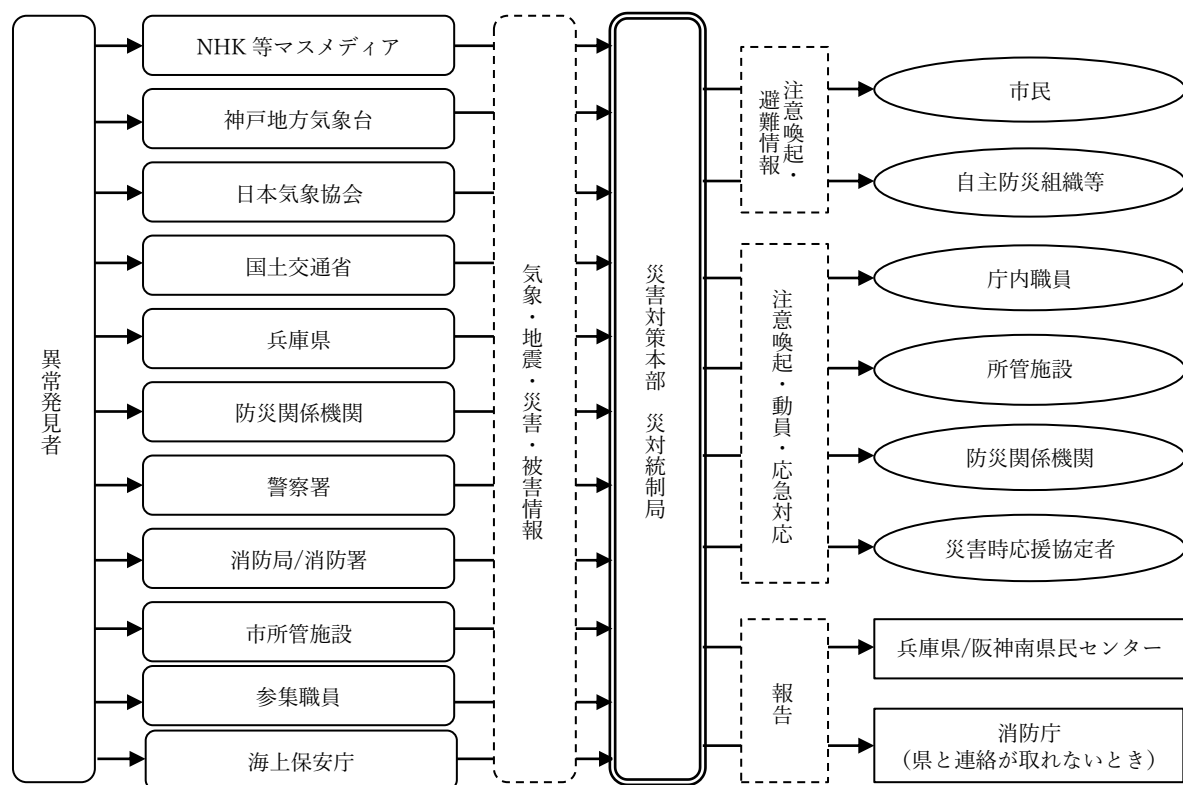
市が災害発生時に通信手段を確保するための対策について定める。

1 情報収集伝達体制の確立

災対統制局は、防災関係機関等から通報される気象・地震等の観測情報、災害情報(災害状況及びそれに対する措置)、及び各災対局からの被害情報を速やかに収集する。そして、その情報により、職員の動員や応急対応、また市民への注意喚起・避難情報等の周知が必要な場合は、実情に即した各種通信手段を利用して速やかに伝達を行う。併せて、兵庫県、国、報道機関等へ各種必要な報告も行う。

なお、防災活動用の電話(災害時優先電話、緊急電話等)については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講じる。

【情報フロー イメージ】



資料7-4「自主防災組織結成状況」参照
資料3-1「災害時応援協定一覧(地方公共団体等)」参照
資料5-1「災害時応援協定一覧(民間機関等)」参照

2 収集伝達に必要な機器・設備を確保する

(1) 観測・通信設備の動作確認

災害発生後は、直ちに観測・通信機器の動作確認を行い、支障が生じた設備の復旧に努める。特に、フェニックス防災システムに障害がある場合には、他の使用可能な通信機器をもって、速やかにその旨を県へ連絡する。

【情報収集手段一覧】

No	種別	システム名	取得可能情報										
			地震	津波	気象予警報	雨量	台風	潮位	河川水位	土砂災害	ダム情報	火災	事故災害
1	インターネット	フェニックス防災システム	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
2		兵庫県防災気象情報	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
3		気象情報システム	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
4		気象庁	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－
5		西宮市雨量情報システム	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
6		宝塚市雨量情報システム	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
7		三田市土砂災害情報提供システム	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
8		神戸市降雨情報システム	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
9		大阪市都市環境局降雨情報	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
10		国 川の防災情報(武庫川、夙川)	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
11		県 海の防災情報	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
12	電話	青野ダム・千刈ダム・丸山ダム 流入越流量	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
13	メール	にしのみや防災ネット	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
14	衛星電話	兵庫衛星通信ネットワーク	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○

資料 10-2 「雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧」参照

資料 10-3 「防災行政無線設置箇所一覧」参照

資料 10-4 「防災行政無線設以外の無線施設一覧」参照

資料 10-5 「MCA 無線機設置箇所一覧」参照

資料 10-6 「有線通信施設一覧」参照

(2) 停電時の対応

停電時には、庁舎管理課は、第二庁舎非常用電源設備を使用する。

庁舎非常用電源設備が使用不可の場合は、発動発電機等を準備する。

また、近畿総合通信局に対し、災害対策用移動電源車の貸出を要請することができる。

(3) 有線施設不通の場合の対応

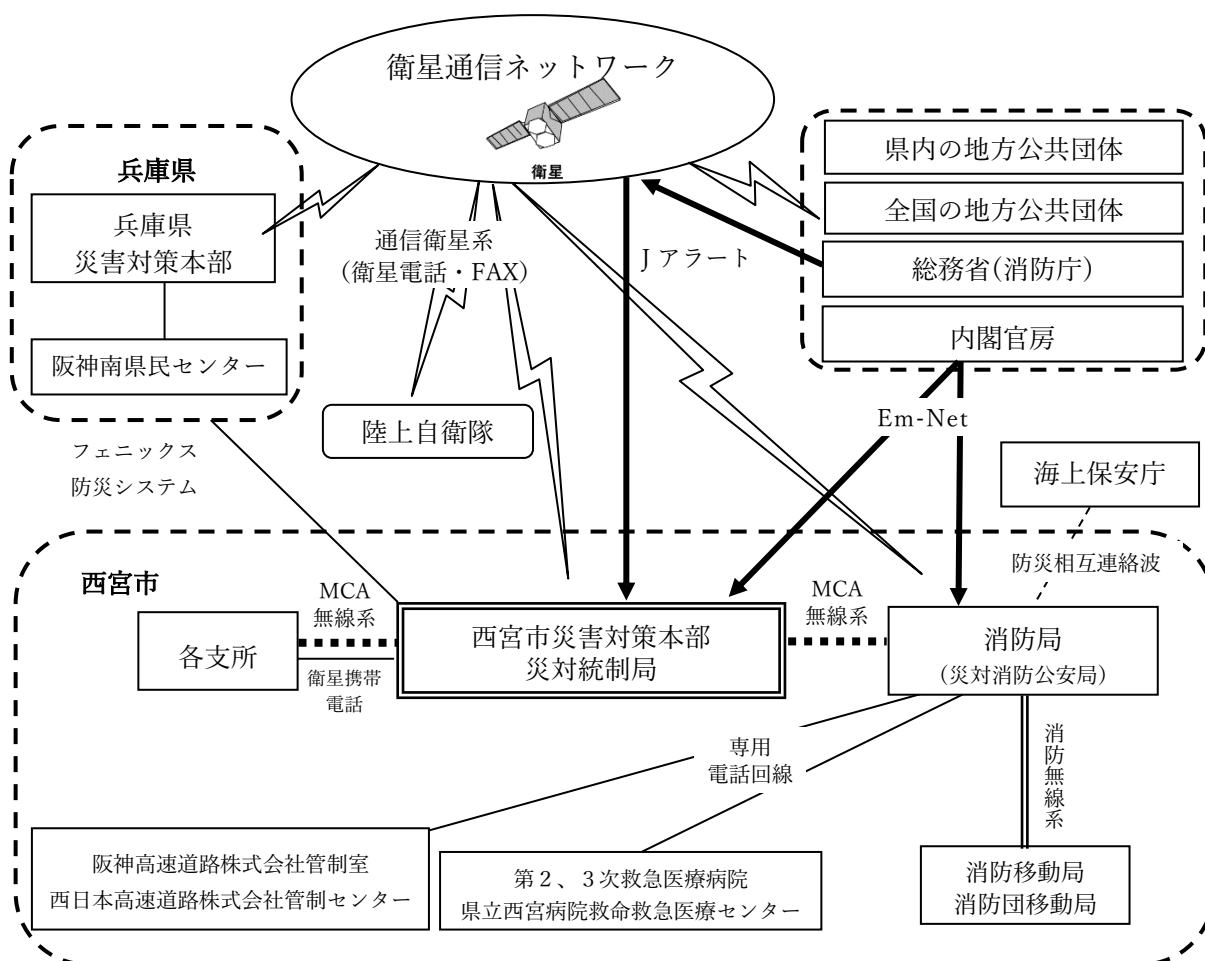
災害時には、有線通信施設が不通となる可能性が高いため、市所管無線施設のほか、以下の無線通信施設の使用に対して、災害対策基本法第79条の規定により、以下の通信設備管理者の協力を求めている使用することができる。なお、近畿総合通信局無線通信部陸上第二課に対し、移动通信機器（衛星携帯電話、簡易無線又はMCA無線）の貸出を申請することができる。

資料13-5「災害通信の運用方法」参照

【緊急非常時利用可能通信施設】

1 警察通信設備	12 大阪ガス無線通信設備
2 海上保安庁通信設備	13 各私鉄通信設備
3 国土交通省通信設備	14 KDDI無線通信設備
4 気象庁通信設備	15 ソフトバンク無線通信設備
5 法務省無線通信設備	16 楽天モバイル株式会社
6 NTT無線通信設備	17 日本通運無線通信設備
7 JR通信設備	18 各漁業無線局
8 県無線通信設備	19 アマチュア無線局
9 市町無線通信設備（消防無線を含む）	20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
10 西日本高速道路株式会社無線通信設備	21 各タクシー会社の無線通信設備
11 関西電力送配電通信設備	

【有線施設不通の場合における防災情報ネットワーク イメージ図】



(4) 消防防災無線及び水防無線等

災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、県、国との連絡手段を確保する。公共安全 LTE については、総務省の実用化に向けた検証の取組状況を踏まえながら、今後の活用を検討する。

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画

第4款 被災者支援のための情報の収集・活用

【担当局】災対総務局、災対政策局、災対財務局、災対市民局

【実行局等】災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対避難局、災対消防公安局
兵庫県、兵庫県警察

【趣旨】

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

1 市民からの問い合わせに対する回答

市及び県は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

2 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、必要に応じ、市は被災者台帳を作成するために、県へ被災者に関する情報の提供を要請する。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付の状況
- ・市長が被災者支援を行う団体等に台帳情報を提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市が必要と認める事項

3 住家被害認定の実施及び罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(1) 住家被害認定の実施

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、被災した住家の被害程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を認定することをいい、市が実施する。なお、市の職員だけでは人的に対応できない場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。また、県と連絡調整を行い、「兵庫県家屋被害認定士制度」に基づく家屋被害認定士等の応援を要請する。

(2) 再調査の実施

被災者は、住家の被害認定結果に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、災害発生から一定期間内（災害の規模により設定）であれば、再調査を申し出ることができる。

申出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、必要に応じ罹災証明書の再発行を行う。

(3) 罹災に関する証明書の交付

罹災に関する証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用や個人加入の保険金（見舞金）の給付等を受けるに当たって必要とされる人身、家屋及び財産の被害状況について、市が交付する証明書である。

市長は、申請のあった被災者に対して、罹災に関する証明書を原則として1世帯あたり1枚交付する。ただし、複数必要とする場合は、その必要枚数を交付する。ただし、火災による罹災に関する証明は、各消防署長が行う。

なお、交付に当たっては、災害の規模等に応じて、西宮市の災害業務支援システムである「被災者支援システム」により被災者支援情報データベースを構築して証明書を交付する。

資料 14-3 「罹災に関する証明書交付申請書」参照

資料 14-4 「罹災証明書」参照

資料 14-5 「罹災（住家等）証明書」参照

資料 14-6 「罹災状況調査票」参照

【罹災に関する証明書】

罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明するもの。災害対策基本法第90条の2に基づき交付する。 (ただし、証明は調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。)
罹災届出証明書	確実な証拠によって立証できない家屋及び家財等の被害状況、あるいは、罹災証明に至らない軽微な被害状況について、届出があったことを証明するもの。地方自治法第2条に定める自治事務として交付する。各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。

〔災害時業務計画〕庁舎等安全確認・運営計画、広聴計画、住家被害認定計画

4 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。あわせて、県が、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について、あらかじめ方針等を定めるにあたり、市は、県の当該公表方針等の策定に協力する。

第4節 防災関係機関等との連携促進

第1款 自衛隊への派遣要請

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対総務局、兵庫県、兵庫県警察、自衛隊

【趣旨】

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

1 自衛隊の災害派遣要請の方法（自衛隊法第83条第1項）

（1）災害派遣要請の方法

- ① 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、阪神北県民局長・阪神南県民センター長、西宮警察署長、甲子園警察署長等と十分連絡をとり、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知する。

尚、派遣要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

- ② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- ③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

- ④ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要があると決定した場合には、直ちにその旨を市に連絡する。

- ⑤ 要請（要求）の手続き

ア 市長が知事に対し派遣要請を要求する場合は、文書により行うが、特に、緊急を要する場合においては、口頭又は電信若しくは電話で要求し、じ後、速やかに文書を提出する。

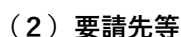
イ 要請内容

（ア）災害の情况及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項



ア 要請先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊	第3師団長	伊丹市広畑1の1

イ 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX (078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX (078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911～9912
自衛隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 3734,3735 FAX 3724	(072)781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4037,4038 FAX 4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

（3）任務分担

- 3 -38

(4) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

(5) 情報連絡体制

災害に際し、陸上自衛隊第36連隊から連絡班の派遣を受ける。

(6) 自衛隊による自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

(7) 支援ニーズの具体化

大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

【自衛隊自主派遣の判断基準】

- 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、西宮警察署長、甲子園警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

また、自主派遣の後に、市長等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の活動内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援活動等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

(5) 消防活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) 災害廃棄物処理

(13) 土砂・流木等処理

(14) 物資等の輸送支援活動

(15) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

3 受入れ態勢

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な活動分担を定める。

(2) 活動計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の活動の円滑な実施を図るため、可能な限り調整のとれた活動計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

(3) 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- ① 自衛隊連絡所
- ② ヘリポート
- ③ 駐車場
- ④ 宿営地等

(4) 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

4 経費の負担区分

原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。また、西宮市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

- ① 必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- ⑤ 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）
- ⑥ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第2款 被害への対応応援

【担当局】災対統制局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

被害に対する災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

1 応援・応援要請の基本的な考え方

災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、あらかじめ定める事務分掌に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の自治体及び関係機関の協力を求め、災害対策を円滑に実施する。

各局からの応援要請（各局が所管省庁、県内市町又は関係団体へ独自に要請できる場合を除く）は動員・ボランティア部が窓口となり、災対統制局が調整のうえ応援要請の内容・要請先を決定し、要請する。市の応援要請に対する職員等の派遣及び応援協力や、他の自治体及び関係機関からの応援の申し出は、災対統制局が窓口となり、動員・ボランティア部へ引き継ぎ、各局総括部と調整のうえ応援を受入れる。また、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するのに必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

2 県による応援

（1）県の応援

ア 専門家・専門機関等の協力

市からの要請又は必要に応じ、県は、専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣する。専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と市で協議の上負担する。

イ 災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局等）は、市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等に当たる。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣する。

ウ 応援協定に基づく応援

（ア）応援の内容

資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ、その他特に要請のあった事項

（イ）県の対応

県は、被災市町から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に通知する。

なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行う。

エ 災害対策基本法に基づく応援

（ア）市からの応援要請に対する協力（法第68条）

県は、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行う。

(イ) 県内市町間の応援に対する指示（法第72条）

県は、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県内の他の市町を応援すべきことを求める。

(ウ) 市長の事務の代行（市が事務をできない状態にある場合）

- ① 知事による避難の指示等の代行（法第60条第6項～8項）
- ② 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）
- ③ 指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第78条の2）
- ④ 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の10、法第86条の13）

(2) 関西広域連合に対する応援要請

災害の規模が大きく、被害が甚大で県だけでは対応できない場合には、県は、まず、関西広域連合に対して応援を要請する。

(3) 県と他の都道府県との応援協定に基づく応援要請

ア 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請

イ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請

県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。

なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。

ウ 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）

エ 新潟県との相互応援協定に基づく応援要請

(4) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

ア 応援要請手続きの概要

知事は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請する。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請する。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請する（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

- ① 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ② 支援活動を要請する期間
- ③ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

イ 海上保安庁の支援活動の内容

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

3 近畿地方整備局による応援

災害が発生又はその恐れのある場合、国土交通省近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・兵庫県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）の応援を行う。

（1）応援の内容

- ・被害情報の収集
- ・被災地へのアクセス確保
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

4 消防本部による応援要請

（1）大規模災害時における広域消防応援体制

ア 広域消防相互応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）

災害が発生した場合、消防局長は必要に応じ協定に基づき、次の事項を明らかにしたうえで応援要請を行い、迅速的確な対応を図る。

- ・災害の発生場所及び概要
- ・必要とする車両、人員及び資機材
- ・集結場所及び活動内容
- ・その他必要事項

イ 知事への応援要請（消防組織法第43条）

西宮市全域災害等で必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、災害活動及び応急業務の人的確保に努める。

ウ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

市長は、県内の消防力で対応が困難な場合は、知事を通じ、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動等を要請する。

エ 消防局は、あらかじめ、市が被災し、他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定する。

5 応援協定に基づく応援

- ① 災害時における相互応援協定に基づく応援
- ② 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づく応援
- ③ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書に基づく応援
- ④ 中核市災害相互応援協定に基づく応援
- ⑤ 兵庫県阪神支援チーム設置に関する協定に基づく応援

資料3-2「災害時における相互応援協定」参照

資料3-4「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照

資料3-5「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-8「中核市災害相互応援協定」参照

資料3-9「中核市災害相互応援協定実施細目」参照

資料3-12「兵庫県阪神支援チーム設置」に関する協定書参照

6 防災関係機関及び協定締結民間団体等への応援要請

応急措置の実施にあたり必要な場合には、市内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、市域を活動領域とする公共的団体及び各種協定に基づく協定締結民間団体の長に対し応援要請を行う。

なお、防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合、情報の収集、連絡調整のためリエゾン（情報連絡員）等を派遣する。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画、消防活動計画

第3款 市外の被災地に対する応援

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 全災対局、兵庫県

【趣旨】

市外の被災地に対する応援に関する事項について定める。

1 情報収集の実施

市外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、被災地の状況の把握に努める。

2 県外災害ひょうご緊急支援隊による派遣

県は、県外における大規模災害時に、県外災害ひょうご緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開する。なお、県外災害ひょうご支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができる。

市は、阪神・淡路大震災の被災市として県の支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームと共に連携を図る。

（1）先遣隊の派遣

下記の派遣基準を満たした際には、県は直ちに先遣隊を被災都道府県に派遣する。

ア 派遣基準

県外で災害が発生し、都道府県域を超えた応援を要する可能性があるとして知事が判断した場合。

派遣検討要件	甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合 ※被害発生 の 覚知内容 ・ 関西圏域内で震度6弱以上、関西圏域外で震度6強以上の揺れが観測された場合 ・ 大津波警報が発表された場合 ・ 同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合 ・ 通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合 等

イ 構成

防災局職員4名程度

（2）本隊の派遣

先遣隊の調査に基づき、被災自治体の求める分野について、県・市町職員、県看護協会や社会福祉協議会など関係機関の職員のうちから適任者を派遣する。

※派遣分野の例：避難所運営、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、家屋被害調査、こころのケア、仮設住宅設置調整、土木技術支援、学校教育 等

3 関西広域連合としての応援

兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合には、県は、関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施する。

県は、関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施する。なお、県外災害ひょうご支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができる。

県の要請に基づき、応援活動を実施する。

4 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣

県及び市町は、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣する。

なお、感染症禍においては、派遣職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

5 応援協定に基づく応援

- ① 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定に基づく応援
- ② 災害時における相互応援協定に基づく応援
- ③ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づく応援
- ④ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書に基づく応援
- ⑤ 兵庫県阪神支援チーム設置に関する協定に基づく応援
- ⑥ 東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定に基づく応援
- ⑦ 中核市災害相互応援協定に基づく応援

6 法に基づく応援

（1）県からの応援の要求（災害対策基本法第74条、第74条の2）

県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、正当な理由がない限り速やかに応援する。

県は、内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、速やかに応援する。その場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県外の被災市町村を応援するよう求める。

（2）職員等の中長期派遣

長期にわたる職員の派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第5節 災害救助法の適用

【担当局】災対財務局

【実行局等】全災対局、兵庫県

【趣旨】

災害救助法の適用に関する事項について定める。

1 適用基準

市長は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、知事に災害救助法の適用を申請する。

（1）災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市内で住家の滅失世帯数が150世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が75世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術が必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

（2）災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

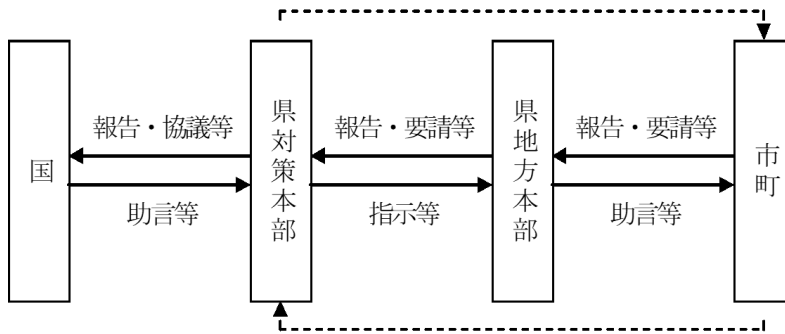
資料2-9「災害の被害認定基準」参照

資料2-10「被害の分類認定基準」参照

2 適用手続

市長は、市における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。

【事務処理手順】



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

3 救助の実施

(1) 実施機関

ア 県

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市長に行わせる。この場合、知事は、当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市長に通知する。

(ア) 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

(イ) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

イ 市

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行う救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、下記の緊急を要する事務を実施することができる。

(2) 実施内容

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与

- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。
(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

4 災害救助法による救助の基準

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等の救助の内容や実施方法は、災害救助法施行令に基づく内閣府告示（第228号）及び災害救助に関する手続きを定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）によるが、この基準により実施することが困難な場合は、県へ要請し、知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。

また、市長は、災害救助法が適用されない災害に際して、住家が全半壊、全半焼、流出又は床上浸水の被害を受けた者へ、西宮市災害見舞金等支給条例に基づき、必要な救助を行う。

〔災害時業務計画〕 財政負担計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 消火活動等の実施

第1款 地震火災の消火活動の実施

【担当局】災対消防公安局

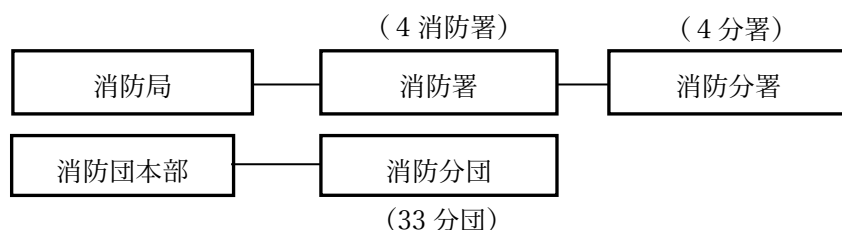
【実行局等】兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について定める。

1 活動体制の確立

災対消防公安局では、常時災害に対応できる体制を確保しているが、災害発生時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。



2 消火活動の実施

消防局は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

3 消防相互応援協定の運用

市は、その消防責任を果たすため、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

4 他機関等との連携

(1) 知事への応援要請

西宮市全域災害等で必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(2) 広域航空消防応援に基づく応援要請

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき応援要請を行う。

また、市は、災害の状況により、緊急ヘリポートの選定を行い対応する。

【緊急ヘリポートの選定条件】

●ヘリポートの分類

A 級：大阪空港事務所へ飛行場外着陸許可申請を提出し、許可を得ることができる進入表面等を有することが条件

B 級：A 級以外で指定する場合（緊急時のみ適用）

●ヘリポートの選定条件

- ・ 障害物がなく、完全に離発着できる空間が確保されている場所
→着陸する地面が平坦であり、著しく飛散する砂塵やヘリコプターに損傷を与える物がない場所
- ・ 上空に障害物（高圧電線等）がなく安全、保安が確保されている場所
- ・ 付近に牛舎や鶏舎等騒音による著しい被害を受けるおそれのある施設がない場所
- ・ 車両（救急車、普通貨物車）が容易に進入できる場所

（３）消防庁長官の措置による応援体制

地震等大規模災害時に、消防庁長官に対して、知事を通じ、直ちに緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

（４）海上保安庁に対する支援要請

沿岸部の火災消火活動に際し、陸上消防車と巡視船艇とが連携した消火活動が必要と認められる場合、西宮海上保安署に対し支援要請を行う。

（５）消防機関の応援要請による出動

消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村より応援を求められたとき、市長は市域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。

5 救急搬送業務

災害時における要救助者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求める。

6 市民等の活動

（１）火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、ただちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努める。

（２）防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

（３）市民、西宮市消防協力隊及び自主防災組織等

消防活動については、地域住民、事業所等の自衛消防組織、西宮市消防協力隊、自主防災組織等の果たす役割が大きいため、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防局に協力するよう努める。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画、消防活動計画

第2款 水防活動の実施

【担当局】 災対統制局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局、災対物資局
【実行局等】 災対避難局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、自衛隊

【趣旨】

水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

1 水防の責任等

(1) 市（水防法第3条）

その区域における水防を十分に果たすべき責任

(2) 市長（水防法第13条の2 水防管理者（水防法第17条）と同じ）

水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるとき、消防機関を出動させること等

(3) 量水標管理者（水防法第12条）

関係者に対する通報水位（水防団待機水位）又は警戒水位（氾濫注意水位）の通報及び公表

(4) 一般市民（水防法第24条、第29条）

常に気象情報、水防状況等に注意すること、水防に従事すること、避難のための立退きの指示に従うこと等

2 水防組織

水防活動組織は、「第3編第2章第1節 組織の設置」のとおり、災害対策本部と同様に組織する。

なお、水防活動組織内において、本市の場合、水防法施行条例により、水防法による本市の水防業務は、水防団を置かず消防機関をもって充てている。

3 水防体制

(1) 注意報及び警報発表時の初動体制

神戸地方気象台（以下、この節において「気象台」という。）から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、警戒体制（連絡員待機体制）をとり、迅速かつ適切な初動体制を確立する。

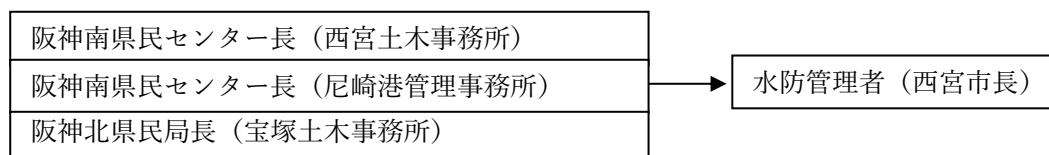
(2) 災害警戒本部又は災害対策本部の設置

次の事態が発生し、水防活動の必要があるときは、市長は直ちに水防指令を発令し、災害警戒本部あるいは災害対策本部を設置して非常配備態勢に入る。

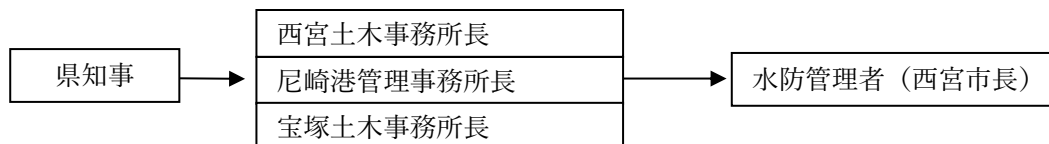
①西宮市防災指令要綱に規定する基準に達する場合

②知事より、水防法第16条に基づく水防警報、又は県水防活動要綱による水防指令の通知があったとき

ア 知事（県民局長（センター長））の発する水防警報



イ 知事の発する水防指令



4 水防警報

（１）知事（県民局長（センター長））の発する水防警報

ア 水防警報河川

洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。

【二級河川】
武庫川、有馬川、夙川、芦屋川

津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図及び日本海沿岸地域津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)

イ 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。

大阪湾沿岸 尼崎市、西宮市、芦屋市及び神戸市の海岸

5 その他

その他詳細については、「西宮市水防計画」に定めるところによる。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画、風水害等応急活動計画

第2節 救助・救急、保健・医療対策の実施

第1款 人命救出活動の実施

【担当局】災対消防公安局、災対市民局

【実行局等】災対統制局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、兵庫県、兵庫県警察、自衛隊、海上保安庁

【趣旨】

災害のため生命身体が危険な状態にある者や行方不明者を搜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

1 実施機関

救出活動を実施する。

県、県警察本部、自衛隊、海上保安本部は、市の救出活動に協力する。

県は、救出活動の応援に際し、県内の市町間の調整を行う。

市域内における関係機関の救出活動の調整を行う。

2 県

県は、市から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ① 県職員の派遣
- ② 他の市町長に対する応援の指示
- ③ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ④ 兵庫県建設業協会に対する建設用資機材及び労力の支援要請
- ⑤ 日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づく救助犬出動要請
- ⑥ 救出活動に関する総合調整

3 市

職員を動員・派遣し、被災者及び負傷者等の救助及び行方不明者の搜索を実施する。また、必要に応じ関係機関による連絡調整組織を立ち上げ、地区割等を調整し効率的な救援救助活動を行う。

救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

相互応援協定等に基づき応援要請を行い、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

行方不明者の在否を確認し、搜索を行う。

- ① 災害相談窓口で受け付けた搜索願い及び行方不明者の情報は、住民基本台帳等と照合・整理したうえ行方不明者のリストを作成し、警察署に提出する。
そして、管轄の警察署及び地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。

- ② 搜索活動体制については、災対統制局及び災対消防公安局が、災害の規模等の状況を勘案して、管轄の警察署、自衛隊、西宮海上保安署等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。
- ③ 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、災害対策本部長の指示によって継続して実施する。

資料9-4「備蓄資器材一覧」参照
資料9-6「救助器具等一覧（消防局）」参照

4 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- ① 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- ② 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- ③ 県警察本部、消防機関等への連絡

5 その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

また、西宮建設協会との「水防業務及び災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

〔災害時業務計画〕救助活動計画

第2款 救急医療の提供

【担 当 局】 災対保健医療局、災対消防公安局、

【実行局等】 災対病院局、兵庫県、医療機関、各関係機関

【趣旨】

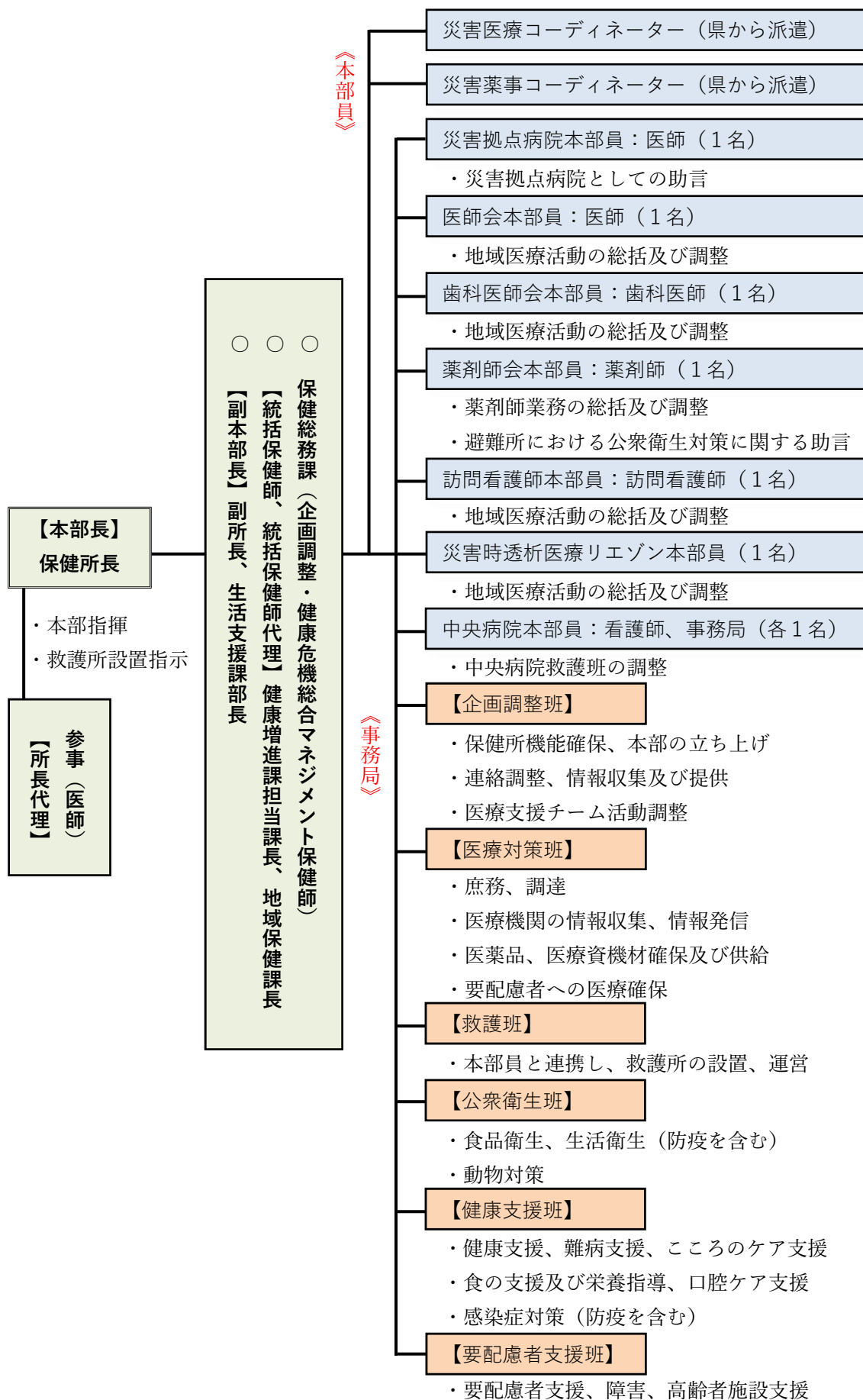
災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

1 実施方法

(1) 災害時保健医療福祉調整本部の設置

大規模災害等により、多くの負傷者等が発生した場合には「災害時保健医療福祉調整本部」を組織し、西宮市医師会・県立西宮病院及び兵庫医科大学病院・西宮市歯科医師会・西宮市薬剤師会をはじめ、医療関係機関等による広域支援組織と連携して、被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策を実施する。

西宮市災害時保健医療福祉調整本部 組織図



(2) 災害医療情報の総合的な収集及び提供

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。また、災害救急医療情報システム、ホットライン等を活用するとともに地域保健医療情報センターと連携して医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

(3) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。

(4) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。

搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

- ア 救急指定病院の患者搬送車の活用
- イ その他の応急的に調達した車両の活用
- ウ 隣接市町の応援要請
- エ 西宮市消防協力隊の活用

市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」等）

また、県は、大規模災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請する。

【ヘリコプターを有する他機関】

- ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・県警察本部
- ・海上保安本部
- ・自衛隊
- ・ドクターヘリ基地病院 等

(5) 医療関係者の出動要請

事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

(6) 負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

- ア 災害拠点病院
- イ 災害対応病院（2次救急医療機関）
- ウ 救急告示病院・診療所
- エ その他の医療施設
- オ 公民館、学校等に設置された救護所

死亡して発見された場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、検視その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得る。

(7) 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

〔災害時業務計画〕救助活動計画、応急医療計画

第3款 医療・助産対策の実施

【担当局】災対保健医療局

【実行局等】災対病院局、災対消防公安局、兵庫県、医療機関、各関係機関

【趣旨】

災害のためその地域の医療機能がまひ、低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

1 初期医療活動の実施

被災者等に対する保健医療活動を実施する。

(1) 市内医療機関による応急医療活動

市立中央病院、災害拠点病院である県立西宮病院及び兵庫医科大学病院等を中心に応急医療活動を実施する。また、必要に応じて、西宮市医師会による1次救急在宅当番医や2次救急参加病院及びその他の民間医療機関に、応急医療活動の協力を求める。

ア 医療救護班の編成

医療は原則として災対病院局の救護班によって行い、次の救護班を編成する。

【医療救護班の編成】

班名	構成機関名	構成班数	任務	救護対象	1日1班処理能力	1日処置能力	1班構成人員
救護班	中央病院	2	救護所において救護にあたる	災害救急患者	30人	60人	医師 1人 看護師 2人 事務員 1人

医療救護班の主な業務は次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 転送困難な患者及び避難場所等における軽傷患者に対する医療の実施
- ④ 死亡の確認
- ⑤ その他状況に応じた処置

県は、市から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫 DMAT 及び救護班（JMAT 兵庫を含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。

2 救護所の設置

次の場合に救護所を設置する。

- ① 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、市内医療機関では対応しきれない場合
- ② 患者が多数で、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合

救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。

地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

資料7-7「市内医療関係組織」参照

3 船舶の活用（災害時医療支援船）

災害時、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ各機能を活かし、災害時医療支援船として利活用する。

- ① 輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送
- ② 生活機能を活用した一時的避難所としての利用等
- ③ 災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用

4 救護班（DMATを含む）の派遣要請等

市のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が認めたときには、県に兵庫 DMAT 及び救護班（JMAT 兵庫を含む）の派遣を要請する。また、医療ボランティアの派遣を要請する。

なお、救護チーム等の受入調整は、「医療ボランティア」の活用を含め、医療救護活動本部が担当する。必要に応じて、県医務課を通じて以下のとおり応援要請を行う。

- ① 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請

【応援要請を行う医療機関】

- ・兵庫県健康福祉部医務課
- ・日本赤十字兵庫県支部事業部
- ・自衛隊伊丹総監部
- ・西宮市医師会

- ② ドクターヘリ等の待機要請
- ③ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
- ④ 自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送についての待機要請
- ⑤ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及び LP ガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
- ⑥ 厚生労働省を通じた DMAT の派遣等の要請

海上保安本部より、可能な範囲で、医師、看護師、DMAT 等に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室の提供のほか、宿泊等の便宜を受ける。

5 医療マンパワーの確保

(1) 医療マンパワーの活動の調整

市は、地域保健医療情報センター等と連携を図り、管内の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

(2) その他の医療ボランティア

必要に応じて、県に対して災害救援専門ボランティア（兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会、兵庫県薬剤師会）の派遣を要請する。

また、西宮市社会福祉協議会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際してボランティアの支援を要請するとともに、受入窓口を設置し受入先の調整を行う。

6 広域搬送及び後方医療活動の支援の要請

災害現場で応急手当、トリアージを行うとともに、市立中央病院、市医師会等関係医療機関と連携し市内及び近隣都市の診療応需情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。

被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき応援協力を要請するとともに、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

資料4-3「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」参照

7 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行う。

(2) 調達方法

救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、兵庫県薬務課（医務課を経由）、西宮市薬剤師会及び卸売業者等と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

市外からの救急医療物資は、市内に複数設置する備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送する。搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用する。

販売業者は、市域の備蓄拠点まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

8 医療機関のライフラインの確保

災対給水技術局等を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について災対給水技術局と調整を行う。

県が一般社団法人兵庫県 LP ガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請するための連携を図る。

県と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関（特に病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請する。

9 個別疾病患者への対応

（１）人工透析への対応

県及び関係機関と協力して慢性腎障害患者やクラッシュシンドローム（挫滅症候群）による急性腎障害患者に対して、継続して人工透析の治療を行えるようにする。また、透析医療の実施には水・医薬品等が不可欠であるため、関係機関に要請し、優先的に確保する

（２）難病等への対応

近隣都市も含め難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等へ情報を提供する。また、受療の確保を図るため、県に必要な要請を実施する。

〔災害時業務計画〕 応急医療計画

第3節 交通・輸送対策の実施

第1款 交通の確保対策の実施

【担当局】災対第二技術局、災対統制局

【実行局等】災対政策局、災対第一技術局、兵庫県、兵庫県警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、
西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

【趣旨】

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

1 被災情報及び交通情報の収集

国、県、市の道路管理者、県警察本部は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

道路管理者、県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。

2 陸上交通の確保

道路管理者、県警察本部は把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 広報活動

道路管理者、県警察本部は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、ドライバーをはじめ広く市民に周知する交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報を収集する。また、ドライバー等への広報に当たり、車両等による広報、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、立看板、横断幕、情報板等による広報等あらゆる広報媒体の活用を検討する。

(3) 緊急通行車両

緊急自動車（道路交通法第39条第1項）その他災害応急対策（災害対策基本法第50条第1項、災害対策基本法施行令第32条の2）に使用される車両であって、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

ア 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

イ 緊急通行車両のうち事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。

- ・災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ 標章及び証明書の提示

申請を受けた県又は警察署が緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

(4) 道路の応急復旧作業

ア 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

また、道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施する。

資料8-22「緊急交通路」参照

イ 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

道路管理者は、民間団体等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。また、市は、西宮建設協会との「水防業務及び災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

(5) 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者、港湾管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとる。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等する。

ア 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

イ 県公安委員会との連携

(ア) 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

(イ) 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

ウ 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、車両等による広報、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、立看板、横断幕、情報板等による広報等を活用して周知させる措置をとる。

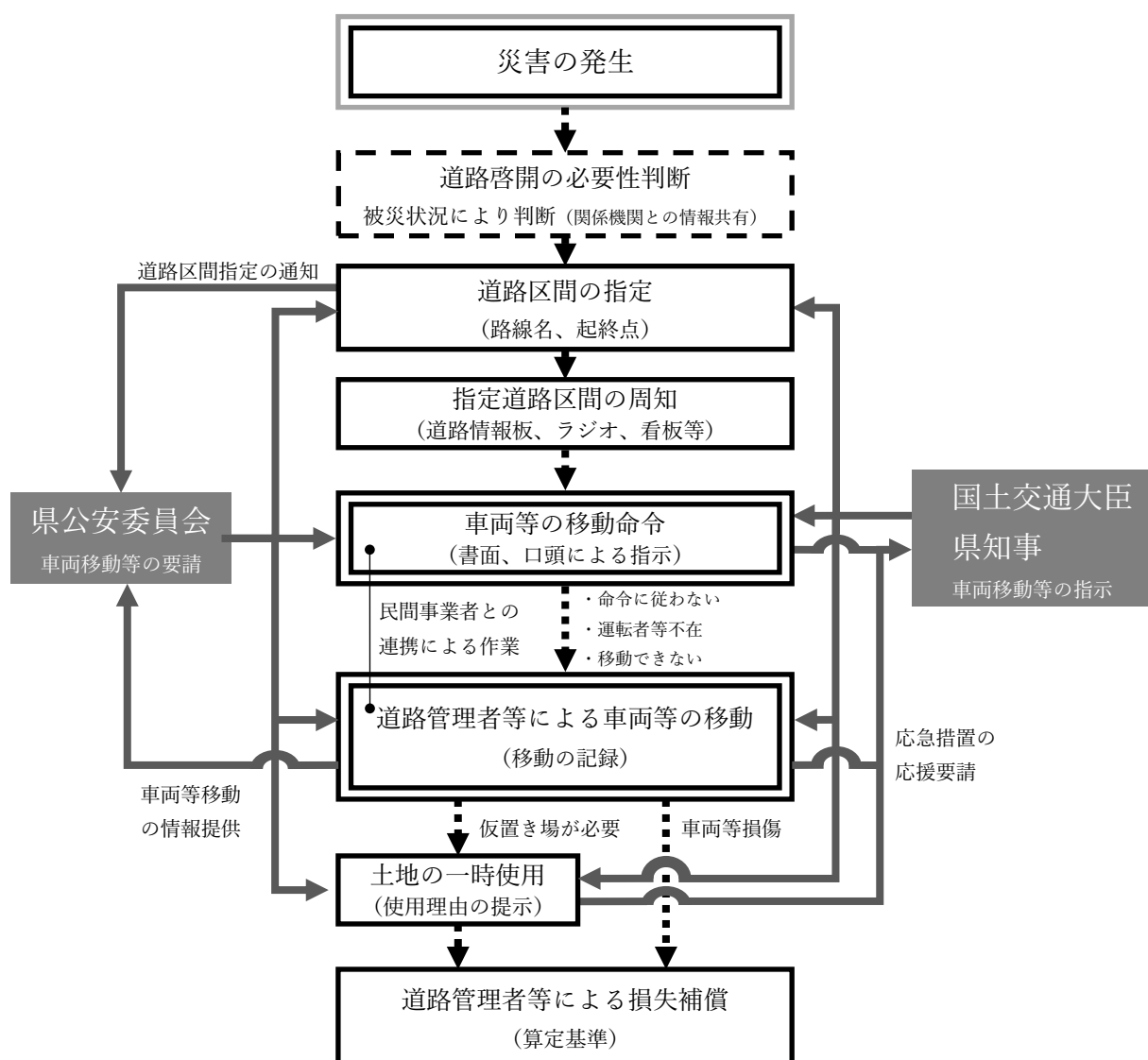
エ 国及び県の指示

緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は県又は市町の道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は県又は市町の漁港管理者に、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

オ 交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

【災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ】



（6）緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第37条第1項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占有を原則として禁止する。

3 海上交通の確保

港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省近畿地方整備局に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。

4 空路交通の確保

(1) 臨時ヘリポートの開設

あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

(2) 運航の調整

災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、県を通じ国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、県は、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

〔災害時業務計画〕 公共施設応急活動計画

第2款 緊急輸送対策の実施

【担当局】 災対統制局、災対財務局

【実行局等】 災対物資局、災対給水技術局、災対衛生局、災対消防公安局、災対第二技術局、
兵庫県、兵庫県警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社

【趣旨】

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 緊急輸送活動の基本方針

防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行う。

- ・人命の安全
- ・被害の拡大防止
- ・災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を受ける場合に備え、県等の協力を得て、事前に設定している緊急輸送道路等に関する状況の把握に努める。

2 陸上輸送の確保

(1) 緊急車両の調達

災害時における食料や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急車両については、市が所有する全車両をあてるほか、神戸運輸監理部、一般社団法人兵庫県トラック協会、日本通運株式会社等に、次の点を明示して協力を要請する。なお、輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

【緊急車両要請先】

- ・神戸運輸監理部兵庫陸運部
- ・一般社団法人兵庫県トラック協会
- ・日本通運株式会社 阪神支店
- ・阪急バス株式会社 西宮営業所
- ・阪神バス株式会社 総務部

(2) 県への応援要請

緊急車両が不足し、県に車両の応援要請するときは、次の事項を明示して要請する。

【要請事項】

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集結場所及び日時
- ・ その他必要事項

(3) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、給油場所を指定し供給する。

(4) 輸送体制

災害対策本部が設置されたときは、公用車及び調達車は、すべて災対財務局資産管理部が集中管理する。ただし、すでに部課に配属されている車両は、原則当該課が実施する応急業務に使用することができる。

車両の運用は、災対財務局資産管理部が災害対策本部各局の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。災対財務局資産管理部は、常に配車状況を把握し、各局の要請に対応する。

また、必要に応じて、道路情報を的確に把握するための地図を関係部署に配布する。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

資料8-17「公用車両保有状況」参照

〔災害時業務計画〕庁舎等安全確認・運営計画、公共施設応急活動計画

第3款 緊急輸送の要請

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対物資局、災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、
鉄道事業者

【趣旨】

関係機関に対する海上、航空、鉄道輸送支援及び要請について定める。

1 海上輸送の要請

陸上交通による輸送が困難な状況にある場合は、海上保安庁等の関係機関と協議し、人員、物資等の緊急海上輸送を要請する。

また、旅客定期航路を利用して、海上輸送を実施しようとする時は、事業者に対し航路の延長、寄港地の変更、又は増便を要請する。

【海上輸送要請先】

- ・第五管区海上保安本部神戸海上保安部 西宮海上保安署
- ・神戸運輸監理部

(1) 海上輸送の支援

ア 係留岸壁の確保

港湾管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じる。

イ 支援要員等の確保

県、市は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

2 空中輸送の要請

緊急を要するときは、災対統制局は、兵庫県又は神戸市を通じて、兵庫県・近畿地方整備局・自衛隊等に、航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。

(1) 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行い、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にFAX等により提出する。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請者において措置する事項

- ① 離発着場の選定
- ② 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

(3) 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

(4) 他機関所有ヘリコプターの要請

県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請する。

市が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。

(ヘリコプターを有する他機関)

- ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・近畿地方整備局（「災害時の応援に関する申し合わせ（H17.6.14）」による）
- ・海上保安本部
- ・自衛隊 等

(5) 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

県、市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保する。

イ 支援要員等の確保

県、市は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

3 鉄道輸送の要請

道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合や、あるいは遠隔地において人員、物資及び機材等を確保したときで鉄道輸送が適切な場合には、応急対策の実施に必要な人員、物資及び機材等の輸送を西日本旅客鉄道株式会社等に協力要請する。

なお、鉄道災害発生時においては、当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者は、可能な限り代替輸送の実施に努める。

【鉄道輸送要請先】

- ・西日本旅客鉄道株式会社 西宮駅
- ・阪神電気鉄道株式会社 甲子園駅
- ・阪急電鉄株式会社 西宮北口駅

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画、物資計画

第4節 避難対策の実施

第1款 避難の実施

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対政策局、災対避難局、災対福祉局、災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

大規模な災害の発生等に伴う避難情報、避難誘導の実施について定める。

1 実施機関

(1) 避難情報の発令

避難情報発令の実施責任機関は次の通りである。

ア 避難情報発令の実施責任者

実施責任者	種別	代行者	発令情報	法律上の発令要件 (準備情報は市計画)	根拠法等
市長	災害全般	代行順位による副市長もしくは職員	高齢者等避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者とその支援者が避難行動を開始する必要があるとき	市地域防災計画
			避難指示	(避難指示) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
		知事	緊急安全確保	(緊急安全確保) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第6項
		警察官 海上保安官			災害対策基本法第61条

なお、避難情報の発令は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の必要な意思決定等については、下記の順位により行う。

ただし、実施後は速やかに市長に報告し、以後の指示を受ける。

【避難情報の発令 代行順位】

- 第1位 副市長
第2位 危機管理監
第3位 消防局長

イ 他の法律に基づく避難に関する措置の実施責任者

実施責任者	種別	発令情報	法律上の発令要件	根拠法
警察官	災害全般	警告	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのあるとき	警察官職務執行法第4条
		措置命令措置	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのあるときで、特に緊急を要する場合	
海上保安官	災害全般	措置命令措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	海上保安庁法第18条
県知事又はその命を受けた職員	地すべり	避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者(市長)	洪水 雨水出水 津波 高潮		洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告(準用)	警察官の要件と同じ(ただし、警察官がその場にはない場合に限る)	自衛隊法第94条
		措置命令措置(準用)		

(2) 警戒区域の設定

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行う。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。

ア 警戒区域の設定の実施責任者

実施責任者	種別	代行者	法律上の発令要件	根拠法等
市長	災害全般	代行順位による副市長もしくは職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
		警察官 海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
		自衛官		災害対策基本法第63条第3項

警戒区域の設定は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、災害対策基本法第63条第2項、地方自治法第153条第1項に基づき、次の基準でその権限を補助機関に代行させることができる。ただし、実施後は速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

【警戒区域の設定 代行順位】

第1位	副市長
第2位	危機管理監
第3位	消防局長

イ 他の法律に基づく警戒区域の設定の実施責任者

実施責任者	種別	法律上の発令要件	根拠法等
消防長・消防署長	火災	(火災警戒区域) ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条第2項
警察署長			消防法第23条第2項
消防吏員・消防団員		(消防警戒区域) 火災の現場	消防法第28条第1項
警察官			消防法第28条第2項
水防団長・水防団員 消防吏員・消防団員	水災	水防上緊急の必要がある場所	水防法第21条
警察官			水防法第21条第2項

2 避難の実施

(1) 組織的避難を要する場合

- ① 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ② 大規模な津波の襲来が予想され、又は襲来した場合
- ③ 地すべり等、大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合
- ④ 不特定の多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難を必要とする場合

(2) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 災害全般

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難の指示をする。

市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(イ) 津波災害

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示する。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条に基づき、その旨を公示し、速やかに知事に報告を行う。

【避難指示等一覧】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル 5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル 4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル 3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報

- 河川等の氾濫……………水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
- 土砂災害……………濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等
- 高潮……………潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）

●津波

区分	発令時期（目安）	対象区域
高齢者等避難	—	—
避難指示	兵庫県瀬戸内海沿岸に対して、大津波警報又は津波警報が発表された場合	津波避難対象地域
緊急安全確保	—	—

※ どのような津波であれ、一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、また、緊急安全確保ではなく、危険な地域から指定緊急避難場所等への立ち退き避難を促す避難指示のみを発令する。

※ また、洪水等、土砂災害、高潮と異なり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。

（内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定、令和4年9月更新）より）

●土砂災害

区分	発令時期（目安）	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した場合【気象庁メッシュ情報 赤点灯】 ■大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で累積雨量が150mmに達し、時間雨量が25mm/h以上を観測した場合	
【警戒レベル4】 避難指示	■大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表された場合 ■土砂災害警戒情報が発表された場合 ■大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で時間雨量が110mm/h以上（記録的短時間大雨情報と同水準）を観測した場合 ■大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で累積雨量が180mmに達し、時間雨量が30mm/h以上を観測した場合 □近隣で湧き水、地下水の濁りなどの前兆現象が生じた場合	■は、「土砂災害警戒区域」と「山地災害危険区域」 □は、現地確認により、危険が及ぶと考えられる範囲
【警戒レベル5】 緊急安全確保	■「地域別土砂災害危険度」の実況が土砂災害警戒情報の基準に到達した場合 ■土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ■大雨特別警報が発表された場合 □近隣で土砂災害が発生した場合（砂防施設の有無に関わらず） □近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂などの前兆現象が生じた場合 □土砂災害防止法に基づく「土砂災害緊急情報」の通知を国土交通省又は兵庫県から受けた場合	土砂災害の発生した箇所や周辺区域

●その他の災害

区分	発令時期（目安）	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	—	—
【警戒レベル4】 避難指示	その他の災害（ガス漏れ等の有毒物の流出、危険物の爆発、大規模延焼火災等）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合	適宜、判断
【警戒レベル5】 緊急安全確保	—	

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

市長等は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難時の服装、携行品
- ・ 避難行動における注意事項

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

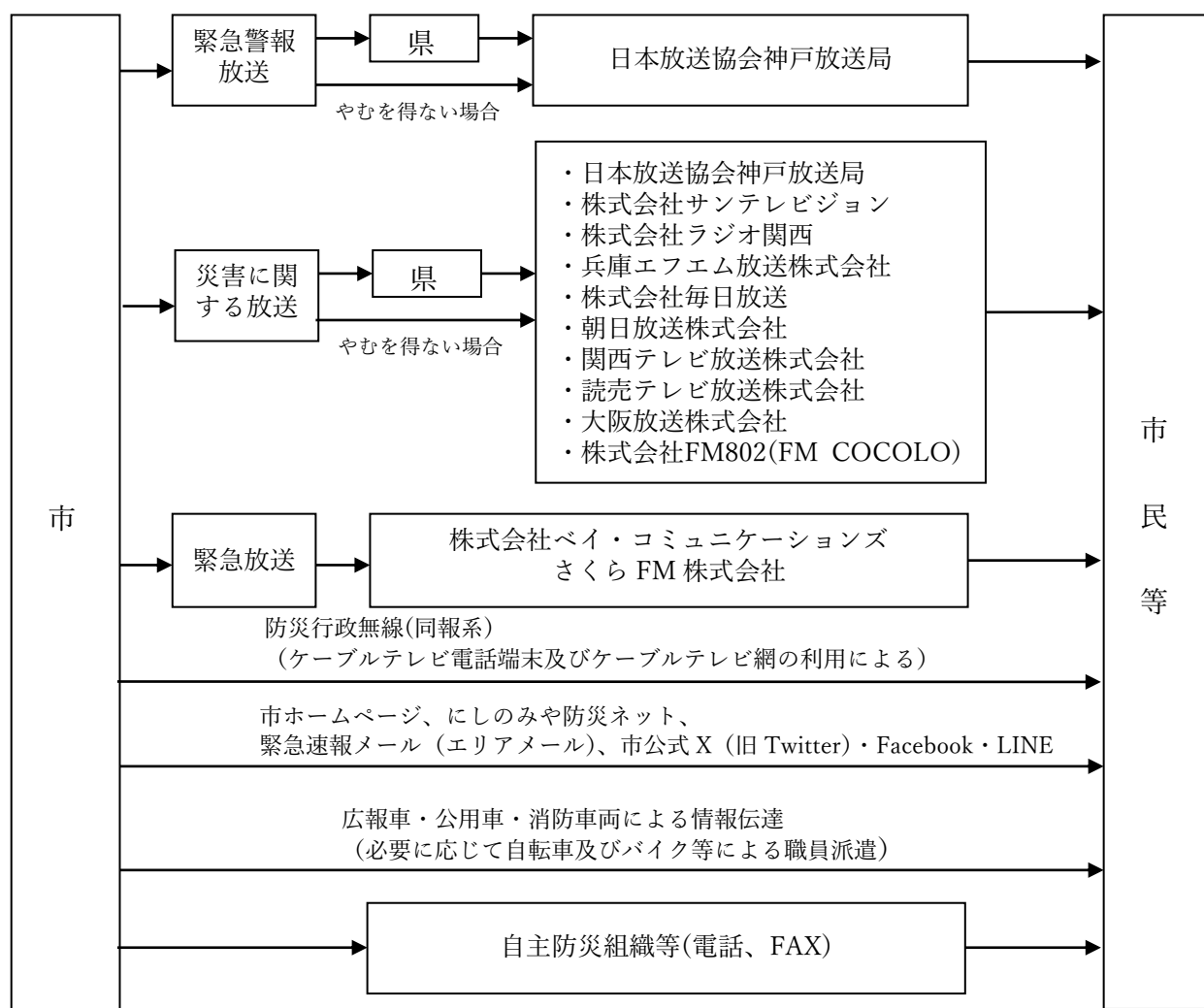
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達し、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット（市ホームページ）、SNS（市公式 X（旧 Twitter）・Facebook・LINE）、メール（にのみや防災ネット、緊急速報メール（エリアメール）を含む。）、FAX 等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

要配慮者利用施設等に対しては、一斉電話配信システムなどの電話を用いて直接伝達する。

避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。

避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう努める。

【避難情報の伝達方法】



(3) 警戒区域の設定

ア 設定の基準（災害全般）

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。

市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(4) 避難誘導

消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。

避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととし、原則として、徒歩により、出来るだけ集団で避難する。

市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。また、火災等の危険が高い地域では、緊急避難場所（広域避難地）で安全を確認してから避難所へ向かう。

避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める。（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

愛玩動物の飼い主は、自身の安全が確保されていることを前提に、ペットと一緒に同行避難する。また、発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の状況、飼い主の被災状況などを考慮し、ペットの避難可否について飼い主が判断する。

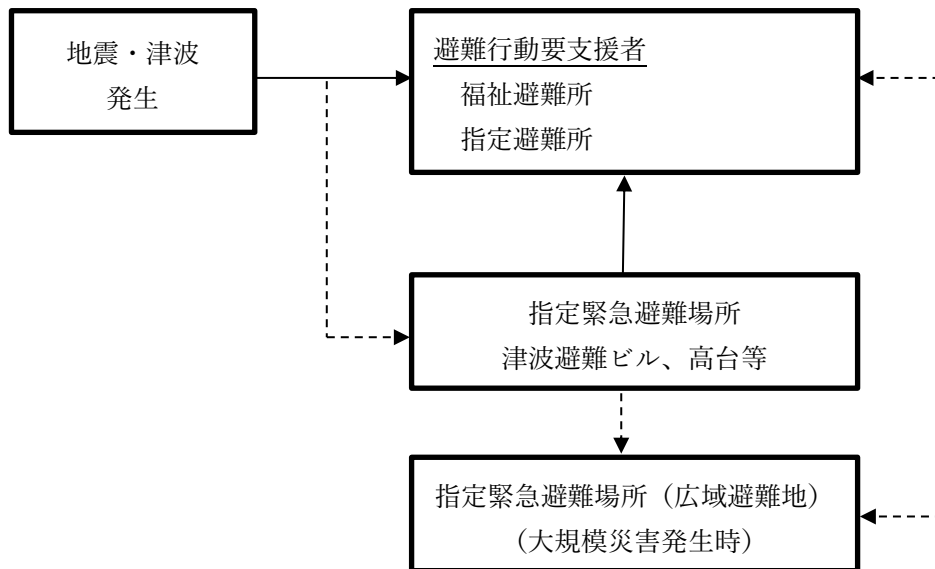
市民は、自主的な判断により公的施設へ避難をする場合には、避難先、避難人数等を市に連絡する。

また、市は災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合等において、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう、市民に対し呼びかけを行う。

【自主避難に際しての留意点】

自主避難の受入れ	市民から避難所への自主避難の申出があった場合、災対統制局は災対避難局と協議し、災害の状況（気象条件）、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。
携行品	避難所への自主避難に際しては、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。
自主防災組織及び自治会等の協力	避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、自治会等に対し移送を要請する。

【避難行動要支援者の避難】



【避難対象者】

避難対象区域		避難誘導担当者
一般居住区	住民	各災対局、消防団、警察官、自主防災組織等
	要配慮者	原則として、自主防災組織等の地域住民が協力して行う。 ※困難な場合は、災対福祉局・災対こども支援局・災対消防公安局が行う。
教育施設、保育施設		教職員
社会福祉施設		施設職員
事業所等		施設の防火管理者及び管理責任者等
交通施設		施設管理者及び乗務員

【避難の準備】

- ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- イ 非常持出品を携行する。
- ウ 服装は軽装とし、底の厚い靴を履き、ヘルメットや帽子をかぶる。
- エ 事業所にあつては、危険物等の安全措置を講ずる。

【避難誘導に際しての留意点】

- ア 各地域にできるだけ責任者及び誘導員を定め、安全と統制を図る。また、避難誘導員は、自らパニック状態に巻き込まれないようにし、冷静に行動する。
- イ 1人でも走る者が出るとパニックを誘発することとなるので、市民を走らせることなく、整然と行動させる。
- ウ 避難等をしない者には、「ここには危険である」こと等を説明して、行動をともにするよう説得する。
- エ 市民の携行品は必要最小限度に留めさせること。
- オ 要配慮者を優先させること。
- カ 避難経路については、事前にその安全性を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努めること。
- キ 夜間の場合は照明を確保して安全に万全を期すること。

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画

第2款 避難所等の開設・運営等

【担当局】 災対避難局

【実行局等】 災対統制局、災対政策局、災対物資局、災対福祉局、災対こども支援局、災対保健医療局、
災対衛生局、災対病院局、西宮市社会福祉協議会、兵庫県、兵庫県警察、環境省

【趣旨】

避難所等の開設・運営、帰宅困難者対策等、市が実施する避難者への支援について定める。

1 避難所等の開設・運営等

(1) 緊急避難場所の開設

津波や洪水等の災害発生時、学校職員等や指定管理者等の施設管理者(以下、「施設管理者等」という。)が緊急避難場所を開設する場合は、施設管理者等が施設の安全性を確認した後、迅速に開設する。

また、施設管理者等が迅速に開設できない、又は常駐していない緊急避難場所については、避難の緊急性から、原則として避難者自らが施設の安全性を確認し避難するものとする。

(2) 避難所の開設

避難所の開設は市長がこれを決定する。ただし、応急の必要がある場合には最も迅速に対応できる者(施設管理者等、自主防災組織代表者等)が避難所を開設することができる。開設に際しては、施設の安全性を目視等により応急的に確認するとともに、浸水のおそれについて確認し、安全性の判断ができない場合は、至急市技術職員による安全性の調査を行う。なお、住民が避難してきたときは、避難所として開設する施設の施設管理者等と連携し、学校・公民館・市民館・体育館等の避難スペースへ誘導する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努める。

避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

【避難所開設の基準】

- ア 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令又は警戒区域の設定等を実施した場合
- イ 災害の状況により避難者が予想される場合
- ウ 災害により居住の場所を失った者が生じた場合

資料8-1「避難所等」参照

(3) 避難所の追加指定等

想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

また、市内の避難所が不足する場合には、市外での避難所開設も検討する。

(4) 開設の報告・周知

開設状況を取りまとめの上、知事、防災関係機関等に報告、又は通知する。また、避難情報等の伝達方法に基づき、開設した避難所の名称、場所、連絡先等について、付近の居住者等に周知徹底を図る。

(5) 開設期間

被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定める。

避難所への受入れ期間は、原則として次のいずれかの期間とする。

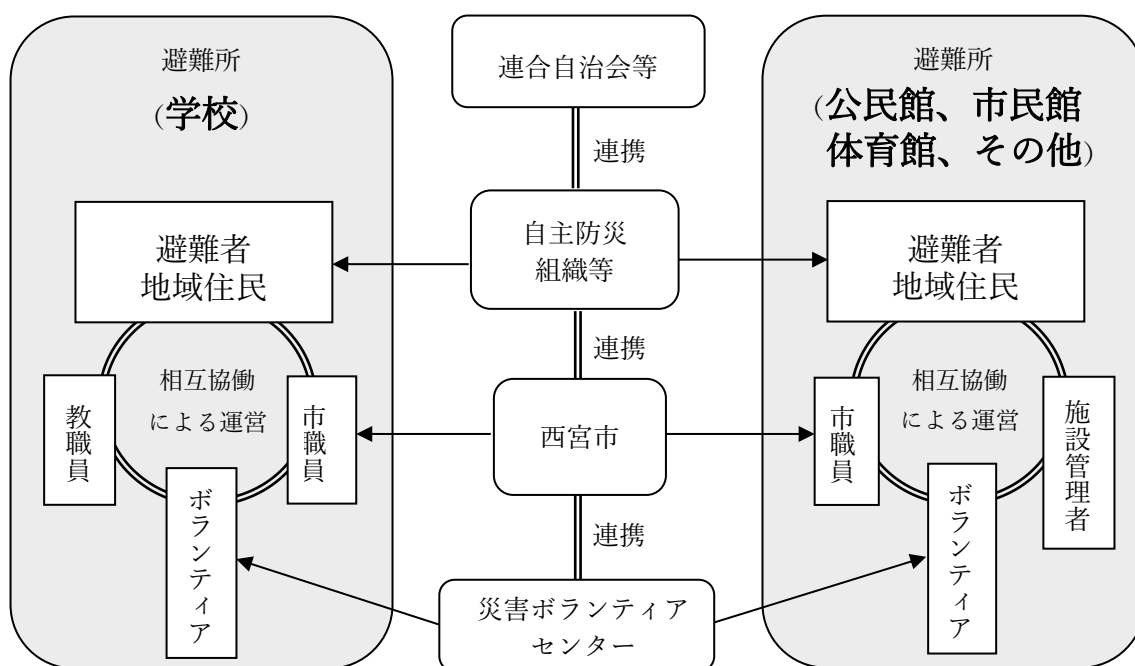
- ① 災害による被害の危険性が解消するまでの間
- ② 避難者が親戚・知人宅等、応急的な居住の場所を確保できるまでの間
- ③ 市営・県営住宅、応急仮設住宅の入居等の応急住宅対策が完了するまでの間

(6) 避難所の運営

- ① 避難所の開設時には、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、避難者が中心に行うことを原則とし、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有する NPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。さらに、自主防災組織等の住民組織のリーダーや災害ボランティアからなる避難所運営組織の立ち上げを援助し、自主運営体制の整備を図る。要配慮者等への配慮にも努めながら運営する。

避難所運営組織が確立した場合でも、常にその組織と連絡調整を十分にとり、相互の協力・連携のもとに避難所の管理を行う。

【避難所運営のイメージ図】



- ② 避難所となった学校の教職員は、児童・生徒の安全確保、学校教育正常化に向けての準備等学校管理に支障のない限り、避難所の運営に協力する。

- ③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

市は、避難した者が避難所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施する。津波の災害が想定される場合には、避難所への津波警報等の情報提供について配慮する。

- ④ 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。
- ⑤ 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数を確認し、避難者名簿の作成等により、定期的に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水、毛布等の提供、炊き出し等を関係機関と協力し、迅速かつ的確に行う。
- ⑥ 災害対策本部は、一般電話、携帯電話等が、災害発生直後機能しない場合があることを念頭に置き、避難所との間の情報伝達手段・ルートを速やかに確保する。

また、市域を越えて避難した被災者について、公営住宅や応急借上げ住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と避難先が共有し、支援情報の提供等の支援に努める。

- ⑦ ボランティア活動について、受入窓口の設置等により避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- ⑧ 要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点に十分配慮する。

(→「第3章第9節 要配慮者支援対策の実施」の項を参照)

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレ等の安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

- ⑨ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止し、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

〔対応例〕

女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等

- ⑩ 県警察本部と十分連携を図りながら、巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。
- ⑪ 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。
- ⑫ 必要に応じ、避難場所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。
- ⑬ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- ⑭ 避難者等は、互いに協力しつつ、避難所の運営に努める。

(7) 保健・衛生対策

ア 救護班等の活動

現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行う。

必要に応じ、県が設置する救護センターやひょうご DPAT 活動拠点本部と連携した保健・衛生対策を行う。

(→「第3章第2節第3款 医療・助産対策の実施」の項を参照)

イ 保健活動の実施

県（健康福祉事務所）及び医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(→「第3章第7節第2款 健康対策の実施」の項を参照)

ウ 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。仮設トイレが必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

(→「第3章第12節第3款 し尿処理対策の実施」の項を参照)

エ 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置する。その確保が困難な場合、県へ協力要請等を行う。

オ 食品衛生対策

食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

(→「第3章第7節第3款 食品衛生対策の実施」の項を参照)

カ 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

保健所は、感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(→「第3章第7節第4款 感染症対策防疫活動の実施」の項を参照)

(8) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(9) 要配慮者の状況とニーズの把握

避難中の要配慮者の有無を把握し、必要に応じ職員を派遣してそのケアに努めるとともに、医療施設や社会福祉施設での受入れや、手話通訳者、訪問看護員等の派遣を要請する。状況に応じ、介護、医療

等に従事する災害ボランティア等との協力を得て、ニーズを十分把握するとともに、そのニーズに対応した避難所運営を行う。

また、避難所（学校、公民館・市民館等）にはあらかじめ福祉避難室を設定し、状況に応じた運用を行う。

（10）愛玩動物（ペット）対策

災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。

なお、避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。

資料3-15「災害時における動物救護活動に関する協定書」 参照

（11）宿泊施設、社会福祉施設等の活用

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。また、県へ対象施設等の広域的な確保に協力を要請する。

要配慮者のうち、支援の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

2 通勤・通学・帰宅困難者対策

（1）事業所及び学校等による対策

事業所、学校等は、大規模災害発生時には、必要に応じて次のような対策を実施する。

【事業所等による支援対策】

- ① 従業員や顧客への食料及び飲料水等の配布
- ② 情報の収集とラジオ・テレビ・社内放送等による周知
- ③ 従業員の安否確認及び報道機関への連絡
- ④ 事務室、会議室、ロビー等の開放

（2）市の支援

事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

発災直後には、防災行政無線、案内板、報道機関、インターネット、携帯電話等の各種広報媒体を通じて、以下の情報を提供する。

【通勤・通学・帰宅困難者に提供する情報】

- ① 余震、火災、建物被害情報
- ② 鉄道、道路、港湾の被害状況、運行状況や代替輸送の交通情報
- ③ 帰宅経路情報
- ④ 帰宅支援施設情報（休憩所及びトイレ等の情報提供）
- ⑤ 情報取得場所、方法等の個別情報を得るための情報

また、必要に応じて、以下のような対策も実施する。

【市の支援対策】

- ① 幹線道路沿いへの飲料水、食料等の配布拠点の設置
- ② 幹線道路沿いへの救護所の設置 徒歩帰宅者の誘導
- ③ 徒歩帰宅者の誘導
- ④ 公共施設の一時開放
- ⑤ 避難指示等の実施

(3) 関係機関の支援

主な関係機関では、大規模災害発生時には、必要に応じて次のような対策を実施する。

【関係機関による支援対策】

名称	対策の内容
警察署	道路交通情報の収集、伝達 避難道路における混乱防止、誘導対策の実施 一般車両に対する交通規制の実施
鉄道事業者 バス事業者	駅やバスターミナルにおける混乱防止と休憩所・トイレ等の提供 他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立
西日本電信電話株式会社	災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の開設
学校	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達 保護者への連絡及び引き渡しまでの保護
コンビニエンスストア・ 外食事業者等	「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、各店舗は「災害時帰宅支援ステーション」として、帰宅困難者に対し、水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスを実施。

〔災害時業務計画〕避難者等対応計画

第3款 広域避難・広域一時滞在

【担当局】災対避難局、災対政策局

【実行局等】災対統制局、兵庫県

【趣旨】

市内の避難所のみでは避難者の受入れが困難な場合において、県内外の他市町村と協力した広域避難（広域一時滞在）等の実施について定める。

1 県内における広域避難及び広域一時滞在

（1）市

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することができる。

県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び市の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（2）協議先市町

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

（3）県

県は、被災市町から、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び市の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。

2 県外における広域避難又は広域一時滞在

（1）市

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県

県は、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。

県は、他の都道府県に被災住民の受入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。その際、国に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

3 情報共有

広域避難及び広域一時滞在を受け入れた他市町村の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

〔災害時業務計画〕避難者等対応計画

第5節 住宅の確保

【担当局】災対第一技術局、災対第二技術局、災対衛生局

【実行局等】災対市民局、兵庫県、国土交通省、自衛隊、社会福祉協議会

【趣旨】

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

1 住宅対策の主な種類と順序

- ① 避難所の設置
- ② 空家のあっせん
- ③ 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- ④ 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- ⑤ 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- ⑥ 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

2 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 住居する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(2) 応急仮設の要請・供与

- ① 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。
- ② 次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
 - ア 被害戸数
 - イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - ウ 連絡責任者
- ③ 県は、市から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。
- ④ 県は、市からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、維持管理は市で実施する。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。

イ 建設方法

平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
資料8-21「仮設住宅建設候補地一覧」参照

(4) 公営住宅等の提供

公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、速やかに提供可能住宅戸数を把握する。

また、市の提供可能住宅戸数だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

県、市は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

県、市は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

(6) 入居者の認定

住宅が全焼、全壊又は流出し居住する住家がなく、かつ自らの資力では住宅を得ることができない者を対象に認定する。

高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

(7) 管理主体

市において、通常の管理を行う。

(8) 生活環境の整備

県、市は、応急仮設住宅の建設戸数が概ね50戸以上となる場合には、人とのふれあいによる心身ケアとコミュニティ形成を通じた自立支援の場として仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員はじめ地域団体、仮設住宅入居者等により協働して管理運営を行い、地域の自主的な組織づくりを促進する。

県、市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、手話通訳者、訪問看護員の派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

(9) 住宅の斡旋

応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅への転居をすすめるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。

- ・ 公営住宅法及び独立行政法人都市再生機構法による住宅の設置又は入居
- ・ 各種貸付制度等による住宅資金のあっせん
- ・ 社会福祉施設等への入所

3 空家住宅の確保

(1) 対象

市営住宅、県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の所有する空家

(2) 募集

市及び提供する事業主体が募集を行う。

県は、国土交通省の支援により、被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応する。

4 住宅の応急修理

住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施する。

建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

- ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

6 住宅相談窓口の設置

県、市は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

〔災害時業務計画〕 公共施設応急活動計画、住宅確保計画

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第1款 食料の供給

【担当局】災対物資局

【実行局等】災対統制局、災対総務局、災対避難局、災対福祉局、災対こども支援局、
西宮市社会福祉協議会、兵庫県

【趣旨】

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

1 実施内容

被災者等への食料の供給を実施する。供給状況は、導入しているシステム等を活用し管理する。

災害の規模や被災状況に応じ、広域防災拠点及び地域防災拠点等を輸送拠点として確保する。また、輸送拠点では、多くの人員を必要とすることから、災害ボランティア等の協力を得ることにより、次の業務を実施する。

- ① 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活用品等）の一時集積・分類
- ② 緊急物資の集積、分類
- ③ 配送先別の仕分け
- ④ 車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

学校等の備蓄庫にある食料を活用する。また、「災害時における生活物資の供給等に関する協定」等を締結している食料及び生活必需品調達業者へ要請し、必要に応じて、その他の卸売業者、小売販売店へも要請を行う。

広域にわたる大災害が発生した場合は、県に食料の供給及び供給あっせんの要請を行う。県は、市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市に対する食料を確保し供給する。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

2 供給対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

3 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図る。

- ① 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- ③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

4 食料の供給要請等

食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- ① 供給あっせんを必要とする理由
- ② 必要な品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ④ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- ⑤ その他参考となる事項

発災直後では個人からの善意に基づく救援生活物資への対応が困難であるため、原則受け取れない旨について報道機関等を通じ広報を行い、併せて出来る限り義援金による支援を求める。

5 食料の輸送

備蓄食料及び備蓄生活必需品は、備蓄庫より搬出して避難所等へ搬送する。

民間流通在庫からの食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、運送業者に要請する。なお、調達した食料は避難所等へ直接搬送することを原則とする。しかし、直接搬送が困難な場合は、広域防災拠点、地域防災拠点等のあらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

県及びその他の自治体等からの救援食料は、広域防災拠点、地域防災拠点等のあらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

市が実施する搬送は、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

6 食料の配分

自主防災組織、自治会、地域住民及び災害ボランティア等の協力により被災者への配分を行う。また、配布にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先し、かつ不足や重複が生じないよう公平で計画的な配分となるよう努める。

7 食料の調理、加工、炊き出し

すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。

弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を”かめない””飲み込みにくい”人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況を勘案し、自主防災組織、自治会、日本赤十字奉仕団、地域住民、災害ボランティア等の協力を得ながら実施する。

炊き出し場所は小中学校の給食室及び学校給食センター（学校給食再開まで）等の公共建築物を利用して実施することを原則とする。なお、学校等の給食調理施設、設備が使用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

〔災害時業務計画〕物資計画

第2款 応急給水の実施

【担当局】 災対給水技術局

【実行局等】 災対避難局、災対衛生局、兵庫県

【趣旨】

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

1 実施内容

災害対策本部の中に応急給水班を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。

必要に応じ、県、日本水道協会（兵庫県支部長市、阪神ブロック代表市）及び相互応援協定を締結する水道事業体並びに民間事業者へ応急給水の応援を要請する。なお、県が市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市に対する応急給水の応援を行う。

県などへの応援要請及び各種相互応援協定等により参集してきた水道事業体の応援部隊については、災対給水技術局において調整のうえ応急給水の応援を受け入れる。

資料3-10「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」参照

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

2 給水対象者

災害のために、現に飲用水等を得ることができない者

3 水源及び給水量

（1）水源

浄水場、配水池、貯水槽等の水道施設（緊急時給水拠点）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

【緊急時給水拠点】

水道施設等	所在地（設置場所）
鳴尾浄水場	戸崎町1番84号
北山配水所	甲陽園日神山町29番93号
丸山浄水場	山口町下山口1585番地42
阪神水道企業団甲東ポンプ場	上大市3丁目
阪神水道企業団西宮ポンプ場	室川町
阪神水道企業団甲山調整池	甲山町

水道施設等	所在地（設置場所）
耐震性緊急貯水槽	西宮東高等学校（古川町） 南甲子園小学校（南甲子園3丁目） 春風小学校（上甲子園3丁目） 津門中央公園（津門住江町） 今津中学校（今津二葉町） 森具公園（屋敷町） 浜脇小学校（浜脇町） 高木公園（高木東町） 両度緑地（両度町） 上ヶ原南小学校（上ヶ原九番町） 甲陵中学校（上甲東園2丁目） 夙川小学校（久出ヶ谷町） 山口センター（山口町下山口4丁目）
緊急遮断弁付き 配水池・配水所等	西宮浜配水所（西宮浜4丁目） 越水浄水場第1配水池（奥畑） 目神山配水槽（甲陽園目神山町） 北山配水所第4配水池（甲陽園目神山町） 鷺林寺南配水槽（鷺林寺南町） 苦楽園中区配水槽（苦楽園二番町） 苦楽園高区配水槽（苦楽園三番町） 湯ノ口配水所（鷺林寺1丁目） 宝生ヶ丘高区配水槽（塩瀬町生瀬） 名塩さくら台配水槽（塩瀬町名塩） 丸山浄水場低区配水池（山口町下山口） 北六甲台配水所（北六甲台2丁目） 西山配水槽（山口町香花園） 国見台西部第1配水槽（国見台6丁目）

（2）給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、以降は水道施設の応急復旧の進捗を考慮に入れて段階を経て順次増加させ、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

資料8-14「水道施設等一覧」参照

【応急給水の目標】

地震発生からの期間	目標水量	水量の根拠
①地震発生～3日	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
②～10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなどの最低生活水準を維持するための必要量
③～15日	100リットル／人・日	通常の生活で不便を感じるが生活可能な必要量
④～21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

4 給水方法及び広報

緊急時給水拠点からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

【応急給水の方法】

地震発生からの期間	主な給水方法	市民の水運搬距離
①地震発生～3日	緊急貯水槽などにおける拠点給水 給水タンク車による運搬給水	概ね 500m
②～10日	配水本管の消火栓に設置する緊急給水栓を利用した仮設の拠点型応急給水 給水タンク車による運搬給水	概ね 250m
③～15日	配水本管・支管の消火栓に設置する緊急給水栓を利用した仮設の拠点型応急給水	概ね 100m
④～21日	各戸給水に移行するが、宅地内の給水装置が破損した家屋などは、仮設給水栓を設置して給水	—

水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区における緊急性の高い医療機関や福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

水道施設の応急復旧による断水の解消に伴い、応急給水を終了する際には、該当地域や終了予定時期などを広報する。

5 給水応援

県、市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を始めとする各種協定などにに基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ① 災害の状況（市内）
- ② 被害状況（水道事業：施設、断水戸数等）
- ③ 必要な資機材、物品などの品目及び数量
- ④ 必要とする職員等の職種別人員数
- ⑤ 応援を必要とする機関
- ⑥ 応援場所およびその経路
- ⑦ 必要な給水車両の種類及び台数（加圧など付帯設備の要否を含む）
- ⑧ その他必要な事項

6 生活用水の供給

避難所における飲用以外の生活用水の確保のため、「避難所井戸」を利用する。

断水地区における飲用以外の生活用水の確保のため、「震災時協力井戸」を利用する。

〔災害時業務計画〕 応急給水計画

第3款 物資の供給

【担当局】災対物資局

【実行局等】災対統制局、災対総務局、災対避難局、災対福祉局、災対こども支援局、
西宮市社会福祉協議会、兵庫県

【趣旨】

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

1 実施内容

被災者等への緊急物資の供給を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、「第3編第2章第5節 3救助の実施」に基づき対応する。

輸送拠点の確保を「第1款 食料の供給」の「1 実施内容」に基づき実施する。

防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。

必要に応じ、県へ緊急物資の供給、調達、あっせんを要請する。県が市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給する。

市民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用する。

2 供給対象者

- ① 住家が被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ④ 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- ⑤ その他市長が必要と認める者

3 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。（詳細は資料編に掲載。）

（1）生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※ 毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※ 障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

（2）衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

4 供給

緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請する。

- ① 供給あっせんを必要とする理由
- ② 必要な緊急物資の品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- ④ 連絡課及び連絡担当者
- ⑤ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ⑥ その他参考となる事項

県、市は、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

5 輸送・配分

(→「第3章第6節第1款5 食料の輸送、6 食料の配分」の項を参照)

〔災害時業務計画〕物資計画

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第1款 精神医療の実施

【担当局】災対保健医療局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】災対福祉局、災対こども支援局、災対避難局、兵庫県、西宮市医師会

【趣旨】

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 被災者等のこころのケア

災害時における PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、保健所等が広域支援を得て、次のとおり行う。

（1）救護所等への「相談窓口」の設置

災害による DSD（災害神経症）、PTSD、生活の激変による依存症候群に対応するため、必要に応じ救護所等へこころの相談窓口を設置する。

（2）こころの巡回相談（健康調査）

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認・相談を行い、不安の軽減に努める。

（3）県及び応援協定締結自治体への支援要請

災害発生時において、被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣を要請する。

また、応援協定締結自治体へ、適切な指導・助言等を行う支援チームの派遣を要請し、トラウマ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）等についての緊急的、集中的な対応を実施する。

（4）夜間における精神疾患の急発・急変への対応

県が設置する精神科夜間診療対応窓口等を活用し、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応する。

（5）要配慮者への配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、精神医療関係者（精神医療機関、医療機関、ケアマネージャー等）、民生委員・児童委員と十分に連携を行い、特にきめ細やかな支援を行うよう配慮する。

（6）被災者への長期的な支援継続

避難所閉鎖後や応急仮設住宅等転居後も、こころのケアが必要となるため、慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール、PTSD 等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

(7) 被災者への啓発

被災者に対して、こころのケアに関する情報やホットラインなどの支援情報等を、広報紙や市ホームページ、回覧等により伝達する。また、報道機関等に対しても、情報提供について協力要請する。

2 市職員のこころのケア

市職員にも、災害対応によるストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生じる可能性があるため、市職員のこころの健康の保持・増進に努める。

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせる等の配慮に努める。

4 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県と連携して情報の提供や知識の普及に努める。

県と連携して、地震による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

5 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章第17節 教育対策の実施」の項を参照)

〔災害時業務計画〕保健衛生計画

第2款 健康対策の実施

【担当局】災対保健医療局

【実行局等】災対統制局、災対政策局、災対福祉局、災対子ども支援局、災対避難局、災対給水技術局、
兵庫県、自衛隊、厚生労働省、西宮市医師会

【趣旨】

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策、保健医療活動の指揮調整機能の支援体制について定める。

1 巡回健康相談等の実施

避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、県等と相互に連携し、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

県及び市は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、車中泊避難者等の避難所外避難者など被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

県及び市はサービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

2 巡回栄養相談の実施

災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施する。

避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 入浴施設を確保する

大規模災害時において、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

そのため、被災を免れた入浴施設関係団体へ施設の提供を要請するとともに、県に対し支援を要請する。

〔災害時業務計画〕保健衛生計画

第3款 食品衛生対策の実施

【担当局】 災対保健医療局

【趣旨】

災害時における食品の衛生管理について定める。

1 実施内容

食品衛生監視員を救援食糧の一時集積所に派遣し、衛生状態の指導を行う。

食品衛生監視員を避難所に派遣し、食糧の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理について指導を行う。また、食糧供給事業者に対しても、食中毒予防の徹底を要請する。

食品関係施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による疫学調査や食品、便等の検査を実施し、原因究明及び被害の拡大防止を行う。

被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。

3 食品衛生に関する広報

避難所を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

〔災害時業務計画〕 保健衛生計画

第4款 防疫活動の実施

【担当局】災対保健医療局、災対衛生局

【趣旨】

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための感染症対策について定める。

1 事前対策

次の対策を準備しておく。

- ア 予防教育と広報活動
- イ 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- ウ 器具機材の整備

県の対策との連携を図るほか、市民の協力体制の確立、消毒薬等の備蓄、作業員の雇上げや組織化等について定める。

2 災害時防疫活動

速やかに被災状況に応じた動員及び資材確保に関する計画を定め、迅速に以下の防疫活動を実施する。また、環境衛生協議会等の地区組織の協力を得て地域における衛生状態の情報の把握に努めるとともに、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県や近隣市町の支援を要請する。

災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、被害地区の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがある時は、災対保健医療局及び災対衛生局が連携して以下の対策を実施する。

- ① 災対保健医療局は、感染症患者が発生した場合は、まん延防止のための必要な措置を講じ、被災状況や感染症の発生状況に応じて西宮市医師会等にも支援協力を求める。また、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行う。
- ② 災対保健医療局は、有症状者の疫学調査、健康調査、検便等の実施を行う。
- ③ 災対衛生局は、感染症患者が発生した場合は、災対保健医療局からの通報に基づき、地域住民の協力も得て、患者が接触した場所等を消毒し、また必要に応じてねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。
- ④ 災対衛生局は、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、感染症対策に必要な人員、薬剤及び器具機材等が不足する場合は、災対保健医療局と連携して、県及び近隣市に応援要請を行う。
- ⑤ 災対保健医療局は、防疫上必要と認めるときは、被災地区住民に対し臨時の予防接種を実施する。

【防疫活動内容と対象とする地域】

■防疫活動	①消毒用薬剤等の配布 ②浸水を受けた施設の消毒 ③広報紙・ホームページ等による感染症発生予防に関する知識の啓発 ④感染症予防のための保健衛生指導 ⑤その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導
■防疫対象地域	①浸水区域 ②感染症患者が多く発生している地域 ③避難所 ④その他衛生状態が良好でない地域

資料9-2「防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧」参照

〔災害時業務計画〕防疫計画

第5款 遺体の火葬等の実施

【担当局】災対衛生局、災対市民局

【実行局等】災対保健医療局、兵庫県警察、日本赤十字社兵庫県支部、西宮市医師会

【趣旨】

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

1 実施機関

市は、遺体の処置及び火葬等を実施する。

2 実施方法

市等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。

警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、検視その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。なお、発見された遺体については、警察署と市が協力して身元確認作業を行う。

警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

管轄の警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。

災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処置及び火葬を実施する。

3 遺体の収容・処置

大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県への要請により、国等の協力を得て、遺体の処理が速やかに実施できるように努める。

（1）遺体安置所の開設

西宮市立斎場及び体育館等公共建築物を中心に遺体収容場所を選定する。なお、収容場所が不足する場合、あるいは被害状況等により収容場所の確保が困難な場合は、次の各項目を基本とし、被災現場付近の適当な場所（寺院、公共建築物、公園等）に遺体収容場所を確保する。

資料8-19「遺体安置所予定施設」参照

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有する。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

（2）収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

（3）遺体の搬送

遺体の搬送は、都市整備公社斎園事業部が保有する葬具運搬車、バス型霊柩車を使用するが、必要に応じ、災対衛生局内及び他の市町や関連機関への応援を要請、あるいは民間業者からの借り上げにより実施する。

(4) 遺体の保存

検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所に搬送し収容する。

不足する棺箱、骨つぼ及びドライアイスの調達は、都市整備公社斎園事業部及び葬儀業者等に協力を要請して確保する。また、身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(5) 遺体の処置

災害による社会混乱のため、遺族等が遺体識別等のための処置を行うことができないとき、遺族に代わり遺体の処置を行う。また、災害救助法が適用された場合は、遺体の処置のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社兵庫県支部が行う。

【遺体の処置】

- ・ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ・ 遺体の一時保存
- ・ 検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

(6) 遺体の火・埋葬

速やかに埋火葬許可証を発行する。なお、縁故者の判明しない者については、災害対策本部が死亡届を提出し、埋火葬許可証の交付を受ける。また、身元が判明しない者については、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱い、災害対策本部の判断に基づき、埋火葬許可証の交付を受ける。

(7) 火葬の実施

- ① 市の火葬能力では不十分な場合、県の協力を得て、他の市町村での火葬の受入れを要請する。
- ② 県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- ③ 必要がある場合は、市長の認可を得て応急仮設火葬場を設置する。

(8) 遺骨の保管

遺骨は、遺留品とともに満池谷納骨堂に一時保管し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。

4 死体検案体制等の構築

医療機関、医師、歯科医師その他死因究明等に関係する者は死体検案の体制の充実に努める。

5 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における死者の発生状況等を勘案しながら、遺体の処置方法等をあらかじめ定めておく。

〔災害時業務計画〕 遺体収容計画

第8節 生活救援対策の実施

【担当局】災対福祉局、災対政策局、災対物資局、災対避難局、災対財務局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県社会福祉協議会

【趣旨】

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市

(2) 実施内容

「西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

市内で発生した災害による被害を受けた者又はその遺族に対し、「西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」による支給を受けられない場合は、「西宮市災害見舞金等支給条例」に基づき、見舞金等を支給する。

これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明書等の交付体制を整備する。

資料1-3「西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」参照

資料1-4「西宮市災害見舞金等支給条例」参照

2 災害援護金等の支給

県等が実施する以下の支援について、市民に対し広報する。

- ① 災害援護金等の支給（県）
- ② 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

3 被災者生活再建支援金の支給

県が自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）に基づく生活再建支援金を支給する際、市は、被災者からの申請の受付等を行う。

4 義援金の受付・配分

(1) 実施機関

市、県、日本赤十字社、共同募金会

(2) 実施内容

ア 義援金の受付

災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的な義援金の受付を行うか否かを判断する。

義援金の受付は、金融機関に預金口座を開設して行い、受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

イ 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置する。義援金配分委員会では、被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定する。

避難所や被災地に居住する市民に対し、義援金の配分項目、配分要領等について広報する。

ウ 義援金申請書類の受付・交付

本庁に窓口を設置し、被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。なお、必要に応じて、各支所及び避難所への窓口設置を検討する。

受付・交付に当たっては身分証明書の提示を原則とする。また、配分者の情報をデータベース化し、支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

5 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅融資）の活用

（１）実施主体

独立行政法人住宅金融支援機構

（２）実施内容

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される、制度の内容について周知を図る。

6 中小企業への融資の要請

（１）実施主体

株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫、金融機関及び信用保証協会

（２）実施内容

株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。

7 救援物資

（→「第3章第6節 第3款 物資の供給」の項を参照）

8 要配慮者への援護

（１）社会福祉施設等への緊急保護

高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じる。

（２）被保護世帯への支援

生活保護の柔軟な運用等ケースに応じて迅速かつ、きめ細かで円滑な対応を図る。

9 社会保険制度の特例措置

災害により著しい損害を受けた場合、被災状況を勘案のうえ、条例の規定により、保険料を徴収猶予、減免の措置を講ずる。

10 税の特例措置

市等は、被災状況を勘案のうえ、必要により税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を講ずる。

(1) 租税の減免等の種類

種類	内容
①申告・納付等の期限延長	災害により、納税義務者等が期限内に市税の申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。
②徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)
③滞納処分の執行停止等	災害によって滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止を行う。
④減免	被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

(2) 主な税等の徴収猶予の内容

税目	徴収猶予の内容
①国民健康保険料	災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予する。
②介護保険料	被災した被保険者が、保険料を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内の期間を限って徴収を猶予する。
③市県民税 固定資産税都市計画税 等	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)

(3) 主な税等の減免の内容

税目	減免の内容
①個人市民税	被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度、所得の状況等に応じて納期未到来分にかかる税額につき減免を行う。
②固定資産税・都市計画税	被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて納期未到来分にかかる税額につき減免を行う。
③国民健康保険料	災害によって資産の3割以上の損失を受けた世帯について、事由が生じた日の属する年度の保険料の減免を行う。
④介護保険料	被災した被保険者に対し、住宅等の被災の程度に応じて、事由が生じた日の属する月分以降6か月分の保険料を減免する。
⑤介護利用料	被災した要介護被保険者等に対し、住宅等の被災の程度に応じて、減免申請のあった日の属する月分以降6か月分の利用料を減免する。
⑥保育・幼稚園保育料・市立高等学校授業料	災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減免する。

1.1 雇用対策の実施

災害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、必要に応じて県及び兵庫労働局に対し要請を行う。

〔災害時業務計画〕要配慮者対策計画、支援金・融資等支援計画

第9節 要配慮者支援対策の実施

【担当局】災対福祉局、災対こども支援局、災対政策局

【実行局等】災対統制局、災対保健医療局、災対消防公安局、災対避難局、災対第一技術局、災対総務局、
西宮市社会福祉協議会、西宮市国際交流協会、兵庫県、西宮市医師会

【趣旨】

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

1 要配慮者支援体制の確保

要配慮者への支援対策を円滑に実施できる体制を確保する。

西宮市社会福祉協議会等と連携し、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害ボランティアの受入れを開始するとともに、災害ボランティアと連携した支援体制を確立する。

2 情報の提供

県と協力し、高齢者・障害者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ・情報伝達ルート……市、県・西宮市社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、FAX、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム 等

（→「第11節第1款 災害広報の実施」の項を参照）

3 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

4 生活支援

（1）被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

（2）要配慮者トリアージの実施

ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

（3）専門家による支援

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

必要に応じ、県へ保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の応援を要請する。

（４）避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（５）避難所等における配慮

ア 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者の相談を受けるようにし、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

ウ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

エ 医療体制の確保

（ア）人工透析を必要とする要配慮者への医療対応

慢性腎不全患者は定期的かつ継続的な人工透析が不可欠であることから、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者の受入体制を確保する。

（イ）難病患者等である要配慮者への医療対応

難病の治療等には、人工呼吸器等の特殊な医療機器や特定の医薬品が不可欠であり、常に医薬品を確保し、使用することが求められることから、難病治療が滞ることがないよう医療機関に要請し、連絡調整を図る。

（ウ）在宅酸素療法中等の要配慮者への医療対応

呼吸器や心臓の機能障害等により酸素吸入を必要とする低肺機能の要配慮者においては、小型酸素ボンベの携帯が必要であり、酸素の充填やスベアボンベが必要となることから、円滑な酸素供給ができるよう関係機関に要請し、連絡調整を図る。

災対保健医療局及び医療機関は、「在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針」（兵庫県：平成18年3月）に沿って個別の事情を反映させた災害対策を検討するとともに、災害発生時には、その個別の対策に基づいた支援が行えるかどうかの確認を行い、行えない場合には、災対統制局、医師会等と連携し、被災地外の医療機関・訪問看護ステーション等に支援を依頼するなどの対策を検討する。

オ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

(6) 生活支援情報の提供

車いすや紙おむつなどの生活用品を必要とする要配慮者及びその介護者に対し、どこに行けば、どのような物資が入手できるかを災害発生後早い時期に情報提供を行う。

(7) 生活用品の提供

要配慮者が必要とする車いす、杖、紙おむつ、仮設トイレなどの生活用品等については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、民間企業等との連携により、適切に提供するよう努める。

(8) 在宅の要配慮者への支援

避難所等に避難せず、自宅で生活している要配慮者に対しては、自主防災組織等及び関係団体等の協力を得て、定期的に声かけを行うなど、安否を確認するとともに、心理的に孤立しないよう配慮する。

(9) 応急仮設住宅での生活支援

応急仮設住宅の居住者等による声かけや、手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないよう配慮する。

住宅に移ったひとり暮らし高齢者等には、緊急通報装置等を整備し、自らの緊急事態を知らせることができる体制整備に努める。

5 住まい支援

避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(→「第3章第5節 住宅の確保」の項を参照)

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、入所者への支援

社会福祉施設の被害状況調査を行う。

社会福祉施設等の関係団体との協力体制のもとに、緊急一時入所等が円滑に実施されるよう受入体制の整備について支援を行うとともに、社会福祉施設においては、社会福祉施設相互間で調整を図り、入所者の生活支援を実施する。

7 児童福祉施設等の被災状況の確認と平常業務の早期再開に向けた取組

(1) 所管する児童福祉施設等の被災状況の確認

所管する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、留守家庭児童育成センター、こども未来センター、子育て総合センター、児童館、認可外保育施設、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設等について、施設や利用者等の被災状況の確認を行う。休所・業務再開の見込み等について市と事業者から随時保護者等に情報提供を行う。

(2) 被災施設の復旧工事の実施

認可保育所等のように可能な限り継続して開所する必要がある施設については、業務再開に必要な復旧工事を優先的に実施する。民設の施設については、補助を実施する等の対策を検討する。

8 外国人市民への情報伝達等

外国人市民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語ややさしい日本語による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人市民等の被災情報の収集

ア 情報収集

市及び外国人が所属する団体等は、相互に連絡して外国人の被災情報を収集する。

(2) 外国人市民等への情報提供

ア 相談体制の確立

市は、外国人市民相談窓口を開設するとともに、西宮市国際交流協会に対して多言語支援センターの設置を要請する。

市は、西宮市国際交流協会と連携し、通訳ボランティア等に対し、西宮市多言語支援センターの窓口や避難所等における支援活動を依頼する。

イ 災害情報の提供

市は、多言語版の市ホームページをはじめ、西宮市国際交流協会のホームページ、SNS、スマートフォンアプリ、広報紙、さくら FM 株式会社の放送枠などのメディアを通じて、外国人に対する多言語での情報提供を行うとともに、情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図る。

西宮市国際交流協会は、市との協議及び関係機関との協力のうえ、西宮市多言語支援センターにおいて、災害情報を多言語化して提供するなどの支援を行う。

県は、「ひょうご E ネット」の運用等により、災害情報・避難情報等の緊急情報を外国人市民に発信する。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアや NGO 団体の協力も得ながら行う

9 当事者団体による支援活動に対する配慮

要配慮者が所属する団体の活動を通じて、要配慮者支援が行われる場合があるため、避難状況等の情報を提供するなど、これらの支援活動が円滑に行われるよう配慮する。

10 災害で障害を負った被災者への対応

災害で障害を負った被災者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害で障害を負った被災者は、入院等で被災地外に移動する場合があります。また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

1.1 災害で親（保護者）を亡くした子供への対応

（1）災害で親（保護者）を亡くした子供の把握と支援の実施

災害で親（保護者）を亡くした子供の把握に努め、必要に応じて西宮こども家庭センターと連携し保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害で親（保護者）を亡くした子供の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、県及び他市町との連携体制を図る。

（2）民間支援団体等との連携

災害で親（保護者）を亡くした子供に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

〔災害時業務計画〕 要配慮者対策計画、住宅確保計画

第10節 愛玩動物の収容対策の実施

【担当局】災対保健医療局

【実行局等】兵庫県、西宮市獣医師会、兵庫県獣医師会、神戸市獣医師会、環境省

【趣旨】

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。

1 実施機関

獣医師会が、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して設置する兵庫県動物救援本部が行う愛玩動物の収容対策等に対し、市は支援・調整・協力要請を行う。

2 実施方法

兵庫県動物救援本部は、次の事項を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・一時保管・譲渡
- ③ 放浪動物の収容・一時保管・譲渡
- ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施 等

次の事項について兵庫県動物救援本部を支援する。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数などについての情報提供
- ③ 被災動物の応急保護収容施設設置のための調整 等

兵庫県動物救援本部の立ち上げに対する支援を行うとともに、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、兵庫県動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

〔災害時業務計画〕保健衛生計画

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

【担当局】災対政策局

【実行局等】全災対局、兵庫県、西宮市国際交流協会

【趣旨】

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

1 基本方針

(1) 広報の内容

地震や津波に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・市民のとりべき措置等について積極的に広報する。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努める。

(2) 広報の方法

市等は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。また、災害発生時には、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報が、人工衛星を用いて国（気象庁・消防庁）から送信され、Jアラートにより情報が受信機まで到達する。その後、防災行政無線（デジタル同報系）や緊急速報メール（エリアメール）、さくらFM株式会社によるラジオ放送等を自動起動することで市民に伝達を行う。

資料 10-7 「各種機器動作表一覧」参照

2 市における広報

(1) 災害時の広報体制

ア 災害広報責任者

災害時に、市長室長（広報・広聴部）を災害広報の責任者として、情報の一元化を図る。

イ 広報・広聴部の設置

災対政策局に広報・広聴部を置き、広報資料の作成等を統括する。

広報・広聴部は、災対統制局と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報道機関、市民へ提供する。

市（各部局）の広報担当者は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行う。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「情報の収集・伝達体制の整備」の項に定めるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ収集する。被害状況の写真は、被害状況確認の資料及び記録保存のためにきわめて重要であるため、適宜被害箇所を選定し、被害の程度及び状況がわかるよう、また被害の報告写真として役立つようなものを撮影する。被災宅地危険度判定でも、現地写真を撮影することから情報の集約を行う。

(3) 広報の実施

ア 報道機関との連携

災害情報や市の応急対策等について、速やかに「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努める。

市役所本庁舎4階の記者室、又は市役所第二庁舎等にプレス室を設置し、報道機関への情報提供を統括的に行う。また、情報掲示板を設置し、報道機関に迅速な情報提供に努める。

さくら FM 株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズとの間に締結した協定に定めるところにより、災害関連情報に関する放送の実施について協力を要請する。

イ 市民に対する広報

(ア) 市民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び市の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。

(イ) 定期又は臨時の広報誌(紙)、市公式 SNS、コミュニティ FM やケーブルテレビ等の広報媒体を活用し、災害情報の提供を図る。

(ウ) 避難所等への情報提供

関係機関と協力し、避難所、応急仮設住宅(借り上げを含む)、在宅被災者、帰宅困難者等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(エ) 市外避難者への情報提供

関係機関と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(オ) 障害者・高齢者等に対する情報提供

関係機関と協力し、障害者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(カ) 外国人に対する情報提供

(→「第3章第9節8 外国人市民への情報伝達等」の項を参照)

(キ) 帰宅困難者に対する情報提供

市は、発災直後には、防災行政無線、案内板、報道機関、インターネット、携帯電話等の各種広報媒体を通じて、以下の情報を提供する。

- ① 余震、火災、建物被害情報
- ② 鉄道、道路、港湾の被害状況、運行状況や代替輸送の交通情報
- ③ 帰宅経路情報
- ④ 帰宅支援施設情報(休憩所及びトイレ等の情報提供)
- ⑤ 情報取得場所、方法等の個別情報を得るための情報

ウ 関係機関との連携

応援関係機関・ボランティア・支援団体等に対して、市民に対する広報に準じて、災害情報や市の
応急対策等について、速やかに提供を図る。

〔災害時業務計画〕 広報計画

第2款 各種相談の実施

【担当局】災対政策局

【実行局等】災対総務局、災対市民局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対避難局、
災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察

【趣旨】

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

1 市の相談活動

(1) 災害関連相談体制

災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、相談窓口を設置し、関連各部等との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

(2) 関係機関との連携

市民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集するとともに、即時対応に努める。

市民対応部各班及び関連各部等は連携を十分図り、市民からの相談に対応する。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

収集した情報や市民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

〔災害時業務計画〕 広聴計画

第3款 災害放送の要請

【担当局】災対政策局

【実行局等】兵庫県

【趣旨】

災害時における放送要請等について定める。

1 災害時における放送要請

市長は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、県を通じて、日本放送協会神戸放送局、株式会社サンテレビジョン、株式会社ラジオ関西、兵庫エフエム放送株式会社、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、大阪放送株式会社、株式会社 FM802 (FM COCOLO) の各放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

市長は、次に掲げる事項を明らかにして要請する。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭による。

放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、市は広報課長、各放送局は放送部長等をそれぞれ連絡責任者とする。

2 緊急警報放送の要請

市長は、日本放送協会神戸放送局に対して、やむを得ない場合を除き知事を通じて、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に基づき無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下、「緊急警報放送」という。)を要請する。

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合に緊急警報放送の要請をする。

緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

- ① 市民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

緊急警報放送の放送を要請するときは、市長は日本放送協会神戸放送局長に対してあらかじめ電話等により放送要請の予告をした後、文書により行う。ただし、緊急を要し文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により要請し、事後において速やかに文書を提出する。

放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、市長にあっては広報課長、日本放送協会神戸放送局長にあっては放送部長を連絡責任者とする。

3 防災情報の提供のための放送

市長は、市民に防災情報を提供する必要があると認める場合、市とさくら FM 株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズとの間に締結した協定に定めるところにより、各放送局に対して、放送の実施を要請する。

防災情報の提供のための放送を行う場合、市長は放送要請の理由、放送事項、放送希望日時等を記載した文書により要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は電話又は口頭によることができる。

市長から要請を受けた各放送局は、放送の形式、内容、放送時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止等図るために必要な情報については、原則として直ちに放送する。

放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、市長にあっては広報課長、各放送局にあっては放送部長等を連絡責任者とする。

二社との間に締結した協定の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接市民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努める。

4 市と放送事業者等の連携強化

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。

県、市、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

資料 5-2 「災害情報等に関する放送の実施に関する協定書」参照

資料 5-3 「災害時における放送要請に関する協定（参考）」参照

〔災害時業務計画〕 広報計画

第4款 臨時放送局の開設

【担当局】 災対政策局

【実行局等】 さくら FM 株式会社

【趣旨】

災害時における停電等の影響により、さくら FM 株式会社から放送をすることができない事態に陥った際に、臨時的に第二庁舎内のサテライトセンターから市民に災害情報を提供する体制について定める。

1 放送体制の構築

災害時において、池田町のさくら FM 株式会社の演奏所からの放送ができない場合、第二庁舎のサテライトセンターを運用し、市民へ災害情報を提供する。なお、開局のための設備の整備や手続き、また、放送人員の確保等は、同社により行われるものとする。

〔災害時業務計画〕 広報計画

第12節 廃棄物対策の実施

第1款 ガレキ処理対策の実施

【担当局】災対衛生局

【実行局等】災対第一技術局、災対第二技術局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察

【趣旨】

災害により発生したガレキ処理の対策について定める。

1 市の措置

大規模災害時でのガレキ処理は、広域的な連携が必要であり、その処理には長期間を要することから、被災状況等の情報を収集しガレキ発生量を予測した上で、次の点に留意し処理・処分実施計画を検討する。

(1) 地震発生後の対応

ア 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

イ 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

ア 撤去作業

地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

なお、除去により発生するガレキの仮置場等について、道路管理者を含めた関係機関との調整を行う。

また、除去作業に当たっては、可能な限り障害物の管理者、若しくは所有者の同意を得る。なお、緊急を要するため、各道路管理者等に通報するいとまがないときは、当該障害物を知った機関が、ただちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡すると共に、警察署長の行う交通規制との調整も図る。

イ 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

ウ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援及び職員の派遣を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

なお、環境大臣により廃棄物処理特例地域と指定された場合で、市によるガレキの処理が困難な場合、市長からの要請により環境大臣が廃棄物の処理代行を行う。

資料3-7「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」参照

(3) その他

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ガレキの処理方法等をあらかじめ定めておく。

〔災害時業務計画〕 廃棄物処理計画

第2款 ごみ処理対策の実施

【担当局】災対衛生局

【趣旨】

災害により発生したごみ処理対策について定める。

1 市の措置

あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施する。

(1) 地震発生後の対応

ア 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

ア 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。

生活ごみや粗大ごみの処理は、平常時の収集・処理を基本として市と委託業者で実施する。

イ ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮をする。

ウ 県等への応援要請

生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

資料3-7「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」参照

2 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、ごみ処理対策をあらかじめ定めておく。

〔災害時業務計画〕廃棄物処理計画

第3款 し尿処理対策の実施

【担当局】災対衛生局

【実行局等】災対給水技術、災対避難局

【趣旨】

災害により発生したし尿処理の対策について定める。

1 市の措置

次のし尿処理を地震発生後24時間以内に実施する。

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道および公共下水道の被災や復旧の状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

(2) し尿投入施設等の被害状況と稼働見込みの把握

し尿投入施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、市が備蓄している組立トイレ、仮設トイレを避難所等に配布・設置する。また、マンホールトイレが利用できる避難所については、衛生面への配慮からそれを活用する。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

資料9-1「備蓄倉庫及び備蓄一覧表」参照

資料9-2「防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧」参照

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

(4) 県等への応援要請

し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。

資料3-7「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」参照

2 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、し尿処理対策をあらかじめ定めておく。

〔災害時業務計画〕し尿処理計画

第13節 環境対策の実施

【担当局】災対衛生局

【実行局等】兵庫県

【趣旨】

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

1 災害発生直後の対応

県、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。また、災害時応援協定を締結している一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会と連携を図り、アスベスト含有建材の露出状況等の被害状況の把握に努める。

アスベスト使用建築物の倒壊が確認できた場合は、建築物の所有者又は管理者に連絡し、原則として、所有者等が飛散防止のための応急措置を実施する。

所有者が特定できない場合は、市が可能な限り飛散防止のための応急措置を講ずる。

2 応急対策

（1）環境モニタリングの実施

県災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査地点の選定、確保及び現場確認を行う。

（2）被災工場・事業場に対する措置

県被災地域において有害物質を使用する工場等に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための適切な指導を行う。

（3）建築物の解体撤去工事等に対する措置

県被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じるアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者に対し、関係法令に基づきアスベストの飛散防止等の環境保全対策を実施するよう指導を行う。また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティア等に対し注意喚起を行う。

（4）環境情報の広報

工場等からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、速やかに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

〔災害時業務計画〕廃棄物処理計画

第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ

【担当局】災対総務局

【実行局等】兵庫県、西宮市社会福祉協議会、日本赤十字社、中間支援組織、ひょうごボランティアプラザ

【趣旨】

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

市内で大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、市と社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンターを設置し、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、災害ボランティア活動を円滑に実施する。

資料3-16「西宮市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」参照

(災害ボランティアの主な活動内容)

- ・ 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ・ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ・ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ・ 軽易な応急・復旧作業
- ・ 災害ボランティアの受入・紹介事務

災害ボランティアセンターは原則西宮市総合福祉センター内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、第三者的な機関（市社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図る。なお、県、神戸市及び県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する際、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市災対総務局動員・ボランティア部は、災害ボランティアセンターを設置する場合、西宮市社会福祉協議会及びボランティア関係機関と調整のうえ、直ちに「災害ボランティア調整会議」を開催し、災害ボランティア支援に関する基本事項を協議する。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ひょうごボランティアプラザの支援を受ける。

（３）災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- ① 市民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が市民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、市民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するもので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- ⑥ ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- ⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ること。

（４）災害ボランティアコーディネーター等の確保

災害が大規模なときには、以下の方法等により、外部からの災害ボランティアコーディネーターを確保する。

- ① 平時からのボランティアネットワークを通じて、地元や近隣ボランティア団体に支援要請を行う。
- ② ひょうごボランティアプラザに応援調整を要請する。
- ③ 全国の災害現場で災害救援の経験を有するボランティア団体等に協力要請する。
- ④ 全国規模の災害ボランティアネットワーク(NVNAD 等) への協力要請を行う。

（５）兵庫県災害救援専門ボランティアに応援要請する

災対総務局動員・ボランティア部あるいは災害ボランティアセンターは、災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊（HEART-PHOENIX））の派遣を県に要請し、各災対局において受入れを行う。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第15節 海外からの支援の受入れ

【担当局】災対政策局

【趣旨】

災害時の海外からの救援物資の提供などの支援の受入れについて定める。

1 支援の受入れ

海外からの支援の受入れについて、姉妹都市等が西宮市に独自に支援を行う場合等は、十分連絡調整を図りながら対応する。

(1) 受入れの準備

市は、海外からの支援の受入れが予想される場合、あらかじめニーズの照会への対応を行う。

(2) 姉妹都市等からの支援の受入れ

市は、姉妹都市等から、直接物資の支援について申し出を受けた場合には、次に定めるところにより対応する。

ア 提供物資の確認

市は、海外から物資提供の申し出があった場合、次のことについて提供申出者に確認のうえ、国及び県と連絡調整を図りながら、迅速に対応する。

- ・品目、数量
- ・輸送手段
- ・輸送ルート
- ・搬入場所
- ・到着予定日時

イ 関係機関との調整

市は、物資提供を受け入れる場合、次のことについて関係機関と調整を行う。

- ・通関に際しての法令による規制免除
- ・通関料等の免除手続

ウ 協力の依頼

市は、物資の輸送・通関・保管に関して、航空会社・通関業協会等へ協力依頼を行う。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第16節 ライフラインの応急対策の実施

第1款 電力の確保

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、経済産業省、関西電力株式会社、
関西電力送配電株式会社

【趣旨】

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

1 市の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）および関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）のほか、県、県警察本部、消防局等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、市民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力および関西電力送配電に対し、あらかじめ市と相互確認を行っている復旧を優先すべき重要施設のリストに基づき、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

関西電力および関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力および関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努める。

〔災害時業務計画〕公共施設応急活動計画

第2款 ガスの確保

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、経済産業省、大阪ガス株式会社
大阪ガスネットワーク株式会社、一般社団法人兵庫県 LP ガス協会

【趣旨】

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 市の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び一般社団法人兵庫県 LP ガス協会のほか、県、県警察本部、消防局等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、市民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社又は一般社団法人兵庫県 LP ガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社又は一般社団法人兵庫県 LP ガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社に対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

〔災害時業務計画〕公共施設応急活動計画

第3款 電気通信の確保

【担当局】災対統制局

【実行局等】災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、経済産業省、西日本電信電話株式会社、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、NTT ドコモ関西支社
KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

【趣旨】

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のための対策について定める。

1 市の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

電気通信事業者のほか、県、県警察本部、消防局等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、市民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

〔災害時業務計画〕 公共施設応急活動計画

第4款 水道の確保

【担当局】災対給水技術局

【趣旨】

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

1 地震発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員等

地震発生後直ちにあらかじめ定められた「西宮市上下水道局 事業継続計画（局地震 BCP）」や各種行動マニュアルに従い、応急対策人員並びに資機材等を確保し、災害対策を実施する。

(2) 被害状況の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施し、二次災害のおそれがあるものについては、適宜応急対応を検討し実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県の水道担当部局と連携を図りつつ、速やかに、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」や「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」、その他民間事業者と締結している各種協定等に基づき、関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。また、応急復旧完了までの間、応急給水及び応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員、給水車、復旧用等資機材等の充足状況、外部支援の状況等を継続的に収集し、随時調整を行う。

(2) 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

イ 送水、配水、並びに給水施設

配水場・ポンプ場については、アと同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

(3) 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。また、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、市民に対する飲料水の衛生指導についても周知する。

〔災害時業務計画〕 上水道応急復旧計画

第5款 下水道の確保

【担当局】災対給水技術局

【趣旨】

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

1 地震発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ場、管路等のシステム全体について、「西宮市上下水道局 事業継続計画(局地震BCP)」や各種行動マニュアル等に基づいて、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道施設の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、「下水道事業における災害時支援に関するルール(全国ルール)」などに基づき、県を通じて他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。また、応急復旧完了までの間、県応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員・復旧用資機材の充足状況、外部支援の状況等を継続的に収集し、随時調整を行う。

(2) 施設等の復旧

下水処理施設等(管路施設、ポンプ場及び処理場施設)の応急復旧を実施するとともに、汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の緊急措置を講じる。

また、停電によりポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置等により排水機能を維持し、雨水渠については、樋門が機能停止することがないように措置を講じる。

(3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

〔災害時業務計画〕下水道応急復旧計画

第6款 工業用水道の確保

【担当局】災対給水技術局

【趣旨】

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

1 地震発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

工業用水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施し、二次災害のおそれがあるものについては、適宜応急対応を検討し実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(2) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づいて、地域主管（幹事）事業体に支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。なお工業用水道の施設および管路の復旧は、上水道の施設および管路と並行して、対策人員も共通運用にしたいうえで対応する。また、応急復旧完了までの間、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員、給水車、復旧用等資機材等の充足状況、外部支援の状況等を継続的に収集し、随時調整を行う。

(2) 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

イ 送水、配水並びに給水施設

管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進める。

(3) 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を工業用水使用者（工水ユーザー）、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

〔災害時業務計画〕上水道応急復旧計画

第17節 教育対策の実施

【担当局】災対避難局

【実行局等】災対第二技術局、各学校

【趣旨】

災害時の教育対策について定める。

1 教育対策

(1) 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、避難所となった学校の教職員は、児童・生徒の安全確保、学校教育正常化に向けての準備等学校管理に支障のない限り、避難所の運営に協力する。

(→「第3章第4節 避難対策の実施」の項を参照)

(2) 学校園での安全対策

ア 幼児・児童・生徒が在園・在校時に災害が発生した場合

学校園の校長・園長は、幼児・児童・生徒及び教職員の安全対策（安全な場所への避難誘導、安否確認等）を迅速かつ的確に実施する。

また、初期対応が終了した後、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

イ 休校日及び夜間等、幼児・児童・生徒の不在時に災害が発生した場合

施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとり、校外の幼児・児童・生徒及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を行う。

(3) 応急対策

ア 下校措置

学校園の校長・園長は、帰宅経路等の安全確認のうえ、幼児・児童・生徒を速やかに下校させる。

学校園の幼児・児童・生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、幼児・児童・生徒を下校させず学校で保護する。

イ 臨時休業

被災状況に応じ、臨時休業等の適切な措置をとる。この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び幼児・児童・生徒に連絡する。

ウ 避難所開設への協力

校長は、避難所の開設・運営に協力する。ただし、校舎が避難所として使用されることになったときには、本来の機能を早期に回復させるため、学校としての機能と避難所としての機能の境界を明確にし、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

エ 二次被害の防止

土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止する等の措置をとり、二次災害の防止に努める。

(4) 応急教育の実施のための措置

- ① 市教育委員会は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、次の応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

- ア 教職員の確保
- イ 学用品の調達
- ウ 施設等の安全性の確保
- エ 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- オ 校区の通学路や交通手段等の確保
- カ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- キ 学校給食の応急措置

給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。

また、完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康状態を点検し、衛生管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、災害救助法が適用された場合、市教育委員会は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告する。

- ② 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ウ 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用
- エ 被災職員の代替等対策

- 複式授業の実施
- 二部授業の実施
- 近隣府県、市町等からの人的支援の要請
- 非常勤講師又は臨時講師の発令
- 教育委員会事務局職員の応援

- ③ 災害救助法に基づく措置

- ア 学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

(ア) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(イ) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

イ 市教育委員会は、県教育事務所を通じて、災害により補給を要する教科書の状況について文部科学省に報告する。

(5) 幼児・児童・生徒の健康保持

市教育委員会は、学校園及び学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得て、学校の保健、衛生管理に努める。

- ① 幼児・児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- ② 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
- ③ 飲料水の水質検査を実施する。
- ④ 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- ⑤ し尿及び汚物の処理を行う。

(6) 心の健康管理

ア 被災児童生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携
- ④ 震災・学校支援チーム（EARTH）の支援要請

イ 教職員の心の健康管理

- ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- ② グループワーク活動の展開

(7) 教育施設の応急復旧対策

市及び施設管理者は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

ア 市立学校園

- ① 被害状況について、県教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。
- ② 状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

イ 社会教育関係施設

- ① 施設管理者は、被害状況を市教育委員会に報告する。
- ② 施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。
- ③ 施設が避難所や食料等の集積場所となった場合は、施設の管理者は災害対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。
- ④ 市教育委員会の管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

2 文化財の保護

(1) 被害の把握

文化財が被害を受けたときは、市は被害調査を実施し、文化庁及び県教育委員会の指導のもとに所有者と応急措置等について協議を行う。

文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を市に連絡するとともに、自らが必要な応急措置を講じる。

(2) 被害の拡大防止

二次的な被害の拡大防止のため、火災予防、倒壊防止、盗難対策及び風雨対策を講じる。

(3) 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

〔災害時業務計画〕 文教対策計画

第18節 警備対策の実施

【担当局】災対統制局

【実行局等】兵庫県警察、海上保安庁

【趣旨】

西宮警察署、甲子園警察署、海上保安庁における災害時の警備対策について定める。

1 災害警備活動

警備活動が、円滑かつ効果的に実施できるよう、警察や海上保安庁などの関係機関と緊密な連携のもと、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し、必要な対策を講ずる。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第19節 危険物施設等の応急対策の実施

第1款 危険物事故の応急対策の実施

【担当局】災対消防公安局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

当該事業所等が、消防局に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下、「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

ア 責任者は、発災時に直ちに119番及び110番通報後、必要により、付近住民並びに近隣企業に周知する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

なお、火災の場合は消防局に通報するが、石油類流出の場合は、消防局以外にも市および各公共施設管理者（道路・上水道・下水道・河川（海域に至る恐れがある場合は海上保安署））に下記事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
- ② 通報者及び原因者
- ③ 危険物の種類
- ④ 下流での水道水源の有無
- ⑤ 現状及びその時点での対応状況

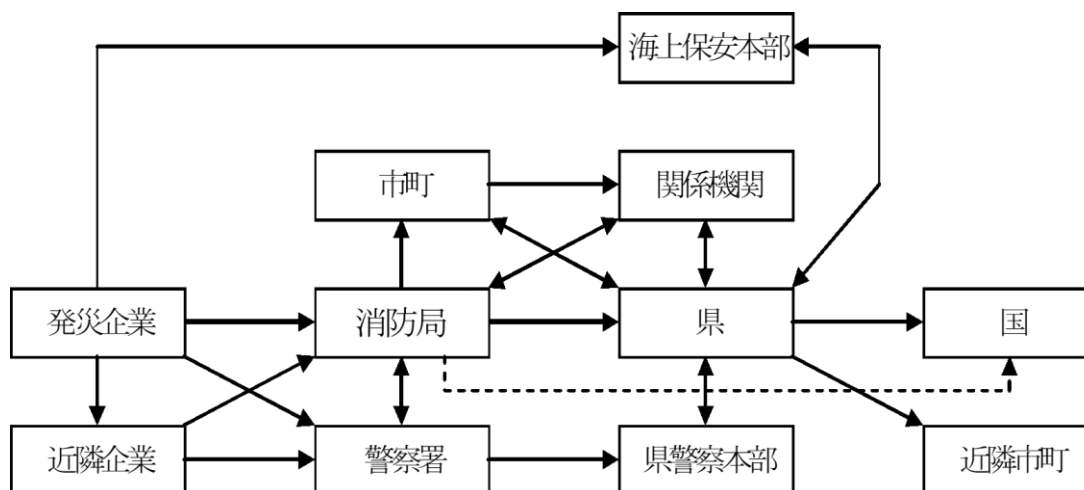
2 県、市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

【情報系統図】



※ 点線は、消防庁が定める直接即報基準に該当する事故の場合

(2) 災害広報

災害による不安・混乱を防止するため、県、報道機関等と相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

当該事業所、県警察本部、海上保安本部、県、医療機関、その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

消防局は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

必要に応じて、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

必要に応じて、県を通じて、知事の応援指示権の発動並びに消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

(5) 避難

市長は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。なお、県は、災害の態様により海上避難等につき調整を行う。

(6) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部、港湾管理者、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(7) 給水

必要に応じ飲料水等を供給する。

(→「第3章第6節第2款 応急給水の実施」の項を参照)

(8) 市民救済対策

企業、県、その他関係機関とともに、合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

(9) 災害原因の究明

県、県警察本部、兵庫労働局とともに、災害の発生原因の究明にあたることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

3 危険物等を積載する車両

災害の規模や態様に応じ、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに応急対策を適切に行う。なお、高速自動車道及び自動車専用道路における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両の事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針－兵庫県危険物運搬車両事故防止対策協議会」を適用する。

(1) 輸送事業者等の通報

輸送事業者等は危険物の漏洩等が発生した場合に、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防本部、県警察本部）等に通報する。

(2) 被害の拡大防止措置

輸送事業者等及び道路管理者は、危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、負傷者等の移動、防除活動を実施する。

(3) 応急措置

ア 危険物の特定

管轄の警察署、海上保安本部、県その他関係機関と協力し、輸送事業者等を通じて危険物等の情報を収集する。

輸送事業者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

イ 避難

警察署と協力し、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

ウ 交通規制

道路管理者及び警察署と協力し、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

エ 災害広報

関係機関と協力し、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合又は地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等の内容説明・安心情報又は避難勧告等の警戒情報を広報する。

オ 患者の移動及び除染

責任者、警察署、海上保安本部、県、その他関係機関と連携して次の活動を行う。

- ① 負傷者等を汚染された環境から搬出し、除染を行う。
- ② 医療機関、県（災害医療センター）、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

カ 現場の安全確認

責任者、管轄の警察署、海上保安本部、県、その他関係機関と連携して次の活動を行う。

- ① 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立入りを禁止し、安全地帯を設定する。
- ② 管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。
- ③ 県が行う災害の規模・態様に応じた環境モニタリング調査に協力し、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

キ 風評被害の影響の軽減

市、県、その他関係機関は、報道機関等の協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、風評被害等の未然防止を図る。

- ① 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ② 被災した構造物等の復旧状況
- ③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第2款 高圧ガス事故の応急対策の実施

【担当局】 災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

当該事業者等が、消防局に通報の上、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、市等が総合的な対策を実施する。

1 緊急通報

事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防局、県警察本部、海上保安本部）に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

2 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

- ① 状況により、設備を緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
- ④ 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況により防災要員以外の従業員の退避
- ⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検
- ⑦ 交通規制、船舶運航禁止措置

3 防災資機材の調達

事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達する。

事業所による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。

県警察本部、海上保安本部とともに、防災資機材の緊急輸送に協力する。

4 被害の拡大防止措置及び避難

事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

必要に応じ避難の指示を行う。

（→「第3章第4節 避難対策の実施」の項を参照）

資料8-1「避難所等」参照

資料8-2「緊急避難場所等」参照

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第3款 火薬類事故の応急対策の実施

【担当局】災対消防公安局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

火薬類に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

当該事業者等が消防局に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、市等関係機関が総合的な対策を実施する。

1 緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防局、県警察本部）等に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

2 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

3 避難

必要により避難の指示を行う。

（→「第3章第4節 避難対策の実施」の項を参照）

資料8-1「避難所等」参照

資料8-2「緊急避難場所等」参照

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第4款 毒物・劇物事故の応急対策の実施

【担当局】 災対保健医療局、災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

当該事業所等が健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、関係機関等が総合的な対策を実施する。

1 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流失し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、保健所、消防局、県警察本部等へ緊急通報を行う。

2 応急措置

県、市は、事業所から緊急通報があった場合、事業所にマニュアルによる対応を徹底する。

消防局は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼及び汚染区域の拡大防止に努める。

県、市は、大量流出等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防局、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

3 避難

市長等は、必要があれば避難の指示を行う。

(→「第3章第4節 避難対策の実施」の項を参照)

資料8-1「避難所等」参照

資料8-2「緊急避難場所等」参照

〔災害時業務計画〕大規模事故等に対する応急活動計画

第20節 農林水産関係対策の実施

【担当局】災対物資局

【実行局等】兵庫県

【趣旨】

災害時の農林水産業に関する対策について定める。

1 家畜防疫対策

県が行う次の対策に協力する。

- ① 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- ② 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- ③ 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- ④ 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- ⑤ 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- ⑥ 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

2 飼料確保対策

県が行う次の対策に協力する。

- ① 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- ② ①の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- ③ ①の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 主要作物

県が行う次の対策に協力する。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

4 野菜

県が災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うことに対し協力する。

5 果樹

県が生産者へ次の対策の徹底を図ることに協力する。

- ① 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- ② 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

6 花き

県が生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることにに対し協力する。

7 しいたけ

県が生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることにに対し協力する。

8 流通対策

県が情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることにに対し協力する。

(1) 畜産

- ① 食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供
- ② 被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導
- ③ 出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導

(2) 卸売市場

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所等を把握し、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通確保のため、早急に修復する。

〔災害時業務計画〕 支援金・融資等支援計画

第21節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

【担当局】災対統制局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対物資局

【実行局等】国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、農林水産省、自衛隊

【趣旨】

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることから、こうした危険を防止する対策について定める。

1 土砂災害

指定地方行政機関のうち関係機関、県、市等は、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。

県、市等は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

資料 12-3 「山地災害危険地区一覧」参照

資料 12-4 「法指定区域等」参照

それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① 緊急復旧資材の点検・補強
- ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
- ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

近畿地方整備局が、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、提供される土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を受け、市は、適切に市民の避難指示等の判断を行う。

県が、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い提供する、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を受け、市は、適切に住民の避難勧告等の判断を行う。

2 道路

管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。

管理者は、緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。

管理者は、通行に対して危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

【道路管理者一覧表】

施設名	管理者
国道2号	国土交通省兵庫国道事務所 神戸維持出張所
国道43号・171号・176号	国土交通省兵庫国道事務所 西宮維持出張所 (国道176号の指定区間外は西宮土木事務所)
県道	兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所
臨港道路	兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所
市道	西宮市土木局道路部 道路補修課 西宮市土木局土木総括室 土木管理課

3 河川・水路

管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。

管理者は、河川を閉塞している災害廃棄物の撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請する。

【河川管理者一覧表】

施設名	管理者
二級河川 (武庫川の仁川の合流点(田近野町地先を除く)より北)	阪神北県民局宝塚土木事務所 管理第2課
二級河川 (国道43号より北、ただし武庫川は阪神本線より北、仁川合流点(田近野町地先)より南)	阪神南県民センター 西宮土木事務所 管理第2課・河川砂防課・武庫川事業課
二級河川 (国道43号より南、ただし武庫川は阪神本線より南)	阪神南県民センター 尼崎港管理事務所 業務管理課・河川整備課
その他の河川・水路	西宮市土木局道路部 水路治水課 西宮市土木局土木総括室 土木管理課

4 ダム

ダム管理者は、震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度25ガル以上の地震が発生した場合に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施する。

ダム管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について県(西宮土木事務所)に報告する。

ダム管理者は、臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県(西宮土木事務所)と応援体制について協議する。

ダム管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させる。

5 港湾、海岸

管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。

管理者は、決壊箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

【防潮堤・護岸施設管理者一覧表】

施設名	管理者
防潮堤・護岸	阪神南県民センター 尼崎港管理事務所 業務管理課・港湾整備課
鳴尾浜臨海公園 防潮堤(護岸)	西宮市土木局公園緑化部 公園緑地課

6 ため池

管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① 緊急復旧資材の点検・補強
- ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

7 森林防災対策

緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① 緊急復旧資材の点検・補強
- ② 警報機付伸縮計の設置
- ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

8 農地・農業用施設

施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。

既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

9 宅地防災対策

緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① ビニールシート等の応急措置
- ② 宅地防災相談所等の開設

民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地による二次災害防止のため危険度判定業務の実施を決定したときは、「兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱」に定めるところにより、市災害対策本部の下に「危険度判定実施本部」を設置する。被災宅地の危険度判定の実施については、被災宅地危険度判定士の資格を有する職員が対応にあたるが、必要に応じて、県災害対策本部に設置される「危険度判定支援本部」の支援を受ける。判定実施期間は原則として災害発生後、10日間以内とする。

「兵庫県宅地防災推進協議会」と連携し、被災後の宅地危険度判定の迅速な実施及び災害予防も含む総合的な宅地防災対策を推進する。

10 建築物の防災対策

応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。

県、市等は、公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

11 都市公園

管理者は、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。

管理者は、公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努める。

【公園管理者一覧表】

施設名	管理者
甲山森林公園	阪神南県民センター 西宮土木事務所
市管理 公園緑地	西宮市土木局公園緑化部 公園緑地課・花と緑の課

〔災害時業務計画〕 公共施設応急活動計画、情報収集・対応計画、被災建築物・宅地危険度判定計画

第22節 南海トラフ地震臨時情報に対する対応

【担当局】災対統制局

【実行局等】全災対局

【趣旨】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方法について定める。

1 情報の入手・伝達

南海トラフ地震臨時情報が発せられた旨の情報及びその後において南海トラフ地震臨時情報等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ市民等に広報する。

2 地震発生までの対応措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

ア 災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

ウ 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災対消防公安局は火災の防止及び負傷者の救出救護を実施し、市民が津波から円滑に避難できるための措置をとる。

エ 給水関係

必要な飲料水等を供給する体制を確保する。

オ 市が管理又は運営する施設等に関する対策

自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じる。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

ア 災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

ウ 市のとるべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行う。

〔災害時業務計画〕津波災害応急活動計画、他各対応計画

第4編 災害復旧計画

目 次

第1節 災害復旧事業の実施	4 -1
第2節 被災者の生活再建支援	4 -6
第3節 住宅の復旧・再建支援	4 -8
第4節 災害義援金の募集等	4 -12

第1節 災害復旧事業の実施

【担当局】災対財務局、災対第一技術局、災対物資局

【実行局等】全災対局、兵庫県

【趣旨】

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

1 災害復旧事業の推進

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業の推進にあたり、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次にあげる基本方針に沿って各種復旧事業を迅速に実施する。また、災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

【災害復旧事業の基本方針】

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。また、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- 被災地の市民と協働して、計画的に復旧を行う。
- ライフライン管理者及び交通機関等は、できる限り復旧予定時期を明示し、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 水道災害復旧事業
- ⑪ 下水道災害復旧事業
- ⑫ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地農業用施設災害復旧事業
- ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業

③ 林道施設災害復旧事業

(3) 都市施設等災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市排水施設等災害復旧事業

(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 中小企業の振興に関する事業計画

(11) その他の災害復旧事業

3 激甚災害の指定

(1) 手続等

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

ア 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

イ 特別財政援助の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業
- { (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

⑬ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準
財政需要額への算入等
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業

- ⑫ 堆積土砂排除事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(公共的施設区域内)} \\ \text{(公共的施設区域外)} \end{array} \right.$
- ⑬ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

エ その他の財政援助措置

- ① 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

損失額の認定を行い、関係機関が、災害により被害を受けた農林者又は農林者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により行う融資を支援する。

ア 天災資金

関係機関が、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資することに対し利子補給等の助成措置を講ずる。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資される。

イ 株式会社日本政策金融公庫資金

関係機関が、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等の融資を行うよう要請する。

(2) 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策として、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の適用について、関係機関に要請する。また、一般金融機関、信用保証協会の保証による融資に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。

なお、大規模災害時においては、セーフティネット保証4号等が指定されることがある。その場合は、市は中小企業に対して広報を行う

(3) 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う際の制度の内容について周知を図る。

〔災害時業務計画〕 支援金・融資等支援計画、災害復旧計画

第2節 被災者の生活再建支援

【担当局】災対福祉局

【実行局等】兵庫県、公益財団法人都道府県センター

【趣旨】

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

市は、県が支給する際の被災者からの申請の受付等を行う。

（1）適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

（2）支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額(下記アとイの合計で最大 300 万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区 分 ((2)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100 万円	建設・購入 200 万円 補修 100 万円
④世帯	50 万円	賃借 50 万円
⑤世帯	—	建設・購入 100 万円 補修 50 万円 賃借 25 万円

(注) 1 単身世帯は上記支給額の 3 / 4

2 申請期間：自然災害発生からアが 13 月間、イが 37 月間

2 その他

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

〔災害時業務計画〕 支援金・融資等支援計画

第3節 住宅の復旧・再建支援

【担当局】災対第一技術局

【実行局等】災対第二技術局、兵庫県、独立行政法人住宅金融支援機構

【趣旨】

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

1 住宅復旧の主な種類と順序

- ① 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ② 独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「住宅金融支援機構」という。）による災害復興住宅の建設、購入又は補修資金の融資
- ③ 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- ④ 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- ⑤ 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- ⑥ 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- ⑦ 民間住宅の復興に対する支援

2 災害公営住宅

（1）実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

（2）建設のための要件

ア 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

- ① 被災地全域の減失戸数が500戸以上のとき
- ② 1市町の区域内の減失戸数が200戸以上のとき
- ③ 減失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること）

- ① 被災地域の減失戸数が200戸以上のとき
- ② 減失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき

（3）入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）

- ① 当該災害により住宅を減失した世帯であること
- ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(5) 規格

市が条例で定める整備基準による。

(6) 国庫補助

建設に要する費用の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度。

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

(1) 国庫補助適用の基準

ア 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。

イ 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

ウ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1/2
損傷	補修	1/2

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される、制度の内容について周知を図る。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

ア 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

イ 対象となる災害

- ① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害
- ② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

ウ 融資を受けることができる住宅の基準

(ア) 新築家屋（建設）の基準

- ① 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1／2以上であること
- ② 建築基準法その他関係法令に適合すること
- ③ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること
- ④ 土地の権利が転貸借でないこと
- ⑤ 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること

(イ) 補修の基準

上記① ② ③ ④のとおり。

エ 条件（令和5年10月1日現在）

(ア) 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…… 3,700 万円

土地を取得しない場…… 2,700 万円

(イ) 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年 1.41%（令和5年10月1日現在）

(ウ) 償還期間

建設・購入の場合は 35 年以内（据置 3 年以内）

補修の場合は 20 年以内（据置 1 年）

オ 融資の手続

融資を希望する者は、市の発行する災害証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

5 被災者生活再建支援金

(→再掲「第2節 被災者の生活再建支援」)

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金が共済給付金を給付する。市は、制度の内容について周知を図る。

〔災害時業務計画〕住宅確保計画、支援金・融資等支援計画

第4節 災害義援金の募集等

【担当局】災対福祉局

【実行局等】災対統制局、災対財務局、災対市民局、災対避難局、災対会計局、兵庫県

【趣旨】

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金の募集等について定める。

1 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

兵庫県
西宮市
兵庫県市長会
兵庫県町村会
日本赤十字社兵庫県支部
兵庫県共同募金会
兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会
神戸新聞厚生事業団
日本放送協会神戸放送局
株式会社ラジオ関西
株式会社サンテレビジョン
学識経験者等

2 配分

義援金の配分委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

- ① 募集方法及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定める。

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。

4 その他

関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務の負担について、その都度協議する。

〔災害時業務計画〕支援金・融資等支援計画

第 5 編 災害復興計画

目 次

第 1 節 組織の設置	5 -1
第 2 節 復興計画の策定	5 -2

第1節 組織の設置

【担当局】災対政策局、災対第一技術局

【実行局等】全災対局（災対議会担当局除く）、兵庫県

【趣旨】

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

1 災害復興体制の整備

（1）災害復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として市長を本部長とする災害復興本部を設置する。また、迅速かつ円滑な復興を図るため、自治体内部だけでなく学識経験者及び市民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。

（2）災害復興体制の整備手順

- ① 基本方針の策定組織の設置と検討着手
- ② 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備
- ③ 庁内の復興検討組織の設置と検討開始
- ④ 議会との連携
- ⑤ 復興推進区域、重点復興地域指定の検討
- ⑥ 建築基準法に基づく建築制限の検討

2 復興本部の組織・運営

災害復興本部の組織・事務分掌は下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。その際、部課長級職員からなる事務局を置く。

災害復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

広範囲にわたって面的整備を要する場合においては、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる復興計画審議会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。

その他、国、県等に対し職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。

構成員		事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長、 上下水道事業管理者 病院事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局	部課長級職員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

〔災害時業務計画〕災害復興計画

第2節 復興計画の策定

【担当局】災対政策局、災対第一技術局

【実行局等】全災対局（災対議会担当局除く）、兵庫県

【趣旨】

著しい被害を受けた被災地域の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

1 復興基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、文教住宅都市及び環境学習都市という本市の基本方針のもと、将来にわたって災害に強いまちづくりを推進するための復興の基本方針を定める。

2 復興計画の基本的な考え方

市の総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画（復興方針）や国の復興基本方針とも調整を図り、市民の合意形成を得ながら災害に強いまちづくりと快適な都市環境を目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

また、各種事業の円滑かつ迅速な推進に向けては、計画の検討段階から関係者間での調整や合意を図るため、市長と県知事の他、必要と認めるものを構成員とする復興協議会を組織できる。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて職員の派遣にかかるあっせんに努める。

3 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の市民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

4 復興計画の策定

（1）策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたこととする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

県が実施した復興 10 年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

5 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(3) 都市基盤復興

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

〔災害時業務計画〕 災害復旧計画

第6編 南海トラフ地震 防災対策推進計画

目 次

第1章 総則	6-1
第1節 推進計画の趣旨	6-1
第2節 南海トラフ地震(M9クラス)の被害の特性	6-3
第2章 予防対策計画	6-9
第1節 地震・津波に対する体制整備	6-9
第2節 津波からの防護のための施設の整備等	6-13
第3節 避難対策等	6-15
第4節 交通対策	6-22
第5節 市が管理又は運営する施設等に関する対策	6-23
第6節 建築物等の耐震化の推進	6-26
第7節 地域防災力の向上	6-27
第8節 防災訓練計画	6-29
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	6-31
第3章 応急対策計画	6-33
第1節 災害対策本部等の設置	6-33
第2節 災害応急対策要員の動員	6-34
第3節 地震発生時の応急対策	6-35
第4節 資機材、人員等の配備手配	6-37
第5節 他機関に対する応援要請	6-38
第6節 津波に関する情報の伝達等	6-40
第7節 避難対策等	6-42
第8節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	6-44

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)が制定され、第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月17日付けで、西宮市は東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域として指定された。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、平成25年11月に、上記東南海・南海地震の特別措置法は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改正され、平成26年3月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が策定されたことに伴い、西宮市は新たに南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に指定された。

南海トラフ地震は、わが国で発生する最大級の地震であり、今世紀前半にも発生が懸念されている。その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波災害が甚大なこと、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること等があげられる。このため、これらの特徴を踏まえ、西宮市は国、県、指定公共機関、防災関連機関、地域住民等の様々な主体との連携を図り、効果的な防災対策を計画的に推進する必要がある。

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震災害に関して、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。これにより津波災害対策を総合的かつ計画的に推進し、西宮市の地域と市民の生命、身体を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格と役割

本計画は、南海トラフ地震の発生に備えて、西宮市、防災関係機関及び市民がとるべき地震・津波災害等に係る災害対策の基本的事項を定めるものであり、各防災関係機関は本計画に基づき、細部計画を定め、その具体的推進を図る。

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の第5条の規定に基づき、西宮市地域防災計画地震災害対策計画の第6編に南海トラフ地震防災対策推進計画として、西宮市防災会議が策定する。

本計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議作成)、南海トラフ地震防災対策推進計画(平成29年修正兵庫県防災会議作成)及び西宮市総合計画等を踏まえて作成する。

本計画策定に当たっては、南海トラフ地震の特質を考慮し、以下の点に留意する。

(1) 地域防災力の向上

災害発生直後は、影響が広域にわたるため、各地域での行政による対応が困難であることが予想される。そのため、「自助」・「共助」による地域防災力を向上させ、県・市との協働体制を推進することが不可欠となる。

(2) 計画的かつすみやかな予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部の評価(平成29年1月公表)では、南海トラフで次に発生する地震(M8～M9クラス)の今後30年発生確率が70%～80%と非常に高いため、計画的かつすみやかな予防対策を推進する必要がある。

(3) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した南海トラフ地震では、二つの地震が同時に発生する場合の他、数時間から数年の時間差で発生することもあったため、後発の地震に対する対策が必要になることも想定される。

3 津波に関する各区域について

津波災害に対して、啓発・規制目的等のため法律及び県・市において各区域が以下のとおり設定されている。

地区名称	エリア	指定年	根拠法律等	備考
防災対策推進地域	西宮市(全域)	H26	特別措置法※	国民へ危険区域について、周知し警戒を呼びかける
津波重点対策区域(A～D)	西宮市(各地区)	H13	兵庫県津波災害研究会により設定	津波注意報及び津波警報時に閉鎖する門扉の順位設定に用いる
津波災害警戒区域	未指定	H23	津波防災地域づくりに関する法律	警戒避難体制を特に整備すべき区域

※特別措置法＝南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市域に係る地震防災に関して、市域の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務、又は業務の大綱については、「第1編第2節 防災機関の事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 南海トラフ地震(M9クラス)の被害の特性

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートにフィリピン海プレートが沈み込んでおり、そのプレートの境界面がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年(1944年)に昭和東南海地震、昭和21年(1946年)に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年以上が経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっている。発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性もあり、被害が広範囲に及ぶと予想されている。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

地震調査研究推進本部(地震防災対策特別措置法に基づく)は、海溝型地震等の発生可能性等(場所、規模、及び発生確率)を評価し、毎年1月1日時点の発生確率を公表している。

【南海トラフ地震の発生可能性の評価】

(国の地震調査研究推進本部の評価結果(平成30年(2018年)1月)より)

地震区分 (次の地震 規模)	地震発生確率			間近の 発生時期 a	次の地震までの 間隔*1 b	次の地震までの 残年数*2 c=b-a
	10年 以内	30年 以内	50年 以内			
南海トラフ M8~9	30%程度	70%~80%	90%程度 もしくは それ以上	72.0年前	88.2年	16.2年後

*1 時間予測モデルから推定された次の地震までの発生間隔

*2 地震調査研究推進本部が算定したa, bの年数を兵庫県が算出

1 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本市は県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

2 地震による被害

(1) 揺れによる被害

揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

(2) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間(数分間)の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

(5) 土砂災害の発生

急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

(6) 帰宅困難者の発生

本市のほか、神戸・尼崎などを中心に、帰宅困難者が発生することが想定される。

(7) 液状化の発生

海岸線を含む低地部での液状化による填砂や地盤沈下等の被害が懸念される。

3 津波による被害

(1) 浸水被害

「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成26年6月3日公表)」によると、西宮市域における南海トラフ地震と津波の想定は以下のとおりである。

【南海トラフ地震と津波の想定】

項目	内容
地震規模	M9.1
地震動(震度階)	震度5弱～6弱(長い揺れが1分以上継続)
津波到達時間	112分(初期水位より1m上昇する時間)
最高津波水位	T.P.+3.7m※
浸水面積	911ha
浸水想定区域内の建物数	1万6,800棟
浸水想定区域内の夜間人口	9万4,800人
浸水想定区域内の昼間人口	9万3,900人

※T.P.…東京湾平均海面(Tokyo Peil)の略称であり、日本の測量の高さの基準

出典:「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」

【津波浸水想定区域】

対象町丁等
川西町、中浜町、堀切町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、大浜町、市庭町、社家町、宮前町、荒戎町、川東町、川添町、建石町、前浜町、泉町、西波止町、六湛寺町、津田町、本町、用海町、浜松原町、東浜町、東町1丁目～2丁目、石在町、久保町、鞍掛町、浜脇町、浜町、朝風町、神祇官町、津門大塚町、津門稲荷町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、津門川町、津門住江町、津門綾羽町、津門呉羽町、甲子園春風町、今津山中町、今津上野町、甲子園浜田町、甲子園砂田町、甲子園浦風町、今津曙町、今津水波町、甲子園高潮町、甲子園洲島町、甲子園網引町、今津久寿川町、今津社前町、今津大東町、今津二葉町、今津出在家町、今津港町、今津巽町、今津西浜町、今津真砂町、西宮浜1丁目～4丁目、小松北町2丁目、小松東町1丁目～3丁目、小松町1丁目～2丁目、小松西町1丁目～2丁目、小松南町1丁目～3丁目、花園町、学文殿町1丁目～2丁目、里中町1丁目～3丁目、上鳴尾町、甲子園六番町、甲子園七番町、甲子園八番町、甲子園九番町、武庫川町、池開町、東鳴尾町1丁目～2丁目、笠屋町、上田東町、上田中町、上田西町、高須町1丁目～2丁目、鳴尾町1丁目～5丁目、古川町、枝川町、甲子園町、南甲子園1丁目～3丁目、浜甲子園1丁目～4丁目、甲子園浜1丁目～3丁目、鳴尾浜1丁目～3丁目

資料 11-6 「南海トラフ地震津波浸水想定区域」参照

〔津波浸水想定条件〕

満潮時に津波が到達するとして、地殻変動、地震による河川・海岸等の構造物の沈下を考慮し、防潮門扉は耐震性があり、自動で閉鎖可能なものは閉鎖、その他のものは開放、防潮堤は、津波が越流した場合に破堤する条件で想定されている。

また、この想定は、最悪の条件下において発生した地震を推計したもので、その発生頻度は極めて低く、次回南海トラフ沿いで起こる地震や津波がこの想定どおりとは限らない。また、これよりも大きい津波が起こる可能性も残っている。

【南海トラフ地震津波による被害想定（西宮市抜粋）】

項目			被害数量等
建物被害	全壊棟数 (うち、津波による内数)		738 棟 (334 棟)
	半壊棟数 (うち、津波による内数)		14,824 棟 (8,324 棟)
人的被害	死者数 (うち、津波による内数)		7,664 人 (7,648 人)
	負傷者 (うち、津波による内数)		4,947 人 (4,431 人)
	避難者数(当日)		31,479 人
ライフライン	上水道	断水人口(1日後)	82,150 人
	下水道	支障人口(1日後)	470,582 人
	ガス	供給停止戸数	0
	電力	停電軒数(1日後)	2,638 軒
	固定電話	不通回線数(1日目)	8,814 回線
	携帯電話	不通ランク(1日目)	B(つながりにくい)
災害廃棄物	発生量		130 千トン
インフラ	道路	浸水域の被害箇所数	10 箇所
		浸水域外の被害箇所数	72 箇所
	鉄道	新幹線の被害箇所数	2 箇所
		在来線等津波浸水域の被害箇所数	5 箇所
		在来線等津波浸水域外の被害箇所数	53 箇所

【参照データ】

兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定（平成26年6月3日公表）

※人的被害が最も多い冬早朝5時の情報

（2）地下空間の浸水

地下空間（ビルの地下、地下街、地下鉄、地下駐車場等）が浸水し、店舗、給電施設、コンピューター制御施設、動力施設、車両等の水損が生じるおそれがある。

（3）船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等の場合、火災、爆発の危険性もある。

（4）瓦礫等の大量発生

津波で浸水した地域では、揺れによる家屋の倒壊に伴う瓦礫に加え、海底から打ち上げられたヘドロに埋まる。また海域では浮流物が生じるおそれがある。

（5）津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

4 西宮市の被害、状況の推移

地震発生直後・・・3分・・・15分・・・津波到達(112分)・・・津波警報等解除(1日程度)・・・					
地震	市内全域で震度5弱から震度6弱の揺れが3分程度続く	揺れが収まっても、長周期の揺れにより、高層マンションなどの高い建物には揺れが継続		震度4～5強の余震が継続	→
津波	約3分後：大津波警報発表	約15分後：津波警報更新報発表(予想される津波の高さを発表)	(約43～65分後に、淡路島へ津波が到達) (約90分後に、神戸市へ津波が到達)	鳴尾御影線より海側で広く浸水し、繰り返し津波が来襲	・津波警報等の解除 ・ゼロメートル地帯を中心に長期浸水が発生
建物	・地震の揺れや液状化により、耐震性の低い木造住宅を中心に全壊・半壊が発生 ・商品やOA機器、家具等が落下、転倒	・高いビルの窓ガラス等の落下が発生 ・急傾斜地の一部で土砂災害が発生 ・エレベーターが緊急停止し、一部で閉じ込めが発生	一部の倒壊家屋等から火災が発生するが延焼拡大の可能性は低い	津波により沿岸部の浸水域で床上・床下浸水、あるいは一部流出が発生	余震に伴い、建物被害が拡大
道路	・路面に亀裂や陥没が発生 ・走行中の自動車が一齐に停車し大渋滞が発生 ・建物やブロック塀、電柱等の倒壊により道路閉塞が発生 ・液状化によりマンホールが飛び出す ・踏切が閉じた状態のままになる	停電により信号機が機能せずに渋滞や混乱が発生	・避難者が一齐に避難することにより車道、歩道ともに渋滞が発生 ・大規模集客施設の周辺を中心に、歩道に避難者があふれる ・国道43号など幹線道路の横断に支障が生じる	・阪神高速は点検のため封鎖となるが、徐々に緊急車両が通行 ・浸水による通行不能で大渋滞が起こり、緊急車両の通行に支障が発生	阪神高速の出入り口周辺で緊急車両の渋滞が発生
ライフライン	・多くの地域で停電が発生 ・固定電話がつながりにくくなる ・公共交通機関は全て運転停止	・水道の断水が発生 ・全域の下水道に支障が発生 ・携帯電話、インターネットがつながりにくくなる			・応急給水開始 ・避難所等に特設公衆電話や移動中継局の配備が始まる ・浸水影響のなかった鉄道が徐々に運転再開
避難場所		津波避難ビルや高い建物に人が避難し始める	収容人数の少ない津波避難ビルなどで避難者があふれ、津波避難ビルを探す避難者が始まる		・自宅が被災した避難者は、避難所へ移動する ・食料、水、毛布等の物資が不足し、配布方法等の作業も困難となる
その他被害				・沿岸部が浸水する浸水域では船舶やがれき等が漂流・堆積する。自動車等から漏れたガソリンで火災の危険性が高まる ・津波の第1波が収まったのを受けて自宅や職場の状況を見に戻り、繰り返し来襲する津波に巻き込まれる人が発生	公共交通機関や道路損傷等により、多くの帰宅困難者が発生

出典：「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」、「市町津波避難計画策定の手引き」（兵庫県）

～兵庫県での津波の状況（兵庫県地域防災計画）より～

兵庫県で観測された津波の主なものは、次の各表のとおりである。

検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるが、古文書による次の記述にみられるように、ここに掲載した事例を上回るような津波があったことに留意する必要がある。

「日本被害津波総覧」によれば、1854年12月24日の安政南海地震津波の被害として「大阪では木津川・安治川の26の橋破壊、水死341人、道頓堀で路上に潮溢れ、東堀まで泥水上がる。堺では川筋に船流れ込み、橋8箇所崩壊。尼崎では内川の水面1丈余増し、死者100余人、流失家屋60棟・・・」の記録があり、また、「兵庫県災害誌」（昭和29年）によれば、昭和21年12月21日の南海地震で観測された津波の高さは、次表のとおりである。

地 震			津波（最高波高）
発生年月日	地震名	震 源	
昭和21年12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm 由良町 100cm 灘村 150cm 沼島村 150cm 阿万町 150cm 志筑町 100cm

神戸地方気象台等による検潮記録については、第3表に掲げる。

番号	地震			津波（最高波高）	
	発生年月日	地震名	震 源	神戸港	洲本港
1	昭和27年11月4日	カムチャツカ地震	カムチャツカ半島南東沖	記録なし	19cm
2	昭和35年5月23日	チリ地震	チリ沖	56cm	59cm
3	昭和38年10月13日	択捉島沖地震	択捉島南東沖	10cm	3 cm
4	昭和39年3月28日	アラスカ地震	アラスカ南部	23cm	14cm
5	昭和40年2月4日	アリューシャン地震	アリューシャン列島中部	8 cm	4 cm
6	昭和43年4月1日	日向灘地震	日向灘	11cm	5 cm
7	昭和58年5月26日	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54cm)	
8	平成5年7月12日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(舞鶴 70cm)	
9	平成7年1月17日	兵庫県南部地震	大阪湾	6 cm	-
10	平成16年9月5日	なし	三重県南東沖	5 cm	-
11	平成21年1月4日	なし	インドネシア・パプア	8 cm	-
12	平成22年2月27日	なし	チリ中部沿岸	21cm	19cm

兵庫県南部地震は欠測時間があり、記録された中での最高波高であり、実際の高さはこの記録より高い可能性がある。

第2章 予防対策計画

第1節 地震・津波に対する体制整備

【趣旨】

突発的で広域的な被害が想定される津波の場合、緊急連絡による情報伝達や防潮門扉等の閉鎖、さらに、住民等のすみやかな避難が非常に重要となるため、時間的余裕が少ないことを前提として市及び関係機関の防災組織及び防災体制を構築することが必要である。

このため、津波発生時における防潮門扉の閉鎖体制の確立を図るとともに、平常時より防災研修及び防災訓練を通じて迅速な初動体制がとれる組織づくりを目指す。

1 市等の体制整備

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】全局

(1) 市の体制

自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。また、南海トラフ地震津波浸水想定区域以北の避難所や備蓄庫等について南海トラフ浸水区域からの避難者に対しての受入れ態勢を検討する。

(2) 消防職員、消防団員等の安全管理

津波災害対応時の消防職員、消防団員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底する。

- ① 職員・団員等も身に危険が迫れば退避する。
- ② 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
- ③ 訓練等により出勤・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- ④ 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

(3) 消防団の充実強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に県と連携して取り組む。

2 物資等の備蓄

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、保健所、消防局、上下水道局、環境局

【関係機関】兵庫県

物資等の備蓄については、「第2編第2章第12節 備蓄体制等の整備」による。

3 人員等を配備

【担当局】全災対局

人員の配備については、「第2編第2章第1節 組織体制の整備」による。

4 情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、政策局、消防局、財務局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会

津波災害に関する正確な情報を入手し、住民に対する迅速かつ適切な広報活動を行う。また、発生予測が困難な地震津波災害に対して、24時間即応体制や非常参集体制の整備を進める。

(1) 情報通信システムの強化、多重化

情報通信システムの強化、多重化は、「第2編第2章第4節 情報通信機器・施設の整備・運用」による。

(2) 市民への広報システムの整備

市民への広報システムの整備は、「第2編第2章第4節 情報通信機器・施設の整備・運用」による。

また、釣り、サーフィン、ヨットなどの海浜等利用者（以下「海浜等利用者」という）や海浜周辺の関係業者には、平時から県とも連携し、注意喚起看板等による津波災害の広報・周知を行い、併せて自らの情報収集についての必要性も啓発する。

(3) 要配慮者への対応体制の整備

要配慮者への連絡及び避難体制の整備については、「第2編第2章第15節 要配慮者支援対策の充実」による。

5 防潮門扉等の閉鎖体制整備

【担当局】土木局、総務局、上下水道局

【関係機関】兵庫県

(1) 防潮門扉管理体制の強化・充実

県所管の防潮門扉、水門等（以下、「海岸保全施設」という。）が市内に35箇所あり、県は次のような対策を進めている。

また、その内の1箇所は市が県から管理操作委託を受けている。

資料8-10「海岸保全施設」参照

ア 海岸保全施設の遠隔操作化・電動化等

県は、津波防災インフラ整備計画に基づき、海岸保全施設（陸閘等）の遠隔操作化・電動化及びスロープ化を促進し、閉鎖の迅速化と関係機関（以下、「操作責任者等」という。）の負担軽減に努める。

イ 海岸保全施設における市の閉鎖体制

管理操作受託の2施設の閉鎖体制だけでなく、県所管施設の閉鎖、閉鎖確認パトロールなどについてもバックアップ体制の確立に努める。また、閉鎖確認等については可能な範囲で住民協力を求める。

ウ 海岸保全施設閉鎖の励行

操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で海岸保全施設を開放する必要があるときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

エ 海岸保全施設の管理

県は、陸閘、樋門の機能管理に努めるとともに、関係者が操作方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

オ 海岸保全施設の閉鎖器具及び閉鎖手順マニュアルの配備

閉鎖に係る協力を求める防災関係機関等に対して、海岸保全施設の閉鎖に必要な器具及び閉鎖手順マニュアルを配布し、その操作方法等について必要な指導と助言を行う。

(2) 水門等施設管理体制の強化・充実

水路治水課は、次の市内河川の水門等について、県との協定等に基づき、津波警報及び注意報が発令された場合における施設操作体制を整備し、降雨状況等を考慮の上、閉鎖あるいは必要に応じポンプ排水等の操作を行う。

河川 水路名	名 称	形状・寸法	所在地	開閉 責任者	備考
東川	東川水門	鋼製ローラーゲート 高さ 4.7m 巾 13.75m × 2 門	東浜町 今津西浜町	水路治水課	県より管理受託
新川	新川水門	鋼製ローラーゲート 径間 9.0m 高さ 5.1m × 2 門	今津巽町 今津真砂町	〃	県より管理受託
堀切川	堀切川水門	鋼製ローラーゲート 径間 6.60m 高さ 3.1m	大浜町 芦屋市大東町	〃	県より管理受託
久寿川	久寿川 第2 ポンプ場水門	铸铁製スライドゲート 高さ 3.26m 巾 2.15m	今津巽町 今津久寿川町	下水ポンプ 施設課	市施設 (常時閉鎖)

資料 6-2 「堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照
資料 6-3 「東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

(3) 民間企業所有の防潮門扉管理体制の整備

市内には、民間企業所有の防潮門扉が1箇所あるため、津波発生時における情報連絡及び閉鎖体制について、防潮門扉の所有者、県及び関係機関と協議を図る。

(4) 海岸保全施設の閉鎖体制の周知

閉鎖体制について、自主防災組織・自治会等へ周知を図る。

6 南海トラフ地震防災対策計画の作成推進

【実施主体】事業者等

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の第7条の規定に基づき、津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域内の病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設、学校、社会福祉施設を管理・運営する者、一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）、水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等は、津波から利用客や従業員などを守るために、南海トラフ地震防災対策計画（以下、「対策計画」という）を作成して津波に関する防災対策を講ずる必要がある。

また、対策計画作成において、「西宮市津波避難行動指針」等を参照するとともに、以下の事項を基本とし作成する。

（1）津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波に関する情報が確実に伝達されるよう、伝達経路・方法等を明示するとともに、的確な避難を実施するための避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策や応急対策の実施要員の確保等を明示する。

（2）防災訓練に関する事項

大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努め、その実施内容、方法等について明示する。この場合において、他の事業者等と共同して訓練を実施するよう配慮するとともに、地域住民等の協力や参加を得るよう留意する。

また、国、県、市等の連携を図りながら、県や市及び防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意する。

（3）地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

職員等が果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するために、その実施内容、方法等について明示する。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

【趣旨】

津波からの防護のための堤防、水門、陸閘など、河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

1 施設整備等の方針

河川、海岸及び港湾の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定しその浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤等の耐震性の点検や整備、既存防潮堤の強化、既存水門、陸閘の確実な閉鎖に向けた自動化、遠隔操作化及び電動化の施設整備、防潮水門の整備等を推進する。

河川、海岸及び港湾の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行う。

また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるにあたっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

河川、海岸及び港湾の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

河川、海岸及び港湾の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場適地（ホイスト地点を含む）等の整備を行う。

津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、同報無線等の整備を行う。

2 津波防災インフラ整備について

南海トラフ地震の対策として、県は津波防災インフラ整備計画（平成27年6月）に基づき、最大クラスの津波等により甚大な浸水被害が想定される地区として、尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区、西宮・今津地区）を重点整備地区に設定し、兵庫県沿岸部の特性に応じた津波対策を進めている。この津波対策は令和5年までに完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。

【津波防災インフラ整備計画の主な事業内容】

①発生頻度が高い津波への対策	②最大クラスの津波への対策
ア 津波防御対策 (1)防潮堤等の整備（高さの確保、健全性の保持） (2)陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖（自動化・遠隔操作化・電動化） イ 避難支援対策 (1)県民へのリアルタイム情報の提供（港内監視カメラ画像など） (2)防災意識の向上・防災学習の普及（海拔表示シートの設置など）	ウ 既存施設強化対策 (1)防潮堤等の越流対策・引波対策（基礎部の洗掘対策） (2)防潮堤等の沈下対策（液状化対策としての地盤改良） (3)防潮水門の耐震対策（門柱の耐震補強等） エ 津波被害軽減対策 (1)津波越流範囲の縮小（防潮水門の下流への移設） (2)排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）

3 孤立防止対策

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

南海トラフ地震により孤立が懸念される集落におけるヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行う。

第3節 避難対策等

【趣旨】

津波からの避難対策等について定める。

1 津波に強いまちづくりの推進

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】兵庫県

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所や津波避難ビルの整備等により、津波に強いまちの形成を図る。

2 津波避難対象地域

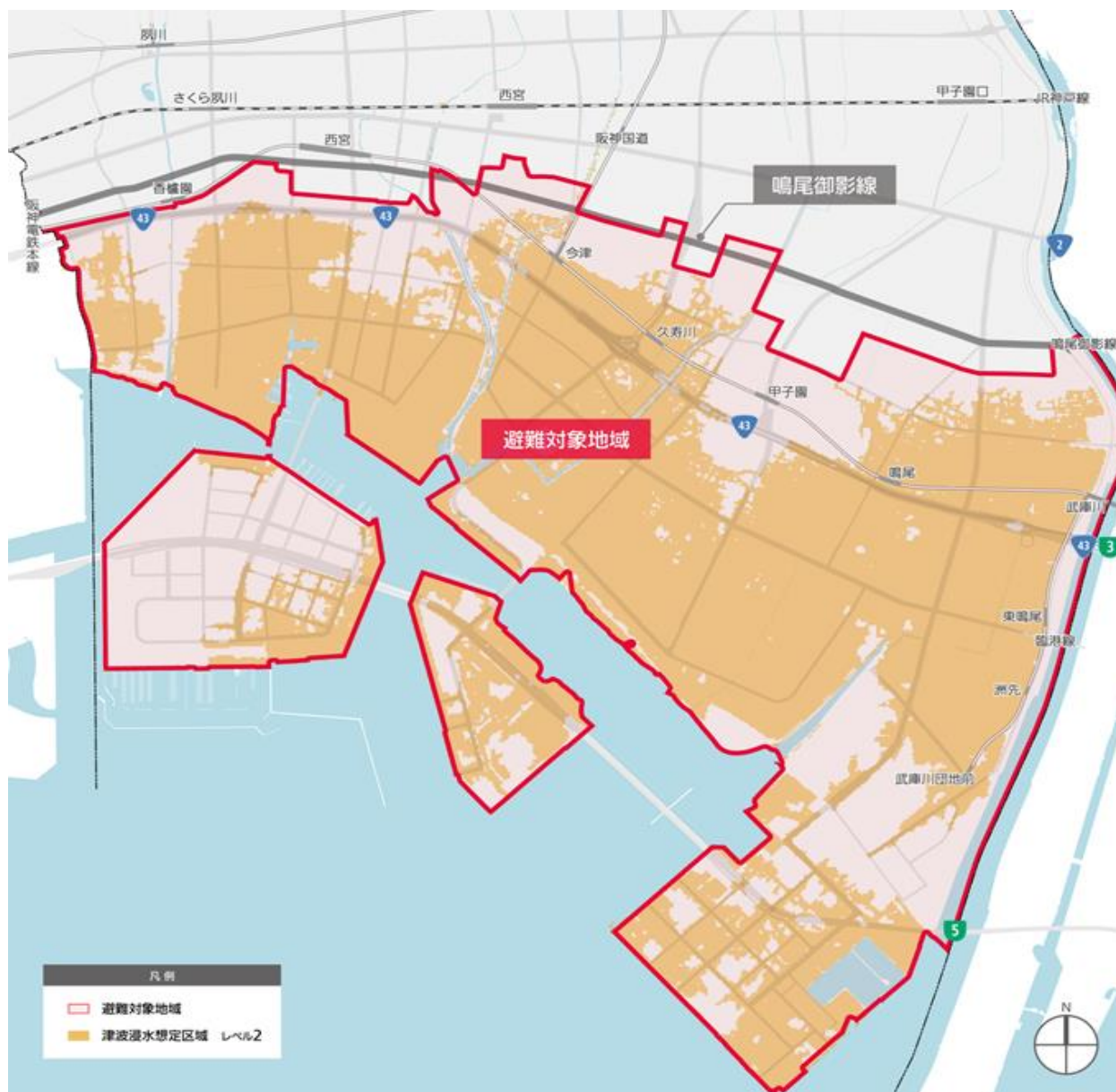
兵庫県が設定した津波浸水想定区域に基づき、原則として津波浸水想定区域を含む町を「避難対象地域」とする。なお、津波浸水の想定は、推定や予測の上で限界があるため、安全側に考え、避難対象地域は広めに設定している。

瀬戸内海沿岸に津波警報又は大津波警報が発表された場合、この避難対象地域を基本に避難指示を発令する。その際、避難対象地域の居住者等はすみやかに避難行動をとる。

【津波避難対象地域】

町名（五十音順）
上鳴尾町、朝風町、荒戎町、池開町、石在町、泉町、市庭町、今津曙町、今津上野町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出在家町、今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、今津山中町、上田中町、上田西町、上田東町、枝川町、大浜町、学文殿町1～2丁目、笠屋町、上葭原町、川添町、川西町、川東町、久保町、鞍掛町、甲子園六番町、甲子園七番町、甲子園八番町、甲子園九番町、甲子園綱引町、甲子園浦風町、甲子園洲島町、甲子園高潮町、甲子園町、甲子園浜1～3丁目、甲子園浜田町、甲子園春風町、甲子園六石町、小松北町2丁目、小松町1～2丁目、小松西町1～2丁目、小松東町1～3丁目、小松南町1～3丁目、里中町1～3丁目、下葭原町、社家町、染殿町、高須町1～2丁目、建石町、津門川町、津門呉羽町、津門住江町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、中浜町、中葭原町、鳴尾町1～5丁目、鳴尾浜1～3丁目、西宮浜1～4丁目、西波止町、花園町、浜甲子園1丁目～4丁目、浜町、浜松原町、浜脇町、東鳴尾町1～2丁目、東浜町、東町1～2丁目、古川町、掘切町、本町、前浜町、南甲子園1～3丁目、宮前町、武庫川町、用海町

資料 11-6 「南海トラフ地震津波浸水想定区域」参照



[津波浸水想定条件]

満潮時に津波が到達するとして、地殻変動、地震による河川・海岸等の構造物の沈下を考慮し、防潮門扉は耐震性があり、自動で閉鎖可能なものは閉鎖、その他のものは開放、防潮堤は、津波が越流した場合に破堤する条件で想定されている。

また、この想定は、最悪の条件下において発生した地震を推計したもので、その発生頻度は極めて低く、次回南海トラフ沿いで起こる地震や津波がこの想定どおりとは限らない。また、これよりも大きい津波が起こる可能性も残っている。

3 迅速な避難のための備え

【担当局】政策局、総務局、土木局

【関係機関】兵庫県

(緊急避難場所、津波避難ビルの指定)

津波の到達時間までに、津波避難対象地域外に避難することが困難な水平避難困難地域の住民等は、一時的に津波の危険から生命を守るために耐震性を有した堅固な最寄りビルの3階以上に一時的に緊急退避する必要がある。そこで、本市では津波避難対象地域にある3階建て以上の堅固な建物である(RC造かSRC造で新耐震基準のもの)公共施設、UR、民間マンション等を「津波避難ビル」として指定している(津波避難対象地域外も一部指定を行っている)。なお、津波避難ビルは一時的な避難場所であり、津波が終息し避難行動の安全性が確保された段階で、避難所等へ避難する。

資料8-2「緊急避難場所等」参照

(1) 啓発・注意喚起サインの整備

津波災害に対する注意喚起看板や地盤高表示看板等の整備を図り、日ごろからの啓発及び津波避難時に利用する。また、津波避難ビルに指定した施設に対しては、明示する看板を表示し、住民に周知する。

(2) 避難路、避難経路の設定

住んでいる場所や自らが置かれている状況に応じて、最適な避難経路は異なる。そのため、津波発生時の避難経路は、幅員の広い道路を目安として、避難先までの経路を避難者自らが選択する。

資料8-7「主な避難路位置図」参照

(3) 避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩又は自転車とする。車での避難は、地震による家屋の倒壊や道路損傷などにより渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われる危険性があり、また狭い道路で車が立ち往生した場合は、徒歩等で避難している人の妨げになる可能性もある。

資料8-1「避難所等」参照

資料8-2「緊急避難場所等」参照

ア 避難方法の種類

津波から“命を守る”ためには、より早く安全な場所へ避難することが何よりも大事であるが、適切な避難方法は避難者自らが置かれている状況（住んでいる建物・地域、家族構成等）や地域特性によって異なる。そのため、これらを考慮して、津波到達時間 112 分までに避難を終えるよう、次のいずれかの避難行動をとる。

【津波から“命を守る”ための3つの避難方法】

避難方法	行動
水平避難	鳴尾御影線より北側へ避難する 津波が到達しないと想定されている場所（避難対象地域外）まで、徒歩又は自転車で避難する。 
垂直避難	津波避難ビルなどの“3階以上”へ避難する 津波避難ビルや鉄筋コンクリート造などの建物の3階以上へ、一時的に避難する。 
自宅等待避	鉄筋コンクリート造などの“3階以上”に居る場合は、その場にとどまる 地震による建物の損傷・火災や周辺の火災がないなど、その建物の安全が確保できた場合は、その場にとどまる。 

イ 水平避難の考え方と注意点

水平避難は、津波が届かない場所まで避難することで想定外の津波に対しても、一定柔軟に対応できること、また、津波終息後の行動の容易さを考えると、最も有効な避難行動といえる。

（ア）水平避難の目標地点

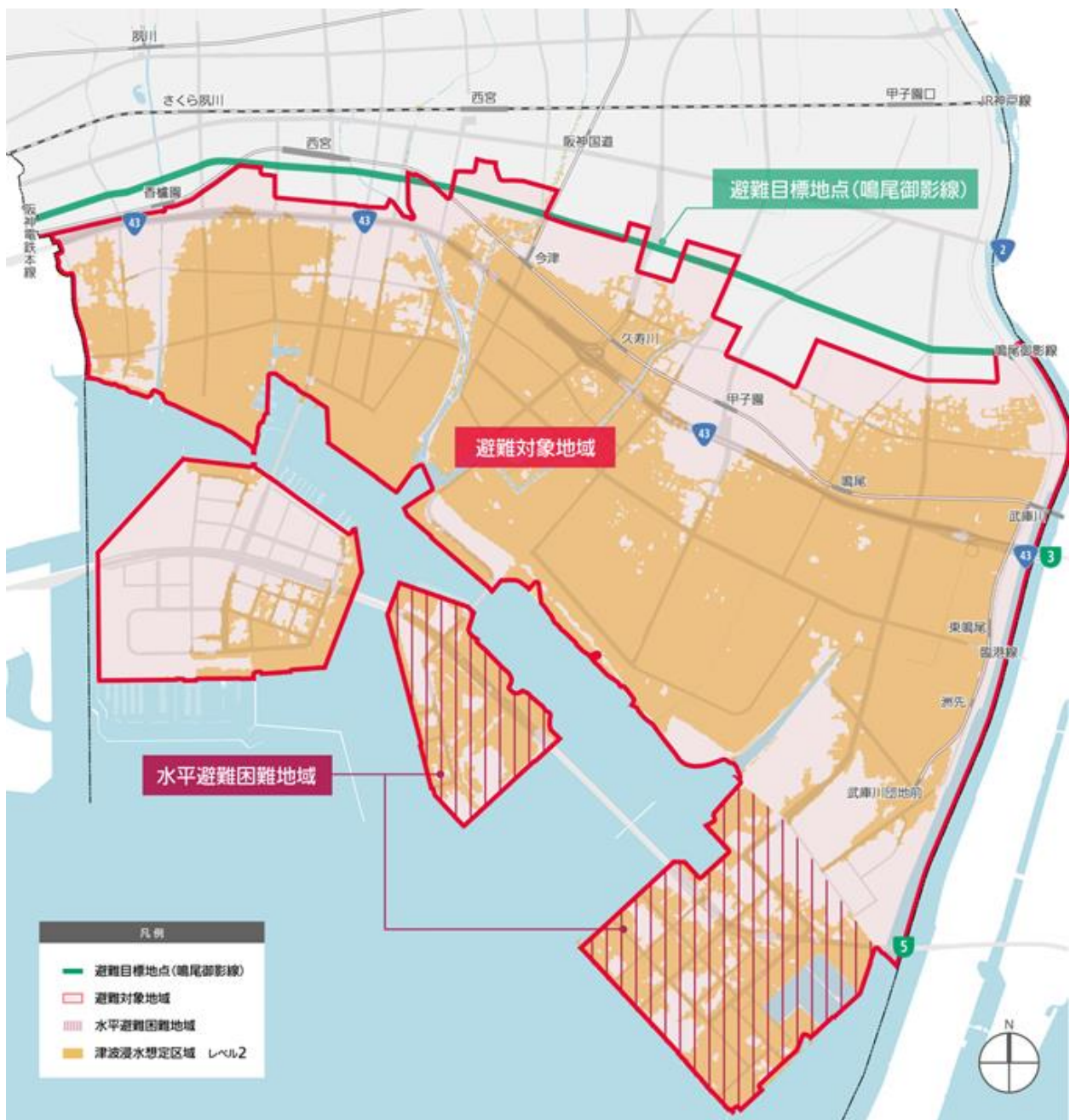
水平避難の目標地点は、津波避難対象地域の範囲、現地での分かりやすさ等を考慮して「鳴尾御影線」と設定する。水平避難を行う避難者は、避難目標地点である「鳴尾御影線」より北側を目指して避難を行う。

(イ) 水平避難が困難な地域

南海トラフ地震による津波が西宮市に到達するまで（避難可能時間）に、避難目標地点である鳴尾御影線へ通じる主な幹線道路を通して、徒歩で避難対象地域外へ到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を、水平避難が困難な地域として「水平避難困難地域」と設定する。水平避難困難地域内の住民等は、津波避難ビルや鉄筋コンクリート造などの3階以上への垂直避難又は自宅等待避を考える必要がある。

【水平避難困難地域】

町名（五十音順）
甲子園浜1丁目、甲子園浜2丁目、鳴尾浜1丁目、鳴尾浜2丁目、鳴尾浜3丁目



ウ 垂直避難の考え方と注意点

垂直避難は、水平避難困難地域や、自力での徒歩避難が困難な者、また、逃げ遅れた者に有効な避難行動といえる。

ただし、垂直避難には、建物自体が火災にあう、避難の長時間化や孤立などさまざまなリスクがある。

エ 自宅待機の注意点

津波発生時、マンションなどの3階以上に住んでいる方やその場に居る方は、その場にとどまることも避難の一つとなるが、津波避難ビルなどの垂直避難と同様、建物自体が火災にあう、津波が引いた後に孤立するなど、さまざまなリスクがある。

自宅等待避は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物のみが対象となる。しかし、新耐震基準を満たした建物であっても、地震発生後の安全確認によっては、その建物から立ち退く必要がある。

(4) 住民の対応

避難対象地域内の居住者等が、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう啓発に努める。

(5) 避難誘導を実施すべき機関の対応

南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定める。

(6) 観光地等の利用者への対応

観光客や海水浴客等、地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく。

観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や指定緊急避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。

(7) 日本語が不慣れな外国人への対応

県、市は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導する。

(8) 港湾・漁業関係者等の避難対策

県、市は、港湾における就労者等の避難に関して、港湾関係事業者等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導する。

(9) 船舶・漁船等の港外退避等

海上保安本部、県、市等は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶及び船舶所有者等の関係者に周知する。

(10) 海浜等利用施設の避難計画

海浜等利用者等が多数利用する施設の管理者と、海浜等利用者等への情報伝達及び避難誘導対策について協議を行い、施設管理者が避難計画や避難方法を定めるよう指導する。

また、施設管理者が避難計画を作成する際は、「西宮市津波避難行動指針」を参照するものとする。

4 地下空間の浸水対策

【担当局】総務局

津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図る。

南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下街等の管理者に対して、止水板の設置、土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言する。

第4節 交通対策

【趣旨】

津波災害に対する海上の対策を定める。

1 海上

【担当局】総務局

【関係機関】海上保安庁、兵庫県

海上保安本部、県、市は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、県は、次のような事態に対する安全確保について西宮海上保安署等の関係機関と協力し、事業者に要請する。

- ① 海岸保全施設等に船舶等が衝突するなどの関連する二次災害の事態
- ② 流出油等による海上汚染や火災等の発生
- ③ 漂流物による海上輸送活動の支障

第5節 市が管理又は運営する施設等に関する対策

【趣旨】

市が管理する公共施設等における津波避難に関わる対策について定める。

1 不特定多数の者が利用する施設

【担当局】施設管理者

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定める。

なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物 等

（1）各施設に共通する事項

ア 津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること
- ② 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 応急対策を実施する組織の確立

ウ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

エ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

オ 出火防止措置

カ 水、食料等の備蓄

キ 消防用設備の点検、整備

ク 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

ケ 防災訓練及び教育、広報

コ 学校等における、避難の安全に関する措置や保護を必要とする幼児・児童・生徒等に対する措置

(2) 個別事項

ア 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずる。

イ 病院、療養所、診療所等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。

ウ 学校等

次の措置を講じる。

- ① 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置（児童、生徒の保護者への引渡方法）
- ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ③ 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入等

エ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じる。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

【担当局】財務局

災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 市が管理・運営する事業に対する措置

【担当局】上下水道局

直接管理・運営する水道事業において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて民間事業者等が作成することとなっている南海トラフ地震防災対策計画に準じた計画を作成しており、今後県が計画を改訂した場合には適宜対応するよう改編する。

4 工事中の建築物等に対する措置

【担当局】土木局

工事中の市建築物その他の工作物又は施設について、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断することとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

5 排水施設の整備

【担当局】上下水道局

内水排除に係る下水道施設等に関しては、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置について検討する。

また、必要であれば施設の改修を行う。

- ① 施設の管理上必要な操作
- ② 非常用発電装置の準備
- ③ 点検その他所要の被災防止措置

第6節 建築物等の耐震化の推進

【趣旨】

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

1 建築物耐震化の総合的推進

【担当局】都市局

令和8年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で97%とすることなどを目標とする「西宮市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。

2 長周期地震動への対応

【担当局】都市局

「第2編第4章第2節 都市の防災構造の強化」の定めるところによる。

3 その他

その他建築物の耐震性強化に関する事項は、「第2編第4章第3節 建築物等の耐震性の確保」の定めるところによる。

第7節 地域防災力の向上

【趣旨】

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

1 家庭での防災対策

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

住民が、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう啓発に努める。また、津波避難対象地域（概ね鳴尾御影線以南）の住民等は、西宮市津波避難行動指針や訓練などを通じて、自らが置かれている状況（住んでいる建物・地域、家族構成等）などに適した津波避難について考え、津波時の避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等が記載された津波避難計画の作成に努める。また、作成した計画の内容について、訓練などを通じて平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに心掛ける。

2 地域での防災活動

住民が、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう啓発に努める。その具体的な内容については、「第2編第3章第2節 自主防災体制の整備」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者について、対策計画等に基づき対策を実施するよう啓発に努める。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図るよう啓発に努める。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進を図るよう啓発に努める。その具体的内容は、「第2編第3章第4節 企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

4 市の措置

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

（1）地域防災力の向上

自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、「第2編第3章 市民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

（２）西宮市津波避難行動指針の周知

市民や地域団体、事業所、市内在勤者など（以下、「住民等」という）の方々が“命を守る”ために、地域の状況に応じた適切な津波避難の方法を自ら考えることを目的として、市の地域特性や被害想定、東日本大震災の教訓を参考にして、平成29年8月に「西宮市津波避難行動指針」を策定した。この指針は、これまでJR神戸線以南としていた避難対象地域を概ね鳴尾御影線以南に改めているほか、避難の考え方「水平避難」「垂直避難」「自宅等待避」について記載している。

この指針を自主防災組織・自治会等を通じ、住民等へ周知を図り、津波避難計画の作成を推進する。

（３）各地区に合わせた避難計画・避難マップの策定推進

南海トラフ地震津波浸水想定区域にて浸水があった場合を想定して、地域住民と協働して各地区の実情に合わせた避難計画及び避難マップの作成を推進する。

（４）啓発活動及びリーダー育成

自主防災組織・自治会等と協働して、各種啓発活動等を実施し、日頃からの津波防災への取り組みや地域における防災活動の核となるべきリーダー育成を推進する。津波に対しては「早く」逃げる事が重要であり、率先して逃げる「率先避難者」の確保に努める。

第8節 防災訓練計画

【趣旨】

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

1 防災訓練等の実施

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。

上記の防災訓練は、年1回以上実施する。

上記の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。

県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実戦的な訓練を行う。

- ① 動員訓練及び本部運営訓練
- ② 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- ③ 防潮扉等閉鎖訓練
- ④ 警備及び交通規制訓練
- ⑤ 要配慮者、滞留旅客等の避難誘導訓練

県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言を行う。

県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行う。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
- ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練

津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、自主防災組織等の訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努める。

想定される津波災害に対しては、閉鎖体制及びその支援体制の確立を目的とした防災研修、実動及び図上訓練を実施し、課題を検証する。

2 津波避難訓練の実施

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

県・防災関係機関と協力して、地区内の住民及び事業所と連携した津波避難訓練を実施し、被害の最小化を目指した津波防災体制を構築する。また、訓練では情報伝達訓練や海岸保全施設閉鎖訓練等を行い、その結果を検証して関係者の意識と技術の向上を図る。

津波対策の推進に関する法律では、11月5日を「津波防災の日」としており、その主旨にふさわしい行事

の実施が求められている。市は、津波避難訓練の実施を含めた啓発を検討する。平成25年1月27日に実施した「にしのみや津波ひなん訓練」のように住民主体の訓練を通じて、避難経路や避難時間等を避難者自らが確認する。併せて、「西宮市津波避難行動指針」を活用し、住民等自らにより訓練等で確認した避難場所や避難経路等を記載した最適な津波避難計画の作成に努める。

また、学校園においても、津波警報発令を想定した避難訓練などを導入し、併せて海辺での校外学習の機会を利用した、津波防災学習や避難訓練を検討する。

3 学校における津波防災訓練の実施

【担当局】教育委員会、総務局

【関係機関】兵庫県

避難対象地域に所在する学校は、津波警報発表を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を進める。

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。

避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップのある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【趣旨】

地震対策上必要な教育及び広報について定める。

1 住民等に対する教育及び広報

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】関係機関

津波から身を守るためには、一人ひとりが津波の危険性や対処方法などの基礎知識を持ち、自らが置かれている状況などに適した避難行動を取ることが重要である。

このため、日頃から市民に対して、津波ハザードマップや「西宮市津波避難行動指針」等を通じて津波の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて津波に関する知識を普及するよう努める。

域内外の居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

市防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ⑧ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
- ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意する。

県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努める。

2 学校園における津波防災教育の推進

【担当局】教育委員会、総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

津波警報時の対応や津波の基礎知識について啓発活動を行う。

(1) 教員に対する教育

- ① 津波災害についての対処方法などを、EduNet等を活用した、基礎知識の防災学習を進める
- ② 関係機関は、研修等を通じて課題を検討し、学校安全マニュアルを整備・推進していく

(2) 児童・生徒・保護者に対する教育

小学校、中学校、高等学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- ① 過去の地震及び津波災害の実態
- ② 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ③ 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- ④ ハザードマップの作成、災害図上訓練（DIG）等を保護者、地域住民と共に取り組む等、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

【担当局】総務局

防災上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

4 職員に対する教育

【担当局】全局

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むもの。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

5 相談窓口の設置

【担当局】総務局

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第3章 応急対策計画

第1節 災害対策本部等の設置

【担当局】災対統制局、災対総務局

【実行局等】全災対局、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

市、その他の防災関係機関の災害発生時の防災組織について定める。

1 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに西宮市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

(→「第3編第2章第1節 組織の設置」の項を参照)

なお、災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、「第3編第2章第1節 2 災害対策（警戒）本部の設置・廃止」に準じ適切に行う。

2 災害対策本部を運営する

災害対策本部の組織運営、動員及び事務分掌は、「第3編第2章第1節 4 災害対策本部の運営」に準じ適切に行う。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第2節 災害応急対策要員の動員

【担当局】災対総務局

【関係局等】全災対局

【趣旨】

市、その他の防災関係機関における職員の動員（参集・配備）体制について定める。

1 市の動員体制

（→「第3編第2章第2節 動員の実施」の項を参照）

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第3節 地震発生時の応急対策

【担当局】全災対局

【関係局等】兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、港湾管理者、防災関係機関

【趣旨】

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。発災直後には、市は、ここに定める事項のほか、南海トラフ特措法により定められた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下、「具体計画」という。）」等に基づき、迅速・的確な応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

災害時の通信手段の確保、避難指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、「第3編第2章第3節 情報の収集・伝達」及び「第3編第3章第4節 避難対策の実施」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、堤防、水門、陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関して、「第3編第3章第1節 消火活動等の実施、第2節 救助・救急、保健・医療対策の実施」に準じて行うが下記の点について活動方針を定める。

（1）津波からの避難誘導

「震災津波消防計画」に示した内容に沿って避難誘導を行う。

（2）津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの徹底

消防機関及び水防団員の安全を確保するため、活動は消防局が作成した「震災津波消防計画」で設定した時間を遵守し、速やかに安全な場所に移動する。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

4 物資調達

市、その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。

発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行う。

5 輸送活動

道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行う。なお、阪神淡路地域については、「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき実施する。

その他、輸送活動については、「第3編第3章第3節 交通・輸送対策の実施」に準じ行うが、活動時間の設定等について、関係機関との調整の上、決定する。

6 保健衛生活動・防疫活動・廃棄物活動

「第3編第3章第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」に準じ行うが、津波災害では遺体の長期保存が必要になる場合がある。避難所となる学校の体育館への収容も想定されることから、避難所運営時には配慮が必要である。

また「第3編第3章第12節 廃棄物対策の実施」に準じ行うが、浸水規模によっては大量にガレキが発生する。沿岸部の集積場は液状化及び浸水被害により使用できないことも考えられるため、代替用地の選定や広域連携による取りまとめをする必要がある。

7 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進する。

その他、帰宅困難者対策については、「第2編第2章第11節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

8 二次災害防止等

(1) 陸域

市、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

(2) 海域

海上保安本部、市等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海洋汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じる。

また、港湾管理者、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努める。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

〔災害時業務計画〕各対応計画

第4節 資機材、人員等の配備手配

【担当局】災対物資局、災対総務局

【関係局等】全災対局、兵庫県、防災関係機関

【趣旨】

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

1 物資等の調達手配

必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）の確保状況を把握し、必要に応じて、県に対し当該物資等の供給を要請する。県は、市から要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の払出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとる。

2 人員の配備

人員の配備状況を把握する。県は、必要に応じて、市等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画、物資計画

第5節 他機関に対する応援要請

【担当局】災対統制局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

【趣旨】

市内では対応できない災害になる場合における他自治体、自衛隊等への応援要請について定める。

1 相互応援協定の運用

必要があるときは、他の市町と締結している応援協定に従い応援を要請する。

資料3-1「災害時応援協定一覧(地方公共団体等)」参照

2 自衛隊への災害派遣要請

必要があるときは、知事に自衛隊の災害派遣を要求する。

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、「第3編第2章第4節第1款 自衛隊への派遣要請」の定めるところによる。

3 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 応援要請

必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請する。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請する。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請する。(海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載)

- ① 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ② 支援活動を要請する期間
- ③ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

4 近畿地方整備局との連携

特に緊急を要すると認められるときには、近畿地方整備局との「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等〔リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣を含む〕の支援に努める。

その他、TEC-FORCEの受入れ及び派遣については、「第3編第2章第4節第2款 被害への対応応援」の定めるところによる。

5 消防、警察の広域応援

災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受入体制の確保に努める。

その他、緊急消防援助隊の受入れ及び派遣については、「第3編第2章第4節第2款 被害への対応応援」の定めるところによる。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第6節 津波に関する情報の伝達等

【担当局】災対統制局、災対政策局

【実行局等】災対消防公安局、兵庫県、兵庫県警察、消防庁、気象庁、海上保安庁

【趣旨】

津波に関する情報の伝達について、配慮すべき事項を定める。

1 防災関係機関相互の情報の伝達

県、市その他の防災関係機関は、津波警報等及び避難指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施する。また、市は、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報や阪神南地域より津波が早く到達する地域の情報を的確に把握するため、阪神南県民センター（災害対策阪神南地方本部）、県災害対策本部及び防災関係機関と相互に緊密な情報共有を行う。

2 津波の発生等に関する情報の収集

（→「第3編第2章第3節 情報の収集・伝達」の項を参照）

3 居住者等への情報伝達

その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達する。

（1）災害情報の伝達

関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行う。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難指示に関する情報
- ④ 避難所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

（2）情報伝達の手段

津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて市の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行う。また、広報は以下のような内容を基本とし、状況によって対応する。文案については、東日本大震災の事例を交えて避難に対してより効果的なものを検討し、広報する。

【津波注意報時】；防災行政無線は沿岸部で鳴動

【津波警報時】；防災行政無線は全域で鳴動

- ① 避難呼びかけ（避難行動、避難エリア）
- ② 津波情報、津波予報
- ③ 震源・震度に関する情報
- ④ その他、必要な情報

ア 放送機関の協力による情報伝達

県は、各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

市において、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実施する。

株式会社ベイ・コミュニケーションズと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

ケーブルテレビ、コミュニティ FMとの間で締結している災害情報に関する放送の実施に関する「協定」等に基づき、緊急放送（文字放送等、その他各市町が定める手段によるものを含む）を要請する。

イ 広報車両による情報伝達

より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を実施する。広報車両は原則として市所有の広報車を使用するが、時間的にも、また道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請する。

ウ その他の情報伝達手段の確保

防災行政無線、インターネット、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努める。

広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じる。

エ 自主防災組織との連携による住民への情報伝達

緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努める。

オ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市は、緊急時において日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達を円滑に行うため、あらかじめ西宮市国際交流協会と連携して、その伝達方法や体制を整備する。

4 船舶への津波警報等の伝達

海上保安本部、市等は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努める。

海上保安本部、県、市等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画

第7節 避難対策等

【担当局】災対統制局、災対避難局、災対福祉局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局
【実行局等】災対消防公安局、災対物資局、災対財務局、災対政策局、災対衛生局、兵庫県、兵庫県警察、
自衛隊、西宮市社会福祉協議会

【趣旨】

津波からの避難対策等について定める。

1 避難指示の発令

(1) 避難指示の発令基準

市長は、「第3編第3章第4節第1款 避難の実施」により、津波避難対象地域、及びその他津波被害の恐れがあり特に避難が必要な地域に対して、避難指示を行う。

【避難指示の発令の目安】

ア 津波警報発表時の対応

地震発生後、気象庁本庁（又は大阪管区气象台）より、兵庫県瀬戸内海沿岸への津波警報又は大津波警報の発表があったときには、市長は、すみやかに、津波避難対象地域に対して避難指示を発令する。

なお、各種の情報収集伝達ルートを通じて津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

イ 津波注意報発表時の対応

地震発生後、兵庫県瀬戸内海沿岸への津波注意報の発表があったときには、市長は、海浜にいる者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。
なお、津波の発生状況によっては、避難指示の発令も判断する。

(2) 避難指示の伝達方法

避難指示等の伝達方法は、「第3編第3章第4節 避難対策の実施」に準じて行うが、併せて自主防災組織・自治会等の連絡網による伝達も行う。ただし、連絡により避難が遅れることも考えられることから、最小限に止め、避難を行う。県警察本部、西宮海上保安署等関係機関にも周知協力を求め、避難指示等の周知徹底を図る。

(3) 避難指示の解除

避難指示の解除は、大阪管区气象台による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努める。

(4) 伝達方法

避難指示の解除の伝達は、「(2) 避難指示の伝達方法」による。

(5) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、「第3編第3章第4節 避難対策の実施」に準じ適切に行う。

2 避難誘導

(1) 地域住民の避難誘導

避難指示等が発令されたとき、警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導する。

自主防災組織、施設管理者、事業所の自衛消防組織等は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

(2) 船舶・漁船等の港外退避等

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

3 海岸保全施設等の応急対策

津波発生時には、短時間のうちに防潮門扉等の海岸保全施設と水門を閉鎖する必要がある、特に夜間等通常勤務時間外では閉鎖体制が不十分となることが予想されるため、限られた時間と要員で、的確な防潮対策を講じる必要がある。

このため、海岸保全施設全て（市が管理操作受託している2施設及び県が管理の32施設）と4河川水門施設（市施設の1水門及び市が管理操作受託している3水門）について、気象庁発表により津波予報区「兵庫県瀬戸内海沿岸」に対して津波注意報、警報が発表された場合は、迅速に応急対策活動を実施する。

4 要配慮者の避難支援

他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- ① 災対統制局と災対福祉局の連携のもと、平常時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。
- ② 避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに避難支援等実施者を決めるなどの地域における支援体制を整備して個別避難計画を作成するよう努める。また、本人及び避難支援等実施者の同意を得ることを基本に、必要に応じて計画を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。
- ③ 発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行う。
- ④ 市長より避難の指示が行われたときは、①に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、避難支援実施者の安全が確保された上での可能な範囲で避難支援等実施者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- ⑤ 避難は原則として徒歩か自転車によるが、徒歩や自転車による避難が困難な要配慮者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておく。
- ⑥ 地震が発生した場合、①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。また、社会福祉施設等が福祉避難所となっている場合にあっては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、必要な備品の貸与、備蓄食料の提供など必要な支援を行う。

第8節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

【担当局】災対統制局

【関係局等】全災対局

【趣旨】

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

1 南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する場合への対応

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

2 時間差発生等における円滑な避難の確保等を実施する

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 ア 災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、必要に応じて災害警戒本部を設

置する。

イ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

ウ 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災対消防公安局は火災の防止及び負傷者の救出救護を実施し、市民が津波から円滑に避難できるための措置をとる。

エ 給水関係

必要な飲料水等を供給する体制を確保する。

オ 市が管理又は運営する施設等に関する対策

自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じる。

（4）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

ア 災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

ウ 市のとるべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行う。

3 (参考) 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震にかかる警戒宣言については、平成 29 年度からの「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い発表されないこととなっているが、今後の科学的知見の蓄積により発令される場合もあるため、対応について定める。

(1) 情報の入手・伝達

県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。

- ① テレビ・ラジオ等を通じた情報の入手
- ② 神戸地方気象台からの情報の入手

県は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ各市町に伝達することとする。(その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達系統の一部を利用する)

市は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ一般住民等に広報することとする。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画